

門真市一般廃棄物処理基本計画

素案



令和2年3月 策定
令和6年12月【中間見直し版】

門 真 市

目 次

第1部 総 論	1
第1章 計画見直しの趣旨.....	1
第2章 計画の性格と位置付け.....	2
第3章 門真市の概要.....	4
第4章 計画目標年度.....	8
第5章 計画推進のために.....	8
第2部 ごみ処理基本計画	9
第1章 ごみ処理システムの現状.....	9
第2章 ごみ排出量及び処理量の現状.....	17
第3章 ごみ処理費用の現状.....	29
第4章 ごみ減量化の現状.....	33
第5章 計画改定に向けた課題.....	40
第6章 基本理念.....	44
第7章 ごみ排出量及び処理量の見込み.....	45
第8章 課題解決に向けた方策.....	49
第9章 ごみの適正な処理等に関する基本的事項.....	57
第3部 食品ロス削減推進計画	61
第1章 計画の基本事項.....	61
第2章 食品ロスの現状.....	63
第3章 数値目標.....	71
第4章 基本施策の推進.....	72
第5章 各主体の役割.....	78
第4部 生活排水処理基本計画	81
第1章 生活排水処理の現状.....	81
第2章 生活排水処理における基本的課題.....	87
第3章 生活排水処理計画.....	89
第4章 計画目標年度.....	90
第5章 処理方式別人口及び排出量の見込み.....	90

第6章 収集・運搬計画.....	92
第7章 処理・処分計画.....	92
第8章 凈化槽対策計画.....	92
第9章 生活雑排水対策計画.....	92
第5部 災害廃棄物処理計画	95
第1章 計画策定の趣旨.....	95
第2章 計画の位置付け.....	96
第3章 災害廃棄物処理の基本方針.....	97
第4章 災害廃棄物処理に係る基礎的事項.....	97

卷末資料

1. 策定の経過
2. 諮問書及び答申書
 - 諮問書(中間見直し)
 - 答申書(中間見直し)
3. 門真市廃棄物減量等推進審議会について
 - 門真市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例(抜粋)
 - 門真市廃棄物減量等推進審議会規則
 - 門真市廃棄物減量等推進審議会委員名簿
4. もりぐち・かどまプラスチックごみゼロ宣言
5. 門真市プラスチック削減方針
6. 用語解説
7. ごみ量推計式について
8. ごみ量推計結果等
9. ごみの減量・リサイクル等に関する市民アンケート調査報告書

第1部 総論

第1章 計画見直しの趣旨

門真市(以下「本市」という。)では、令和2(2020)年3月に策定した門真市一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量やリサイクル、適正処理の推進に取り組んできました。本計画の計画期間は、令和2(2020)年度から令和11(2029)年度までの10年間であり、令和6(2025)年度は中間目標年度にあたることから、中間見直しを行うこととしました。

本計画を策定後、約5年が経過する中で、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択されたSDGs(Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標)の持続可能な社会をめざす取り組みや地球温暖化防止、脱炭素社会の実現をめざす動きがますます活発となっております。一方で、世界的に年平均気温や海水温の上昇傾向が続いているほか、激甚化する豪雨災害など気候変動問題が顕在化しており、二酸化炭素排出量の削減に向け、より一層の取り組みの進展が求められています。本市におきましても令和4(2022)年6月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行ったところであり、廃棄物分野では、より一層の廃棄物減量化やリサイクルの推進、ごみ焼却時における熱エネルギーの有効利用などが求められています。

また、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層推進する重要性が高まっていることから、令和4(2022)年4月に「プラスチック資源循環法」が新たに制定されたほか、食品ロス削減を実現するための取り組みが求められるなど、廃棄物処理を取り巻く諸情勢の変化を踏まえ、門真市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しを行うものです。

【SDGs(Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標)】

平成27(2015)年9月にニューヨークの国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

アジェンダには、持続可能な世界を実現するための令和12(2030)年までの国際的な共通目標として、17のゴール(目標)と169のターゲットで構成される「持続可能な開発目標(SDGs : Sustainable Development Goals)」が盛り込まれました。

わが国においても平成28(2016)年12月に「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を策定し、「持続可能で強靭、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者をめざす」というビジョンを掲げました。

門真市一般廃棄物処理基本計画は、「目標3」、「目標11」、「目標12」、「目標13」、「目標14」、「目標15」、「目標17」に関連性のある計画となります。



図1-1 SDGsの17の目標

第2章 計画の性格と位置付け

- I. 本計画は、上位計画である「門真市第6次総合計画」（令和2（2020）年3月策定。以下「総合計画」という。）の一般廃棄物部門の基本的施策を定めた計画であるとともに、廃棄物処理法や循環型社会形成推進基本法との整合性を保つつつ、今後のリサイクル・ごみ処理に関して、ごみゼロ社会をめざし、一般廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進といった排出管理から、ごみやし尿等の収集・運搬、処理、処分までの一般廃棄物処理行政全般に係る基本方針を定めたものです。
- II. 本計画は、一般廃棄物処理実施計画、一般廃棄物処理施設整備計画の策定時の基本指針であるとともに、国・府や近隣市と広域的事業を実施する場合の指針となるものです。
- III. 本計画は、「門真市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例」と相互に補完しあいながら、今後、一般廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、適正な処理を実現していくものです。さらに、容器包装リサイクル法、食品リサイクル法、食品ロス削減推進法、家電リサイクル法、プラスチック資源循環法等との整合性を図っています。
- IV. 本計画に基づき、市民・事業者・本市の三者協働によるごみ減量化・リサイクルの展開、ごみゼロ社会をめざした一般廃棄物処理システムの構築、さらに、本市だけでは実現できない社会経済システムの改革に向けた種々の提案を外に向けて発信していく指針となるものです。

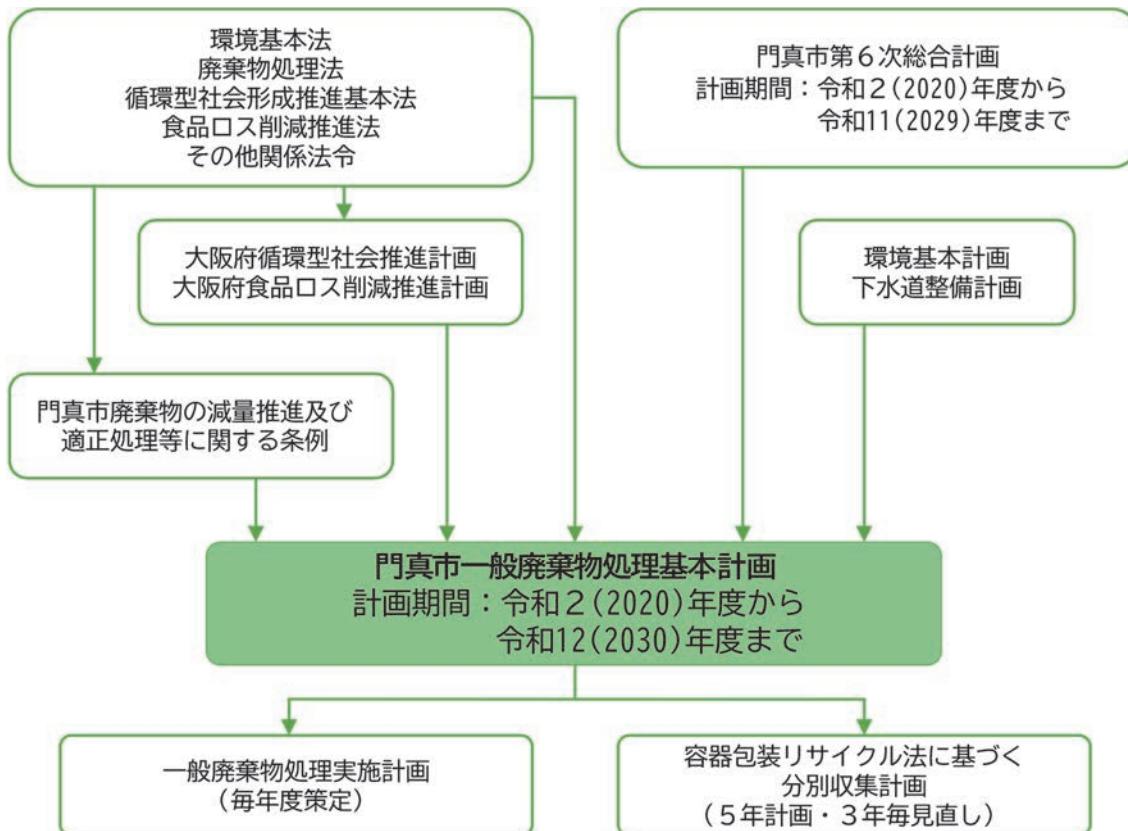


図 1-2 計画の位置付け

【参考】門真市第6次総合計画概要(一般廃棄物処理関連部分の抜粋)

○基本構想

策定年月：令和2(2020)年3月(令和7(2025)年3月改訂)

計画期間：令和2(2020)年度～令和11(2029)年度までの10年間

将来像：『人情味あふれる！笑いのたえないまち 門真』

目標：①出産・子育てがしやすく、子どもがたくましく育つまちの実現
 ②地域の中で活き活きと、健康で幸せに暮らせるまちの実現
 ③安全・安心で快適な住まいと環境のあるまちの実現
 ④誰もが活躍できる賑わいと活気あるまちの実現

人口展望：約108,000人(令和12(2030)年)、約96,000人(令和22(2040)年)

○基本計画

計画期間：令和2(2020)年度～令和11(2029)年度までの10年間

行政分野	基本施策
⑥環境分野	1 地球環境保全 2 生活環境保全 3 快適に暮らせる生活基盤の整備
⑧地域振興分野	3 安全・安心な暮らしを支える体制づくり
⑪危機管理分野	1 危機管理と災害時対策
⑫行政管理分野	4 公共施設の適正管理

注)本計画に関連のある項目のみ抜粋

第3章 門真市の概要

第1節 地理的、地形的特性

本市は大阪府の北東部、大阪市の中心部から10km以内に位置し、東西4.9km、南北4.3km、面積は12.30km²、標高は低く平坦地で、周囲は大阪市、守口市、寝屋川市、大東市と隣接しています。

公共交通は京阪電気鉄道をはじめ、大阪モノレールや大阪メトロ長堀鶴見緑地線、近鉄バス、京阪バス等が通っており、幹線道路は国道163号、大阪中央環状線及び第二京阪道路が通っています。大阪モノレール、阪神高速淀川左岸線の延伸も決定しており、今後、更に交通利便性が向上します。

府内でも有数の交通環境に恵まれた都市であり、国道163号より北側の密集市街地をはじめ、ほぼ全域で市街地が形成されていますが、かつては水路が市域を縦横にめぐる水運に恵まれた穀倉地帯であり、現在も南部の市街化調整区域等には農空間が残されています。

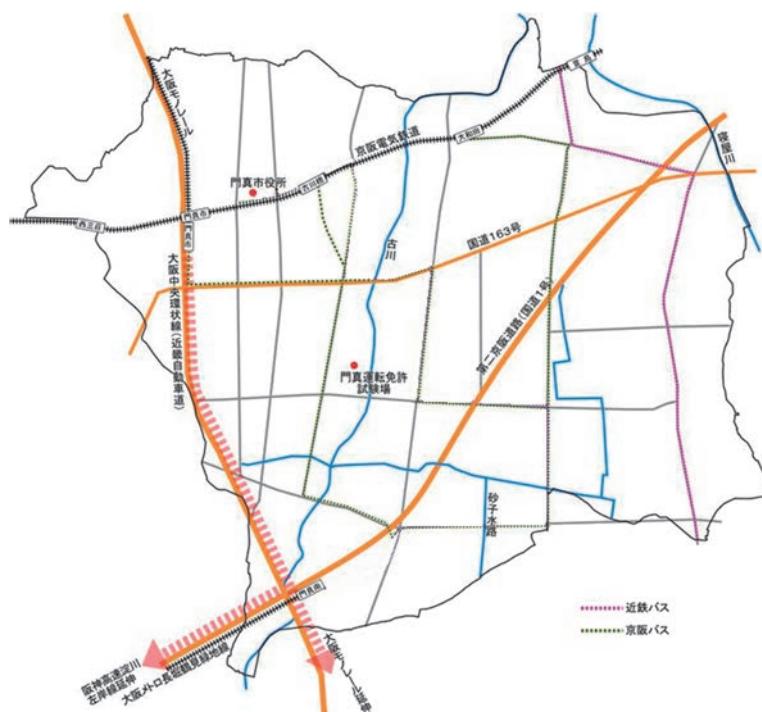
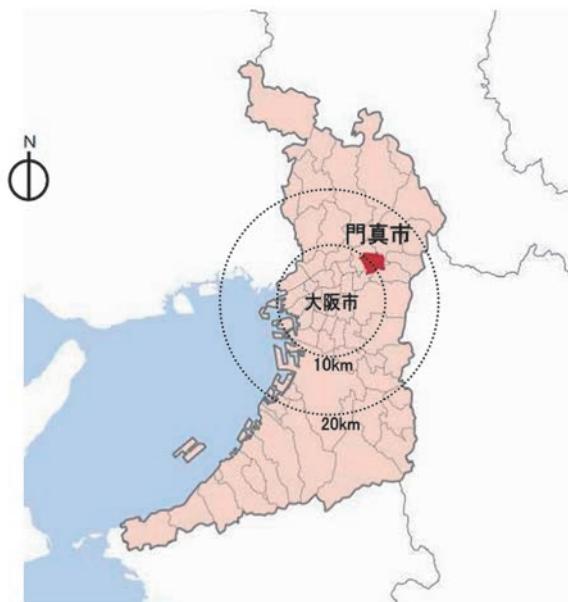
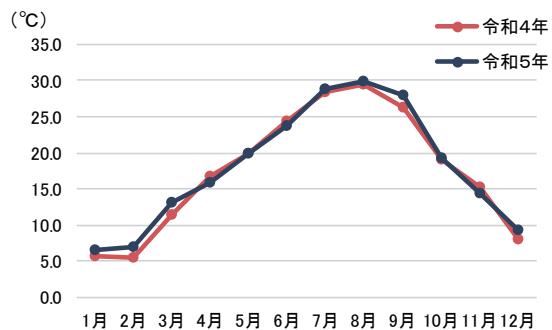


図1-3 市内の交通網

第2節 気候的特性

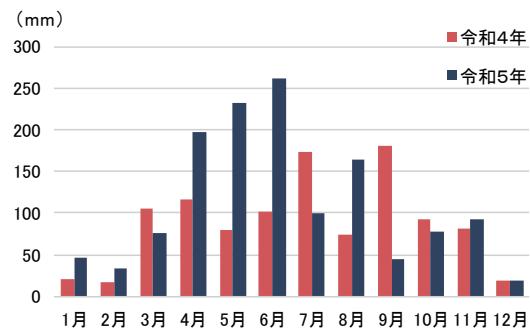
本市の気象は、東の生駒山系からのびる東部丘陵地帯と淀川流域を中心に京都までのびた平坦地帯にあり、北摂の山々と生駒山地に囲まれているため、比較的温暖です。

令和4(2022)年～令和5(2023)年の月別平均気温及び月別降水量は下図のとおりです。



出典：門真市統計書(令和5(2023)年版)

図1-4 月別平均気温



出典：門真市統計書(令和5(2023)年版)

図1-5 月別降水量

第3節 人口

門真市の総人口は、1960年代から70年代の高度経済成長期にかけて急激に増加しましたが、平成2(1990)年の143,287人をピークとして緩やかな減少傾向にあります。令和5(2023)年の総人口は117,147人であり、平成26(2014)年と比べ、この10年間で約8%減となっています。

令和6(2024)年度は総合計画の改訂作業を進めており、その基礎調査報告書によると、令和12(2030)年の推計人口は108,480人、令和22(2040)年では95,725人、令和32(2050)年では84,579人と推計しています。

一方、世帯数は増加傾向にあり、令和5(2023)年の世帯数は63,670世帯であり、平成26(2014)年と比べ、この10年間で約4%増となっています。しかし世帯人員は少子化を背景として減少傾向にあり、令和5(2023)年の平均世帯人員数は1.84人となっています。

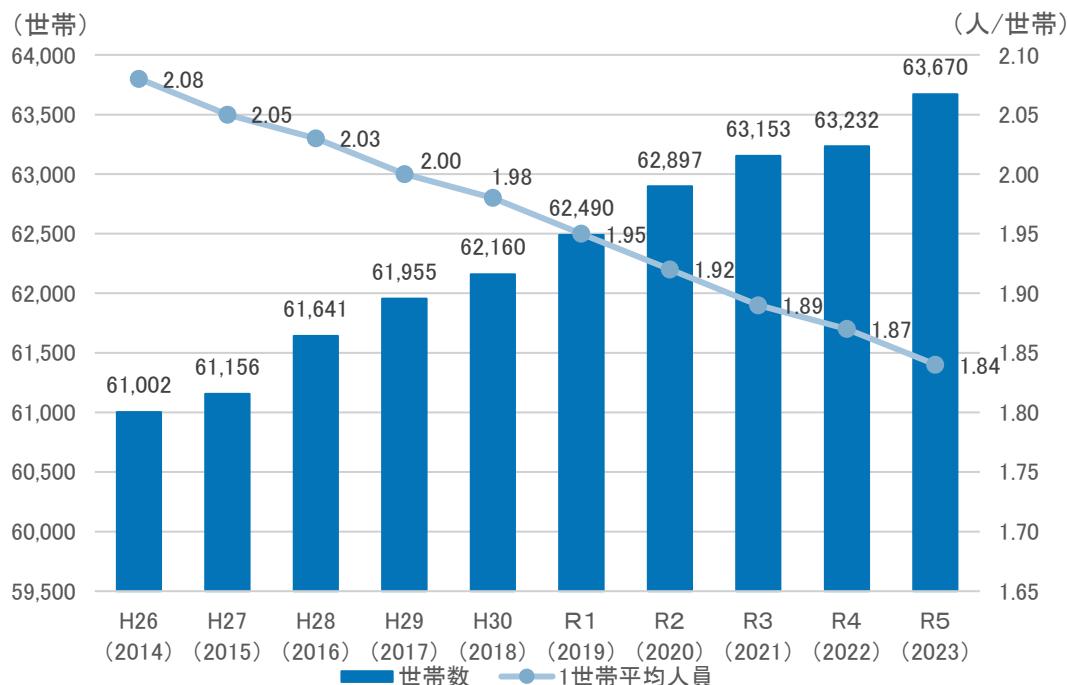
本市は近年高齢化率が急激に上昇する傾向にあることから、バランスの良い年齢構成とすることが課題です。そのために、高齢者が生きがいを持って健康に暮らせるとともに、子育て世代の人々が安心して産み育てることができる環境をつくり、将来を担うこどもたちがいつまでも門真に住み続けたいと思う元気で発展するまちをつくることをめざしています。



注：各年度の数値は10月1日現在の数値。

出典：門真市統計書(令和5(2023)年版)

図1-6 人口推移



注：各年度の数値は10月1日現在の数値。

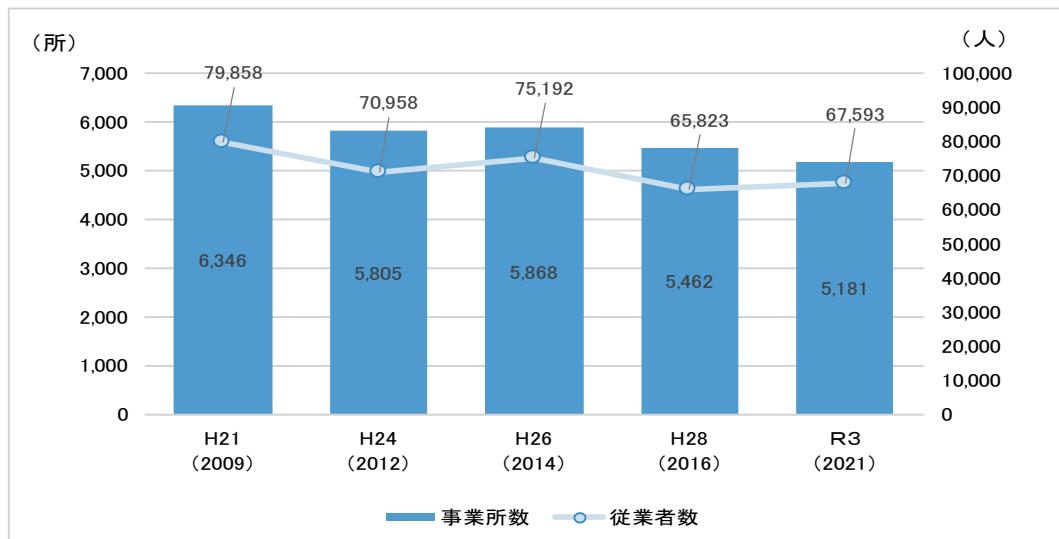
出典：門真市統計書(令和5(2023)年版)

図1-7 世帯数と1世帯平均人員の推移

第4節 産業

本市の事業所数及び従業者数は、令和3(2021)年時点で5,181事業所、67,593人であり、平成21(2009)年以降の推移を見ると、事業所数・従業者数ともにやや減少傾向にあります。

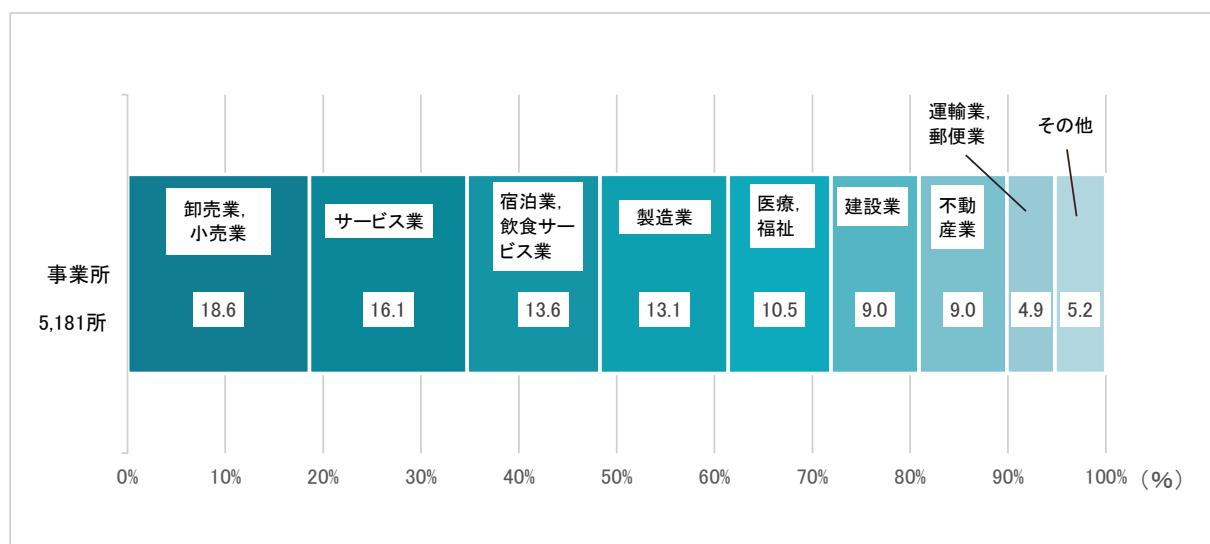
令和3(2021)年度時点の事業所の産業割合について、上位5つの業種は、卸売業、小売業18.6%、サービス業16.1%、宿泊業、飲食サービス業が13.6%、製造業13.1%、医療、福祉10.5%となっています。



備考：平成21(2009)年及び平成26(2014)年は経済センサス－基礎調査、平成24(2012)年・平成28(2016)年・令和3(2021)年は経済センサス－活動調査をもとに作成しているが、各調査は調査対象等が異なるため、単純比較はできない。

出典：門真市統計書(令和4(2022)年版及び令和5(2023)年版)

図1-8 事業所数・従業者数の推移(令和3年)



出典：門真市統計書(令和5(2023)年版)

図1-9 産業割合(令和3年)

第4章 計画目標年度

本計画は、令和2(2020)年度を初年度、5年後の令和6(2024)年度を中間目標年度とし、10年後の令和11(2029)年度を最終目標年度としていましたが、令和11(2029)年度は上位計画である環境基本計画の中間見直し時期と重なっており、環境基本計画の改訂内容を本計画に反映する必要があることから、今回の中間見直し時に計画期間を1年延長し令和12(2030)年度を最終目標年度とします。なお、計画期間内でも、社会経済情勢、関係法令や諸制度等が大きく変化した場合は、必要に応じて計画を見直します。

第5章 計画推進のために

(1) 計画の進行管理

計画の進行管理においては、以下に示すPDCAサイクルのように、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Act(見直し)により、目標値や施策の進捗状況を定期的に点検し、継続的に改善を図っていきます。なお、計画の見直しにあたっては、本計画で定めた目標値に対する達成状況を検証するとともに、施策の実施状況とその効果について評価します。

また、計画の進捗状況についてはホームページ等で公表するとともに、本計画に基づき毎年度策定する「門真市一般廃棄物処理実施計画」に反映させる等、本計画の着実な推進を図ります。

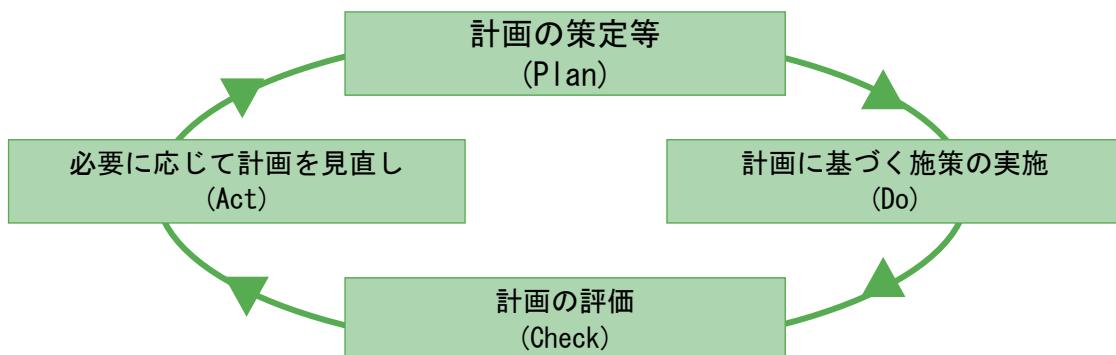


図1-10 一般廃棄物処理基本計画における進行管理(PDCAサイクル)の概念図

(2) 廃棄物減量等推進審議会

本市では、門真市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例(平成5(1993)年門真市条例第23号)第19条第5項の規定に基づき、一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する事項について調査し、審議を行う機関として、「門真市廃棄物減量等推進審議会」を設置しています。

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理システムの現状

第1節 ごみ処理システムの概要

本市では、家庭系ごみについては、可燃ごみ(普通ごみ)、資源ごみ(プラスチック製容器包装、ペットボトル、びん・缶類、古紙・古布)、不燃ごみ(小型ごみ)、粗大ごみの収集・処理をしています。

会社・商店等事業活動に伴って排出される事業系ごみ(一般廃棄物)を市の処理施設に搬入する場合は、有料での自己搬入又は収集運搬許可業者による搬入に限定しています。

本市から発生する可燃ごみは、門真市クリーンセンターの焼却施設で焼却処理していますが、令和5(2023)年度からは門真市クリーンセンターでの基幹的設備改良工事が始まり、ごみ処理が1炉体制に移行することから、ごみ焼却工場の整備・故障等で必要となるごみ処理について行政間の協力により事務委託しています。不燃ごみ及び粗大ごみは破碎処理施設で破碎処理しています。

資源ごみは、門真市立リサイクルプラザで選別・圧縮・梱包等の処理をした後、資源化していましたが、施設の老朽化等から令和4(2022)年度末に門真市立リサイクルプラザのプラント部門を廃止し、令和5(2023)年度からはストックヤードでの保管・積替えのみを行い、民間事業者に委託し資源化しています。

焼却残渣は、大阪湾広域臨海環境整備センター(フェニックス最終処分場)で最終処分をしています。

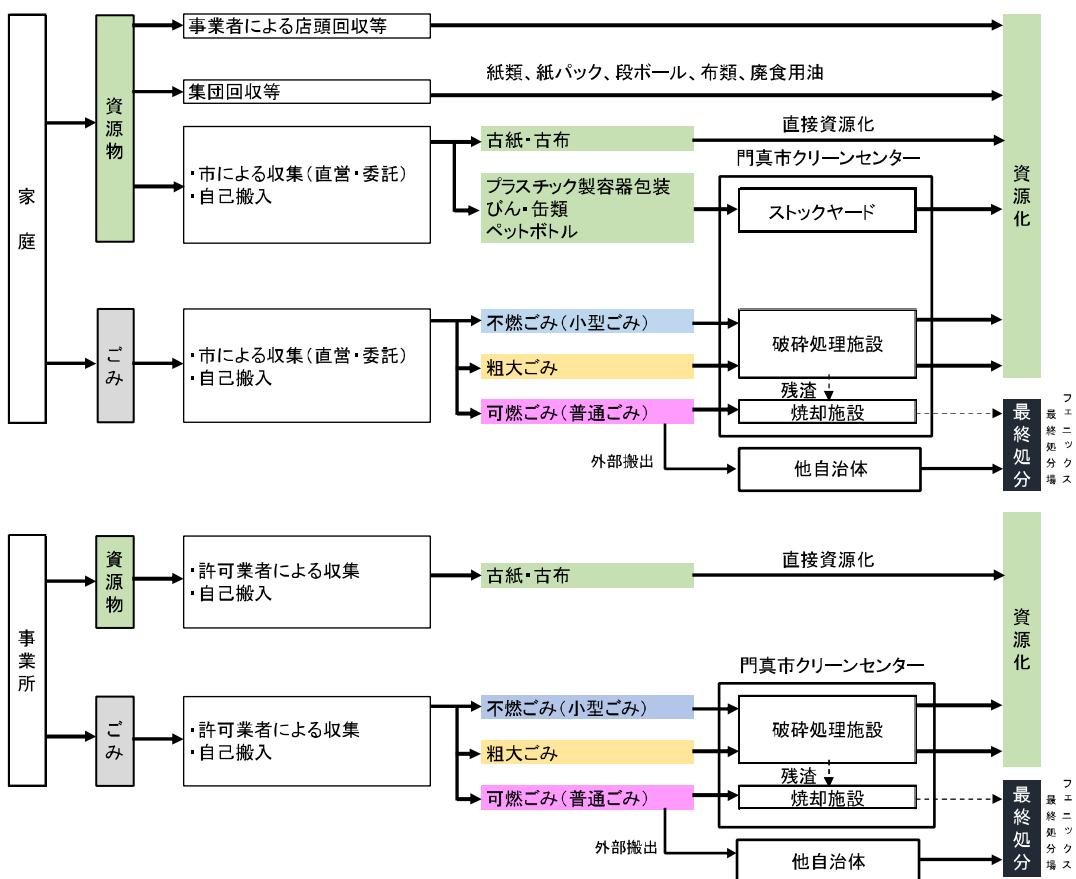


図2-1 ごみの流れ(令和5(2023)年度実績)

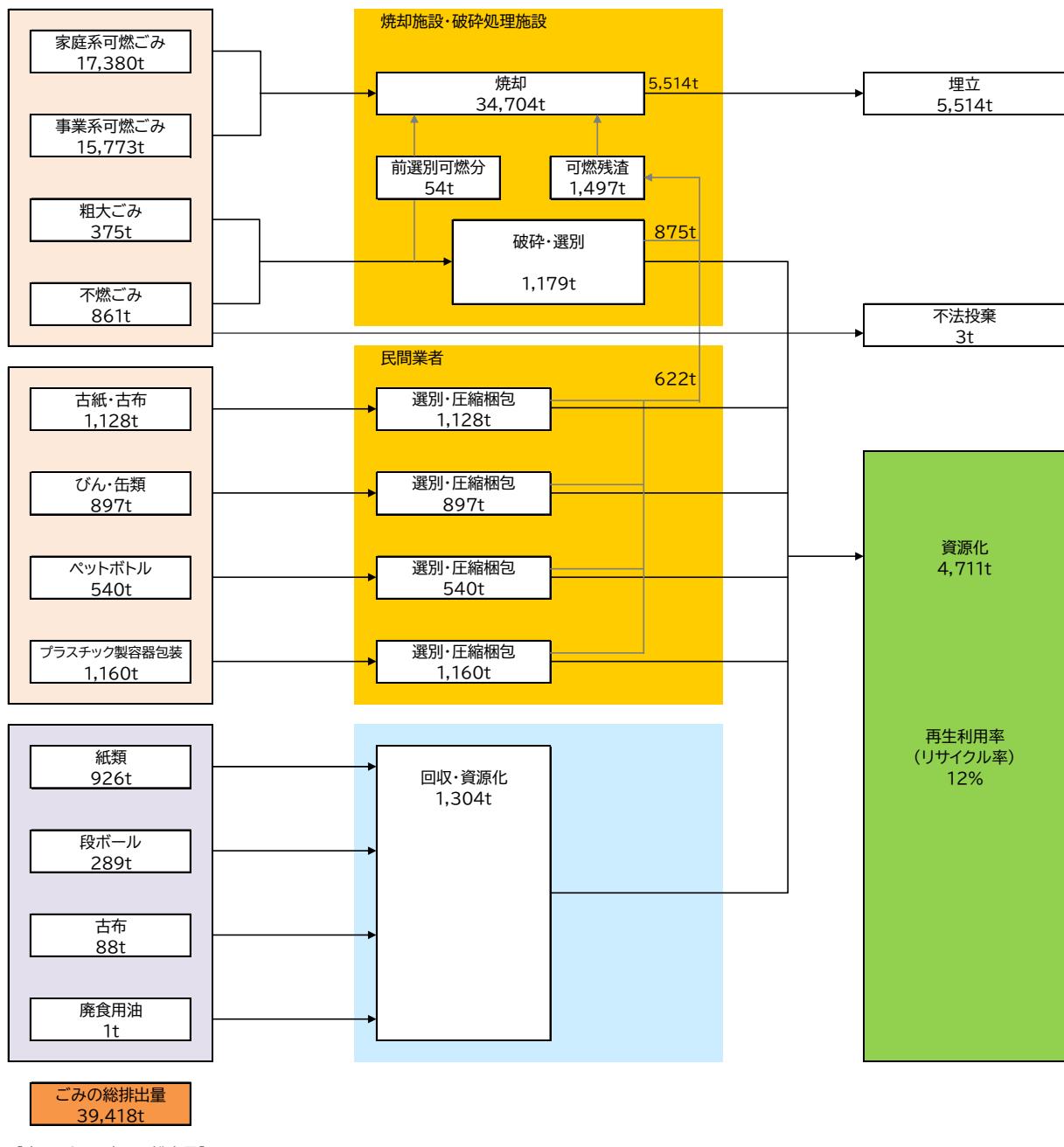


図2-2 ごみ処理フロー(令和5(2023)年度実績)

なお、犬・猫等の動物の死体については、市による収集または自己搬入により有料で回収し、本市焼却施設で処理していますが、令和7(2025)年10月からは動物専用の民間施設に処理委託する方法も選択することができるよう検討しています。

第2節 ごみ処理施設の概要

本市のごみ焼却施設は第4号炉と第5号炉の2炉があり、第4号炉は平成12(2000)年度から平成14(2002)年度にかけて、ダイオキシン類対策工事を実施しました。なお、令和4(2022)年12月から令和7(2025)年3月にかけて、第5号炉を中心とした基幹的設備改良工事を行うことから、令和7(2025)年度3月末で第4号炉を休止します。

また、平成14(2002)年3月に不燃物処理・資源化施設として、門真市立リサイクルプラザを整備しましたが、施設の老朽化などから、プラント部門で実施していたリサイクル事業については民間事業者に委託することとし、令和4(2022)年度末に廃止しました。



表2-1 門真市クリーンセンターの概要

名称	門真市クリーンセンター
所在地	門真市深田町19番5号
敷地面積	約20,800m ² (都市計画決定面積)
建物面積	4,736m ²
焼却施設	第4号炉(令和7(2025)年3月末休止) 炉形式 全連続燃焼式ストーク炉 処理能力 144 t / 24h 竣工 平成元(1989)年3月 改造工事 平成12(2000)年度～平成14(2002)年度 (ダイオキシン改造後 処理能力120 t / 24h) 第5号炉 炉形式 全連続燃焼式ストーク炉 処理能力 156 t / 24h 竣工 平成8(1996)年3月 基幹的設備改良工事 令和4(2022)年12月～令和7(2025)年3月
飛灰処理	処理方式 重金属固定剤添加混練法 竣工 平成8(1996)年3月
排水処理施設	処理方式 凝集沈殿・キレート吸着法 処理水量 37.8m ³ /24h 竣工 平成8(1996)年3月
破碎処理施設	粗大ごみ処理施設 処理方式 衝撃剪断併用豎軸回転式破碎機 処理能力 30 t / 5 h 竣工 平成元(1989)年3月 基幹的設備改良工事 令和4(2022)年12月～令和7(2025)年3月
裁断機	処理能力 1 t / 1 h 竣工 平成4(1992)年3月
門真市立リサイクルプラザ	建物面積 2,664m ² 建物構造等 地上5階地下1階 竣工 平成14(2002)年3月 【プラント部門】(令和4(2022)年度末廃止) 処理能力 40 t / 5 h
	【プラザ部門】 ア 事業活動 リサイクルに係る情報の収集、提供及び啓発 リサイクルに係る講座、研修会等の開催 不用品の再生並びに再生品の展示及び提供 プラザの施設、器具、備品の提供 その他プラザの設置目的を達成するために必要な事業 イ 施設内容 エントランスホール／事務室／イベント広場／展示ホール／ リサイクル工房／資料室／マルチホール・会議室

※令和7(2025)年3月末

第3節 家庭系ごみ分別収集区分

本市では、家庭系ごみについては、可燃ごみ(普通ごみ)、資源ごみ(プラスチック製容器包装、びん・缶類、古紙・古布、ペットボトル)、不燃ごみ(小型ごみ)、粗大ごみの、7種9分別収集となっています。また、可燃ごみと粗大ごみについては、引越しや後片付け等で多量に出る場合は臨時ごみとして収集を行っています。

なお、小型家電、水銀使用廃棄物、使用済みステンレス製ボトル、家庭系廃食用油については、回収ボックスを設置して回収しています。

表 2-2 家庭ごみの分別収集区分

項目	分別名称		内容
家庭系ごみ	可燃ごみ		生ごみ、紙くず、草・葉、 最大辺径が30cm以下のプラスチック製品、 プラスチック蓋木箱、保冷用発泡スチロール、 ぬいぐるみ、紙おむつ、履物・鞄、猫砂、 使い捨てカイロ、自転車チューブ、資源化できない紙・布等
	資源ごみ		レジ袋、プラスチック製カップ・ボトル、 包装用フィルム、緩衝材発泡スチロール、 その他プラスチック類のリサイクルマーク掲載のもの等
	③びん・缶類	(1)びん類	空きびん
		(2)缶類	一斗缶未満の空き缶、簡易ガスボンベ・スプレー缶
	④古紙・古布	(1)古紙	新聞紙・雑誌・チラシ・ノート・ダンボール・包装紙・紙袋・ 牛乳パック等の紙類
		(2)古布	古着・タオル等の布製品
	⑤ペットボトル		リサイクルマークのついたペットボトル (ラベル、キャップはプラスチック製容器包装)
	不燃ごみ	⑥小型ごみ	金属類、陶磁器類、蛍光灯・電球、刃物、 乾電池・ライター類・水銀使用廃棄物、 耐熱ガラス、クリスタル、 枝(太さ5cm以下長さ1m以下)
	粗大ごみ	⑦粗大ごみ	最大辺径が30cm超の耐久消費財等
臨時ごみ(可燃ごみ・粗大ごみ)			引越し、後片付け等で多量に出るごみ等

※令和6(2024)年4月1日現在



第4節 収集・運搬の現状

本市のごみ収集区分と収集体制を以下に示します。

なお、許可業者については、現行の収集体制において、処理計画における円滑かつ的確な遂行が確保されていることから、新たな法令の整備により必要が生じた場合等を除いて、新規許可は行わない方針としています。

表 2-3 ごみの収集区分と収集体制

項目	分別名称	収集回数	収集方法等	収集方式	収集体制		
家庭系ごみ	可燃ごみ	普通ごみ	週2回	45ℓ以下の無色透明・白色半透明袋	戸別・ステーション方式 直営(一部委託)		
	資源ごみ	プラスチック製容器包装	週1回	45ℓ以下の無色透明・白色半透明袋			
		びん・缶類	週1回	45ℓ以下の無色透明・白色半透明袋			
		古紙・古布	月1回 (3束/回まで)	・古紙：紐結束 ・ダンボール：50cm以下に折り畳み十字結束 ・古布：45ℓ以下の無色透明・白色半透明袋			
		ペットボトル	月2回	45ℓ以下の無色透明・白色半透明袋 ・キャップ：小袋に入れて「プラスチック製容器包装」として排出 ・ラベル：「プラスチック製容器包装」として排出			
	不燃ごみ	小型ごみ	月1回 (傘4本/回、枝2束/回)	45ℓ以下の無色透明・色半透明袋 ・割れ物等の危険物：紙に包んで「ケン」表示 ・乾電池・ライター類・水銀使用廃棄物：別袋 ・枝：結束			
	粗大ごみ	粗大ごみ	事前予約制	処理券貼付	原則戸別		
	臨時ごみ		事前予約制	申し込みの都度			
事業系ごみ			随時	許可業者			
持込みごみ	家庭系ごみ	自己搬入					
	事業系ごみ	自己搬入					
その他	処理の申込があったもの	自己搬入					
	不明のもの	通報の都度					

※令和6(2024)年4月1日現在

第5節 ごみ処理等の体制

環境水道部(環境関係)の令和6(2024)年4月の組織構成を以下に示します。

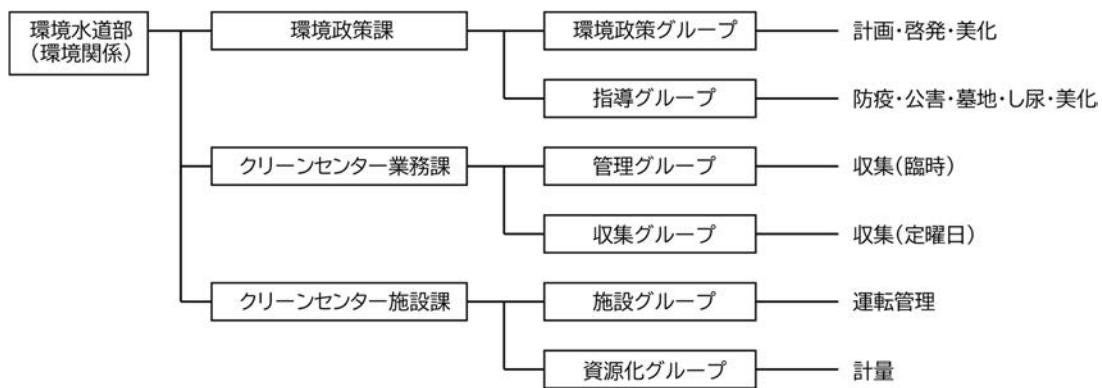


図 2-3 環境水道部(環境関係)の組織構成

なお、門真市クリーンセンターの運転業務は、直営及び一部民間委託により実施してきましたが、より安定的かつ効率的な事業運営を行うため、令和5(2023)年度から基幹的設備改良工事を実施することに合わせて、令和12(2030)年度までの運転管理業務をDBO方式により民間委託しました。

第6節 収集車両台数・職員数の現状

ごみ収集のための車両台数及び職員数を以下に示します。

表 2-4 収集車両台数及び職員数

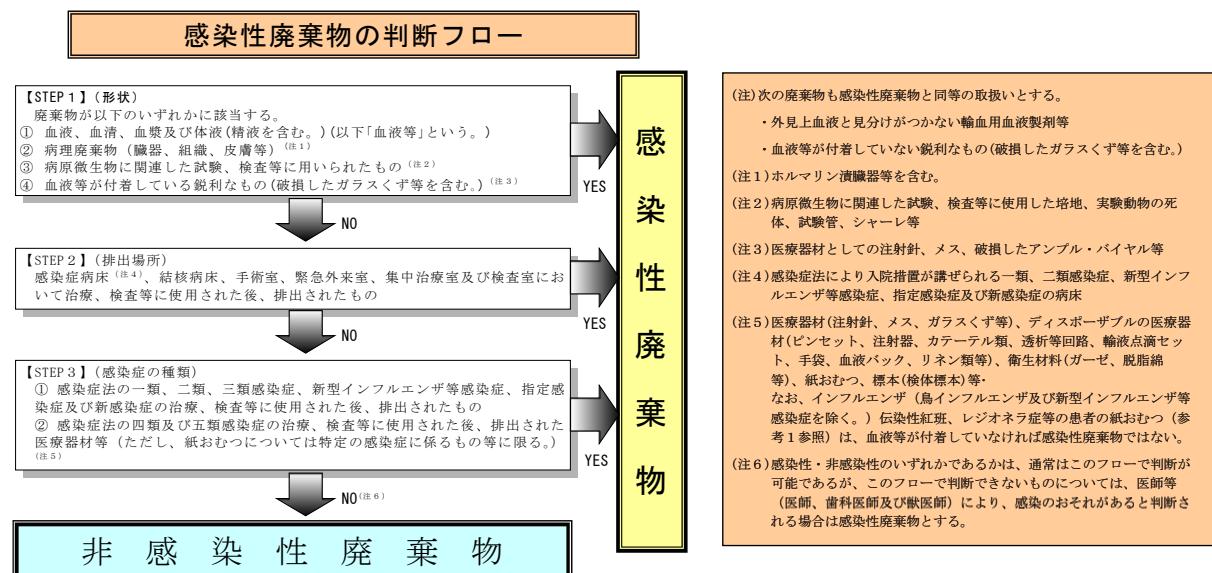
車種等		普通ごみ収集用 (定曜日収集用)	臨時	計	
車両台数	パッカー車	2t	9	1	10
	ダンプ車	0.35t	4	1	5
		1t	1	0	1
		2t	1	1	2
	計		15	3	18
収集職員数		収集グループ30名／管理グループ10名			

※令和6(2024)年4月1日現在

第7節 適正処理が困難なものへの対応

適正処理困難物については、門真市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例(平成5(1993)年門真市条例第23号)の規定に基づき指定します。また、適正処理困難物は、排出者が自ら処理又は専門業者・工事業者・購入店等に依頼する等して処理しなければならないものとし、特定家庭用機器再商品化法(平成10(1998)年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。)や資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3(1991)年法律第48号)等に規定される処理体制が整備されているものに関しては、排出者が自ら規定の手続きを確認し、処理しなければならないものとします。

なお、医療関係機関等から排出される感染性廃棄物については「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(環境省環境再生・資源循環局 令和5(2023)年5月改訂)に従い、適正処理を推進します。



出典：「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」(令和5(2023)年5月改訂 環境省環境再生・資源循環局)

図2-4 感染性廃棄物の判断フロー

第2章 ごみ排出量及び処理量の現状

第1節 ごみ総排出量

本市の令和5(2023)年度のごみ総排出量は39,418 t(1人1日当たり排出量919 g/人・日)であり、平成26(2014)年度と比べ、この10年間で8,367 t(約18%)減少しています。

種別ごとにみると、令和5(2023)年度の家庭系ごみは21,926 t、事業系ごみは16,188 t、集団回収1,304 tとなっており、平成26(2014)年度と比べ、この10年間で家庭系ごみは3,319 t(約13%)、事業系ごみは3,308 t(約17%)、集団回収は約1,740 t(約57%)減少しています。

令和5(2023)年度のごみ総排出量における各種別の割合は、家庭系ごみが55.7%、事業系ごみが41.0%、集団回収が3.3%となっており、平成26(2014)年度時(家庭系ごみ52.8%、事業系ごみ40.8%、集団回収6.4%)と比べ、家庭系ごみの占める割合がやや増加しています。

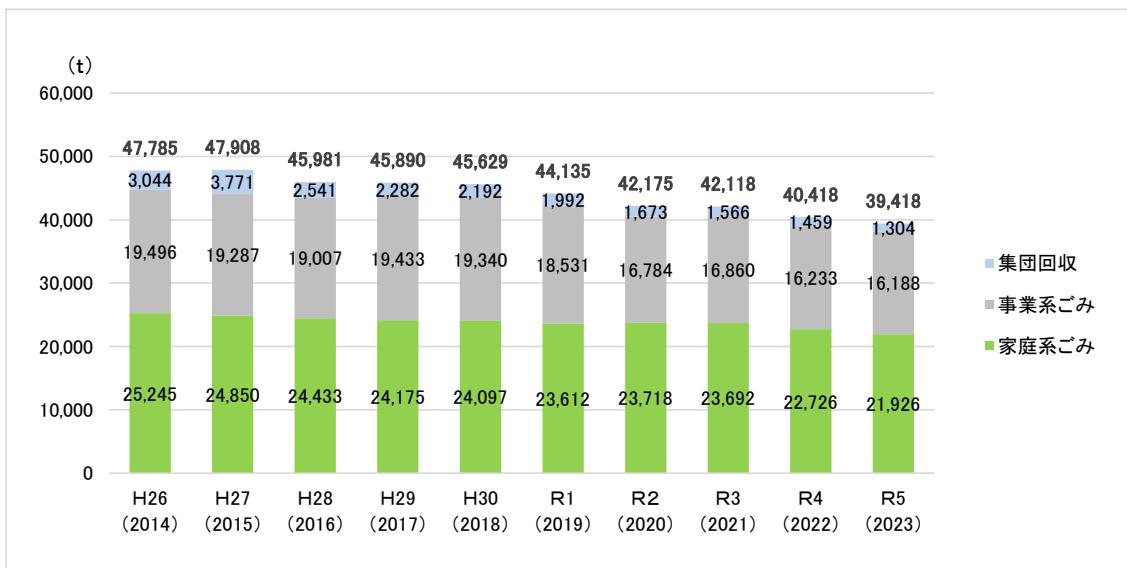


図2-5 ごみ総排出量の推移



第2節 区分別排出量の推移

(1)家庭系ごみ区分別排出量の推移

可燃ごみは平成26(2014)年度以降減少傾向にあり、令和5(2023)年度は17,380 tとなっています。不燃ごみと資源ごみは増減を繰り返して推移し、粗大ごみは減少傾向にあります。

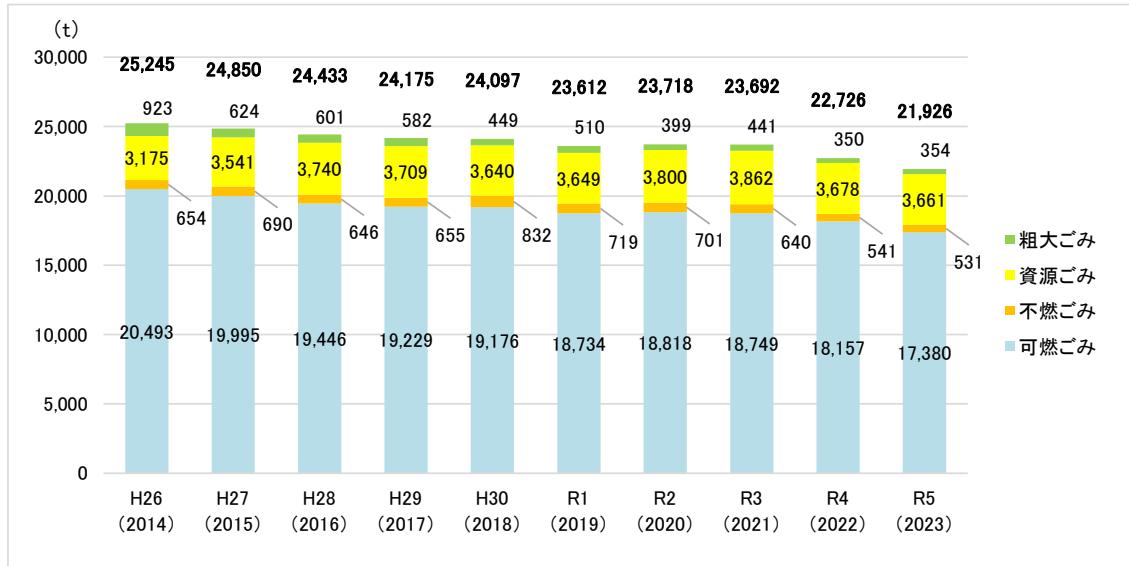


図 2-6 家庭系ごみ区分別排出量

(2)事業系ごみ区分別排出量の推移

可燃ごみは令和2(2020)年度以降大きく減少し、令和5(2023)年度は15,773 tとなっています。不燃ごみは増減を繰り返して推移し、資源ごみと粗大ごみはいずれも減少傾向となっています。

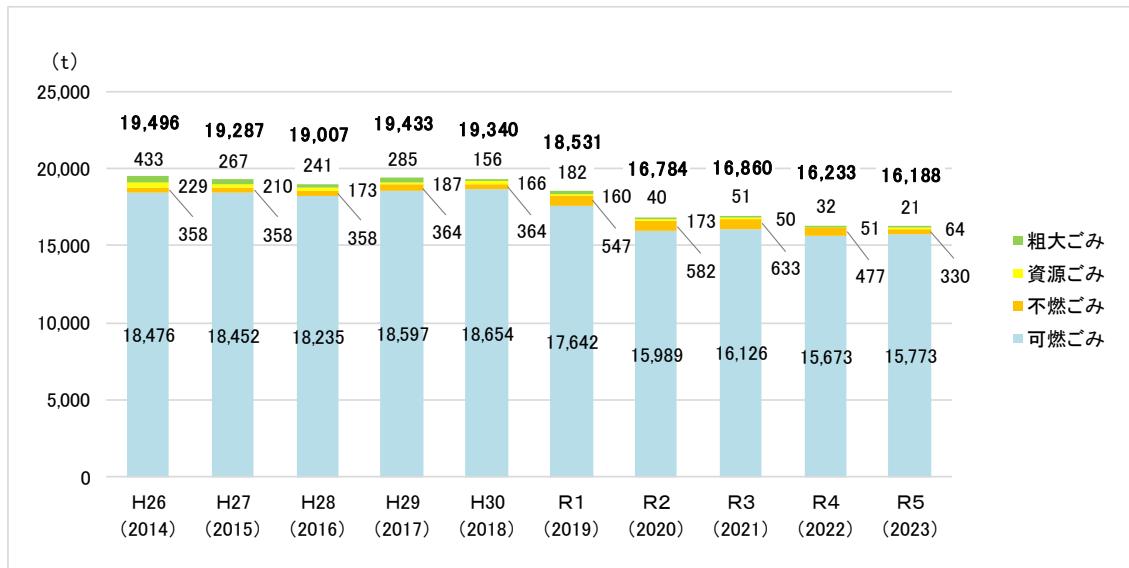


図 2-7 事業系ごみ区分別排出量

(3)資源ごみの内訳

資源ごみは平成27(2015)年度以降減少傾向にあり、令和5(2023)年度は5,029 tとなっています。家庭系資源ごみは横ばいで、事業系資源ごみと集団回収はいずれも減少傾向となっています。

家庭系資源ごみの内訳は、大幅な増減ではなく、ほぼ横ばいで推移しています。

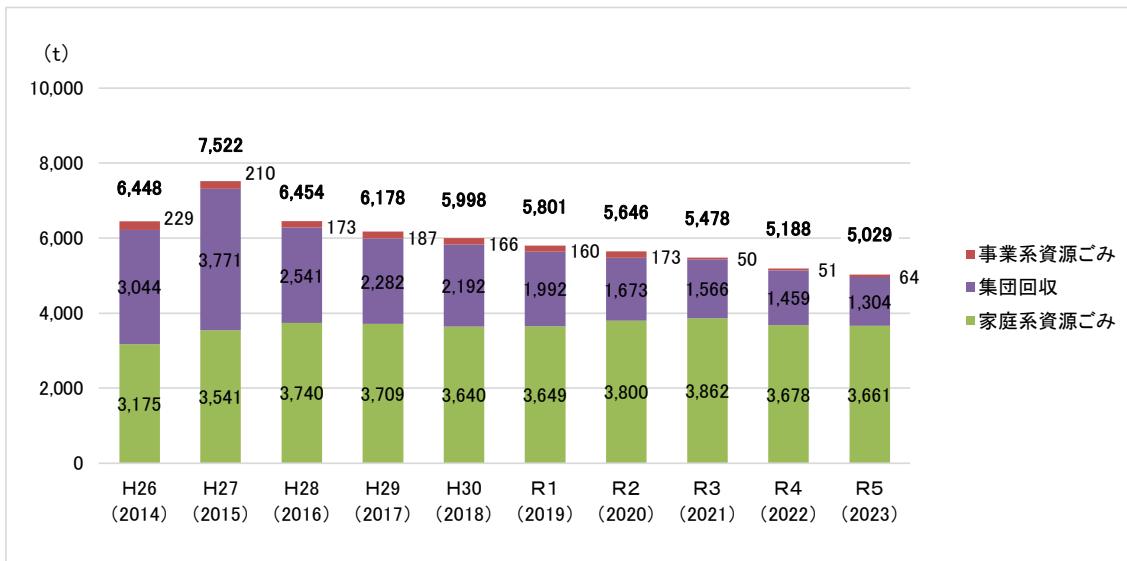


図2-8 資源ごみの推移

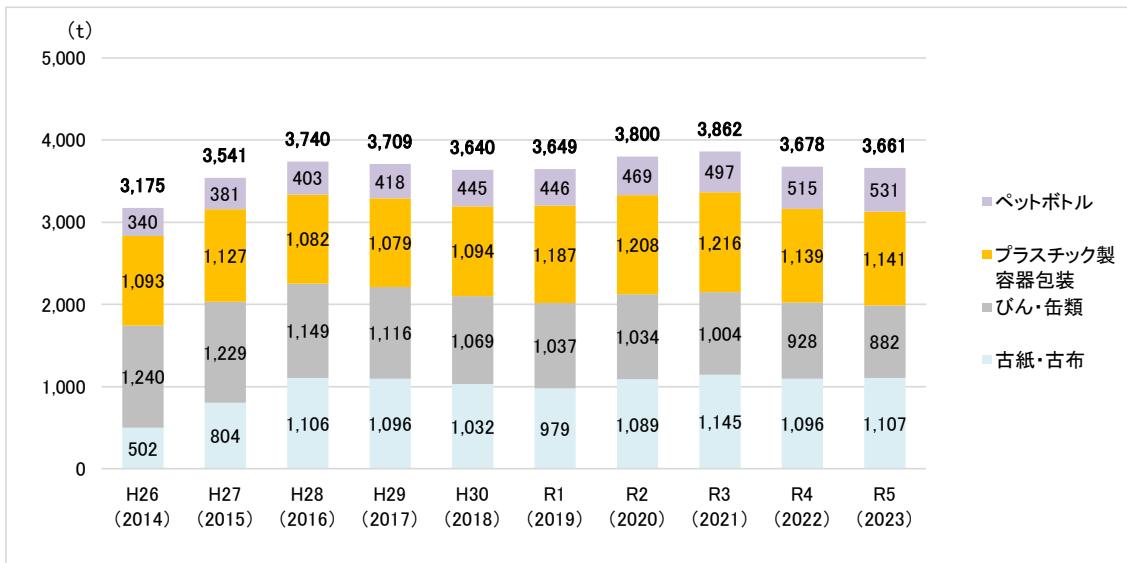


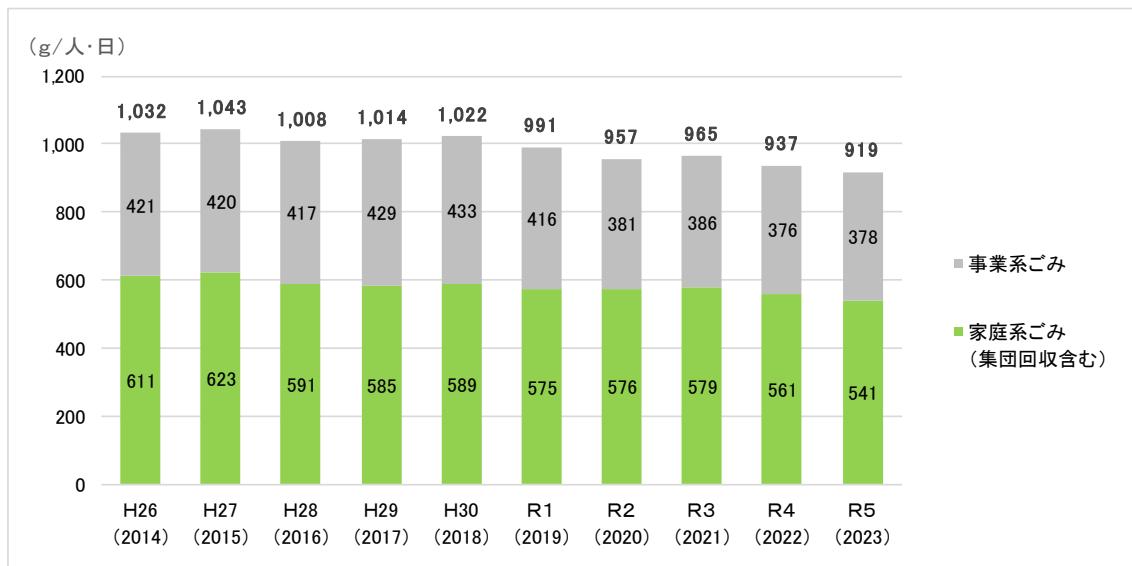
図2-9 家庭系資源ごみ(内訳)の推移

第3節 市民1人1日当たりごみ排出量

(1) 総排出量

令和5(2023)年度の市民1人1日当たりのごみ総排出量は919gであり、平成26(2014)年度と比べ、この10年間で約11%減少しています。

事業系ごみ、家庭系ごみともに、前年度より増加している年度もありますが、全体として減少傾向にあり、この10年間で家庭系ごみは約11%、事業系ごみは約10%減少しています。



- 家庭系1人1日当たりごみ排出量(g/人・日)=(収集ごみ+集団回収量)×1,000,000÷総人口÷年間日数
- 事業系1人1日当たりごみ排出量(g/人・日)=収集ごみ×1,000,000÷総人口÷年間日数

図2-10 市民1人1日当たりの総排出量の推移

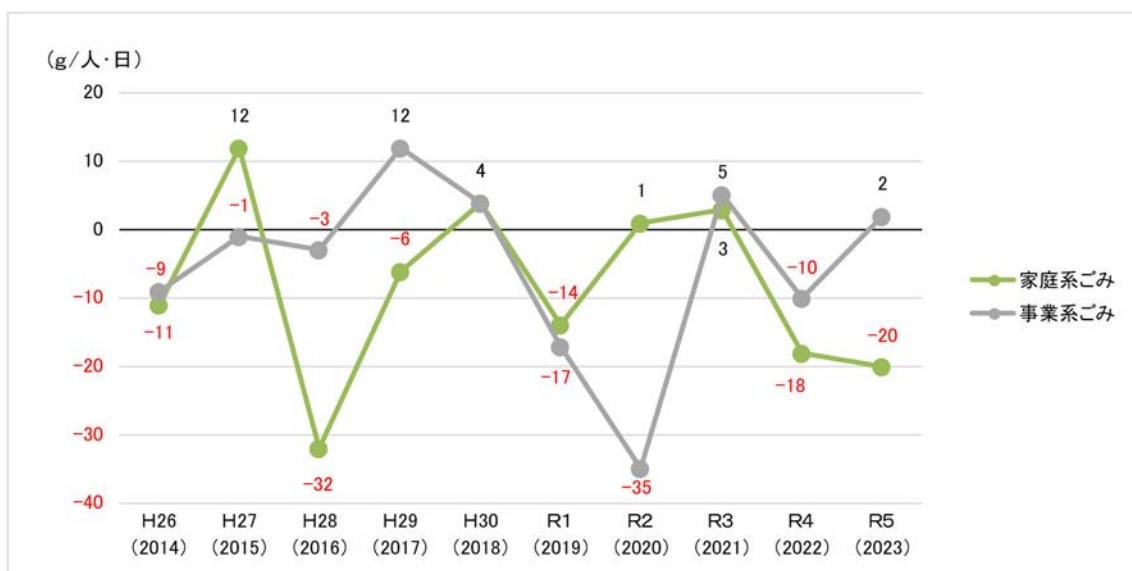


図2-11 市民1人1日当たりの排出量の推移 前年度比増減量

(2)家庭系ごみ排出量

令和5(2023)年度の市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源ごみを除く)は426g/人・日であり、平成26(2014)年度と比べ、この10年間で約11%減少しています。そのうち可燃ごみは、この10年間で約8%、粗大ごみは約60%減少し、不燃ごみは横ばいとなっています。

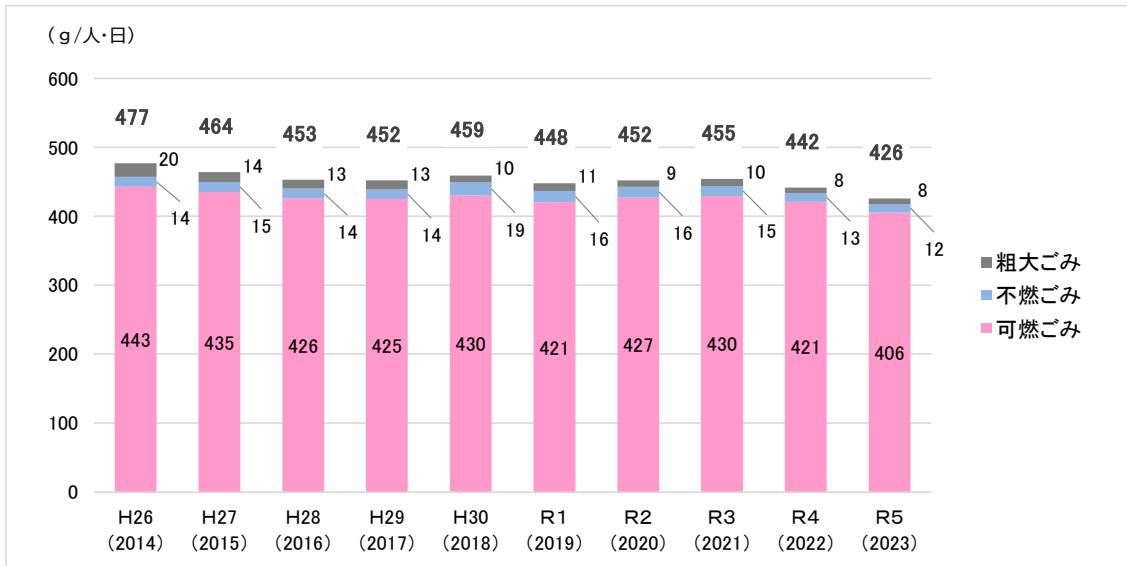


図2-12 市民1人1日当たり家庭系ごみ排出量(資源ごみを除く)

(3)家庭系資源ごみ排出量・集団回収量

令和5(2023)年度の家庭系資源ごみ排出量は85g/人・日であり、平成28(2016)年度以降、ほぼ横ばいです。

令和5(2023)年度の集団回収量は30g/人・日であり、平成27(2015)年度以降、減少傾向にあります。



図2-13 市民1人1日当たり家庭系資源ごみ・集団回収量

(4)事業系ごみ排出量

令和5(2023)年度の市民1人1日当たりの事業系ごみ排出量は378 g/人・日であり、過去10年間でやや減少傾向にあります。

可燃ごみは近年365 g /人・日前後で推移していますが、この10年間で約30 g/人・日減少しています。不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみについては、横ばいかやや減少傾向となっています。

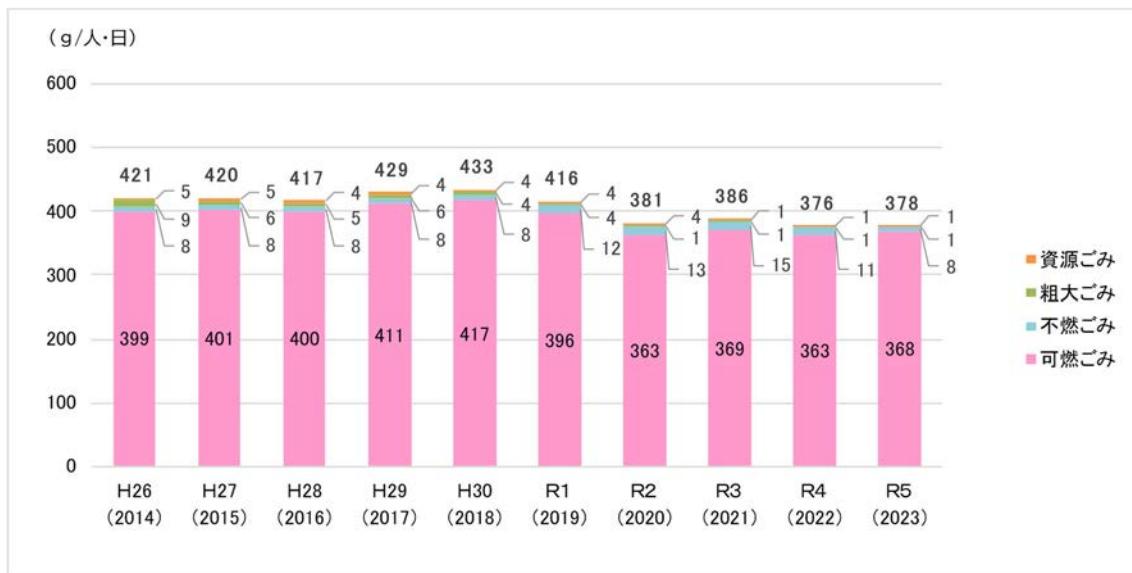


図 2-14 市民1人1日当たり事業系ごみ排出量

第4節 ごみ処理量

(1) 焼却処理量

焼却処理量は平成26(2014)年度以降減少傾向にあり、令和5(2023)年度は合計で34,704tとなっています。平成26(2014)年度と比較してこの10年間で約17%減少しています。

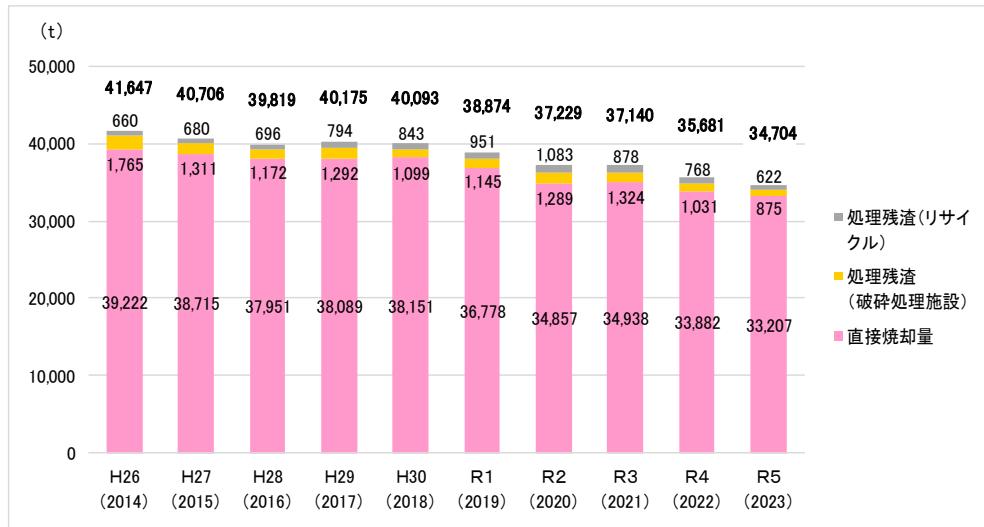


図 2-15 焚却処理量の推移

(2) 焚却対象ごみ質の動向

焼却対象ごみ質の動向は下図のとおりであり、三成分の内訳をみると、可燃分が最も多く(約40~50%)、次いで水分(約41~46%)、灰分(約8~19%)の順となっています。乾ベースの内訳をみると、年によってばらつきがみられますが、令和5(2023)年度では紙類・古布が約49%で最も多く、次いでプラスチック・ビニール類・ゴム・皮革類が約26%となっています。

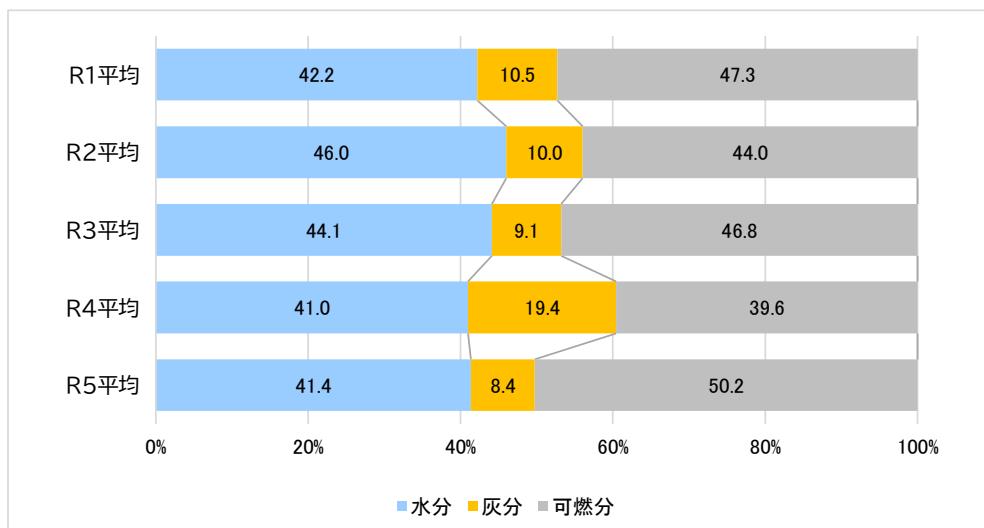


図 2-16 焚却対象ごみの内訳(三成分)

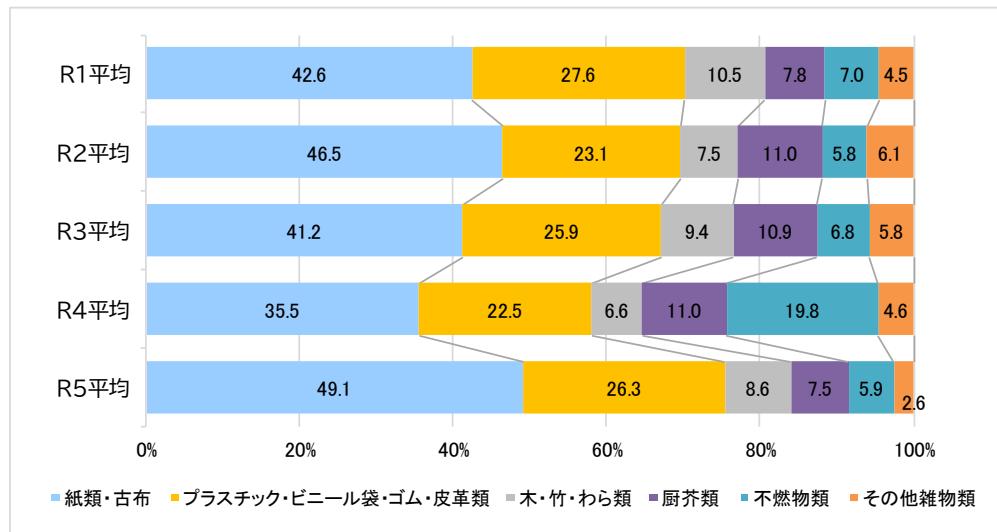


図2-17 焼却対象ごみの内訳(乾ベース)

(3)焼却以外の中間処理量

焼却以外の中間処理量は、破碎処理施設における粗大ごみの破碎処理のほか、リサイクルプラザ及び民間事業者(委託)における資源ごみの選別・圧縮梱包の処理量です。

リサイクルプラザのプラント部門で実施していた資源ごみの選別・圧縮梱包処理については、施設の老朽化などから、令和4(2022)年度末に廃止し、以後民間事業者に委託しています。

令和5(2023)年度における焼却以外の中間処理量の総量としては、平成26(2014)年度から令和3(2021)年度はほぼ横ばいで、その後は減少しています。

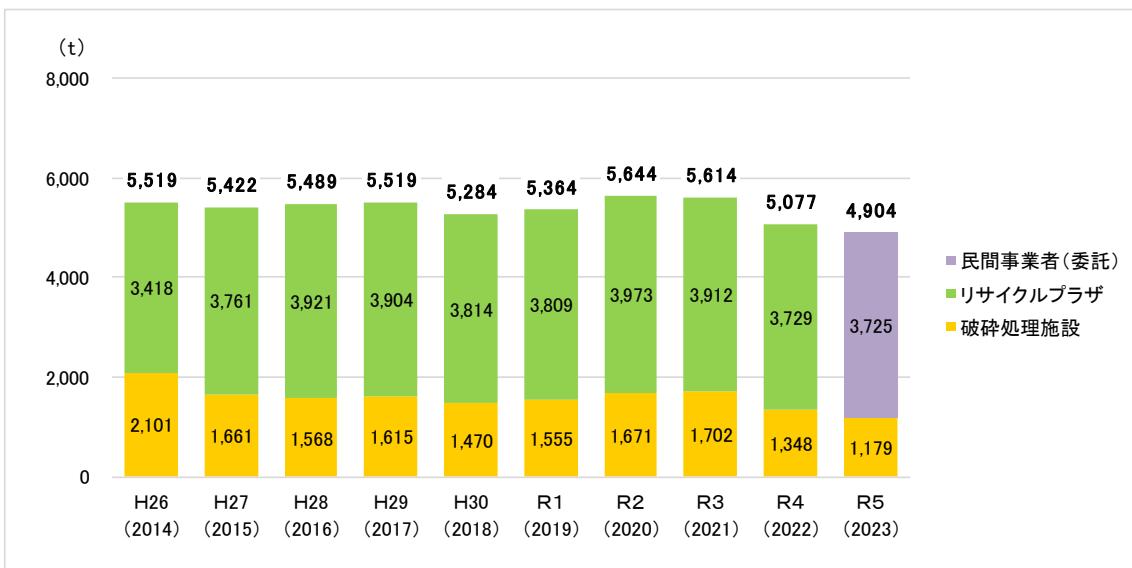


図2-18 焼却以外の中間処理量の推移

(4)資源化量

令和5(2023)年度における資源化量は4,711tで、平成27年度以降減少傾向で推移しています。

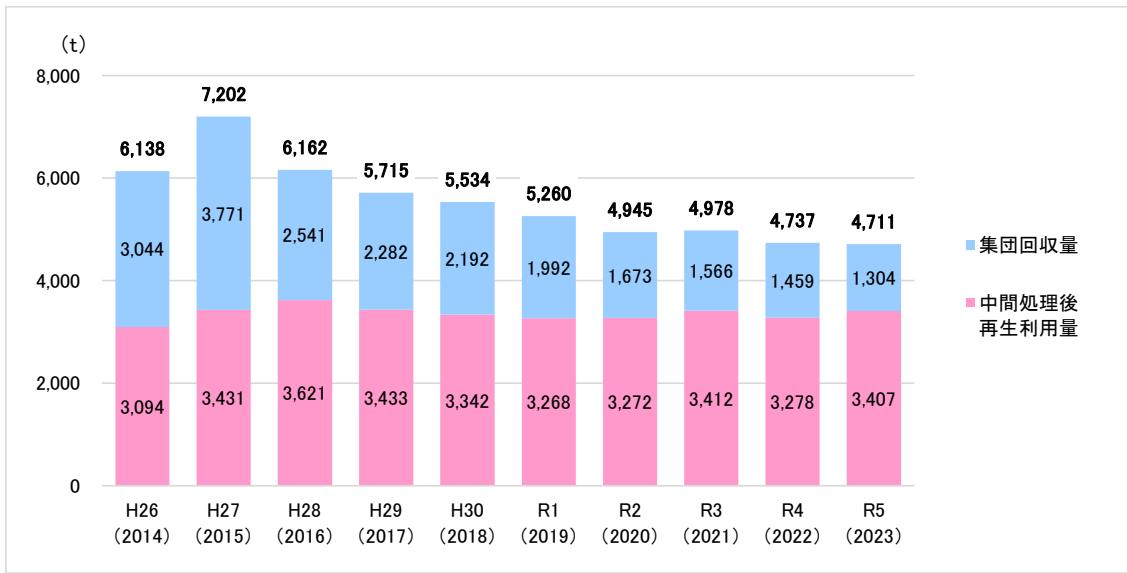


図2-19 資源化量の推移

(5) 最終処分量

最終処分量は、焼却施設で発生した焼却残渣の埋立処分量のみであり、大阪湾広域臨海環境整備センター(フェニックス)での埋立処分しています。令和5(2023)年度における最終処分量5,514 tで、増減を繰り返しながらも減少傾向で推移しています。

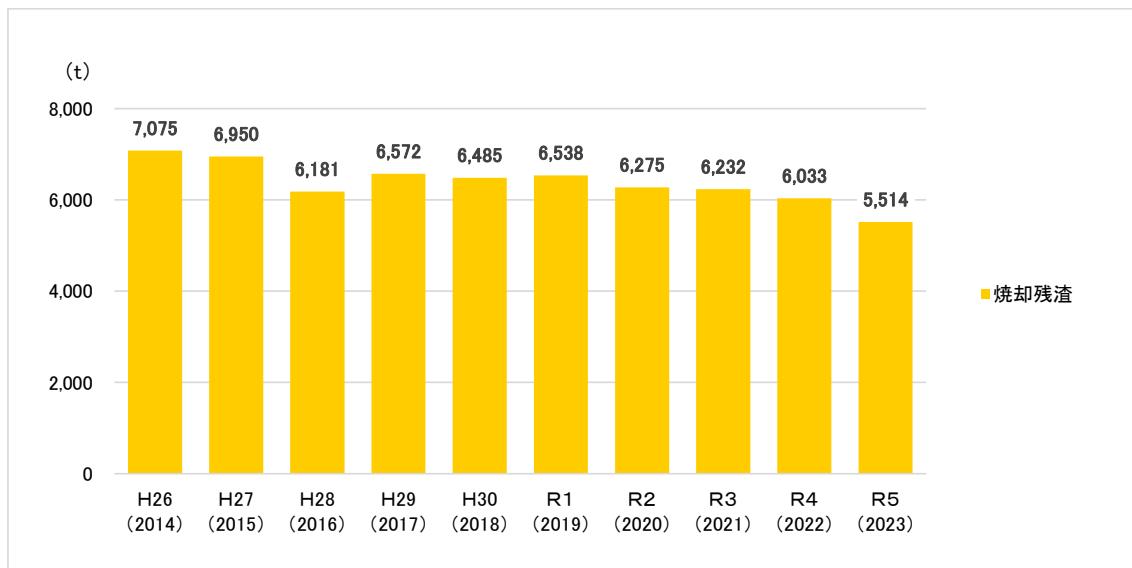


図2-20 最終処分量の推移

第5節 全国類似都市及び大阪府のごみ排出状況との比較

「令和4(2022)年度一般廃棄物処理実態調査(令和6(2024)年4月 環境省)」に基づき、令和4(2022)年度のごみ発生状況について、全国類似都市及び大阪府の平均との比較を行いました。

なお、全国類似都市は、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(令和4(2022)年度実績版)」(環境省)を用いて、人口80,000人以上120,000人未満の市町村で、都市形態・人口区分・産業構造が類似している66市町村を抽出しました。

比較の結果、本市は「1人1日当たり事業系ごみ排出量」が全国類似都市及び大阪府の平均と比較して多いこと、「1人1日当たり家庭系ごみ排出量」が全国類似都市の平均と比較して少ないと、大阪府の平均と比較して多いという特徴があることがわかりました。以下に詳細を示します。

1人1日当たりのごみ総排出量は、大阪府の平均より38g/人・日、全国類似都市の平均より86g/人・日それ多くなっています。

1人1日当たり家庭系ごみ排出量は、大阪府の平均より26g/人・日多く、全国類似都市の平均より65g/人・日少なくなっています。

1人1日当たり事業系ごみ排出量は、大阪府の平均より12g/人・日、全国類似都市の平均より151g/人・日それ多くなっています。

表2-5 1人1日当たりごみ総排出量、家庭系・事業系ごみ排出量(令和4(2022)年度)

区分	ごみ総排出量 (g/人・日)	家庭系ごみ排出量 (集団回収量含む) (g/人・日)	事業系ごみ排出量 (g/人・日)
門真市	937	561	376
大阪府	899	535	364
全国類似都市	851	626	225

出典：令和4(2022)年度一般廃棄物処理実態調査(令和6(2024)年4月 環境省)

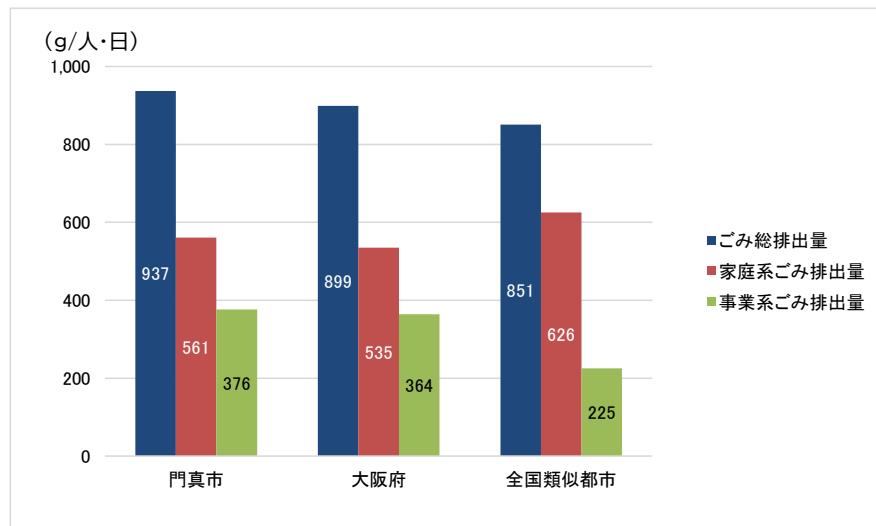


図2-21 1人1日当たりごみ総排出量、家庭系・事業系ごみ排出量(令和4(2022)年度)

第6節 北河内7市との比較

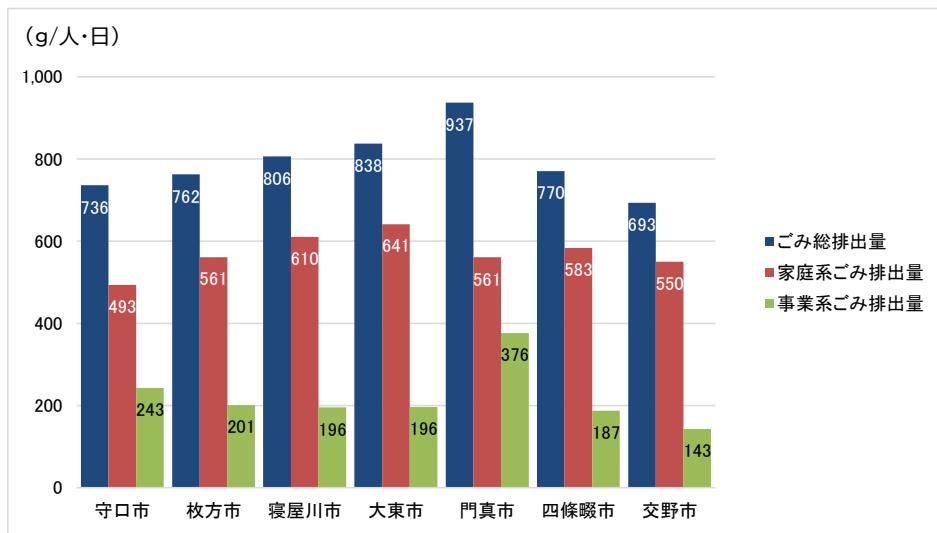
令和4(2022)年度のごみ発生状況について、北河内7市(守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市)でも比較を行いました。

比較の結果、本市は「1人1日当たりごみ総排出量」が7市中最も多く、その内訳をみると、「家庭系ごみ排出量」は7市全体の値を下回っていますが、「事業系ごみ排出量」が他市よりも多いことが特徴となっています。

表2-6 1人1日当たりごみ排出量の比較(北河内7市 令和4(2022)年度)

区分	ごみ総排出量 (g/人・日)	家庭系ごみ排出量 (集団回収量含む) (g/人・日)	事業系ごみ排出量 (g/人・日)
守口市	736	493	243
枚方市	762	561	201
寝屋川市	806	610	196
大東市	838	641	196
門真市	937	561	376
四條畷市	770	583	187
交野市	693	550	143
北河内7市全体	789	571	218

出典：令和4(2022)年度一般廃棄物処理実態調査(令和6(2024)年4月 環境省)



出典：令和4(2022)年度一般廃棄物処理実態調査(令和6(2024)年4月 環境省)

図2-22 1人1日当たりごみ排出量の比較(北河内7市 令和4(2022)年度)

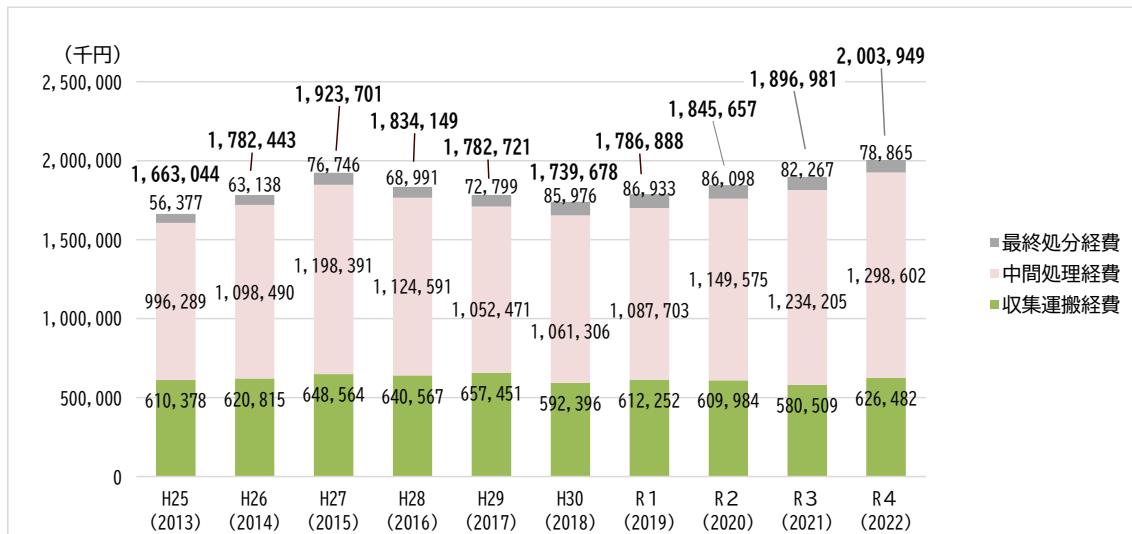
第3章 ごみ処理費用の現状

第1節 ごみ処理費用の現状

本市における令和4(2022)年度のごみ処理費用総額は約20億円(建設改良費、一般職人件費を除く)であり、この10年間で21%増加しています。

ごみ1t当たりの処理費用(建設改良費、一般人件費を除く)は72,500円、うち中間処理費用は31,861円となっています。

収集運搬費用及び最終処分費用は概ね横ばいで推移していますが、中間処理費用は令和2(2020)年度以降大きく増加しています。

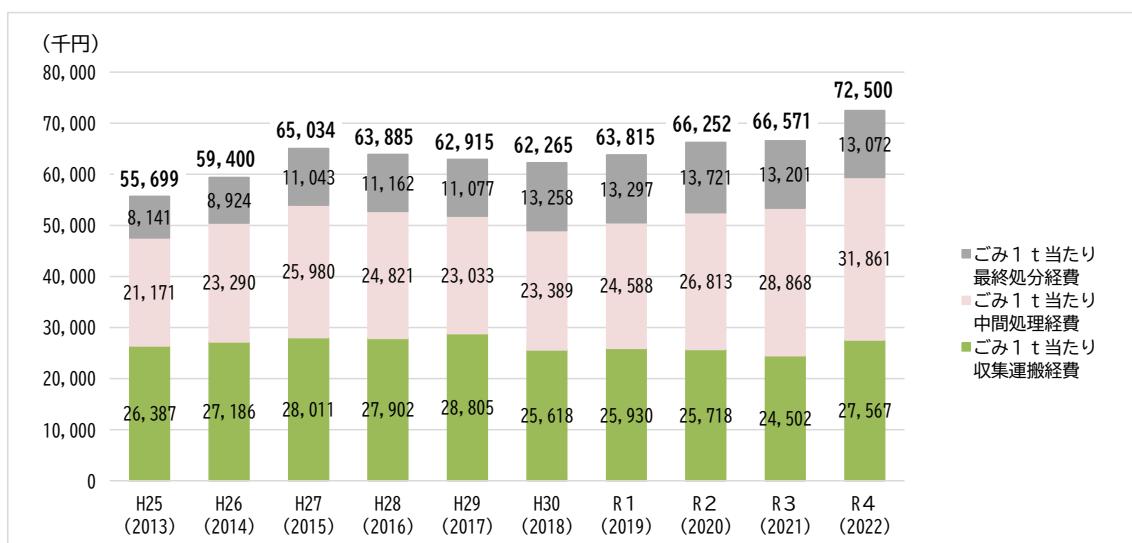


※廃棄物処理事業経費のうち、「建設改良費」は含まない。また「人件費」のうち、「一般職」は含まない。

出典：平成25(2013)～令和4(2022)年度一般廃棄物処理実態調査(令和6(2024)年4月 環境省)

図2-23 ごみ処理費用の推移





※廃棄物処理事業経費のうち、「建設改良費」は含まない。また「人件費」のうち、「一般職」は含まない。

出典：平成25(2013)～令和4(2022)年度一般廃棄物処理実態調査(令和6(2024)年4月 環境省)

図2-24 ごみ1t当たりの処理費用の推移

第2節 ごみ処理手数料

ごみ処理手数料のうち、粗大ごみについては、粗大ごみ処理券により徴収しています。粗大ごみ処理券は、クリーンセンター業務課、南部市民センター及び本市が委託している粗大ごみ処理券取扱店で購入することができます。また、排出者が自ら市長の指定する場所へ搬入し、本市が処分のみをするものについては、クリーンセンター業務課の窓口で直接料金を徴収しており、それ以外のごみ処理手数料については、収集の際に徴収しています。

表 2-7 ごみ処理手数料

種別	区分				単位	手数料		
一般廃棄物	収集、運搬及び処分をするもの (一般家庭から生じたものに限る)	粗大ごみ以外	定時	排出量が常時1日平均10kg以上のもの	10kgにつき	100円		
			随時	臨時に申込みのあったもの				
	粗大ごみ		定時	1回に排出する粗大ごみの点数が5点以内のもの	1点につき	1,500円を超えない範囲内で規則で定める額		
			随時	臨時に申込みのあったもの又は1回に排出する粗大ごみの点数が5点を超えるもの		2,250円を超えない範囲内で規則で定める額		
	処分のみをするもの	市長の指定する場所へ搬入するもの		10kgにつき		90円		
特定家庭用機器廃棄物	収集及び運搬をするもの				1台につき	3,500円		
	市長の指定する場所へ搬入するもの					1,800円		
犬猫等の死体	同時に市長の指定する場所へ搬入するもの				1頭につき	500円		

※令和6(2024)年4月1日現在

※手数料徴収の基礎となる数量は、市長の認定するところによる。

※重量割で手数料の定まっているもので重量の認定が困難なものについては、容量により認定することができる。この場合において、その手数料の額は、次に定めるとおりとする。

(1) 収集、運搬及び処分をするもの 1立方メートルにつき 3,000円

(2) 処分のみをするもの 1立方メートルにつき 1,500円

※手数料を算出する基礎となる数量が1単位に満たない端数は、1単位に繰り上げて計算する。

※粗大ごみとは、その最大の辺の長さ又は径が30センチメートルを超える耐久消費財等で、規則で定めるものをいう。

※特定家庭用機器廃棄物とは、家電リサイクル法の対象品目であるエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機をいう。

※し尿の定額制については、月の半ばで人員の異動のあったときは、その翌月から更正する。

出典：門真市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例(平成5年門真市条例第23号)

平成26(2014)年度～令和5(2023)年度のごみ処理手数料の推移を以下に示します。

表 2-8 ゴミ処理手数料等の推移

年度	歳入(円)				合計(円)
	塵芥処理手数料	犬猫等死体 処理手数料	粗大ごみ 処理手数料	特定家庭用機器 廃棄物処理手数料	
平成 26 (2014)	100,186,675	170,500	8,758,743	—	109,115,918
平成 27 (2015)	138,848,495	149,000	7,589,100	—	146,586,595
平成 28 (2016)	135,271,000	164,000	7,606,498	178,500	143,219,998
平成 29 (2017)	136,952,215	139,500	8,088,900	0	145,180,615
平成 30 (2018)	178,423,840	133,800	10,273,200	0	188,830,840
令和元 (2019)	175,960,900	150,500	10,903,700	0	187,015,100
令和2 (2020)	162,650,450	126,000	12,312,900	0	175,089,350
令和3 (2021)	160,298,440	117,000	15,190,500	0	175,605,940
令和4 (2022)	154,439,930	116,500	11,934,300	0	166,490,730
令和5 (2023)	153,590,480	119,500	11,550,900	0	165,260,880

第4章 ごみ減量化の現状

(1)前回計画の目標達成状況

前回計画時(平成22(2010)年3月)に設定した中間目標年度(平成26(2014)年度)及び最終目標年度(平成31(2019)年度)の各種ごみ量目標値と実績の比較より、目標達成状況を確認しました。ただし、最終目標年度(平成31(2019)年度)については、本計画策定時点での最新の(平成30(2018)年度)の数値と比較するものとし、目標達成状況については(平成31(2019)年度)での達成見込みを記載しています。

①ごみ排出量・排出量原単位

最終目標年度のごみ排出量について、家庭系ごみは目標値より603t少なくなり目標を達成しています。一方事業系ごみは目標値より31t多くなり目標を達成できない見込みです。

排出量原単位をみると、家庭系ごみは目標値より約1.2g/人・日多くなっており、わずかに目標を達成できない見込みです。事業系ごみについては目標値に対して約12.3g/人・日多くなっており目標を達成できない見込みです。



図2-25 ごみ排出量及び排出量原単位の前回計画目標値と実績の比較

②集団回収量(ごみになる前の資源化量)

最終目標年度の集団回収量は、目標値より2,119 t 少なく、目標を達成できない見込みです。推移としても、減少傾向にあります。

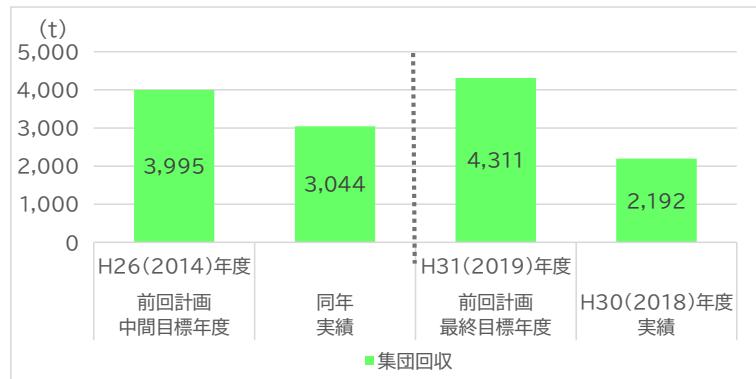


図 2-26 集団回収量の前回計画目標値と実績の比較

③資源ごみ量(ごみとなった後の資源化量)・資源ごみ排出量原単位

最終目標年度の資源ごみ量について、家庭系ごみは目標値より約446 t 多くなり目標を達成しています。一方事業系ごみは目標値より約215 t 少なくなり目標を達成できない見込みです。

排出量原単位をみると、家庭系ごみは目標値より約12.0 g /人・日多く目標を達成しているのに対し、事業系ごみは目標値に対して約4.6 g /人・日少なく目標を達成できない見込みです。

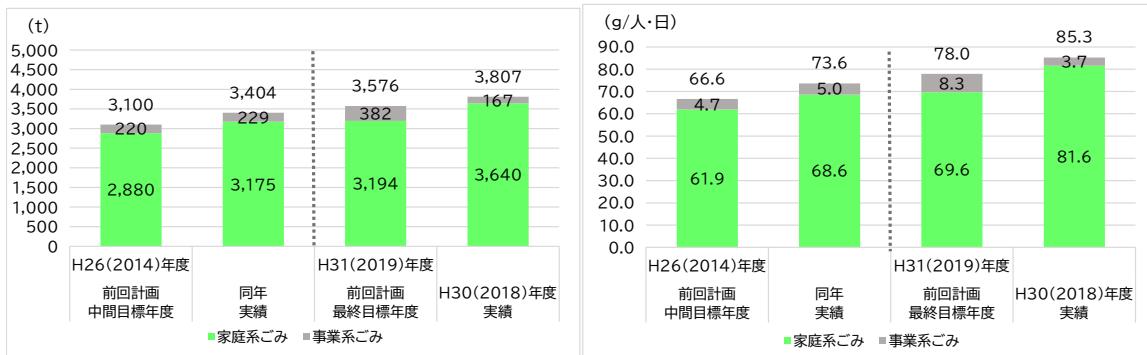


図 2-27 資源ごみ量及び資源ごみ排出量原単位の前回計画目標値と実績の比較

前回計画目標値の達成状況は以下のとおりで、特に事業系ごみに関して目標が達成できておらず、その理由として事業系ごみに対する施策が十分に実施できていないことが考えられます。

表 2-9 前回計画目標値と実績の比較

項目	単位	前回計画中間目標年度 H26(2014) 年度	同年実績	前回計画最終目標年度 H31(2019) 年度	H30(2018) 年度実績	達成 状況	備考
人口		127,548	126,756	125,305	122,299	—	
事業所数		—	5,868	—	5,462	—	※1
従業員数		—	75,192	—	65,823	—	※1
①ごみ排出量	t	46,789	44,741	44,009	43,437	○	
家庭系	t	25,584	25,245	24,700	24,097	○	集団回収は含まない
事業系	t	21,205	19,496	19,309	19,340	×	※2
①ごみ排出量原 単位	g/人・日	1,005.0	967.0	959.6	973.1	×	
家庭系	g/人・日	549.5	545.6	538.6	539.8	×	集団回収は含まない
事業系	g/人・日	455.5	421.4	421.0	433.3	×	※2
②ごみになる前 の資源化量	t		—	—	—	—	
家庭系	t	3,995	3,044	4,311	2,192	×	※3
事業系	t	14,220	—	15,470	—	—	既存リサイクル量
③ごみとなった後 の資源化量	t	3,100	3,404	3,576	3,807	○	=資源ごみ量(直接搬入の 資源化分を含む)
家庭系	t	2,880	3,175	3,194	3,640	○	
事業系	t	220	229	382	167	×	※2
③ごみとなった後 の資源化量原単位	g/人・日	66.6	73.6	78.0	85.3	○	
家庭系	g/人・日	61.9	68.6	69.6	81.6	○	
事業系	g/人・日	4.7	5.0	8.3	3.7	×	※2

※1 前回計画設定数なし。実績は「門真市統計書(平成29(2017)年版)」より、平成26(2014)年度実績欄には同年度の値、H30(2018)年度実績欄には平成28(2016)年度実績値(最新の統計データ)を記載した。

※2 原因として事業系ごみの分別が不十分であること、昼夜間人口比率が高いこと等が挙げられる。

※3 集団回収量：前回計画「ごみになる前の資源化量」のうち、「生ごみ堆肥化量」を除いた量。

(2)市民・事業者・門真市のごみ減量化の取り組みの現状

前回計画において実施するものとした主要なごみ減量化等の取り組みについて、現在、本市で実施されている市民・事業者・門真市のごみ減量化の取り組みの状況を以下に整理します。

①市民の3R行動をみんなで支える仕組みの確立

- 市民・事業者・門真市の三者が連携して3R行動(マイバッグ持参運動、環境に配慮した店舗拡大、古紙のまちかど回収拠点の整備等)に取り組めるよう、門真市がコーディネート機能を発揮して、関係者間の連携・協力を図っていくとともに、公民協働を進めていきます。
- 家庭の環境に配慮した行動、地域の自主的なごみ減量活動を支援するために、情報提供、環境教育の充実、活動拠点の拡充、助成の充実等を図っていきます。

前回計画の内容	実施した取り組み	取り組みによる実績
市民・事業者・門真市の三者協働の体制づくり	・廃棄物減量等推進審議会の設置	・平成26(2014)年一般廃棄物処理手数料見直しについて審議するため、廃棄物減量等推進審議会設置
レジ袋削減等の三者協働による具体的な取り組みの展開	・レジ袋削減キャンペーンの実施	・エコバッグの配布
地域におけるごみ減量の担い手づくりとリサイクル活動の活性化	・市ホームページ、広報かどまによる周知 ・ごみ減量化推進協議会による啓発	・プラスチック製容器包装の分別定着 ・容器包装リサイクル率の向上
市民との意見交換会の開催	・ごみ減量化推進協議会の設置	・エコバッグの配布 ・かどまエコアートコンクールの実施
店頭回収・拠点回収の拡充	・エコショップ制度の実施 ・廃油の拠点回収実施 ・フリーマーケット開催	・大阪府リサイクル社会推進会議の解散に伴い平成25(2013)年にエコショップ制度終了 ・平成29(2017)年より門真市立リサイクルプラザで廃油回収開始
	・フリーマーケットの開催 ・もったいないブースの設置(不用品の無償提供)	・平成26(2014)年まで門真市立リサイクルプラザでフリーマーケット開催 ・平成27(2015)年よりかどまエコフェスティバルにおいて、もったいないブース設置
	・市ホームページ、広報かどま ・ごみ通信での周知 ・資源物持ち去り対策の実施	・資源物持ち去り対策の実施により、古紙、缶等資源物回収量が約60%増加(650t→1,050t)
	・市内電気店の協力による蛍光灯等の店頭回収の実施 ・小型家電、水銀使用廃棄物の拠点回収の実施	・平成29(2017)年9月から小型家電4か所、水銀使用廃棄物8か所で拠点回収実施
	・小型家電、水銀使用廃棄物の拠点回収の実施	・水銀使用廃棄物回収量2.64t
分別収集の拡充	・ペットボトルの収集頻度を月1回⇒月2回に変更	・平成23(2011)年4月から変更
分別排出ルールの周知徹底	・「門真市暮らしの便利帳」「ごみの出し方・分け方」の配布	・関係課の協力により実施
	・市ホームページ・広報かどまでの周知	・容器包装リサイクル率の向上
	・作業日報の提出 ・分別指導の実施	・適正排出によるスムーズな収集活動 ・不適正排出の減少

前回計画の内容		実施した取り組み	取り組みによる実績
ごみ減量に取り組む地域団体や市民活動グループへの支援の充実		・再生資源集団回収奨励金制度の継続 ・ごみ減量化推進協議会の設置	・集団回収実施団体 122 団体 ・平成 29(2017)年協議会休止
大規模住宅団地等へのリサイクル促進指導の充実		・開発協議の実施	・府営住宅建て替え時に開発協議を実施等
再生品の使用拡大等リサイクルシステムの安定化	1)再生品の使用拡大	・エコショップ制度の実施 ・再生紙の利用	・大阪府リサイクル社会推進会議の解散に伴い平成 25(2013)年にエコショップ制度終了 ・全庁で再生紙を利用
	2)再生資源業者との連携強化	・再生資源事業者指定制度の実施	・魚腸骨 4 事業者、廃油 1 事業者

②排出者責任の浸透と事業者の自主的ごみ減量の取り組みを促進

- ごみ減量手引き作成、事業所研修の実施、商工会議所との連携強化等により、事業系ごみの処理責任は排出者であることを浸透し、自己管理の意識の啓発を図ります。
- 事業所の規模、また、紙類や厨芥類等排出されるごみの内容等、事業所の特性に応じたごみ減量の取り組みを、ごみ減量手引き作成、先進事業所との意見交換会の実施等により促進します。

前回計画の内容		実施した取り組み	取り組みによる実績
排出者責任の浸透と自己管理意識の定着		・市ホームページ ・広報かどまでの周知	・事業所による適正排出
分別排出の徹底とごみ減量の推進	1)分別排出の徹底	・未実施	・未実施
	①事業系ごみの排出実態の把握	・搬入量月報の確認	・事業系ごみの減量進捗状況の把握
	②多量排出事業者に対するごみ減量指導の強化	・減量計画書の提出	・事業系ごみの減量進捗状況の把握
	③立ち入り調査の実施	・事業所への立ち入り調査の実施	・平成29(2017)年度実施件数2件 ・平成30(2018)年度実施件数2件
	④事業系ごみ減量の手引きの作成	・事業系ごみ分別ハンドブックの作成	・事業系ごみの分別排出の実施
	⑤優良事業所の顕彰制度の導入	・未実施	・未実施
	⑥新規大規模事業所等建設に伴う再利用促進指導の充実	・開発協議の実施	・開発協議の実施
	3)情報提供・相談体制の確立	・分別排出相談の隨時対応	・事業所からの相談に隨時対応
	4)意見交流会等の開催	・未実施	・未実施
	5)小規模事業所向けごみ減量化モデル事業の検討	・未実施	・未実施
6)許可業者との連携と指導		・許可業者事務研修会の開催	・平成29(2017)年度6回開催 ・平成30(2018)年度6回開催
搬入検査の強化		・展開検査の実施 ・搬入申請書の提出	・平成30(2018)年度8回実施 ・平成29(2017)年度21,084件実施
生ごみ等有機資源のリサイクルの促進		・減量計画書に基づく指導	・各事業所の取り組みとして食品リサイクルの実施
ごみ減量ヘインセンティブが働く収集システムの検討		・事業系一般廃棄物処理手数料の改定	・平成27(2015)年4月より10キログラムにつき85円⇒10キログラムにつき90円に改定
公共施設における率先行動の充実	1)職員へのごみ減量意識の徹底	・門真市エコオフィス推進計画の策定	・分別の徹底 ・裏紙の再利用等
	2)公共施設におけるごみ減量化・適正処理の取り組み強化	・水銀使用廃棄物の分別回収	・水銀使用廃棄物の適正処理 ・分別の徹底

③環境を守る主体的行動実践者の育成

- 小学校や市内事業所と連携して、環境教育を充実するとともに、門真市立リサイクルプラザを核とした市民への情報提供、ごみ問題等に関する学習・研修機能を強化し、環境を守り、ごみの減量に、主体的に取り組む市民を育成します。
- 事業者に対しても情報提供を行い、また、関係者の相互交流の場を提供する等により、大規模事業所だけではなく小規模事業所についても自主的にごみ減量活動等に取り組む事業者を拡大します。

前回計画の内容		実施した取り組み	取り組みによる実績
環境を守る主体的行動の活動拠点の機能強化		<ul style="list-style-type: none"> ・かどまエコフェスティバルの企画・開催 ・施設見学の受入実施 ・「もったいない」普及講座の実施 ・かどまエコアートコンクールの実施 ・もったいないブースの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30(2018)年度施策評価アンケートでの施設認知度48.9% ・平成29(2017)年度施設見学数27件1,170人 ・平成29(2017)年度もったいない講座実施数13回201人 ・かどまエコアートコンクール442人参加 ・かどまエコフェスティバルにおいてリサイクル工房利用 団体による作品展示、もったいないブースの実施
環境にやさしい生活の定着	1)啓発活動・環境教育の充実	①啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ・広報かどま・ごみ通信での情報提供 ・かどまエコフェスティバルの実施
		②環境教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・環境副読本の作成 ・環境学習(施設見学)の実施 ・リサイクル工作講座の実施
	2)環境やごみに関する情報提供の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・市環境副読本の作成 ・環境学習(施設見学)の実施 ・リサイクル工作講座の実施
			<ul style="list-style-type: none"> ・市内全小学4年生に環境学習として施設見学を実施 平成30(2018)年度14校
	3)環境を守る運動の展開		<ul style="list-style-type: none"> ・同上
環境に配慮した事業活動の浸透	4)ごみの自己減量のための支援の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・随時提供
			<ul style="list-style-type: none"> ・平成29(2017)年度施設見学数27件1,170人
	1)エコショップ加盟店の拡大と制度の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量化推進協議会の実施
	2)環境管理の理念の浸透		<ul style="list-style-type: none"> ・平成29(2017)年協議会休止
			<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ堆肥化容器、電動式生ごみ処理機器の購入への助成
			<ul style="list-style-type: none"> ・平成24(2012)年助成制度廃止
	1)エコショップ加盟店の拡大と制度の充実		<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府リサイクル社会推進会議の解散に伴い平成25(2013)年にエコショップ制度終了
	2)環境管理の理念の浸透		<ul style="list-style-type: none"> ・エコアクション21について、市ホームページに掲載 ・研修等は未実施

④低炭素社会に即した循環型システムの構築

- 3R行動の浸透と合わせて分別収集を拡充し、ごみ減量を推進し、環境負荷の少ない循環型社会形成をめざします。
- 収集車両等を計画的に低環境負荷型に切り替えます。
- 現在の焼却施設等の長寿命化を図るとともに、次期焼却施設の整備に向けて、周辺都市との連携による広域処理も含めて、慎重に検討し、準備を進めます。
- 循環型社会の構築、低炭素社会の実現、処理事業の効率化、市民へのサービス内容の充実、新たな情報媒体の活用等、時代の流れに応じた処理システムを構築します。

前回計画の内容	実施した取り組み	取り組みによる実績
低炭素社会実現のためのごみ処理システムの運営	・門真市エコオフィス推進計画の策定	・CO ₂ の5%削減(2014年度比)
資源化の推進と適正処理に適した分別収集体制の確立	・収集ルート、ステーション配置の見直し ・収集業務委託による効率化	・平成30(2018)年度委託率72.7%
市民ニーズに対応した収集サービスの実施	・さわやか訪問 ・ふれあいサポート	・平成18(2006)年よりさわやか訪問実施(粗大ごみ) ・平成29(2017)年度よりふれあいサポート収集開始(普通ごみ等)
収集作業・施設の維持管理の安全対策の確保	・労働安全衛生講習会の実施 ・交通安全講習会の実施 ・職員安全衛生委員会による職場巡回実施	・労働安全衛生講習会の年1回実施 ・交通安全講習会の年2回実施 ・職員安全衛生委員会による職場巡回実施による危険個所等改善
収集車両の環境負荷の低減	・天然ガス自動車の導入	・平成30(2018)年度現有4台
既存焼却施設の長寿命化と、次期焼却施設の整備に向けた準備	・現有施設の長寿命化計画により基幹改良工事を予定	・長寿命化計画の策定検討
既存施設の維持管理の徹底と処理事業の効率化	・定期的な維持保守管理	・安定・効率的な稼動
	・展開検査の実施	・平成30(2018)年度8回実施
	・収集業務の民間委託実施	・平成30(2018)年度委託率72.7%
最終処分場の 安 定 的 確 保	1)広域最終処分場の安定的な確保	・国や大阪府に対して、要望書の提出 ・最終処分場の安定的な確保
	2)ごみ減量化の推進による最終処分量の削減	・一般廃棄物処理基本計画の策定 ・前回計画の目標達成
適正処理が困難な物への対応強化	・国・大阪府への要望書提出 ・市民・事業者への周知徹底	・処理困難物の適正処理に向けた周知の実施
	・排出事業者への指導	・適正排出の指導徹底
在宅医療廃棄物等の新しい廃棄物問題に対する処理ルールの検討	・医師会との協議	・感染の恐れがある医療廃棄物は医師会の協力のもと引き取りによる適正処理実施
	・情報収集の適宜実施	・情報収集の適宜実施
廃棄物処理に関する総合的震災対策の充実	・緊急時施設点検リストの作成 ・緊急連絡網の作成	・災害廃棄物処理基本計画策定予定
	・美しいまちづくり推進協議会の設置	・キラッとかどま(市内統一清掃)の実施等による啓発

第5章 計画改定に向けた課題

(1)家庭系ごみ減量の推進

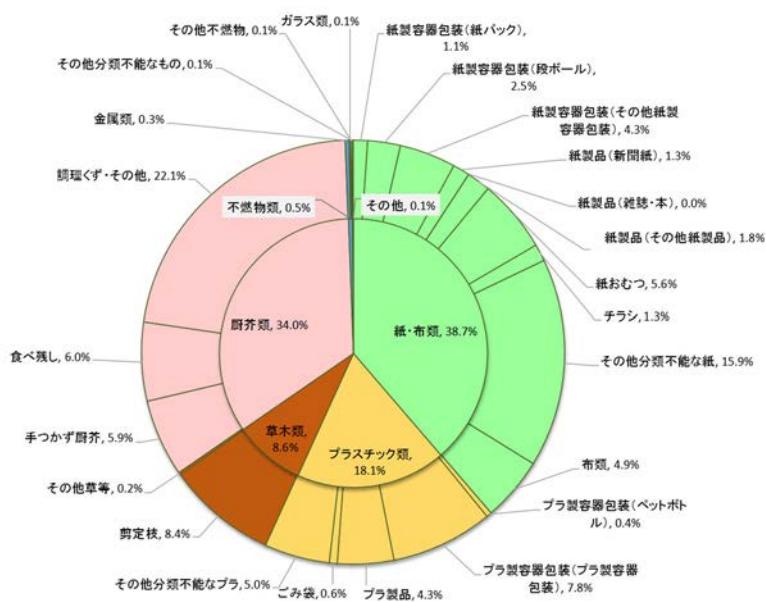
①厨芥類について

家庭系ごみのうち減量が可能なものとしては、ごみ組成調査結果から、厨芥類が34.0%を占めており、その内訳は手つかず厨芥が5.9%、食べ残しが6.0%、調理くず・その他が22.1%となっています。

手つかず厨芥については、令和元(2019)年度実施のアンケート調査の結果から「消費期限と賞味期限の違い・意味を理解している」の回答は87~90%と高い結果となっていますが、一方で「食品を購入する際に少しでも期限までの期間が長いものを買う」の回答が最も多く43%となっています。

また、食べ残しの原因として「普段より作り過ぎたから」の回答が最も多く35%となっています。

さらに、厨芥類の中で最も比率の多い調理くず・その他については、「野菜類の過剰除去」が多く、これらの削減に向けた対策が必要です。



(令和元(2019)年6月、門真市クリーンセンターにて実施)

図2-28 家庭系ごみ組成調査結果(重量比)

②分別の徹底について

家庭系ごみのごみ組成調査結果から、プラ製容器包装として分別可能なものが8.2%(ペットボトル0.4%、その他プラ製容器包装7.8%)、古紙・古布として分別可能なものが4.9%(新聞紙1.3%、紙パック1.1%、段ボール2.5%)、小型ごみとして排出されるべきもの0.4%(金属類0.3%、ガラス類0.1%)が混入しており、これらの分別によりごみの減量及び資源化が可能です。

③その他資源化可能なもの

家庭系ごみのごみ組成調査結果から、草木類が8.6%、そのうち剪定枝が8.4%となっており、資源化の検討の余地があります。

(2)事業系ごみ減量の推進

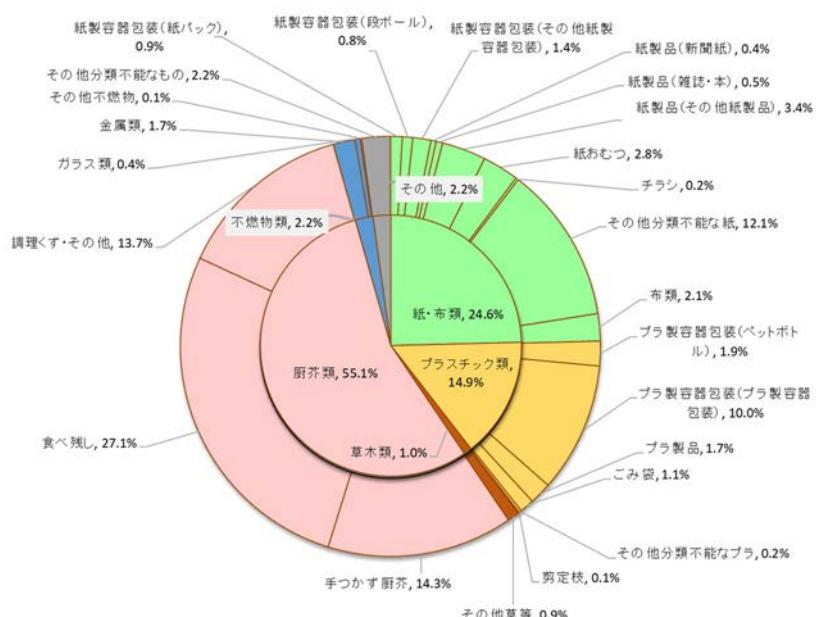
①厨芥類について

事業系ごみのうち減量が可能なものとしては、ごみ組成調査結果から、厨芥類が55.1%を占めており、その内訳は手つかず厨芥が14.3%、食べ残しが27.1%、調理くず・その他が13.7%となっています。

これらの削減に向けた対策が必要です。

②分別の徹底について

事業系ごみのごみ組成調査結果から、プラ製容器包装として分別可能なものが11.9%(ペットボトル1.9%、その他プラ製容器包装10.0%)、古紙・古布として分別可能なものが3.0%(新聞紙0.4%、紙パック1.1%、段ボール0.8%、雑誌・本0.5%、チラシ0.2%)、小型ごみとして排出されるべきもの0.4%(金属類0.3%、ガラス類0.1%)が混入しており、これらの分別によりごみの減量及び資源化が可能です。



(令和元(2019)年6月、門真市クリーンセンターにて実施)

図2-29 事業系ごみ組成調査結果(重量比)

③1人1日当たり事業系ごみ排出量について

平成29(2017)年度の1人1日当たり事業系ごみ排出量は、全国類似都市との比較においても57市町村中51位、大阪府内の他都市との比較においても43市町村中38位と下位に位置しております、北河内7市の平均と比べても多くなっています。原因として、大阪府内の他都市との比較において昼夜間人口比率との関連をみると、昼夜間人口比率が高い都市は1人1日当たり事業系ごみ排出量が多い傾向があり、本市の昼夜間人口比率は109%と高いことから、昼間の市外からの労働者の流入により事業系ごみが多くなっていると考察されます。

表2-10 1人1日当たり事業系ごみ排出量と昼夜間人口比率(大阪府内)

順位	市町村名	人口 (人)	人口一人一日当たり ごみ総排出量(事業 系) (g/人・日)	昼間人口 (人)	昼夜間人口比 率 (昼間人口/夜 間人口) (%)
1	大阪府太子町	13,615	48	10,715	77.9
2	大阪府千早赤阪村	5,391	58	4,784	89.0
3	大阪府島本町	30,636	87	22,790	76.0
4	大阪府忠岡町	17,226	130	16,201	93.7
5	大阪府富田林市	112,594	135	99,823	87.6
6	大阪府交野市	77,898	136	59,274	77.5
7	大阪府豊能町	20,135	137	13,923	69.8
8	大阪府河南町	15,742	143	15,796	98.0
9	大阪府河内長野市	107,476	164	90,462	84.6
10	大阪府四條畷市	55,806	167	47,845	85.3
11	大阪府大阪狭山市	58,134	171	51,316	88.8
12	大阪府松原市	120,932	185	109,535	90.7
13	大阪府羽曳野市	112,812	188	96,966	86.1
14	大阪府柏原市	70,251	197	67,341	94.7
15	大阪府大東市	121,936	199	120,542	97.8
16	大阪府岬町	16,180	205	13,183	82.7
17	大阪府寝屋川市	235,959	212	210,924	88.8
18	大阪府八尾市	267,764	215	253,886	94.5
19	大阪府枚方市	404,324	229	359,078	88.8
20	大阪府熊取町	43,926	230	35,519	79.9
21	大阪府池田市	103,501	243	94,541	91.7
22	大阪府高石市	57,992	246	52,666	93.2
23	大阪府田尻町	8,621	250	8,960	106.5
24	大阪府阪南市	55,394	255	42,155	77.7
25	大阪府吹田市	370,365	264	362,737	96.9
26	大阪府高槻市	353,540	277	309,389	87.9
27	大阪府和泉市	186,237	277	161,475	86.8
28	大阪府豊中市	405,463	293	349,896	88.5
29	大阪府守口市	144,083	302	136,585	95.5
30	大阪府堺市	841,345	313	785,324	93.6
31	大阪府能勢町	10,399	325	9,304	90.7
32	大阪府箕面市	137,766	333	115,249	86.4
33	大阪府藤井寺市	65,443	363	55,605	85.0
34	大阪府泉大津市	75,273	395	68,995	90.9
35	大阪府泉南市	62,549	412	58,383	93.5
36	大阪府揖zn市	85,260	423	93,646	110.2
37	大阪府東大阪市	491,002	428	522,051	103.8
38	大阪府門真市	123,972	429	134,737	109.0
39	大阪府茨木市	281,320	438	258,310	92.2
40	大阪府岸和田市	197,142	444	175,695	90.1
41	大阪府貝塚市	88,059	518	78,167	88.1
42	大阪府大阪市	2,700,666	556	3,543,449	131.7
43	大阪府泉佐野市	100,783	874	107,084	106.1
平均		205,928	277	214,519	91.4
最大		2,700,666	874	3,543,449	131.7
最小		5,391	48	4,784	69.8
標準偏差		422,264	153	542,240	10.7
当該市町村実績		123,972	429	134,737	109.0

※総人口は平成29(2017)(廃棄物処理事業実態調査)、昼間人口及び昼夜間人口比率は平成27(2015)(国勢調査)による。

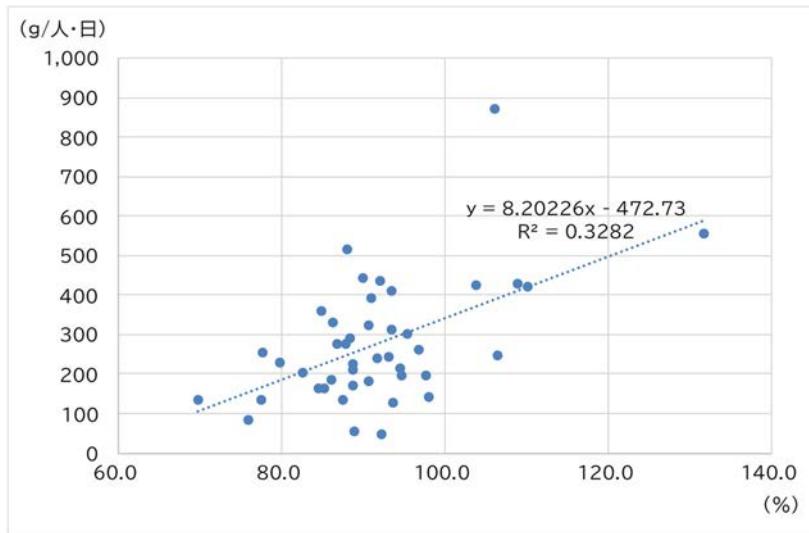


図2-30 1人1日当たり事業系ごみ排出量と昼夜間人口比率の相関分布(大阪府内)

(3)ごみ処理費用について

平成28(2016)年度のごみ1t当たりの処理費用は約6万4千円であり、北河内7市平均(約5万3千円)、大阪府内平均(約5万7千円)と比べて高くなっています。特に中間処理費用についてはごみ1t当たりの処理費用、人口1人当たりの処理費用いずれにおいても特に高くなっています。

また、ごみ1t当たりの処理費用は収集運搬・中間処理・最終処分費用いずれの単価も増加傾向にあることから、ごみ処理費用の適正化に向けた方策について検討する必要があります。

(4)リサイクルの推進について

平成29(2017)年度のリサイクル率は12.5%で、全国類似都市との比較において57市町村中49位、大阪府内の他都市との比較においても43市町村中32位と下位に位置しております。北河内7市の平均15.9%と比べても下回っており、リサイクル率の向上を図っていく必要があります。

(5)ごみ処理体制のあり方について

一般的にごみ処理施設の耐用年数が20年から25年程度とされるなか、令和2(2020)年3月で、平成元(1989)年3月に稼働したごみ焼却施設である第4号炉と破碎処理施設は31年(令和2(2020)年度時点。令和6(2024)年度で35年)となり、平成8(1996)年3月に稼働した第5号炉は24年(令和2(2020)年度時点。令和6(2024)年度で28年)が経過しています。また、資源化施設である門真市立リサイクルプラザも、平成14(2002)年3月の稼働から18年(令和2(2020)年度時点。令和6(2024)年度22年)が経過しており、いずれの施設も老朽化に伴う補修工事費の増加が避けられない状況にあることから、今後のごみ処理体制のあり方について検討し、早期に方針を決定する必要があります。

第6章 基本理念

循環型社会・低炭素社会構築をめざすやさしいまち 門真

国内では、循環型社会の構築をめざした動きとして、各種の法制度等の基盤が着実に整備され、SDGs(Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標)の推進といった地球温暖化防止、低炭素社会の実現をめざす動きが活発となっています。

「門真市第6次総合計画」(令和2(2020)年3月)においても、めざすべき方向性として「循環型社会の形成と低炭素社会を構築し、市民や住環境にやさしいまちをつくります」を示し、本計画に関連する基本施策として、「地球環境保全」や「生活環境保全」、「快適に暮らせる生活基盤の整備」、「安全・安心な暮らしを支える体制づくり」、「危機管理と災害時対策」、「公共施設の適正管理」等が挙げられています。

本計画では、基本理念を「循環型社会・低炭素社会構築をめざすやさしいまち 門真」とし、市民・事業者・行政がそれぞれ役割分担して、ごみの減量やりサイクル、適正処理を継続することにより、循環型社会・低炭素社会の構築をめざします。

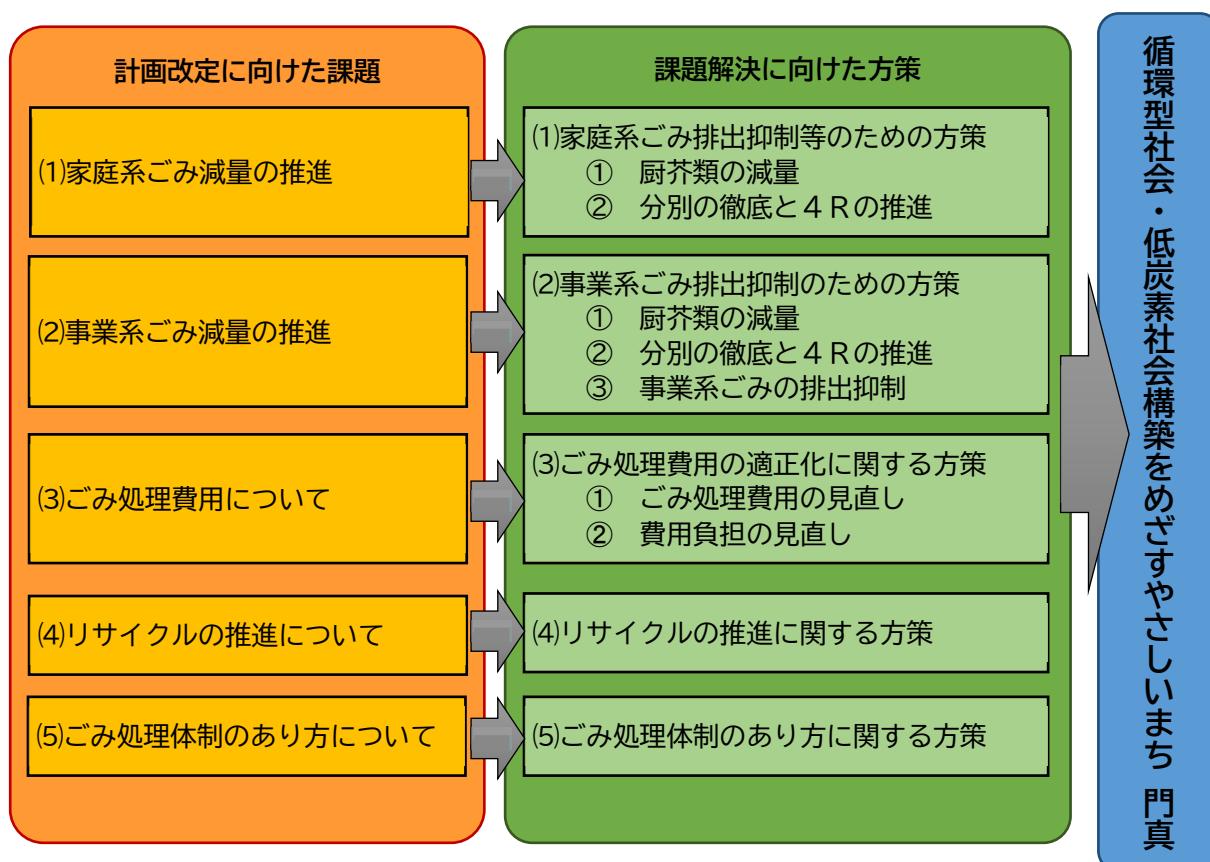


図 2-31 ごみ処理基本計画の体系図

第7章 ごみ排出量及び処理量の見込み

第1節 ごみ将来排出量推計の方法

ごみの将来排出量は、過去10年間(平成26(2014)年度～令和5(2023)年度)のごみ種類別排出量原単位(1人1日当たりごみ量)から、各ごみ種類別の将来ごみ排出量原単位(家庭系ごみは市民1人1日当たり排出量。事業系ごみは1事業所当たり排出量)の推移をそれぞれ算出し、将来人口及び将来事業所数に乘じたものを設定します。

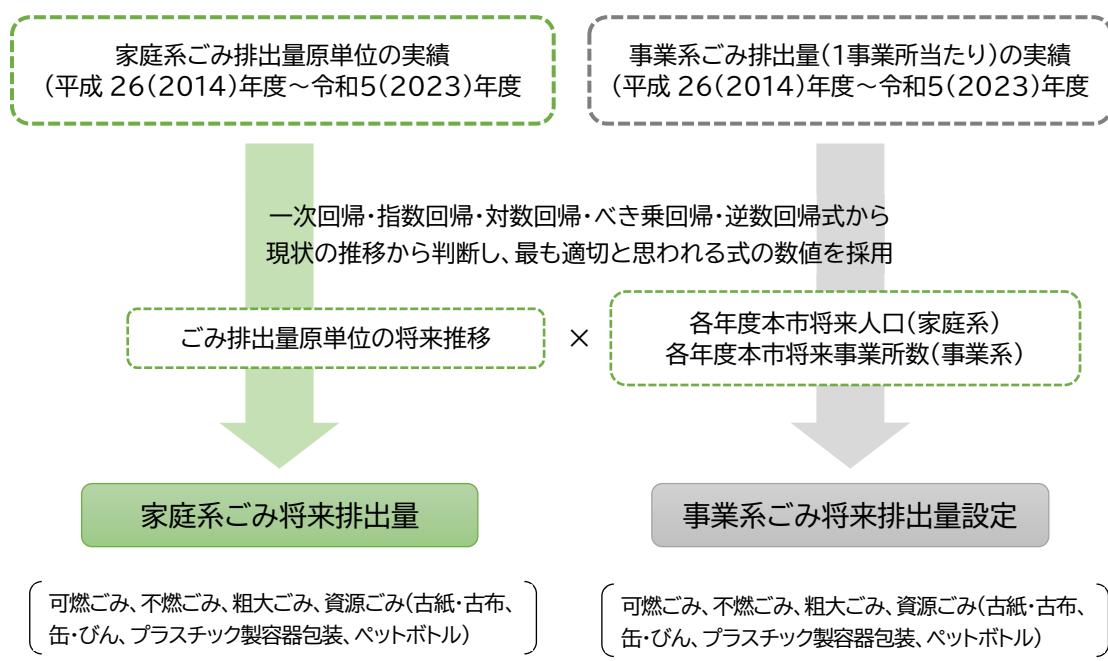


図2-32 ごみ将来排出量の設定フロー

(1) 将来人口及び将来事業所数の設定

将来人口は、令和6(2024)年8月に策定した「門真市第6次計画改訂に向けた基礎調査報告書」に示される総合計画に示される「人口ビジョン将来展望値」に基づくこととします。

当該展望値は令和7(2025)年度と令和12(2030)年度に設定されているため、令和11(2029)年度までの中間年度の人口は、令和5(2023)年度の人口が令和7(2025)年度と令和12(2030)年度の展望値に向けて等差推移するものとし、表2-11及び図2-33のとおり設定しました。

表2-11 門真市人口ビジョンに基づく将来人口設定

年度	実績										推計人口						
	平成26 (2014) 年度	平成27 (2015) 年度	平成28 (2016) 年度	平成29 (2017) 年度	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度	令和12 (2030) 年度
人口 (人)	126,756	125,612	124,952	123,972	122,299	121,728	120,701	119,611	118,158	117,147	115,554	113,983	112,861	111,750	110,649	109,559	108,480

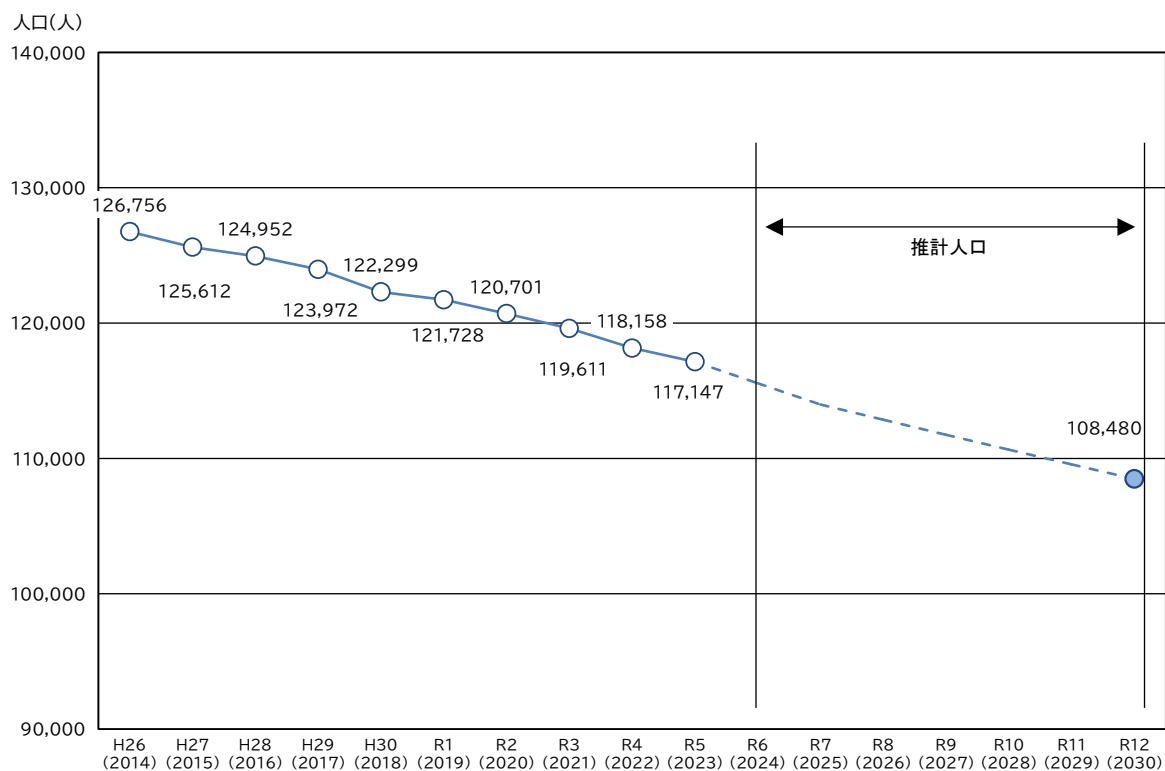


図2-33 門真市人口ビジョンに基づく将来人口設定

また、事業系ごみの活動量である事業所数については、経済センサスによる事業所数を直線回帰により予測した値で設定しました。

(2)ごみ量推計方法(現状趨勢の場合)

本計画のごみ量の推計については、『ごみ処理基本計画策定指針(平成28(2016)年9月改定、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)』に基づき、トレンド法における5種類の推計式(①一時回帰式、②対数回帰式、③指数回帰式、④べき乗回帰式、⑤逆数回帰式)を用いて得られた推計結果の中から、過去の推移から現実的ではない過大(過小)な推計結果を避けつつ、過去の実績の推移から最も妥当と考えられる推計式を採用した。

ただし、5種類の推計式のいずれの推計式においても、採用に適さない推計結果(現実的ではない過大(過小)な推計結果等)となった場合は、実績値の推移において最も適切と考えられる近似式を採用したほか、実績値の推移において上下が大きい変動を示す場合は、実績の平均値を採用するなど総合的に勘案して、最も妥当と考えられる推計結果を採用しました。

第2節 将来のごみ処理フロー(現状趨勢の場合)

現状趨勢の場合の最終目標年次(令和12(2030)年度)のごみ処理フローを以下に示します。

令和5(2023)年度実績と比較して、1人1日あたり排出量は変わりませんが、ごみ総排出量は3,011t(7.6%)の削減、最終処分量は429t(7.8%)の削減となります。

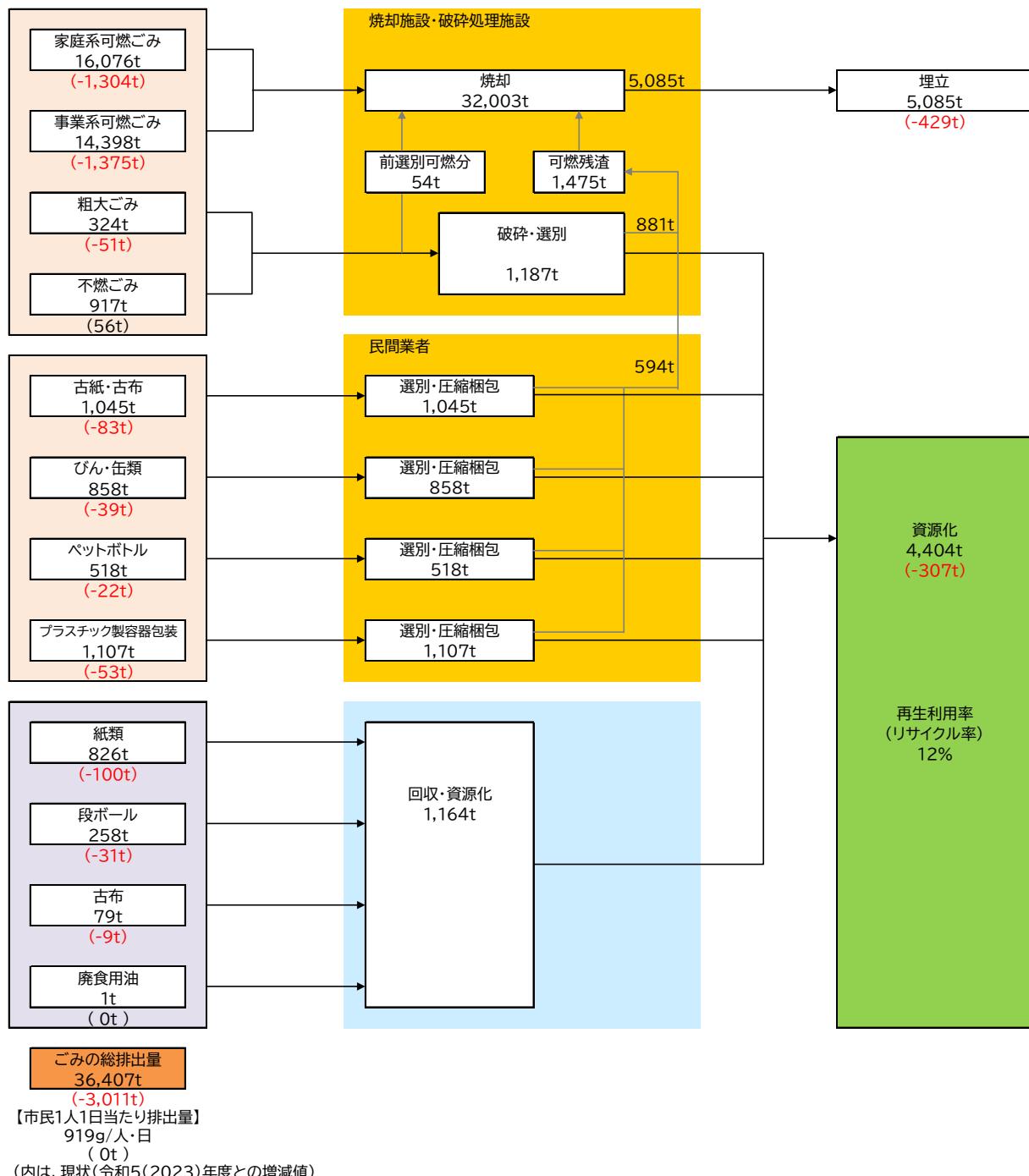


図 2-34 最終目標年次(令和 12(2030)年度)のごみ処理フロー(現状趨勢の場合)

第8章 課題解決に向けた方策

「第5章 計画改定に向けた課題」及び計画策定後における諸情勢の変化を踏まえて、本市が今後特に重点的に取り組んでいく方策を以下のとおりとします。

なお、食品ロス対策については、食品ロス削減推進法第13条第1項の規定による市町村食品ロス削減推進計画として、本計画の第3部にとりまとめました。

第1節 課題解決に向けた方策

(1)家庭系ごみ排出抑制等の方策

①分別の徹底と4Rの推進

可燃ごみ(普通ごみ)中に、資源化可能なプラ製容器包装(ペットボトル、その他
プラ製容器包装)、プラスチック製品廃棄物、古紙・古布、空き缶、空きびんのほか、本来は小型ごみとして排出されるべきものが混入していることから、分別の徹底について広報、チラシ、パンフレット等により市民に周知を行うとともに環境問題やごみのリサイクル等を推進するための啓発イベントを開催する等、さまざまな手法により周知・啓発を行っていきます。

また、プラスチック資源循環法に基づき、プラスチック製のハンガー、おもちゃ、バケツなどの製品プラスチックの分別収集を早期に実施できるよう取り組んでいきます。

本市では令和元(2019)年6月に「もりぐち・かどまプラスチックごみゼロ宣言及び同宣言に伴うアジェンダ(行動内容)」を定めており、これらに基づく取り組みを推進します。

さらに、ごみの減量化を図るため、ごみの分別を進めていくとともに、4R【リフューズ(不要なものを使わない)、リデュース(ごみを減らす)、リユース(繰り返し使う)、リサイクル(資源として利用する)】についても推進していきます。

(2)事業系ごみ排出抑制等の方策

①分別の徹底と4Rの推進

事業所から排出される廃プラスチック類(弁当がら等の容器、ペットボトル等)、空き缶、空きびんは、これまで事業系一般廃棄物として本市で処理してきましたが、産業廃棄物の指導権限を有している大阪府の見解では 産業廃棄物であることから、産業廃棄物として適正に処理するよう分別の徹底について、周知・啓発を行っていきます。

事業系ごみ中にも家庭系ごみと同様に、資源化可能な紙類はクリーンセンター(焼却施設)での受入れを禁止し、分別の徹底について広報、チラシ、パンフレット等により事業者に周知を行っていきます。

また、家庭系と同様、事業系ごみについても4R【リフューズ(不要なものを使わない)、リデュース(ごみを減らす)、リユース(繰り返し使う)、リサイクル(資源として利用する)】を推進していきます。

②事業系ごみの排出抑制

本市の事業系ごみ排出量は、全国類似都市、大阪府内他都市、北河内7市いずれとの比較においても多いことから、事業系ごみの排出抑制方策を実施していきます。

具体的な方策として下記の施策を行います。本市としてはこれらを実施するための体制の整備等を行います。

■展開検査

門真市クリーンセンターへ搬入された事業系ごみについて、展開検査を実施し、産業廃棄物や搬入不適物が搬入されないよう確認を行います。

■事業所への指導・立ち入り検査

展開検査において不適切なごみの搬入が確認された事業者に対して、適正なごみ排出ルールの徹底やごみ減量への協力について指導を行います。

また、多量排出事業者への立ち入り検査を定期的に実施するなど、必要に応じて事業所への立ち入り検査を行います。

(3)ごみ処理費用の適正化に関する方策

第2部第3章ごみ処理費用の現状で述べたとおり、本市のごみ1t当たりの処理費用は約7万3千円、うち中間処理費用はごみ1t当たり約3万2千円となっており、この数年でごみ1t当たりの処理費用が大きく増加していることから、より効率的・効果的なごみ処理に努め、ごみ処理費用の適正化を図ります。

①効率的・効果的なごみ処理の実施

ごみ処理費用の適正化を図るため、より効率的・効果的なごみ処理ができるよう、ごみの収集運搬体制や中間処理体制の見直しを図ります。

②ごみ処理手数料の見直し

他都市と比較して排出量の多い事業系ごみや申込件数の多い持ち込みごみについて、他都市ごみ等の不適切搬入の防止、受益者負担の原則、ごみ減量行動への誘導、ごみ処理に対する市民意識の向上、費用負担の公平化等の観点から、持ち込みごみの処理手数料を中間処理に要した費用の半額程度に見直しするほか、粗大ごみの持ち込みについては、収集する粗大ごみに処理券制を導入していることとの整合性を考慮し、収集する粗大ごみと同程度の処理手数料となるよう制度を見直します。

また、動物死体の処理方法については、ペット飼い主の感情等に配慮し、動物死体専用の処理業者への委託が選択できるよう制度を見直します。

③家庭ごみの有料化

家庭ごみ(普通ごみ)の有料化については、市民の理解や協力が不可欠であるほか、家庭ごみ有料化の導入に伴い不法投棄の増加が懸念されることから、周辺自治体との連携が必要であり、各種施策によるごみ減量化の進捗状況を踏まえつつ、引き続き検討します。

(4)リサイクルの推進に関する方策

リサイクルの推進として、資源可能な紙類の分別、小型家電の選別、リサイクルショップでの不用品買取、剪定枝等の資源化、再生資源集団回収活動の活性化等に努めます。

また、魚あらについては、食品リサイクル法に基づき国の登録を受け、府内で魚あらの再生利用を行う唯一の事業者である小島サスティナブルフィッシュリーズ(株)において資源化を図るものとします。

(5)ごみ処理体制のあり方に関する方策

将来的な施設の整備・運営のあり方については、国及び大阪府によって示されているごみ処理広域化の推進という政策方針、人口減少やごみ減量化・リサイクルの進展によるごみ処理量減少への対応、災害時等における継続的かつ安定的なごみ処理体制の確保、ごみ処理事業のコスト縮減等を踏まえて検討していくこととした。

このような状況の中、本市から令和元(2019)年12月に大阪広域環境施設組合の4構成市へごみ処理広域化にかかる検討への依頼を行ったことを契機に検討が進められ、令和3(2021)年3月に「門真市のごみ処理広域化に関する確認書」を大阪広域環境施設組合の構成市である大阪市、八尾市、松原市、守口市及び本市の間で締結し、共同処理開始に向けて引き続き協議することになっています。

門真市のごみ処理がより安定的かつ効果的に処理できるよう、関係先との協議、検討を進めています。

<参考1>大阪広域環境施設組合のごみ焼却工場の概要 ごみ焼却工場一覧

工場名	鶴見	西淀	八尾	舞洲	平野	東淀	住之江
建設年月	平成2(1990)年3月	平成7(1995)年3月	平成7(1995)年3月	平成13(2001)年4月	平成15(2003)年3月	平成22(2010)年3月	令和5(2023)年3月
プラントメーカー	日立造船㈱	㈱タクマ	三菱重工㈱	日立造船㈱	JFEエンジニアリング㈱	日立造船㈱	㈱タクマ
規模	300t/日 ×2基	300t/日 ×2基	300t/日 ×2基	450t/日 ×2基	450t/日 ×2基	200t/日 ×2基	200t/日 ×2基
発電能力	12,000kW ×1基	14,500kW ×1基	12,800kW ×1基	32,000kW ×1基	27,400kW ×1基	10,000kW ×1基	11,300kW ×1基
敷地面積(m ²)	23,000	25,000	40,000	33,000	39,000	16,000	32,000
建築面積(m ²)	8,300	8,100	10,000	17,000	14,000	9,300	9,700
当初建設費(億円)	170	290	290	609(84)	496	195	193
ダイオキシン類対策費(億円)	34	—	—	—	—	—	—
備考	令和5年3月 焼却停止	蒸気供給	蒸気供給	蒸気供給 破碎設備併設	敷地面積は旧工場分 を含む		

※ 建築面積には計量棟及び別棟の管理棟を含む。

※ 舞洲工場破碎設備：回転式 120 t/5h × 1基、低速回転剪断式 50 t/5h × 1基。舞洲工場の当初建設費の(84)は破碎処理設備に係る建設費で内数。

※ ダイオキシン類対策費は、法律により定められた排出基準を順守するため、別途、対策工事が必要であった工場のみ記載。

出典：令和5年度 事業概要（令和5年10月 大阪広域環境施設組合）

ごみ焼却工場での焼却処理量

年 度	平成25 (2013)年度	平成26 (2014)年度	平成27 (2015)年度	平成28 (2016)年度	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度
大阪市	1,020,778	936,878	922,523	898,806	902,367	933,748	930,526	854,755	856,493	871,241
八尾市	75,481	72,132	71,740	68,908	65,489	67,274	69,026	67,662	66,883	64,871
松原市	24,967	25,189	25,005	25,313	26,564	27,191	28,683	29,257	29,012	28,485
守口市	—	—	—	—	—	—	—	31,606	31,572	30,851
計	1,121,226	1,034,199	1,019,268	993,027	994,420	1,028,213	1,028,234	983,281	983,960	995,448

※守口市は令和2(2020)年度より共同処理開始

出典：令和5年度 事業概要（令和5年10月 大阪広域環境施設組合）

<参考2>大阪府内における単独市町村処理の自治体(門真市を除く)

自治体名	施設名	自治体名	施設名
池田市	クリーンセンター	寝屋川市	クリーンセンター焼却施設
高槻市	クリーンセンター第2工場、第3工場	堺市	クリーンセンター東第1工場、東第2工場、臨海工場、南工場
箕面市	環境クリーンセンター	島本町	清掃工場
吹田市	資源循環エネルギーセンター	忠岡町	クリーンセンター
茨木市	環境衛生センター第1工場、第2工場	岬町	美化センター
摂津市	環境センター3号炉、4号炉	熊取町	環境センター

※令和4(2022)年4月1日現在

<参考3>大阪府内における一部事務組合の設置状況

一部事務組合	構成市町村	設立年月日
豊中市伊丹市クリーンランド	豊中市、兵庫県伊丹市	昭和36(1961)年3月20日
泉北環境整備施設組合	泉大津市、和泉市、高石市	昭和38(1963)年2月1日
柏羽藤環境事業組合	柏原市、羽曳野市、藤井寺市	昭和39(1964)年2月14日
泉佐野市田尻町清掃施設組合	泉佐野市、田尻町	昭和40(1965)年5月24日
東大阪都市清掃施設組合	大東市、東大阪市	昭和40(1965)年10月4日
四條畷市交野市清掃施設組合	四條畷市、交野市	昭和41(1966)年1月20日
岸和田市貝塚市清掃施設組合	岸和田市、貝塚市	昭和41(1966)年9月5日
南河内環境事業組合	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村	昭和42(1967)年10月19日
泉南清掃事務組合	泉南市、阪南市	昭和42(1967)年10月21日
猪名川上流広域ごみ処理施設組合	豊能町、能勢町、兵庫県川西市、猪名川町	平成12(2000)年8月11日
北河内4市リサイクル施設組合 ^{※1}	枚方市、寝屋川市、四條畷市、交野市	平成16(2004)年6月1日
大阪広域環境施設組合 ^{※2}	大阪市、八尾市、松原市、守口市	平成26(2014)年11月25日
枚方京田辺環境施設組合	枚方市、京都府京田辺市	平成28(2016)年5月31日

※平成31(2019)年4月1日現在

※1 北河内4市リサイクル施設組合は、一般廃棄物のうちプラスチック製容器包装の中間処理を行うための圧縮梱包処理施設の設置、管理及び運営に関する事務を実施。

※2 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合に令和元(2019)年10月1日から守口市が加入し、名称変更。

出典：大阪府ごみ処理広域化計画(令和元(2019)年8月策定)を一部修正

第2節 前回計画から継続・強化する取り組み

前回計画の内容を踏まえ、今後も継続又は強化していく施策は下記のとおりとします。

(1)家庭系ごみの減量等に関する主要な施策

前回計画の内容	継続・強化する取り組み				
市民・事業者・門真市の三者協働の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物減量等推進審議会の設置 ・門真市プラスチック削減プラットフォームの設置 				
レジ袋削減等の三者協働による具体的な取り組みの展開	<ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋削減キャンペーンの実施 				
地域におけるごみ減量の担い手づくりとリサイクル活動の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ、広報による周知 				
店頭回収・拠点回収の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・廃油の拠点回収実施 ・もったいないブースの設置(不用品の無償提供) ・市ホームページ・広報・ごみ通信での周知 ・資源物持ち去り対策の実施 ・市内電気店の協力による廃蛍光管等の店頭回収の実施 ・小型家電、水銀使用廃棄物、使用済みステンレス製ボトルの拠点回収の実施 				
分別排出ルールの周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・「門真市暮らしの便利帳」「ごみの出し方・分け方」「粗大ごみの出し方と申し込みの手引き」の配布 ・市ホームページ・広報での周知 ・分別指導の実施 				
ごみ減量に取り組む地域団体や市民活動グループへの支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・再生資源集団回収奨励金制度の継続 				
大規模住宅団地等へのリサイクル促進指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・開発協議の実施 				
再生品の使用拡大等 リサイクルシステムの安定化	<table border="1"> <tr> <td>1)再生品の使用拡大</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・再生紙の利用 </td></tr> <tr> <td>2)再生資源業者との連携強化</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・再生資源事業者指定制度の実施 </td></tr> </table>	1)再生品の使用拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・再生紙の利用 	2)再生資源業者との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・再生資源事業者指定制度の実施
1)再生品の使用拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・再生紙の利用 				
2)再生資源業者との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・再生資源事業者指定制度の実施 				



(2)事業系ごみの減量等に関する主要な施策

前回計画の内容		継続・強化する取り組み
排出者責任の浸透と自己管理意識の定着		・市ホームページ・広報での周知
分別排出の徹底とごみ減量の推進	1)分別排出の徹底	・展開検査、指導・立ち入り検査
	2)個別事業所に対するごみ減量指導の強化	・搬入量月報の確認 ・事業系一般廃棄物減量等計画書の提出依頼
		・②立ち入り調査の実施 ・事業所への立ち入り調査の実施
		・③事業系ごみ減量の手引きの作成 ・事業系ごみ分別ハンドブックの作成
		・④新規大規模事業所等建設に伴う再利用促進指導の充実 ・開発協議の実施
	3)許可業者との連携と指導	・許可業者事務研修会の開催
搬入検査の強化		・展開検査の実施 ・搬入申請書の提出
ごみ減量ヘインセンティブが働く収集システムの検討		・事業系一般廃棄物処理手数料の見直し
公共施設における率先行動の充実	1)職員へのごみ減量意識の徹底	・門真市エコオフィス推進計画の推進
	2)公共施設におけるごみ減量化・適正処理の取り組み強化	・水銀使用廃棄物の分別回収

(3)環境教育・啓発等に関する主要な施策

前回計画の内容		継続・強化する取り組み
環境を守る主体的行動の活動拠点の機能強化		・かどまエコフェスティバルの企画・開催 ・環境学習推進講座の実施 ・かどまエコアートコンクールの実施 ・もったいないブースの実施
環境にやさしい生活の定着	1)啓発活動・環境教育の充実	・市ホームページ・広報・ごみ通信での情報提供 ・かどまエコフェスティバルの実施
		・環境副読本の作成 ・環境学習(施設見学)の実施 ・リサイクル工作講座の実施 ・かどまエコアートコンクールの実施
	2)環境やごみに関する情報提供の充実	・市ホームページ・広報での情報提供 ・施設見学の受入実施についてホームページでの案内



(4) 脱炭素社会・循環型社会構築に関する施策

前回計画の内容	継続・強化する取り組み
脱炭素社会実現のためのごみ処理システムの運営	<ul style="list-style-type: none"> 門真市エコオフィス推進計画の推進 門真市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の推進
資源化の推進と適正処理に適した分別収集体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 収集ルート、ステーション配置の見直し 収集業務委託による効率化
市民ニーズに対応した収集サービスの実施	<ul style="list-style-type: none"> さわやか訪問 ふれあいサポート
収集作業・施設の維持管理の安全対策の確保	<ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生講習会の実施 交通安全講習会の実施 職員安全衛生委員会による職場巡視実施
既存焼却施設の長寿命化と、次期焼却施設の整備に向けた準備	<ul style="list-style-type: none"> 現有施設の長寿命化計画により基幹改良工事を予定
既存施設の維持管理の徹底と処理事業の効率化	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な維持保守管理 展開検査の実施 収集業務の民間委託実施
最終処分場の 安定的確保	1) 広域最終処分場の安定的な確保
	<ul style="list-style-type: none"> 国や大阪府に対して、要望書の提出
適正処理が困難な物への対応強化	2)ごみ減量化の推進による最終処分量の削減
	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理基本計画の策定
在宅医療廃棄物等の新しい廃棄物問題に対する処理ルールの検討	<ul style="list-style-type: none"> 医師会の協力に基づく感染性医療廃棄物の引き取りによる適正処理実施 情報収集の適宜実施
廃棄物処理に関する総合的震災対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物処理基本計画に基づく実施要領策定 実施要領の適宜見直し
きれいで潤いのあるまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> キラッとなどま(市内統一清掃)の実施等による啓発

第3節 将来のごみ処理フロー(施策実施後)

施策実施後の最終目標年次(令和12(2030)年度)のごみ処理フローを以下に示します。

令和5(2023)年度実績と比較して、ごみ総排出量は6,108トン(15.5%)の削減、1人1日当たりでは78g/人・日(8.5%)の削減、最終処分量は941t(17.1%)の削減となります。

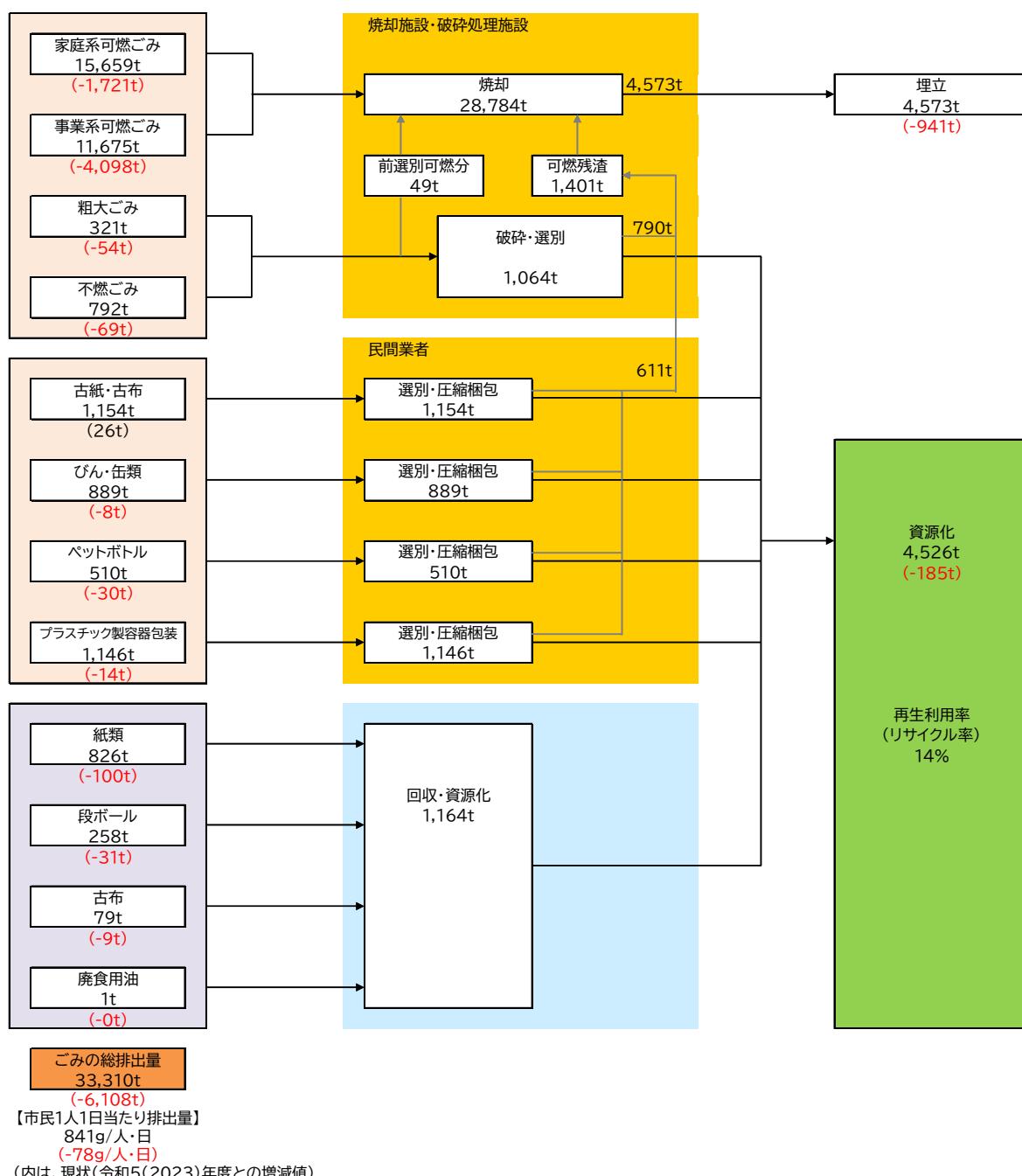


図2-35 最終目標年次(令和12(2030)年)のごみ処理フロー(施策実施後)

第9章 ごみの適正な処理等に関する基本的事項

(1) 収集運搬計画

ごみの分別区分及び収集運搬体制は、下表のとおりとしますが、社会情勢の変化や市民ニーズに対応したサービスの提供等、必要に応じて見直していくものとします。

表 2-12 ごみ収集区分と収集体制

項目	分別名称	収集回数	収集方法等	収集方式	収集体制	
家庭系ごみ	可燃ごみ	普通ごみ 週2回	45l以下の無色透明・白色半透明袋	戸別・ステーション方式	直営 (一部委託)	
	資源ごみ	プラスチック製容器包装 週1回	45l以下の無色透明・白色半透明袋			
	びん・缶類	週1回	45l以下の無色透明・白色半透明袋			
	古紙・古布	月1回 (3束/回まで)	・古紙：紐結束 ・ダンボール：50cm以下に折り畳み十字結束 ・古布：45l以下の無色透明・白色半透明袋			
	ペットボトル	月2回	45l以下の無色透明・白色半透明袋 ・キャップ：小袋に入れて「プラスチック製容器包装」として排出 ・ラベル：「プラスチック製容器包装」として排出			
	不燃ごみ	小型ごみ 月1回 (傘4本/回、枝2束/回)	45l以下の無色透明・白色半透明袋 ・割れ物等の危険物：紙に包んで「ケン」表示 ・乾電池・ライター類・水銀使用廃棄物：別袋 ・枝：結束			
	粗大ごみ	粗大ごみ 事前予約制	処理券貼付			
	臨時ごみ	事前予約制	申し込みの都度			
事業系ごみ		随時		許可業者		
持込みごみ	家庭系ごみ	自己搬入				
	事業系ごみ	自己搬入				
その他	処理の申込があったもの	自己搬入				
	不明のもの	通報の都度		直営		

※令和6(2024)年4月1日現在

(2) 中間処理計画

市民や事業者から排出されたごみについては、本市の中間処理施設等で適正に処理するとともに、資源ごみについては民間事業者に委託し資源化等を行っています。

なお、令和3(2021)年3月に締結した大阪広域環境施設組合構成市との「門真市のごみ処理広域化に関する確認書」により、1炉体制に移行した際に必要となるごみ処理ができる見込みとなったことから、令和5(2023)～6(2024)年度に第5号炉を中心とした基幹的設備改良工事を行いました。令和7(2025)年度以降は第5号炉のみで焼却処理を行う1炉体制となります。引き続き安定したごみ処理体制を確保できるよう、大阪広域環境施設組合とのごみ処理広域化を含めて検討していきます。

中間処理の現状は、以下に示すとおりです。

表 2-13 中間処理対象ごみ及び処理方法

項目	分別名称	処理施設	処理方法	二次処理
家庭系ごみ	可燃ごみ	普通ごみ 門真市クリーンセンター 焼却施設 他自治体に委託	焼却	埋立
	資源ごみ	プラスチック製容器包装 民間事業者委託	選別・圧縮梱包	資源化
		びん・缶類 民間事業者委託	選別・圧縮梱包	資源化
		古紙・古布 民間事業者委託	選別・圧縮梱包	資源化
	ペットボトル	民間事業者委託	選別・圧縮梱包	資源化
	不燃ごみ	小型ごみ 門真市クリーンセンター 破碎処理施設	破碎・選別	資源化
	粗大ごみ	粗大ごみ 門真市クリーンセンター 破碎処理施設	破碎・選別	焼却・資源化・埋立
	臨時ごみ	門真市クリーンセンター 破碎処理施設	破碎・選別	焼却・資源化・埋立
事業系ごみ	可燃ごみ	門真市クリーンセンター 焼却施設	焼却	埋立
	不燃ごみ 粗大ごみ	門真市クリーンセンター 破碎処理施設	破碎・選別	焼却・資源化・埋立
持込みごみ	可燃ごみ	門真市クリーンセンター 焼却施設	焼却	埋立
	不燃ごみ 粗大ごみ	門真市クリーンセンター 破碎処理施設	破碎・選別	焼却・資源化・埋立

※令和6(2024)年4月1日現在

(3)最終処分計画

ごみの排出抑制・再資源化及び中間処理での減量化・減容化等により最終処分量を削減し、最終処分場への負担軽減を図ります。

表 2-14 埋立対象物及び最終処分方法

埋立対象物	最終処分場
焼却残渣	大阪湾広域臨海環境整備センター

※令和6(2024)年4月1日現在

第3部 食品ロス削減推進計画

第1章 計画の基本事項

第1節 計画の背景

「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず廃棄される食品のことであり、このような食品ロスは、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に発生しています。

国の推計によると、令和4(2022)年度における食品ロス発生量は年間約472万トン¹で、この値は世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食料支援量(2021年度：年間約440万トン)²の約1.2倍に相当します。

また、令和5(2023)年度の日本のカロリーベースの食料自給率は38%で、多くの食料を海外から輸入する一方で、多くの食料を廃棄しています。

食品ロスに関する問題は、平成27(2015)年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発にための2030アジェンダ(SDGs)」における「目標12 つくる責任つかう責任」の3番目のターゲットとして「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。」として設定されているほか、食品ロス削減に取り組むことは、「目標1.貧困をなくそう」や「目標2.飢餓をゼロに」など、多くの目標の達成にもつながることから国際的な食品ロス削減の機運が近年高まっています。

この様な国際的な行動にあわせて、国は「食品ロスの削減の推進に関する法律」(以下、「食品ロス削減推進法」という。)を令和元(2019)年10月に施行し、この食品ロス削減推進法に基づき、令和2(2020)年3月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」(以下、「基本方針」という。)を閣議決定して、国や地方行政をあげて積極的に食品ロス削減に努めています。

また、大阪府においては、食品ロスの削減の取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、令和3(2021)年3月に「大阪府食品ロス削減推進計画」を策定し、府は事業者、府民、市町村と連携・協働して食品ロスの削減の取り組みを進めています。

本市においては、令和2(2020)年3月に策定した一般廃棄物処理基本計画から食品ロスの削減を重点施策のひとつと位置づけ取り組んできましたが、さらに市民や事業者の連携による食品ロス削減を積極的に推進していくために、今回の一般廃棄物処理基本計画中間見直しに合わせて「食品ロス削減推進計画」を策定することとしました。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



¹ 「我が国の食品ロスの発生量の推計値(令和4年度)の公表について」(令和6(2024)年6月 環境省、農林水産省、消費者庁)より

² 「国連WFP協会 年次報告書2022」(令和5(2023)年7月 国連WFP協会)より

第2節 計画の位置づけ

本計画は、「食品ロス削減推進法」第13条第1項の規定に基づく市町村食品ロス削減推進計画として策定します。

なお、計画の策定に際しては、一般廃棄物処理基本計画における食品ロス削減に関する事項の個別計画として、上位計画である総合計画や環境基本計画のほか、大阪府の「大阪府食品ロス削減推進計画」など、関係法令に基づく食品ロスの削減推進に関連する各種計画との調和を図ります。



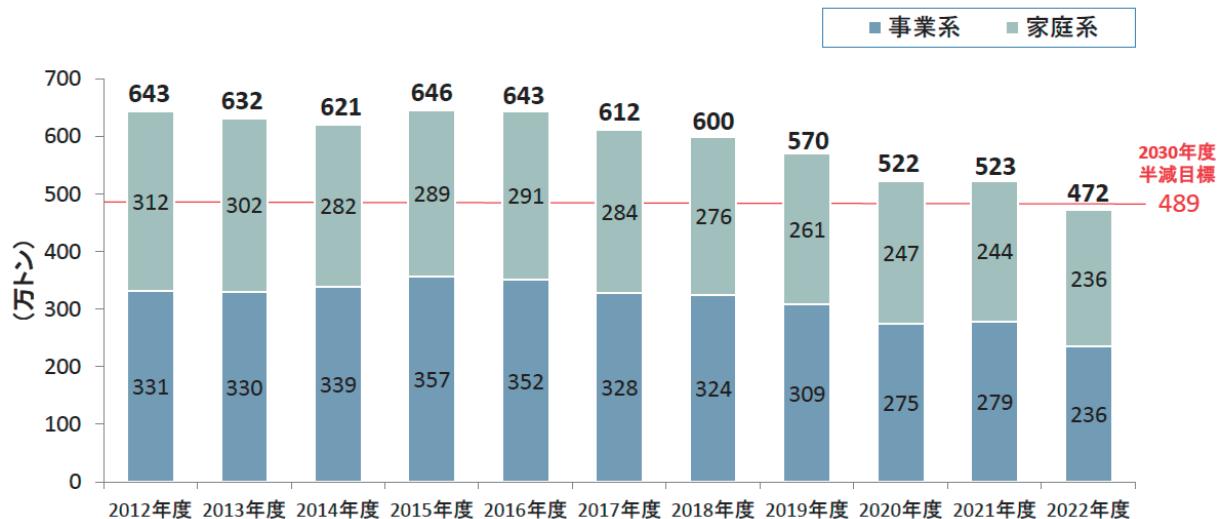
第2章 食品ロスの現状

第1節 国・大阪府における現状

(1) 国における現状

全国における令和4(2022)年度の食品ロス量は約472万トンで、一般家庭から発生する家庭系食品ロス量、事業者から発生する事業系食品ロス量ともに約236万トンとなっており、前年度からは約51万トン(約9.8%)減少しています。

国は、食品ロスの削減目標として、家庭系及び事業系ともに平成12(2000)年度比で令和12(2030)年度までに食品ロスを半減させるという目標を設定しており、目標値は家庭系216万トン、事業系273万トン、合計489万トンです。発生量全体では、令和12(2030)年度の目標値を達成しましたが、中長期的な推移は注視が必要とされています。

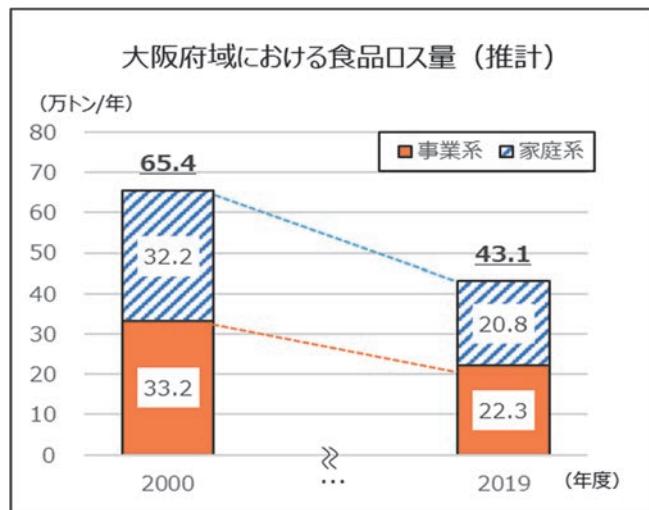


出典：我が国の食品ロスの発生量の推計値(令和4(2022)年度)の公表について(令和6(2024)年6月 環境省)

図3-1 我が国の食品ロスの発生量の推移

(2) 大阪府における状況

大阪府における令和元(2019)年度の食品ロス量は43.1万トンで、内訳は家庭系食品ロス量が20.8万トン、事業者系食品ロスが22.3万トンとなっています。



出典：大阪府食品ロス削減計画(令和3(2021)年3月 大阪府)

図3-2 大阪府内の食品ロス発生量(令和元(2019)年度)

大阪府の食品ロス削減推進計画では、国の基本方針を踏まえて、国と同様の将来目標を設定しており、家庭系及び事業系ともに平成12(2000)年度比で令和12(2030)年度までに食品ロス量の半減をめざすことのほか、令和12(2030)年度までに、食品ロス削減のための複数(2項目以上)の取り組みを行う府民の割合を90%とするとしています。

表3-1 大阪府食品ロス削減推進計画の概要

【食品ロス削減に向けた基本的な方向】

『“もったいないやん！” 食の都大阪でおいしく食べよう』

大阪の歴史と文化、府民に培われた精神をもとに、食品ロス削減についても、府民の「もったいない」と「おいしさを追求する」心を大切にし、事業者、消費者、行政が一体となって、『“もったいないやん！” 食の都大阪でおいしく食べよう』をスローガンに取り組みを進める。

【将来目標】

1 食品ロス量

国の事業系、家庭系ともに2000年度比で2030年度までに食品ロス量の半減をめざすという削減目標を踏まえ、大阪府の食品ロス量についても事業系、家庭系ともに半減をめざす。

2 食品ロス削減に取り組む府民の割合

2030年度までに、食品ロス削減のための複数(2項目以上)の取り組みを行う府民の割合を90%とする。

表 食品ロス削減の取り組みを行う人の割合

	食品ロス削減の取り組みを複数(2項目以上)行う人の割合	食品ロス削減の取り組みを1項目以上行う人の割合	取り組んでいること (上位1位、2位、3位)
			取り組んでいること (上位1位、2位、3位)
全国	—	85.0%	(1)残さずに食べる：60.7% (2)冷凍保存を活用する：43.5% (3)料理を作りすぎない：41.5%
大阪府	81.9% 目標：90%	93.8%	(1)残さずに食べる：76.0% (2)冷凍保存を活用する：53.3% (3)賞味期限を過ぎたものは食べられるか自己判断する：52.7%

全 国：「平成30年度消費者の意識に関する調査」

大阪府：「令和2年度食品ロス削減に係る府民の意識調査」

【基本的施策】

1 事業者への取り組み

- (1)「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」の推進
- (2)「フードバンクガイドライン」の活用
- (3)飲食店の“食べきり・持ち帰り”の取り組みへの支援
- (4)食品ロス削減の取り組み事例の共有・周知

2 消費者への取り組み

- (1)リーフレット「今日からはじめる冷蔵庫革命」等の啓発媒体の活用
- (2)大学(大阪府内栄養士養成課程の大学等)との連携
- (3)10月食品ロス削減月間における取り組みの実施

出典：「大阪府食品ロス削減推進計画のあり方について」(令和2年(2020年)8月、大阪府環境審議会食品 ロス削減推進計画部会資料)

第2節 門真市における現状

本市における令和5(2023)年度の食品口ス量については、令和元(2019)年度に実施したごみ組成調査結果と同年度における焼却処理の実績から推計しました。

家庭系食品口ス量は2,068トン(家庭系ごみの9.4%)、事業系食品口ス量は6,530トン(事業系ごみの40.3%)で合計8,598トンと見込まれます。

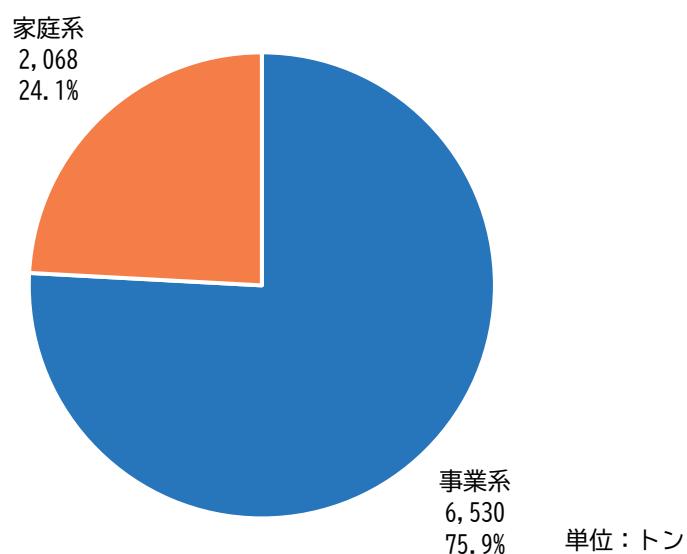


図3-3 令和5(2023)年度における食品口ス量(推計)

(1) 市民アンケート結果

令和6(2024)年2月に実施した市民アンケートのうち、食品ロスに係る調査結果の概要を以下に示します(アンケート調査結果の詳細は巻末資料-9参照)。

① ごみの減量やリサイクルなどに関する現在の意識と行動について(抜粋)

ごみの減量やリサイクルなどに関する現在の意識と行動に対する質問のうち、食品ロス削減に関する質問の回答結果を抽出し、以下に示します。

「あなたは、以下の①～⑨の行動をどの程度実践していますか。」について、「ほぼ実践している」と「ときどき実践している」を合わせた割合をみると、「食品を買う際に、商品棚の前の方(期限の近い商品)から取る」いわゆる手前どりを実践している割合が6割程度と低くなっていますが、それ以外については概ね9割程度が実践していることから、市民の食品ロスに対する行動はかなり浸透していると思われます。

また、本調査でいずれかの食品ロス削減の取り組みで「ほぼ実践している」と回答した割合は95.5%、複数項目(2項目以上)で「ほぼ実践している」割合は92.6%でした。

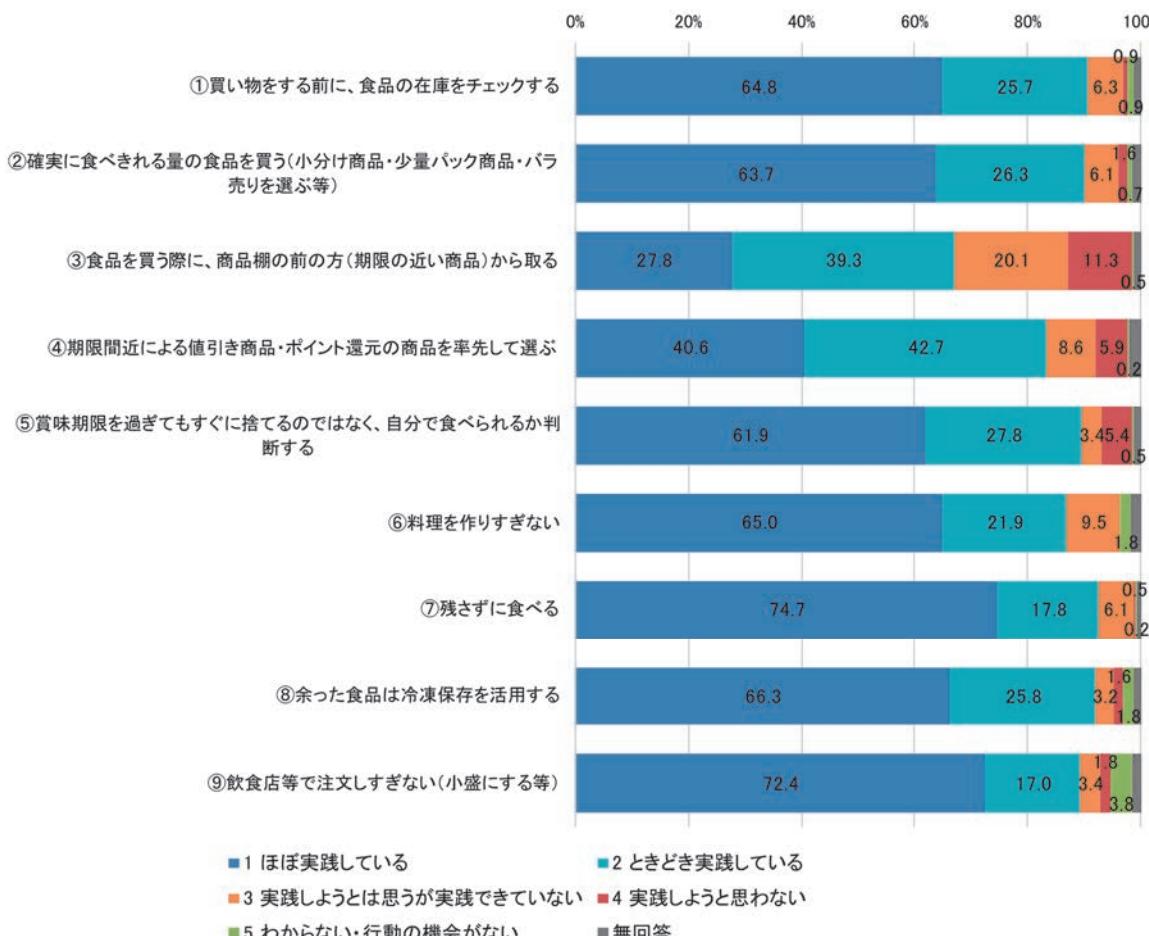
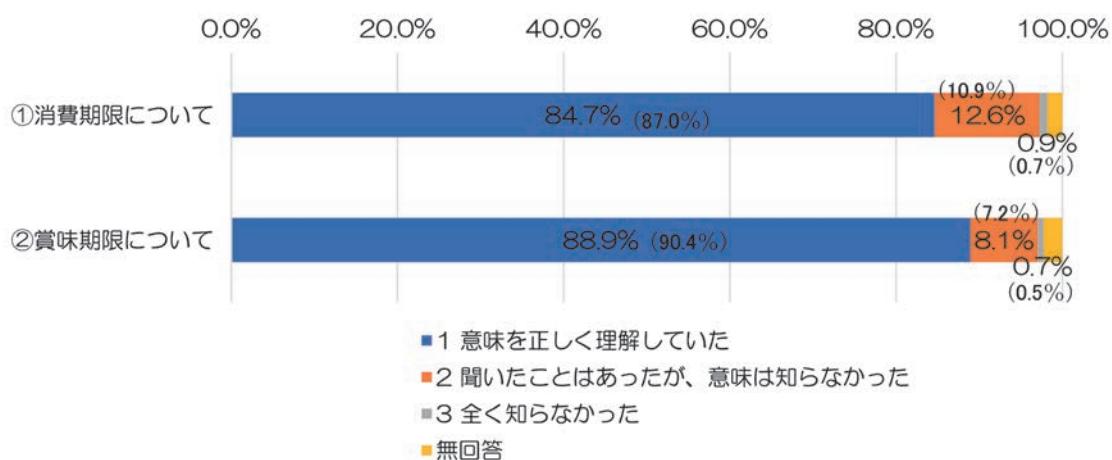


図3-4 ごみの減量やリサイクルなどに関する現在の意識と行動について(抜粋)

② 食品ロス削減に関する現在の意識と行動について

食品ロス削減に関する現在の意識と行動に対して、食品の安全で適切な保管に対する基礎知識として、消費期限と賞味期限の違いを正しく理解できているか確認するために、「消費期限^{※1}と賞味期限^{※2}の違いについて理解しているか」と言う質問の結果は、8割以上の方がその意味を正しく理解していると回答しています。なお、消費者庁が令和4年に実施した「消費者生活意識調査」における同様のアンケート結果では8割弱となっています。



※1 消費期限：袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで、「安全に食べられる期限」(過ぎたら食べない方がよい)のこと。傷みやすい食品に表示されています。

※2 賞味期限：袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで、「品質が変わらずにおいしく食べられる期限」(過ぎてもすぐに食べられなくなるわけではない)のこと。比較的傷みにくい食品に表示されています。

図3-5 消費期限と賞味期限の違いについて

また、食品の適切な保管に対して、「普段の生活の中でまだ食べることができる食品を捨ててしまうことがあるか」という質問では、「捨てたことがない」と「あまり捨てることがない」の合計は8割弱となっていますが、残り2割近くの方が一ヶ月で数回以上廃棄しています。

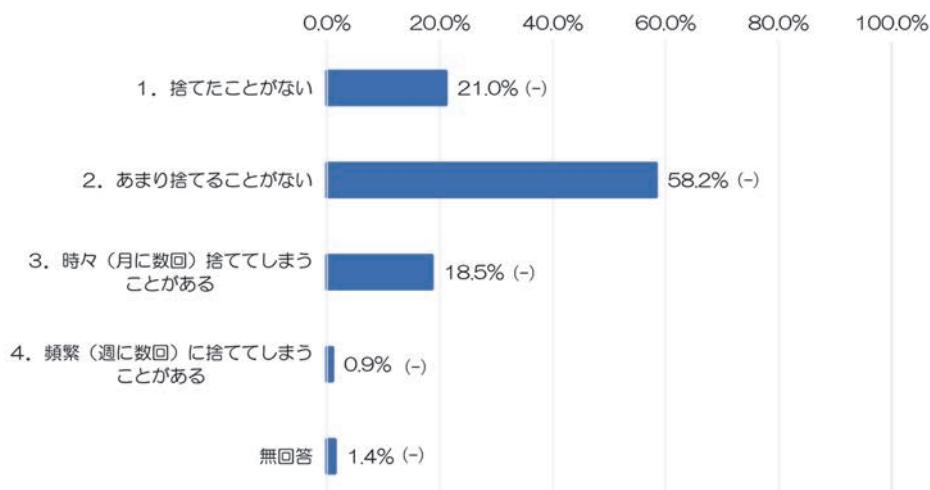
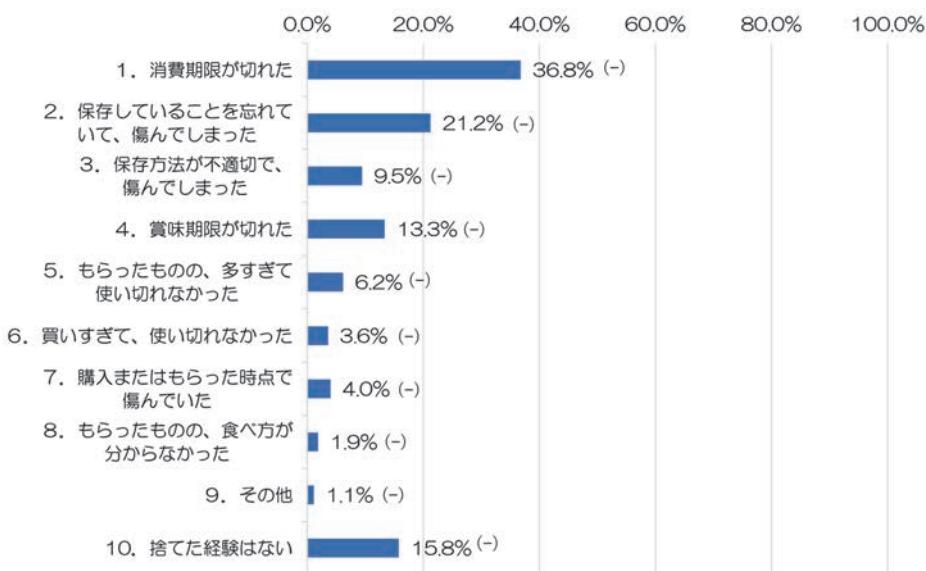


図3-6 普段の生活の中でまだ食べることができる食品を捨ててしまうことがあるか

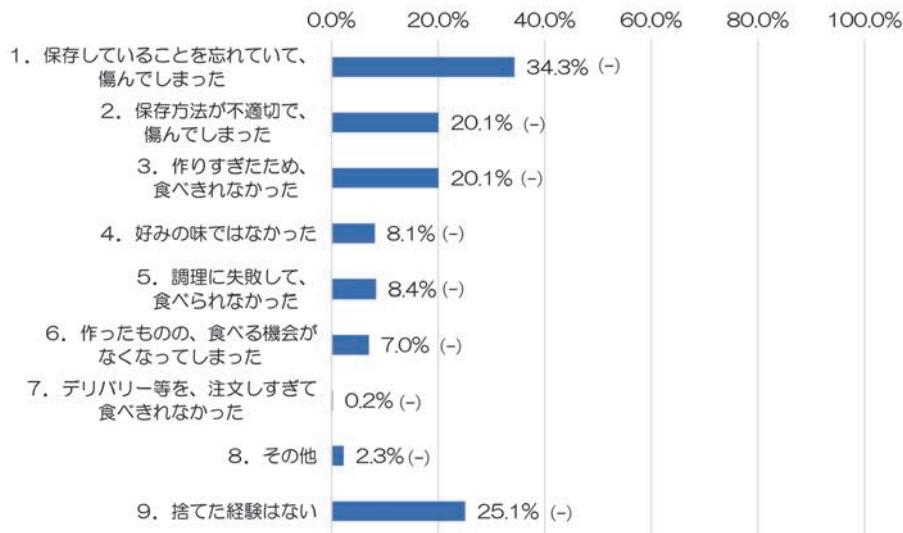
なお、捨ててしまった際の理由としては、消費期限切れになったり長期保存で痛んでしまったりしたケースが多いほか、賞味期限切れで廃棄している方も1割以上となっています。



(注) 複数回答のため、回答割合の合計が100.0%を超えています。

図3-7 食品を捨ててしまった際の理由

また、調理した食品を食べ残したり廃棄したりした場合の理由としては、保存期間が長すぎたり保存方法が不適切で傷んでしまっていたりと保存や管理が原因のことが多いが、調理の失敗や作りすぎと言った調理時の問題も比較的多くなっています。



(注) 複数回答のため、回答割合の合計が100.0%を超えています。

図3-8 調理した食品を食べ残したり廃棄したりした場合の理由

第3章 数値目標

第1節 削減目標

各年度における食品ロス量については、令和元(2019)年度に実施したごみ組成調査結果と当該年度における焼却処理量から推計しました。

国や大阪府の削減目標と同等の目標として、令和12(2030)年度に平成12(2000)年度比で事業系、家庭系ともに50%削減の7,140 t (令和5(2023)年度比で17%削減)をめざします。

表3-2 食品ロス削減推進目標値

(t/年)

	【基準値】 平成12(2000)年度	【現況】 令和5(2023)年度	【目標値】 令和12(2030)年度	【削減率】 令和5(2023)年度比
家庭系	2,835 t	2,068	1,418	-650 t (-31.4%)
事業系	11,445 t	6,530	5,722	-808 t (-12.4%)
市全体	14,280 t	8,598	7,140	-1,458 t (-17.0%)

第2節 取り組み目標

国や大阪府の目標に準じて、取り組み目標を設定します。

市民アンケート結果(図3-4 ごみの減量やリサイクルなどに関する現在の意識と行動について)では、食品ロス削減の取り組みを複数項目(2項目以上)で「ほぼ実践している」の割合は92.6%でした。

国や大阪府の取り組み目標に準じて、市民アンケート結果で、食品ロス削減の取り組みを複数項目(2項目以上)で「ほぼ実践している」の割合95%を目標とします。

表3-3 食品ロス削減推進取り組み目標

食品ロス削減の取り組みを複数(2項目以上)行う人の割合	割合	食品ロス削減の取り組みを1項目以上行う人の割合	
		取り組んでいること (上位1位、2位、3位)	
全国	85.0%	(1)残さずに食べる : 60.7%	(2)冷凍保存を活用する : 43.5%
		(3)料理を作りすぎない : 41.5%	
大阪府	81.9% 目標: 90%	93.8%	(1)残さずに食べる : 76.0%
			(2)冷凍保存を活用する : 53.3%
			(3)賞味期限を過ぎたものは食べられるか自己判断する : 52.7%
【今回の調査結果】			
門真市	92.6% 目標: 95%	95.5%	(1)残さずに食べる : 74.7%
			(2)飲食店等で注文しすぎない : 72.4%
			(3)冷凍保存を活用する : 66.3%

第4章 基本施策の推進

第1節 事業者への取り組み

(1) 「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」推進の支援

積極的に食品ロス削減の取り組みを進める事業者と大阪府が連携して消費者への啓発活動をより効果的に進める「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」(平成30年度創設)にかかる啓発や参加の呼びかけを市内事業者に対して行うとともに、取り組み事例の紹介や大阪府への申請手続きの支援を行います。

また、本市の消費者が情報を入手しやすいよう、市内のパートナーシップ事業者についての情報を、広報などやホームページなどで広く市民に紹介します。

(2) フードバンク・フードドライブ活動の支援

市内の事業者に対して、フードドライブへの協力や理解について啓発するとともに、福祉施設やこども食堂など提供食品を必要とする団体などの情報を整理し、需要と供給のマッチングを図ります。

なお、フードバンク活動団体の需要を把握して情報提供することで、フードバンク活動団体において食品の滞留や廃棄が生じないよう留意します。

また、市民に対してはフードバンク活動への理解と協力を得られるように、フードバンク活動の具体的な内容を周知啓発します。

(3) 飲食店の「食べきり・持ち帰り」の取り組みの支援

小盛メニュー・多サイズ展開など、消費者が食べきれる量を選択できる「食べきり」、残ってしまった料理を消費者が自己責任で持ち帰る「持ち帰り」の推進について事業者への啓発を進めます。

特に「持ち帰り」については、大阪府が実施した「飲食店の食品ロス削減に向けた食べきりモデル実証実験(令和元年度)」の結果等も活用し、食品衛生上の留意点、責任の所在の明確化などに関する工夫、また、テイクアウトの手法を応用した持ち帰り可能メニューの選定や容器利用など、具体的な取り組みについて飲食店への情報提供を行います。



図3-9 おいしく食べこうロゴマークと食べ残し持ち帰り宣言カード

(4) 食料品販売店の「てまえどり」活動の推進

購入後すぐ食べる食品は陳列の手前から取る「てまえどり」を促進するため、食料品販売店において店舗内へのポップの設置や買い物かごへのステッカー貼付などの取り組みを促します。

(5) 事業者の取り組みにかかる公表等

食品ロス削減に取り組む市内事業者や店舗について、市民に広く事業者名・取り組み内容を公表し、食品ロス削減の取り組みが消費者に評価され、事業者や店舗のイメージ向上等につながるよう支援します。

第2節 市民への取り組み

(1) 出張授業の開催

令和5(2023)年9月から10月にかけて、門真市と包括連携協定を締結している摂南大学で、食品ロスに関する出張授業を計3回実施し、学生に対して門真市の抱える食品ロスの課題を「じぶんごと」として理解してもらいました。

また、門真市では毎年市内の小学4年生を対象に門真市クリーンセンターで環境学習を実施しています。その一環として、令和6(2024)年は民間企業にリサイクルや食品ロスに関する出張授業を開催してもらいました。

その授業の中で、参加した生徒の皆さんに店舗の商品陳列棚に掲示する「てまえどりポップ」を作成してもらい、優秀作品は「食品ロス削減月間」である10月により市内の協力いただいたコンビニエンスストアで実際に掲示を行いました。

今後もこの様な出張授業を隨時開催し、食品ロス削減に向けて広く市民への理解を呼びかけます。



図3-10 講義資料の一部と授業風景



図3-11 市内各店舗に掲示した「てまえどりポップ」(令和5(2023)年度分)

(2) 食品ロス削減に向けた料理方法の啓発

市民アンケートの結果でも、作り過ぎや調理ミス等により食品を廃棄してしまった方が2割近くいます。また、調理の際に「過剰除去」により気がつかないうちに食品ロスを生み出しているケースがあります。

環境省の調査³によると、食品ロスは料理を作りすぎたりして残る「食べ残し」が43%、消費期限切れなどで未開封のまま食べずに捨ててしまう「直接廃棄」が43%、野菜の皮や茎など食べられるところまで切って捨ててしまう「過剰除去」が14%とされています。調理の際には、適切な量の調理や過剰除去を出さない調理を心がけることで、食品ロスを半分以上削減する事が可能です。

市では、令和5(2023)年11月に「実演！食品ロス削減レシピ」として、おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度のパートナーショップ事業者である料理家の吉田麻子先生の協力を仰ぎながら、食品ロス講演会の開催を行い、大阪の食文化につわる話も交えながら、食品ロス削減レシピを実演していただきました。また、吉田先生による様々な食品ロス削減レシピを市ホームページに掲載し、食品ロス削減に向けての調理方法を紹介しています。

³ 「我が国の食品ロスの発生量の推計値(令和4年度)の公表について」(令和6(2024)年6月 環境省、農林水産省、消費者庁)より



図3-12 吉田先生による食品ロス削減レシピ

(3) 食品ロス削減ショップ「ecoeat(エコイート)」の出店

「ecoeat(エコイート)」は門真市と協定を締結している「NPO法人日本もったいない食品センター」が運営する「食品ロス削減ショップ」です。市が関係するイベントの際などに出店いただき、賞味期限間近や賞味期限切れであっても安全かつ美味しく食べていただける商品のみを安価で販売していただく事で、廃棄予定の食品を有効利用するだけでなく、この取り組みを通じて、食品ロスの削減について市民への関心や理解を深めてもらいます。



図3-13 ecoeat(エコイート)の開催状況(令和6(2024)年2月実施)

(4) 「3きり運動」の啓発

家庭から出るごみのうち、約半分を「生ごみ」が占めています。また、「生ごみ」には約80%の水分が含まれています。「使いきり・食べきり・水きり」の「3きり運動」に取り組むことで、食品ロスだけでなく、生ごみの減量にもつながります。

ご家庭で「3きり運動」を実践してもらうことで、食品ロスだけでなく家庭ごみ全体の削減に取り組んでもらうよう啓発を行います。



図3-14 「3 きり運動」のイメージ

(5) 安全で効率的な食品保管方法の啓発

市民アンケートでは「保存していたことを忘れていた」等で消費期限や賞味期限が切れてしまい、結果それが廃棄食品・食品ロスの発生原因となっているケースが多いことが見受けられます。このため、大阪府が作成しているリーフレットを利用するなど、効率的な食品保存についての啓発を行います。



図3-15 大阪府のリーフレット「今日からはじめる冷蔵庫革命」

(6) サステナブルフードに対する検討

「サステナブルフード」は食品ロスなどによる将来予測される食糧危機など自然環境や社会問題に配慮した食品です。

近年、「サステナブルフード」に注目が集まっていることもあり、大豆由来の代替肉やフェアトレードコーヒーなどのサステナブルフードを取り扱う飲食店やスーパーなどが増えてきています。

SDGsによる持続可能な社会をめざす過程においては、サステナブルフードについても理解を深める必要があると考えられます。サステナブルフードには、地産地消やレストランのシーズンメニューなども含まれるとされていますので、今後食品ロス削減の取り組みに対しても、サステナブルフードに対する配慮について検討を行います。

第5章 各主体の役割

本市内の食品ロスは、図3-3で示したとおり、飲食店やスーパーなどの事業者からの発生量が全体の約2／3を占めていますが、この事業者から発生する食品ロスについても、多くは消費者(=市民)の意識や行動に影響を受けていることから、事業系の食品ロス削減にあたっては、事業者の取り組みだけでなく、消費者である市民の意識変化や理解を深めることも必要です。

このため、事業者だけでなく市民もそれぞれの役割を果たしながら連携・協働し、食品ロスの削減に取り組む先駆的・意欲的な取り組み事例を創出することとします。

第1節 事業者の役割

サプライチェーン全体で食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深めるとともに、消費者に対して、自らの取り組みに関する情報提供や啓発を実施します。

また、食品ロス発生量の継続的な計量の実施等、自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、サプライチェーンでのコミュニケーションを強化しながら、見直しを図ることにより、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努めます。

加えて、府や本市が実施する食品ロス削減に関する施策に協力することとします。

(1) 食品製造業者及び卸売・小売業者

■商慣習の見直し

サプライチェーン全体で商慣習の見直し(納品期限の緩和、適正発注等)に取り組みます。

■需要予測等の推進

天候や日取り(曜日)などを考慮した需要予測に基づく仕入れ、販売等の工夫をします。

また、季節商品については、需要予測の見直しや予約による注文対応といった無駄な発注を防止するための工夫をします。

■小分け・少量販売

小分け販売や少量販売など市民が使い切りやすい工夫を行います。

(2) 飲食店等

■適正発注や提供の推進

季節や天候、日取り(曜日)などを考慮したメニューや仕入れ等により、食材の廃棄を減らす工夫をします。

■“食べきり”の推進

小盛り・小分けメニューなどの食べ残しを防止できる仕組みを導入します。

■“持ち帰り”の推進

食品衛生上可能な範囲で、持参した容器やパック等を利用して食べ残し料理を持ち帰ることで、食べ残しによる食品廃棄を減らす工夫を行います。

(3) 事業者等に共通する事項

未利用食品を提供するための活動(いわゆるフードバンク活動)とその役割を理解し、積極的に未利用食品の提供を行います。

食品ロス削減に向けた組織体制を整備するとともに、取り組みの内容や進捗状況等について、自ら積極的に開示します。

第2節 消費者の役割

食品ロスの状況と、その影響や削減の必要性について理解を深めるとともに、日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて、適切に理解・把握します。その上で、食品ロスを削減するために自らができるることを一人一人が考え、行動に移します。

また、食品ロスの発生、延いてはそれに伴う消費行動への意識が、地球環境や他の地域の人々にも影響を及ぼすことに配慮して、食品ロス削減に取り組む事業者の商品、店舗を優先的に利用することで、持続可能な生産・製造・販売活動への支援を行います。

《行動例》

(1) 外食

注文時は、食べきれる量を注文し、提供された料理を食べるようにします。

料理が残ってしまった場合には、食品衛生に十分注意しつつ、持ち帰り容器等を利用して、残った料理を持ち帰ります。

(2) 買物

買い物に行く際には、事前に家にある食材をチェックし、期限表示を理解して、使用時期を考慮して(まえどり、見切り品等の活用)、使い切れる分だけ購入します。

(3) 調理

余った食材の活用など、家にある食材を計画的に使い切るほか、食材の食べられる部分(野菜・果物などの皮、へた、芯等)はできる限り無駄にしないようにします。

(4) 食料品の保存

食材に応じた適切な保存を行うとともに、冷蔵庫内の在庫管理、整理を定期的に行い、保存している食材は適切に使い切るようにします。

消費期限と賞味期限の違いを理解し、それぞれの食品が食べられるかどうかについて個別に判断を行います。

第3節 行政の役割

国、大阪府の動向を踏まえつつ、自ら率先して食品ロス等の削減に向けた取り組みを実践するとともに、市民、事業者、関係団体等の取り組みを積極的に支援します。

地域住民等に対する食品ロス削減に関する普及啓発や各種施策を実施するとともに、社会全体における食品ロス削減の機運醸成に努めます。

第4部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状

第1節 生活排水処理システムの概要

本市の生活排水処理システムの概要は、以下に示すとおりです。生活排水は、し尿及び浄化槽汚泥(以下「し尿等」という。)と生活雑排水(し尿等以外の家庭排水)の2つに大別されます。

し尿は、委託業者により汲み取られた後、四條畷市立環境センターに搬入しています。

浄化槽汚泥は許可業者により収集後、四條畷市立環境センターに搬入しています。

生活雑排水は、合併処理浄化槽又は公共下水道へ排出され、合併処理浄化槽へ排出された場合は、処理水が河川等の公共用水域へ直接放流されます。また、公共下水道へ排出された場合は、鴻池水みらいセンターでの処理を経て、処理水が公共用水域へ放流されます。なお、単独処理浄化槽及びし尿汲み取り家庭から排出された生活雑排水については、未処理で公共用水域へ放流されています。

門真市のし尿等は、平成31(2019)年4月より、四條畷市に処理を委託しており、四條畷市立環境センターにて希釀され、鴻池水みらいセンターへ移送した後、処理しています。

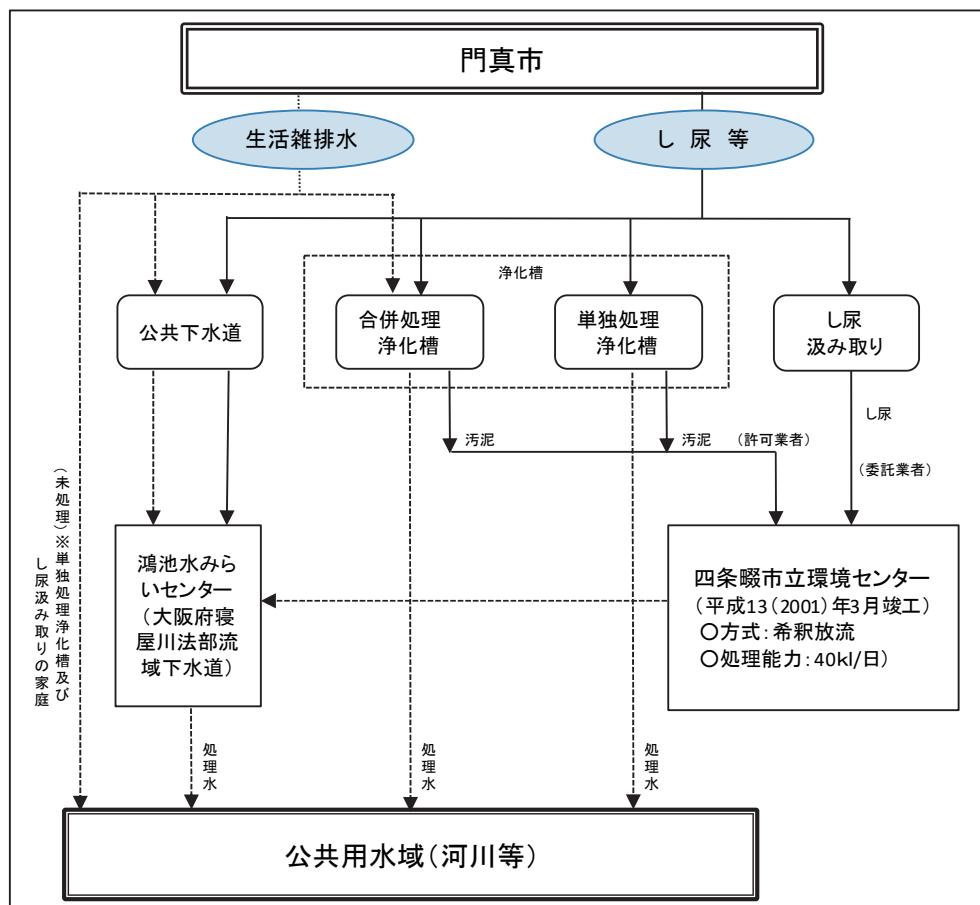
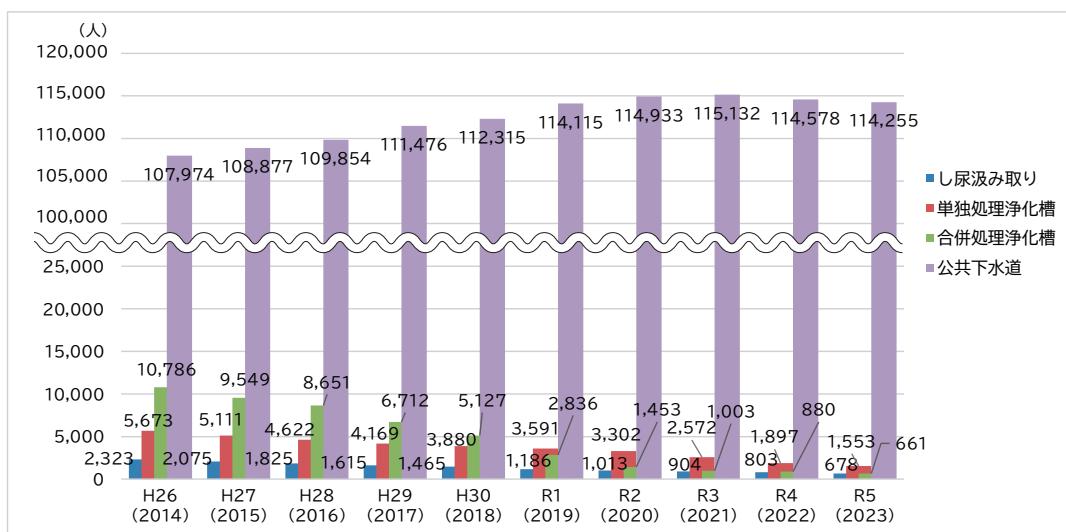


図4-1 生活排水処理システムの概要

第2節 生活排水の処理形態別人口の状況

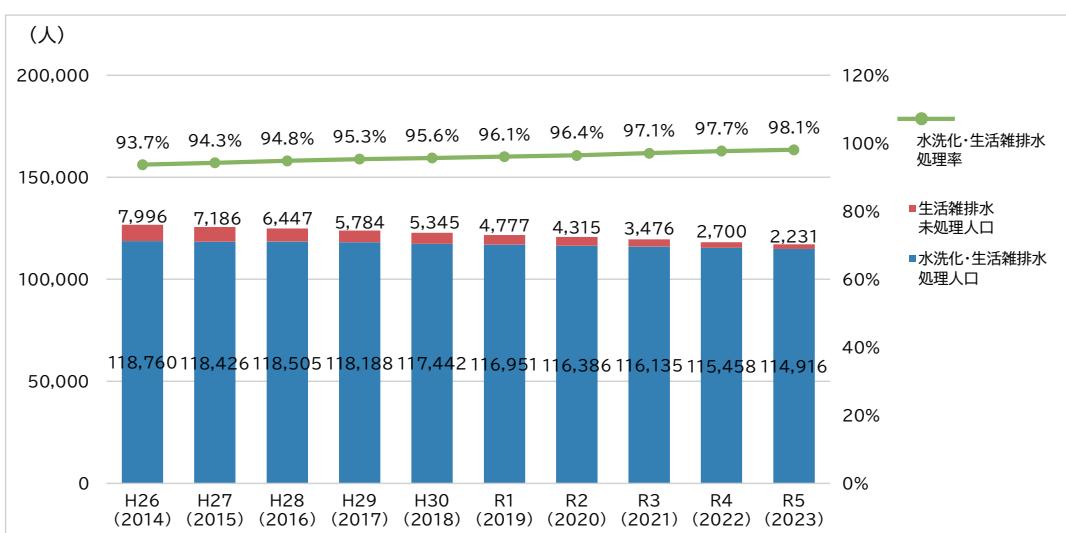
昭和47(1972)年度に、寝屋川北部流域下水道の鴻池水みらいセンターが供用開始し、同時に本市の公共下水道も供用開始となり、公共下水道処理人口は年々増加する一方、汲み取り人口と浄化槽人口は年々減少しています。

本市の人口を処理形態別に見ると、令和5(2023)年度における公共下水道人口は(処理人口)114,255人(総人口の97.5%)、合併処理浄化槽人口は661人(同0.6%)であり、公共下水道人口と合併処理浄化槽人口を合わせた水洗化・生活雑排水処理人口は114,916人(同98.1%)となっています。また、汲み取り人口は678人(同0.6%)、単独処理浄化槽人口は1,553人(同1.3%)とそれぞれなっています。



出典：令和4(2022)年度まで一般廃棄物処理実態調査(環境省)

図4-2 生活排水処理形態別人口の推移



出典：令和4(2022)年度まで一般廃棄物処理実態調査(環境省)

図4-3 生活排水処理形態別人口の推移

第3節 し尿・浄化槽汚泥の収集状況

令和6(2024)年4月1日現在、し尿は本市への申し込みに基づいて、委託業者により汲み取りしています。また、浄化槽は各浄化槽の管理者が、本市の許可業者と直接契約して、浄化槽汚泥の引き抜きを行い、清掃や点検を実施していただくこととしています。

(1) 収集区域

収集区域は、本市全域です。

(2) 収集区分

収集区分別の収集形態は、以下に示すとおりです。

表4-1 収集区分と収集形態

収集区分	収集形態	収集回数	備考
し尿	委託業者	月2回	公共下水道の供用開始地域から排出されたし尿
			一般家庭等から排出されたし尿
浄化槽汚泥	許可業者	随時	浄化槽の清掃・点検時の浄化槽汚水・汚泥

※令和6(2024)年4月1日現在

(3) 収集車両

収集形態別の収集車両は、以下に示すとおりです。

表4-2 収集形態別車両保有台数

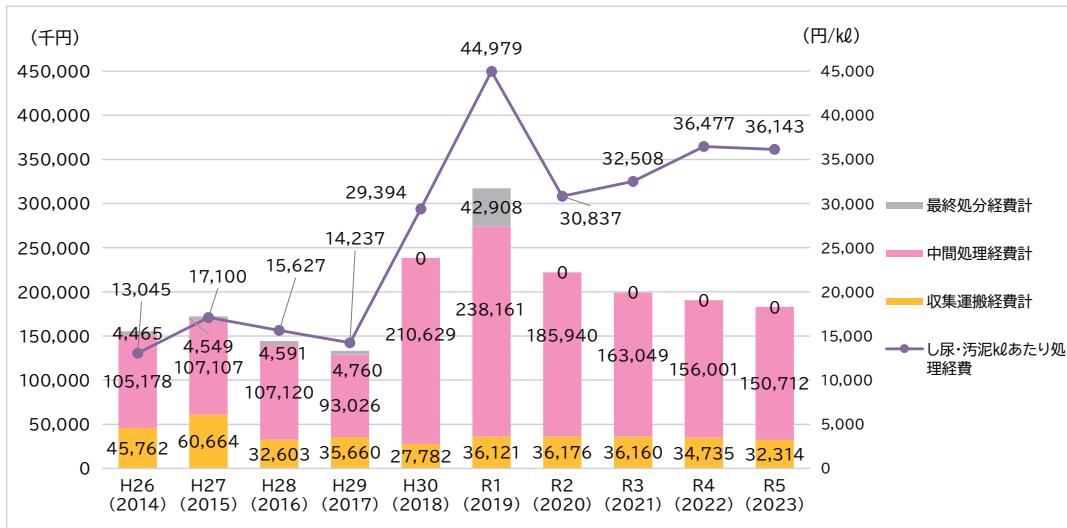
収集形態	収集形態	業者数	従業者数	車両保有台数	備考
し尿	委託業者	1業者	20人 (業務従事者は5人)	2台	2kl 2台
浄化槽汚泥	許可業者	6業者	128人	35台	10kl 4台、 4kl 16台、 3kl 2台、 2kl 13台

※令和6(2024)年4月1日現在

(4) し尿処理費用の現状

平成26(2014)年度以降のし尿処理費用(建設改良費を除く)の推移をみると、平成29(2017)年度までの間は約1.5億円で推移してきましたが、平成30(2018)年度末に浄化センターを廃止し、令和元(2019)年度から四条畷市立環境センターに処理委託することになったことに伴い、令和元(2019)年度のし尿処理費は約3.2億円になりました。その後は処理量の低下から徐々に低下しています。

また、し尿・汚泥1kl当たりの処理費用は平成29(2017)年度までは約1万5千円/klで推移してきましたが、以降大きく増加し、令和5(2023)年度は約3万6千円/klとなっています。



出典：令和4(2022)年度まで一般廃棄物処理実態調査(環境省)

図4-4 し尿処理費用の推移

(5) し尿収集手数料

し尿処理手数料は、し尿処理券により徴収しています。し尿処理券は、環境政策課、南部市民センター及び市が委託しているし尿処理券取扱所で購入することができます。

表4-3 し尿処理手数料

種類	取扱区分			単位	手数料		
	一般家庭	定時	定額				
し尿			簡易水洗式汲取便槽の場合	1世帯1ヶ月につき	300円		
			無臭式汲取便槽の場合	1回につき	1,000円		
臨時		従量	18ℓにつき	130円			
一般家庭以外							

※令和6(2024)年4月1日現在

備考)し尿の定額制については、月の半ばで人員の異動のあったときは、その翌月から改正します。

出典：門真市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例(平成5年門真市条例第23号)

表4-4 し尿処理手数料の推移

年 度	歳入(円)
	し尿処理手数料
平成26(2014)	15,173,420
平成27(2015)	13,799,810
平成28(2016)	11,936,540
平成29(2017)	10,792,860
平成30(2018)	9,804,220
令和元(2019)	7,886,670
令和2(2020)	7,824,230
令和3(2021)	6,122,900
令和4(2022)	6,866,330
令和5(2023)	6,457,000

第4節 し尿・浄化槽汚泥処理の状況

(1) 希釀放流施設の状況

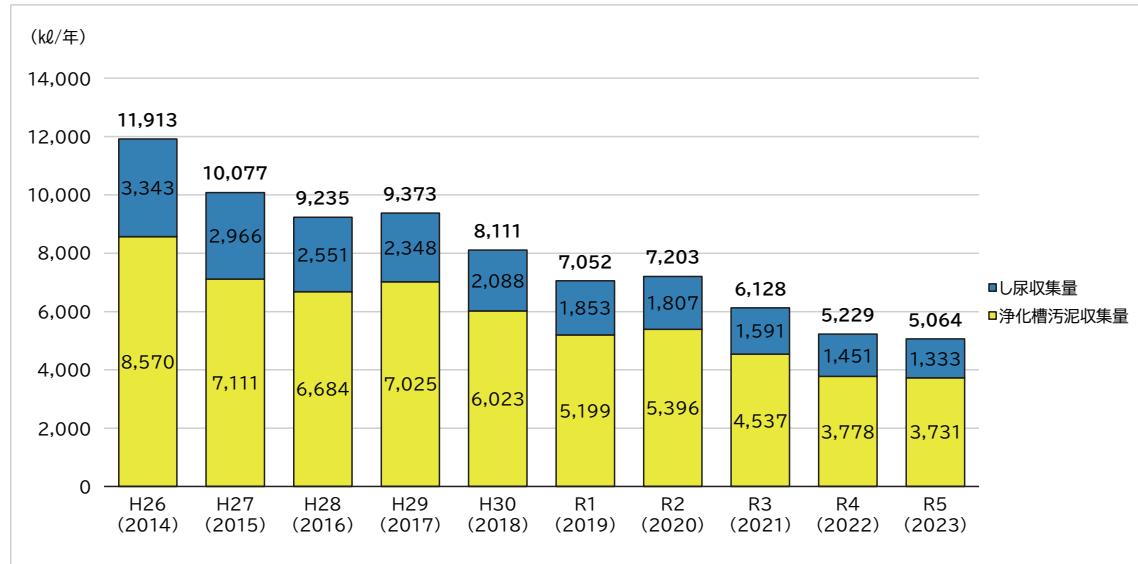
し尿及び浄化槽汚泥を搬入している四條畷市立環境センターの概要は以下に示すとおりです。

表4-5 四條畷市立環境センター希釀放流施設の概要

項目	内 容
住 所	四條畷市南野六丁目11番37号
面 積	敷地面積 9,700m ² 建築面積 548m ² 延べ面積 861m ²
希釀放流能力	40kℓ/日
希釀率	19倍
竣工	平成13(2001)年4月

(2) し尿・浄化槽汚泥量の状況

公共下水道の普及により水洗化人口が増加し、汲み取り人口が減少した結果、処理量は以下に示すように年々減少し、令和5(2023)年度の処理量は5,064kℓ(日平均処理量13.9kℓ/日)となっています。



出典：令和4(2022)年度まで一般廃棄物処理実態調査(環境省)

図4-5 し尿・浄化槽汚泥収集量の推移

第5節 公共下水道整備の進捗状況

昭和47(1972)年度に本市の公共下水道は供用開始になりました。令和5(2023)年度における公共下水道普及率は、処理面積では約85%、処理人口では97.5%となっています。

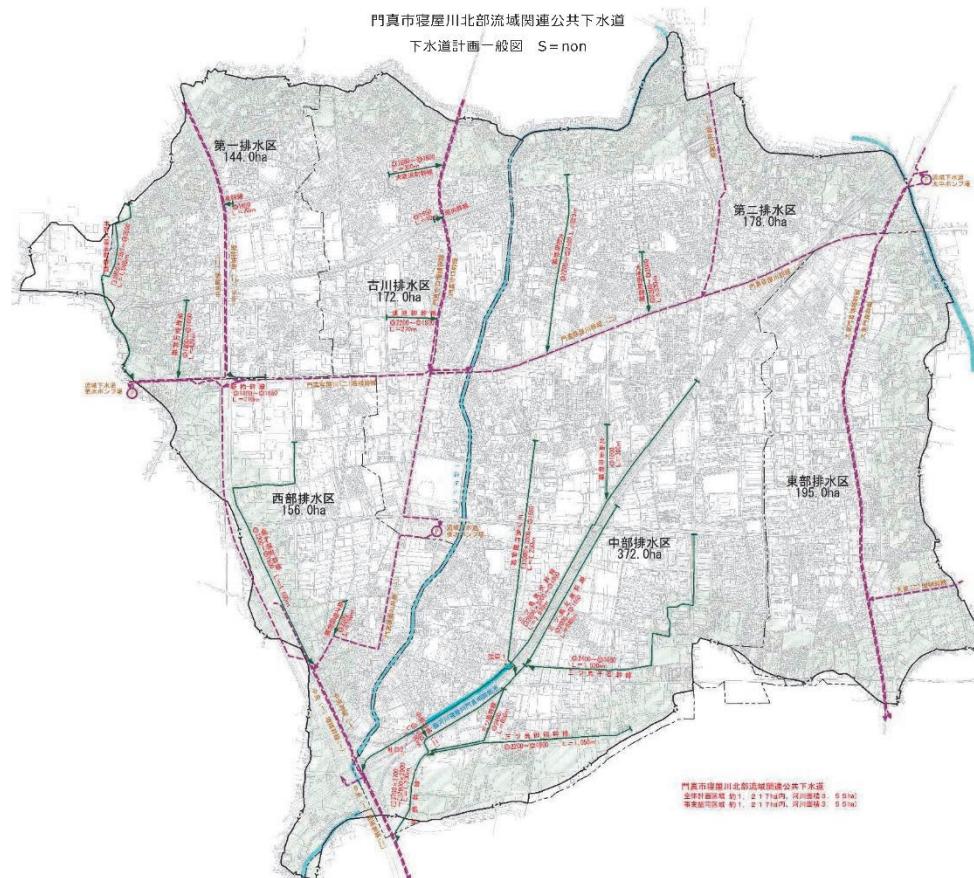
本市では、公共下水道の拡大をさらに進めるため、公共下水道整備目標を定め、下水道の計画的な整備を推進しています。

現在の公共下水道整備目標と供用開始区域は以下に示すとおりです。

表4-6 公共下水道整備目標

項目	実績			整備目標	
	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度	令和12 (2030)年度
処理面積(ha)*	1,009	1,025	1,031	1,192	1,213
公共下水道処理人口	115,132	114,578	114,255	113,590	108,480
(参考) 処理人口普及率	96.3%	97.0%	97.5%	将来 推計人口の 98.3%	将来 推計人口の 100%

* 公共下水道事業課より。令和6(2024)年度の処理面積は、認可区域面積に処理人口普及率を乗じて算定し、公共下水道処理人口の整備目標は、本計画の将来人口に処理人口普及率を乗じて算出した。



出典：第1回門真市上下水道経営審議会資料(下水道事業)より

図4-6 公共下水道供用開始区域

第6節 生活雑排水対策の状況

市民に対する生活雑排水対策として、「広報かどま」を用いた啓発等に取り組んでいます。

第7節 生活排水処理(し尿等の処理)に係る体制

環境水道部(環境関係)の令和6(2024)年4月の組織構成を以下に示します。

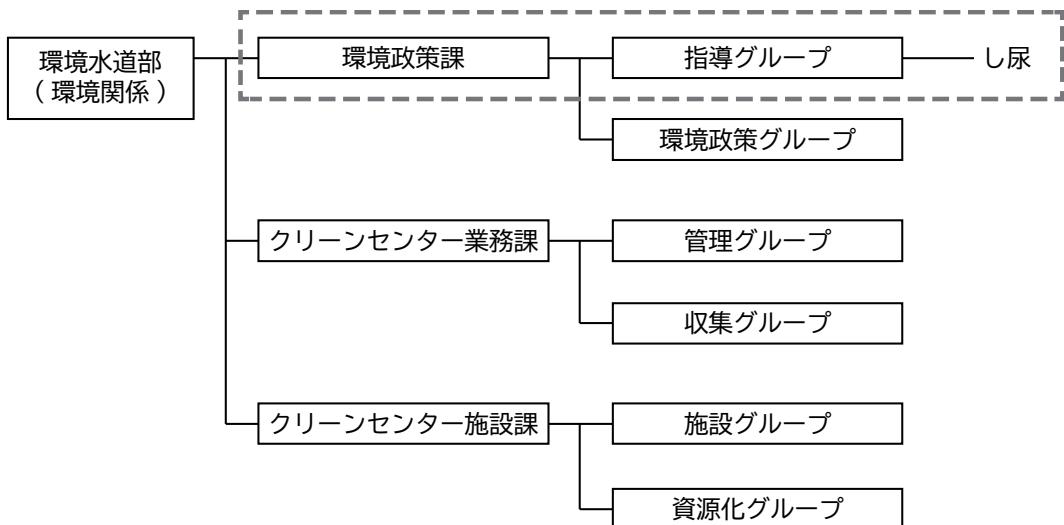


図4-7 生活排水処理(し尿等の処理)に係る体制

第2章 生活排水処理における基本的課題

生活排水処理における基本的課題は以下のとおりです。

【し尿及び浄化槽汚泥処理への適切な対応】

本市では、全域が下水道区域となっており、公共下水道を中心とした生活排水処理を推進しています。しかしながら、区域内の全戸が下水道へ接続されるまでにはしばらく期間を要すると考えられることから、この期間において発生するし尿及び浄化槽汚泥の適正な処理を継続する必要があります。

【し尿及び浄化槽汚泥処理先の確保】

現在、本市のし尿及び浄化槽汚泥は四條畷市立環境センターで処理委託していますが、四條畷市との協定書により、四條畷市立環境センターへの委託期間は令和10(2028)年度末で満了することから、令和11(2029)年度以降の処理方法について大阪府及び寝屋川流域下水道の関係市と協議・検討を行うこととします。

【各種施設の老朽化】

四條畷市立環境センターは、平成13(2001)年度から稼働しており、平成27(2015)年度から機能増強工事及び大規模改修工事を実施しているものの、施設自体の老朽化が進んでいることから、継続的な能力の確保が課題として挙げられます。

また、本市の公共下水道は、昭和42(1967)年に事業認可を受けて以降、管路施設を整備してきましたが、施設の多くは高度経済成長期に急速に整備されたものであるため、今後同時期に老朽化することが見込まれる中、適切に管理していくことが課題となっています。

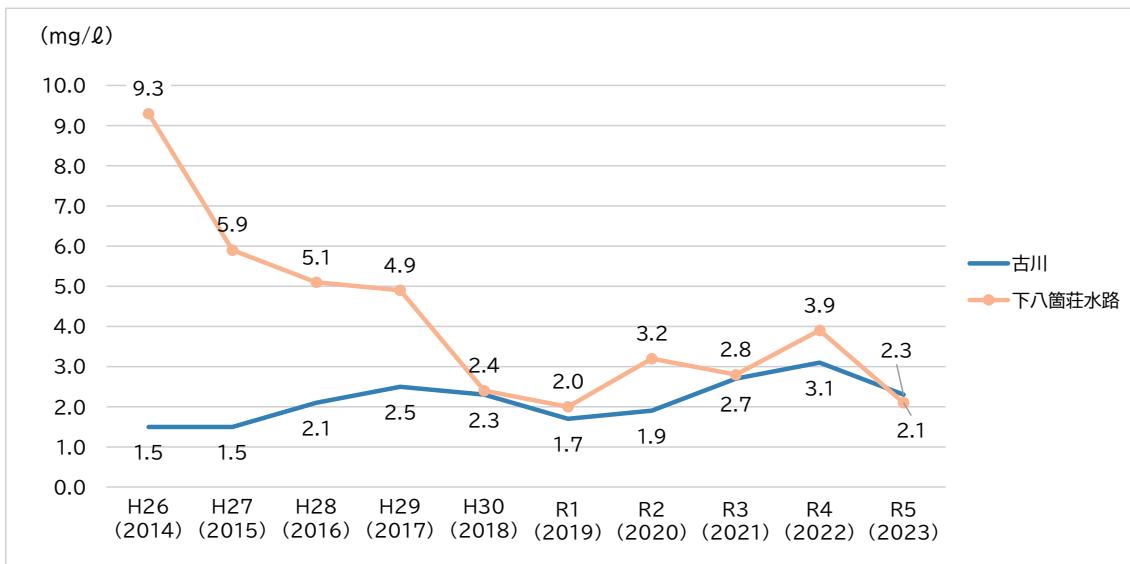
<参考>市内河川の水質の状況

前計画では、市内河川の水質改善をもう一つの基本的課題として掲げていましたが、水質については公共下水道の整備進捗により改善されています。

かつて、本市は北河内の水郷地帯であったため、今多くの水路が現存しています。これらの水路は、市内のほぼ中央を南北に流れている古川又は下八箇荘水路に流入した後に、大阪市内で寝屋川に合流しています。

古川では、大阪府が平成2(1990)年度に古川浄化対策として寝屋川から浄化用水を導水したこと、また、本市の下水道整備が進み生活排水の流入が減少した等の理由から、BODは以下に示すように環境基準D類型の8mg/l以下を達成しており、良好な状況が維持できています。引き続き下水道整備が進捗することで、単独処理浄化槽及びし尿汲み取り家庭から排出され、未処理のまま公共用水域へ放流されている生活雑排水が減少すると予想されることから、さらなる水質改善が期待されます。

下八箇荘水路の水質についても、公共下水道の普及とともに改善されてきており、令和5(2023)年度のBODについては、環境基準B類型の3mg/l以下を達成しています。



出典：門真市 市内の環境測定結果(大気・水質・土壤)

図4-8 市内河川の水質(BOD)の推移(75%値)

第3章 生活排水処理計画

第1節 基本理念

生活排水処理に係る基本理念は、下記のとおりとします。

- ①快適で清潔な生活環境づくりと自然環境保全のため、地域特性等を十分考慮しながら啓発に努めます。
- ②水環境の保全・改善に関する広報・啓発活動を積極的に行い、水質保全に対する市民意識の向上を図ります。

第2節 基本方針

本市の生活排水処理の現状をふまえ、生活排水処理の基本方針を以下のとおり定めます。

基本方針1 公共下水道への接続の推進

河川の水質汚濁防止と生活環境の保全のために、公共下水道の整備区域内においては、下水道法の規定に基づき、下水道担当課と協力しながら、公共下水道への切替えを推進します。

基本方針2 生活排水対策の啓発

単独処理浄化槽及びし尿汲み取り家庭から排出され、未処理のまま公共用水域へ放流されている生活雑排水が環境に与える影響について市民の理解を深めるとともに、発生源における汚濁負荷削減対策について啓発を行います。

第4章 計画目標年度

本計画は、令和2(2020)年度を初年度、5年後の令和6(2024)年度を中間目標年度とし、11年後の令和12(2030)年度を最終目標年度としますが、計画期間内でも、社会経済情勢、関係法令や諸制度等が大きく変化した場合は、必要に応じて計画を見直します。

第5章 処理方式別人口及び排出量の見込み

第1節 処理方式別人口の見込み

(1) 公共下水道人口

公共下水道水洗化人口は、処理人口×水洗化率で算定しました。処理人口はごみ処理人口と同じとしました。

(2) 汚み取り人口及び浄化槽人口

汲み取り人口及び浄化槽人口については、公共下水道の整備、接続による水洗化に伴い減少するものとしました。また、令和9(2027)年度までに、市営住宅の建て替え工事の進捗に伴い、段階的に単独処理浄化槽人口が減少するものと設定しました。

(3) 生活排水処理率(水洗化・生活雑排水処理率)

水洗化・生活雑排水処理率は、令和5(2023)年度実績の98.1%に対して、令和12(2030)年度には99.4%となる見込みです。

表4-7 処理方式別人口の見込み

(単位：人)

区分\年度	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
1. 計画処理区域内人口	121,728	120,701	119,611	118,158	117,147	115,554	113,983	112,861	111,750	110,649	109,559	108,480
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	116,951	116,386	116,135	115,458	114,916	113,559	112,324	111,483	110,607	109,703	108,777	107,832
水洗化・生活雑排水処理率	96.1%	96.4%	97.1%	97.7%	98.1%	98.3%	98.5%	98.8%	99.0%	99.1%	99.3%	99.4%
(1) 公共下水道(水洗化)人口	114,115	114,933	115,132	114,578	114,255	113,112	112,009	111,261	110,451	109,593	108,699	107,777
(水洗化率)	93.7%	95.2%	96.3%	97.0%	97.5%	97.9%	98.3%	98.6%	98.8%	99.0%	99.2%	99.4%
(2) 合併浄化槽処理人口	2,836	1,453	1,003	880	661	447	315	222	156	110	78	55
3. 生活雑排水未処理人口	4,777	4,315	3,476	2,700	2,231	1,995	1,659	1,378	1,143	946	782	648
(1) 単独処理浄化槽人口	3,591	3,302	2,572	1,897	1,553	1,401	1,143	929	752	606	487	391
(2) 非水洗化人口	1,186	1,013	904	803	678	594	516	449	391	340	295	257
(a) し尿汲み取り人口	1,186	1,013	904	803	678	594	516	449	391	340	295	257
(b) 自家処理人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注) 水洗化・生活雑排水処理率：水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口

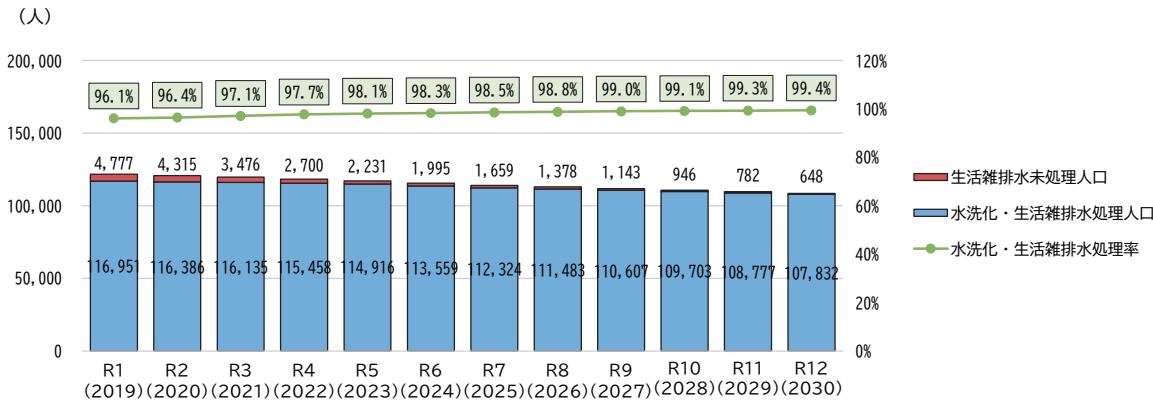


図4-9 水洗化・非水洗化人口及び水洗化・生活雜排水処理率の将来推移

(4) し尿及び浄化槽汚泥量

処理方式別人口(し尿汲み取り人口及び浄化槽人口)に、原単位(1人1日当たり排出量)と年間日数を乗じて、し尿及び浄化槽汚泥量を予測しました。

なお、将来の原単位(1人1日当たり排出量)は、トレンド法(第2部第7章第1節参照。)により、過去の実績から算出しました。

【算定式】

し尿量(kl/年)=

し尿収集人口(人)×し尿1人1日当たり排出量(l/人日)×(365 or 366)日÷1,000

浄化槽汚泥量(kl/年)=

浄化槽人口(人)×浄化槽汚泥1人1日当たり排出量(l/人日)×(365 or 366)日÷1,000

表4-8 し尿及び浄化槽汚泥量の見込み

		R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
収集人口 (人)	し尿	1,186	1,013	904	803	678	594	516	449	391	340	295	257
	浄化槽	6,427	4,755	3,575	2,777	2,214	1,848	1,458	1,151	908	716	565	446
収集量 (kl/年)	し尿	1,853	1,807	1,591	1,451	1,333	1,072	943	830	732	641	561	493
	浄化槽	5,199	5,396	4,537	3,778	3,731	2,453	1,996	1,620	1,314	1,057	852	685

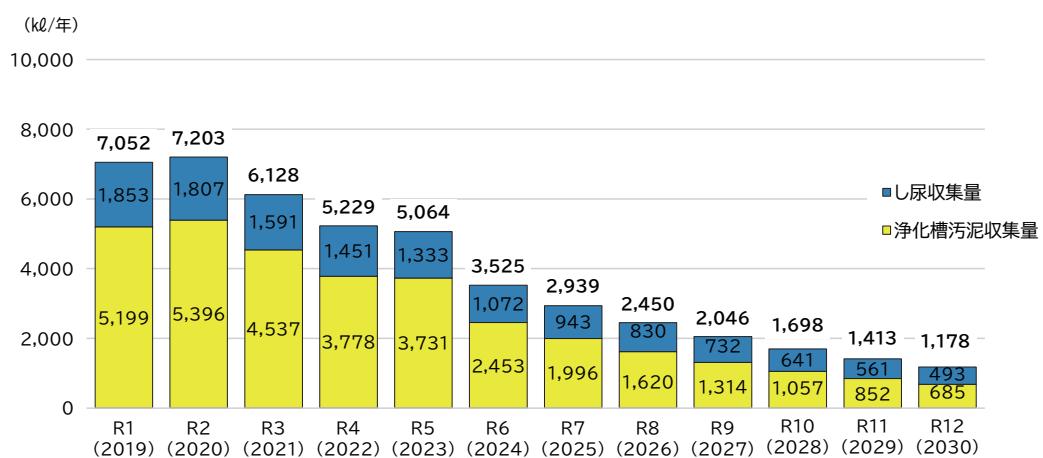


図4-10 し尿及び浄化槽汚泥量の将来推移

第6章 収集・運搬計画

し尿汲み取りについては、委託業者により収集・運搬を行います。

また、浄化槽汚泥については、許可業者により収集・運搬を行います。

なお、許可業者については、現行の収集体制において、処理計画の円滑かつ的確な遂行が確保されていることから、新たな法令の整備により必要が生じた場合等を除いて、新規許可は行わない方針とします。

第7章 処理・処分計画

当面は四條畷市への委託処理を継続し、四條畷市立環境センターにて希釈し、鴻池水みらいセンターへ移送した後、処理するものとします。

第8章 浄化槽対策計画

浄化槽設置家庭等に対しては、適正管理に関する意識啓発等の管理・指導を継続することにより、浄化槽から流出した汚水や汚泥による公共用海域の汚濁防止に努めます。

第9章 生活雑排水対策計画

公共下水道整備が完了した地域については、下水道法の規定に基づき、下水道担当課と協力しながら、早期に下水道へ接続するようPRを進めていきます。

また、河川・水路等の水質改善を図るため、家庭や事業所で日頃から生活雑排水対策を実践するよう、啓発活動・環境教育の充実に努めます。

さらに、施設の老朽化対策として、四條畷市と今後のし尿等処理のあり方について協議を行い、他の近隣市との広域化・共同化も視野に入れながら、施設の更新工事や建替え等を検討することにより、し尿等の処理に必要な能力を継続的に確保できるよう取り組みます。

公共下水道の老朽化対策については、本市の下水道法事業計画に、長期的な改築の需要見通しを含めた施設の機能の維持に関する方針を定めています。また、下水道施設を適切に管理していくために令和6(2024)年2月に策定したストックマネジメント計画に基づき、今後、計画的かつ効率的な維持・修繕及び改築・更新に取り組みます。



第5部 災害廃棄物処理計画

第1章 計画策定の趣旨

近年、自然災害が多発・激甚化しており、全国各地で大規模地震や集中豪雨により膨大な災害廃棄物が発生している状況であり、本市においても南海トラフ巨大地震、上町断層帯地震等が発生した場合の影響が予測されています。

このような大規模地震等による災害廃棄物は、種々の廃棄物が混合した処理しづらい性状のものが一時に大量に発生すること、人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれのある重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあること、仮置場における火災発生のおそれが大きいこと等とともに、感染症発生等の二次被害をもたらす可能性があります。また、交通の途絶等に伴い一般廃棄物についても平常時の収集・処理を行うことが困難となることも考えられます。

以上のことから、災害による建物等のがれきや避難所からのごみ・し尿問題に対して、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止し、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための基本的事項について定めることを目的として、「門真市災害廃棄物処理計画」を策定します。

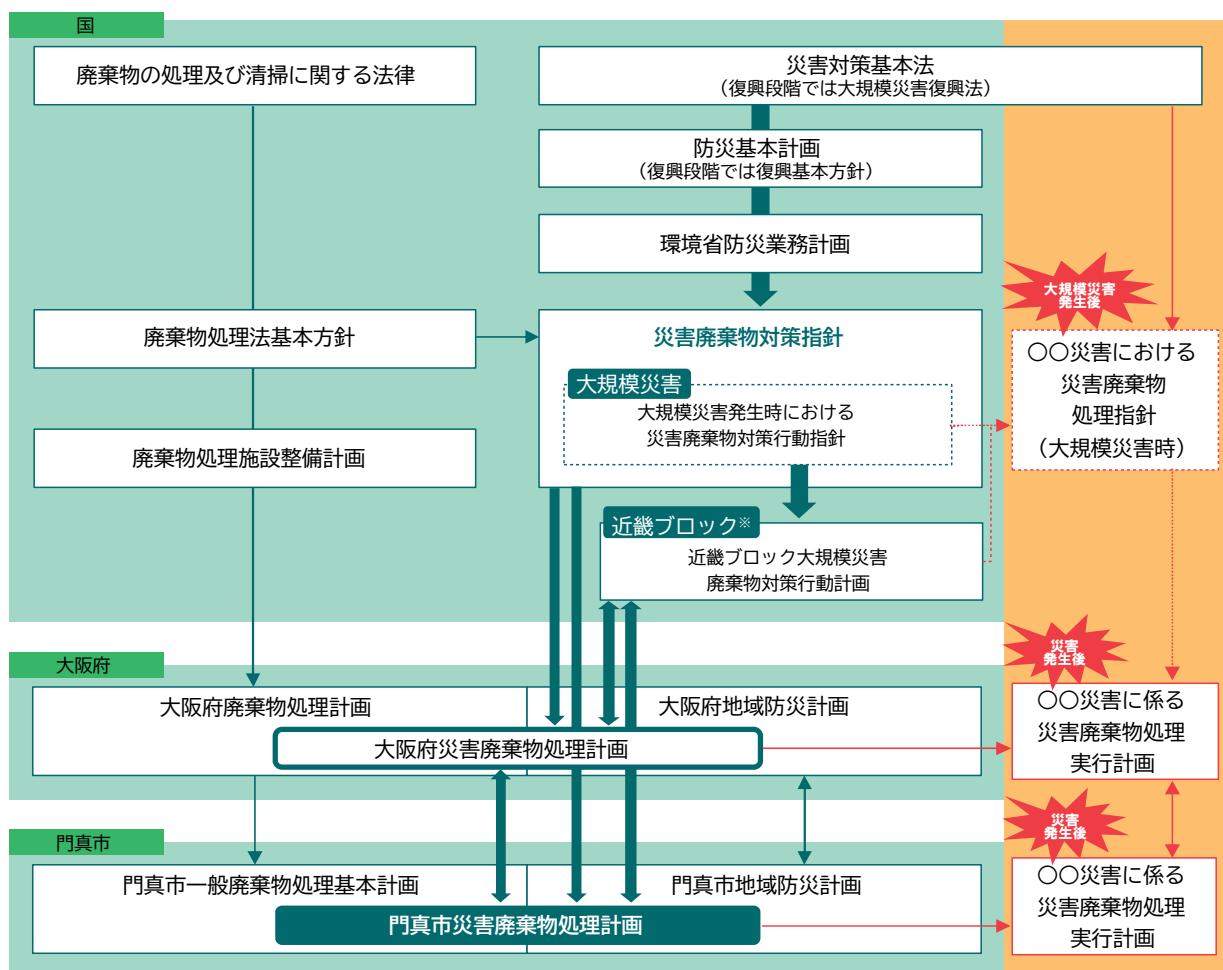
今後は、本計画に基づき「門真市災害廃棄物処理実施要領」を定め、災害廃棄物処理に係る関係主体との情報共有と教育・訓練を重ねることにより、災害廃棄物処理の対応能力の向上を図ります。

第2章 計画の位置付け

本計画は、地方公共団体が災害廃棄物処理計画を作成するにあたっての基本的事項をとりまとめるために環境省が平成30(2018)年3月に策定した「災害廃棄物対策指針」に基づき、関連する法律、計画と整合を図りつつ本市の災害廃棄物処理を行うための計画として位置付けます。

なお、本計画の位置付け及び災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置付けは次に示すとおりです。

また、災害発生時には情報収集を行った上で、本計画に基づき災害廃棄物の発生量推計や具体的な処理体制等の検討を行い、災害廃棄物処理実行計画を策定し、処理を実行します。



※ 地域ブロック：地域の災害廃棄物対策を強化すべく、環境省地方環境事務所が中心となって、地域において廃棄物の処理に関わり得る自治体や事業者等に、広く参画を呼び掛け、地域ブロック協議会または連絡会を全国8か所に設置。本市は大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会に参画。

出典：災害廃棄物対策指針(改定版)(平成30(2018)年3月 環境省)を加工して作成

図5-1 災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置づけ

第3章 災害廃棄物処理の基本方針

災害廃棄物処理計画における基本方針は、以下のとおりとします。

《基本方針1》 災害廃棄物処理体制の整備

災害時において発生する廃棄物の処理に迅速かつ的確に対応していくため、平常時から災害廃棄物処理体制を整備します。

《基本方針2》 災害廃棄物の衛生的かつ計画的な処理の実施

災害で発生した廃棄物は膨大かつ様々な種類のものが想定されるところから、特に衛生面に配慮した計画的な処理を実施することをめざします。

《基本方針3》 災害廃棄物処理に関する情報周知・教育活動の推進

災害時に市全体で対応できるように、平常時から災害廃棄物処理に関する情報周知や教育活動を行います。

第4章 災害廃棄物処理に係る基礎的事項

第1節 計画の対象

(1) 対象とする災害

本計画では、地震災害、風水害その他自然災害を対象とします。地震災害については地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火災・爆発その他異常な現象により生ずる被害を対象とします。風水害については、竜巻等の風による被害の他、大雨、台風、雷雨等による多量の降雨により生ずる洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れ等の被害を対象とします。

(2) 対象とする廃棄物

災害時には、通常生活で家庭から排出される生活ごみ及び事業活動に伴って排出される廃棄物の処理に加えて、避難所ごみや仮設トイレ等のし尿、災害廃棄物(片付けごみを含む)の処理が必要となります。本計画で対象とする廃棄物及びその性状は下表に示すとおりです。

ただし、事業系廃棄物は、廃棄物処理法第22条に基づく国庫補助の対象となった事業者の事業場で災害に伴い発生したものを受け、原則、事業者が処理を行うものとします。

表5-1 本計画で対象とする廃棄物

災害廃棄物		概要	本計画の対象
一般廃棄物	し尿 ^{※1}	被災施設の仮設トイレからのし尿	○
		通常家庭のし尿	
	生活ごみ ^{※1}	被災した住民の排出する生活ごみ	○
		通常生活で排出される生活ごみ	
	避難所ごみ ^{※1}	避難施設で排出される生活ごみ	○
	災害に起因する廃棄物	道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物	○
		損壊家屋等から排出される家財道具(片付けごみ)	○
		損壊家屋等の撤去等で発生する廃棄物	○
	その他		○
	事業系一般廃棄物	被災した事業場からの廃棄物 ^{※2}	○
		事業活動に伴う廃棄物(産業廃棄物を除く。)	
産業廃棄物	廃棄物処理法第2条第4項に定める事業活動に伴って生じた廃棄物		

※1 生活ごみ、避難所ごみ及びし尿(仮設トイレ等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水は除く)は災害等廃棄物処理事業費補助金の対象外である。

※2 災害の程度や排出量により本市としての対応を検討する。

注)廃棄物処理法第22条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

表5-2 対象とする災害廃棄物する廃棄物の構成

可燃物/可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
不燃物/不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃系の廃棄物 ※海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壤等が津波に巻き込まれたもの
コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
廃家電(4品目)	被災家屋から排出される家電4品目(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫)で、災害により被害を受け使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。
小型家電/その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
有害廃棄物/危険物	石綿含有廃棄物、P C B、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・C C A(クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物)・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 ※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。 ※処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する。
その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの(レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む)、漁網、石こうボード、廃船舶(災害により被害を受け使用できなくなった船舶)など

注1. 上記は選別後の分類であり、災害時には上記のものが混合状態で発生する場合が多い。

注2. 災害廃棄物の処理・処分は災害等廃棄物処理事業費補助金の対象であるが、生活ごみ、避難所ごみ及びし尿(市町村が特に必要と認めた仮設便所。集団避難所等により排出されたし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって、災害救助法に基づく避難所の開設期間内のものは除く)は災害等廃棄物処理事業費補助金の対象外である。

出典：災害廃棄物対策指針(改定版)(平成30(2018)年3月 環境省)

大阪府災害廃棄物処理計画((平成29年3月)(令和元年7月修正) 大阪府)

(3) 被害想定に基づく災害廃棄物の発生量

災害廃棄物発生量の推計は、災害の規模(被害棟数により区分)や対象とする廃棄物(災害廃棄物全体量、片付けごみ発生量、津波堆積物)、災害の種類(地震災害(揺れ)、地震災害(津波)、水害、土砂災害)に応じて推計方法を採用します。

表5-3 推計式の種類とその適用範囲

種類	区分	地震災害 (揺れ)	地震災害 (津波)	水害	土砂災害
災害廃棄物 全体量	住家・非住家全壊棟数10棟未満	3,000 t	3,000 t	900 t	3,000 t
	住家・非住家全壊棟数10棟以上	推計式【1】			
片付けごみ 発生量	住家・非住家被害棟数1,000棟未満	700 t 程度		500 t 程度	
	住家・非住家被害棟数1,000棟以上	推計式【2】			
津波堆積物	—	—	推計式【3】	—	—

注)各推計式については、出典資料にて確認のこと。

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料【技14-2】災害廃棄物等の発生量の推計方法(令和5(2023)年4月改定 環境省)

表5-4 災害廃棄物全体量の推計に用いる各係数

項目	細目	記号	単位	地震 (揺れ)	地震 (津波)	水害	土砂災害
建物発生原単位	木造建物	a 1	t / m ²	0.5			
	非木造建物	a 2		1.2			
延べ床面積	木造建物	A 1	m ² / 棟	87.8			
	非木造建物	A 2		400.0			
解体棟数の木造、 非木造の内訳	木造：非木造	r 1 : r 2	—	88.0% : 12.0%			
建物解体率	全壊	b 1	—	0.75	1.00	0.5	
	半壊※	b 2	—	0.25 (0)	0.25 (0)	0.1 (0)	
片付けごみ を含む公物等量	全壊棟数	C P	t / 棟	53.5	82.5	30.3	164

※市町村が半壊建物の解体廃棄物を処理しない場合は半壊建物解体率をゼロに設定するなど実態に合わせて半壊建物解体率を修正することとする。

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料【技14-2】災害廃棄物等の発生量の推計方法(令和5(2023)年4月改定 環境省)

表5-5 片付けごみ量の推計に用いる各係数

項目	細目	記号	地震 (揺れ)	地震 (津波)	水害	土砂災害
発生原単位(t / 棟)	—	c	2.5		1.7	

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料【技14-2】災害廃棄物等の発生量の推計方法(令和5(2023)年4月改定 環境省)

表5-6 地震における災害廃棄物の組成

廃棄物種類	構成比
柱角材	15.3%
可燃物	5.4%
不燃物	30.0%
コンクリートがら	48.5%
金属くず	0.8%
	100.0%

※1 平成28(2016)年熊本地震における災害廃棄物処理の記録(平成31(2019)年3月、熊本県)

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料【技14-2】災害廃棄物等の発生量の推計方法(令和5(2023)年4月改定 環境省)

①地震

想定する災害は、大阪府災害廃棄物処理計画で対象としている上町断層帯地震等及び南海トラフ巨大地震とします。

当該計画による上記地震の被害想定に基づいて、表5-4、表5-5で示した係数から試算される、門真市における災害廃棄物発生量は下表のとおりです。これによると、上町断層帯地震等関連では最大で約163万t(生駒断層帯地震)、南海トラフ巨大地震では約30万tの災害廃棄物が発生すると推計されています。

本計画は、そのような膨大な量の災害廃棄物が発生する可能性のあることを前提に必要な対応を定めます。なお、被害想定や推計方法が更新された際には、新たな情報に基づき、発生量の見直しを行います。

表5-7 被害想定に基づく門真市の災害廃棄物等発生推計量(地震)

想定地震 被害内容	上町断層帯 地震A	上町断層帯 地震B	生駒断層帯 地震	有馬高槻 断層帯地震	中央構造線 断層帯地震	東南海・ 南海地震	南海トラフ 巨大地震
気象庁 マグニチュード	7.5~7.8	7.5~7.8	7.3~7.7	7.3~7.7	7.7~8.1	7.9~8.6	最大9.1
計測震度	4~7	4~7	4~7	3~7	3~7	4~6弱	5弱~6強
建物被害							
全壊(棟)	8,105	687	11,358	982	12	330	1,314
半壊(棟)	7,783	1,435	8,574	1,985	31	753	5,762
災害廃棄物発生量(t)	1,205,836	120,839	1,633,692	171,145	2,284	59,549	303,710
解体由来(t)	772,218	84,085	1,026,039	118,608	1,642	41,894	233,411
公物等量(t)*	433,618	36,755	607,653	52,537	642	17,655	70,299
種類別内訳(t)	1,205,836	120,839	1,633,692	171,145	2,284	59,549	303,710
柱角材(t)	184,493	18,488	249,955	26,185	350	9,111	46,468
可燃物(t)	65,115	6,525	88,219	9,242	123	3,216	16,400
不燃物(t)	361,751	36,252	490,108	51,344	685	17,865	91,113
コンクリートがら(t)	584,830	58,607	792,340	83,005	1,108	28,881	147,299
金属くず(t)	9,647	967	13,070	1,369	18	476	2,430

*片付けごみ及び公物等をいう。なお、公物等とは、道路、公園等の公共施設から排出される災害廃棄物及び土砂・流木等のこと。

②水害

水害に伴う推計では、淀川水系寝屋川流域の洪水浸水想定区域図と建物データ・世帯数情報を重ね合わせた建物の被害状況を用いて、災害廃棄物発生量の推計を行いました。被害状況の想定に使用されたデータは表5-8、門真市の洪水浸水想定区域と建物データの重ね合わせ図は図5-2に示すとおりです。

表5-8 本推計に使用したデータ

項目	出典等
浸水データ	大阪府洪水浸水想定区域図 (GISデータを大阪府から提供)
建物データ	基盤地図情報ダウンロードサービス
世帯数	政府統計の総合窓口(e-Stat) 令和2年国勢調査結果

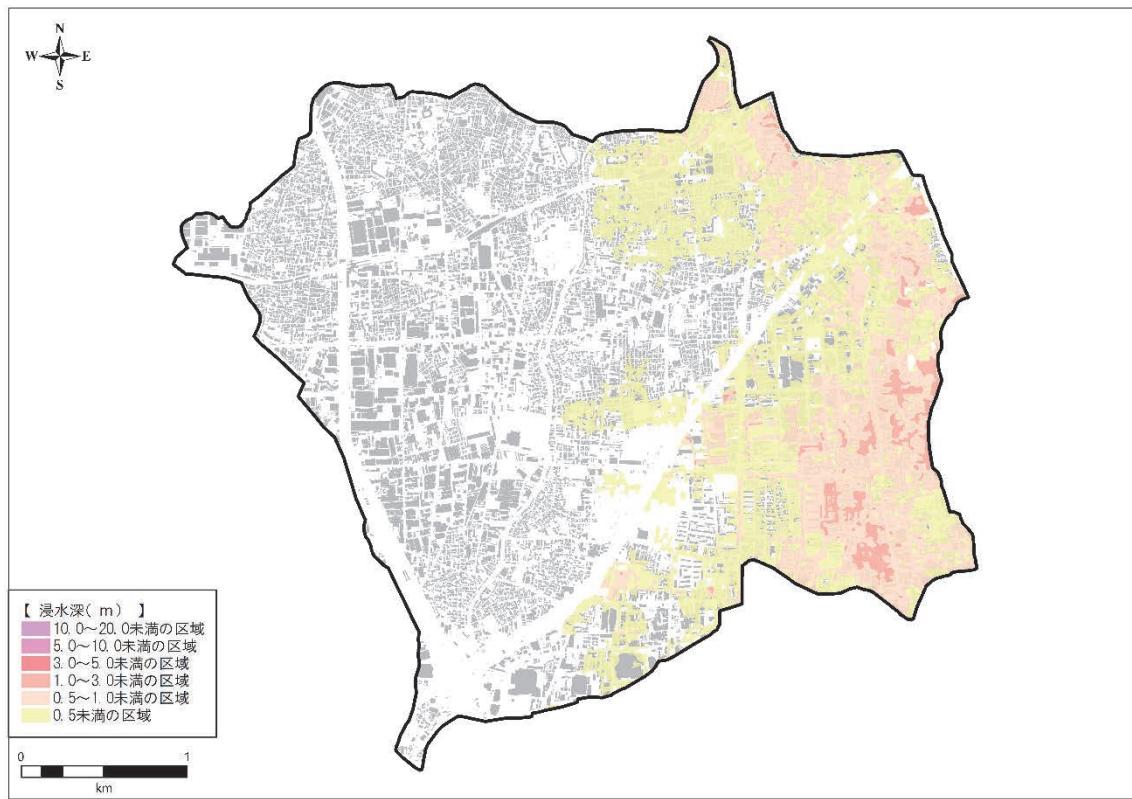


図5-2 門真市の洪水浸水想定区域と建物データの重ね合わせ図

a. 建物被害想定

建物被害の整理結果は下表に示すとおりで、床下浸水11,227棟、床上浸水8,115棟、半壊3棟、全壊0棟となります。

表5-9 建物被害

被害区分	被害数
床下浸水	11,227 棟
床上浸水	8,115 棟
半壊	3 棟
全壊	0 棟

出典：令和4年度災害廃棄物処理実効性確保モデル事業(門真市)報告書(環境省)

b. 災害廃棄物発生量

寝屋川流域の河川が氾濫した場合では、32,887 t の災害廃棄物が発生すると推計されます。

第2節 各主体の役割

(1) 門真市

災害廃棄物は一般廃棄物に位置付けられるものであり、その処理は、本市が主体となって処理を行います。本市が被災していない場合は、被災市町村からの要請に応じて、人材及び資機材の応援を行うとともに、被災地域の災害廃棄物の受入を積極的に行います。

(2) 大阪府

府は、処理主体である本市が適正に災害廃棄物の処理を行えるよう、被害状況や対応状況等を踏まえた技術的支援や各種調整を行います。

また、災害により甚大な被害を受けて被災市町村の廃棄物所管部署の執行体制が喪失した場合等、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14の規定に基づき、本市が府へ事務の委託を行った場合には、本市に代わって、府が直接、災害廃棄物の処理の一部を担うことがあります。

(3) 民間事業者等

民間事業者は、事業場から排出される廃棄物の適正処理と円滑かつ迅速な処理に努めます。本市や府と災害時の協力協定を締結している関係機関・関係団体は、都本市や府の要請に応じて速やかに支援等に協力する等、その知見及び能力を活かした役割を果たすよう努めます。また、危険物、有害物質等を含む廃棄物その他の適正処理が困難な廃棄物を排出する可能性のある事業者は、これらの適正処理に主体的に努めます。

(4) 市民・ボランティア

本市が災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理することができるよう、市民及びボランティアは「災害ごみの扱い方について」及び「ボランティア向け災害ごみ処理ハンドブック」に基づき、片付けごみ等の災害廃棄物の排出段階での分別の徹底等、一定の役割を果たすよう努めます。またボランティアは、本市と連携して被災家屋の後片付け等の被災者支援を行います。

第3節 処理目標期間の設定

(1) 生活ごみ・避難所ごみ・し尿

災害時は、まず生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬・処理を優先します。発災後、廃棄物処理体制に係る支障を確認し、速やかに生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集・処理を再開します。

(2) 災害廃棄物

早期の復旧・復興に向け、災害廃棄物の処理は可能な限り早期の完了をめざします。

腐敗性の廃棄物は初動期において最優先で処理します。

木材、金属くず、コンクリートがら、廃家電、廃自動車は、排出され次第、仮置場のスペースを確保するためにも早急に処理先や復興事業先へ搬出して処理します。

処理目標期間は、災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて適切に設定するが、大規模災害においても3年以内の処理完了をめざします。なお、処理期間について国の指針が示された場合は、その期間との整合性を図り設定します。

第4節 災害廃棄物処理実行計画の策定

災害発生後は、環境省が策定する「災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)」や本計画を基に、地域の実情や被害状況を速やかに把握し、関係者と情報を共有しながら処理の全体像を整理したうえで処理の基本方針を含む災害廃棄物処理実行計画を策定します。

なお、実行計画策定の参考として、【参考1 災害時における廃棄物対応の流れ】、【参考2 災害時に発生する廃棄物の処理の流れ】、【参考3 仮置場の確保】を具体的に示します。

また、復旧・復興後には策定した実行計画を基に本計画を見直し、今後の災害に備え実効性を高めていくこととします。

【参考1 災害時における廃棄物対応の流れ】

生活ごみ、避難所ごみ、し尿を含む、災害時において発生する廃棄物対応の大まかな流れを示します。

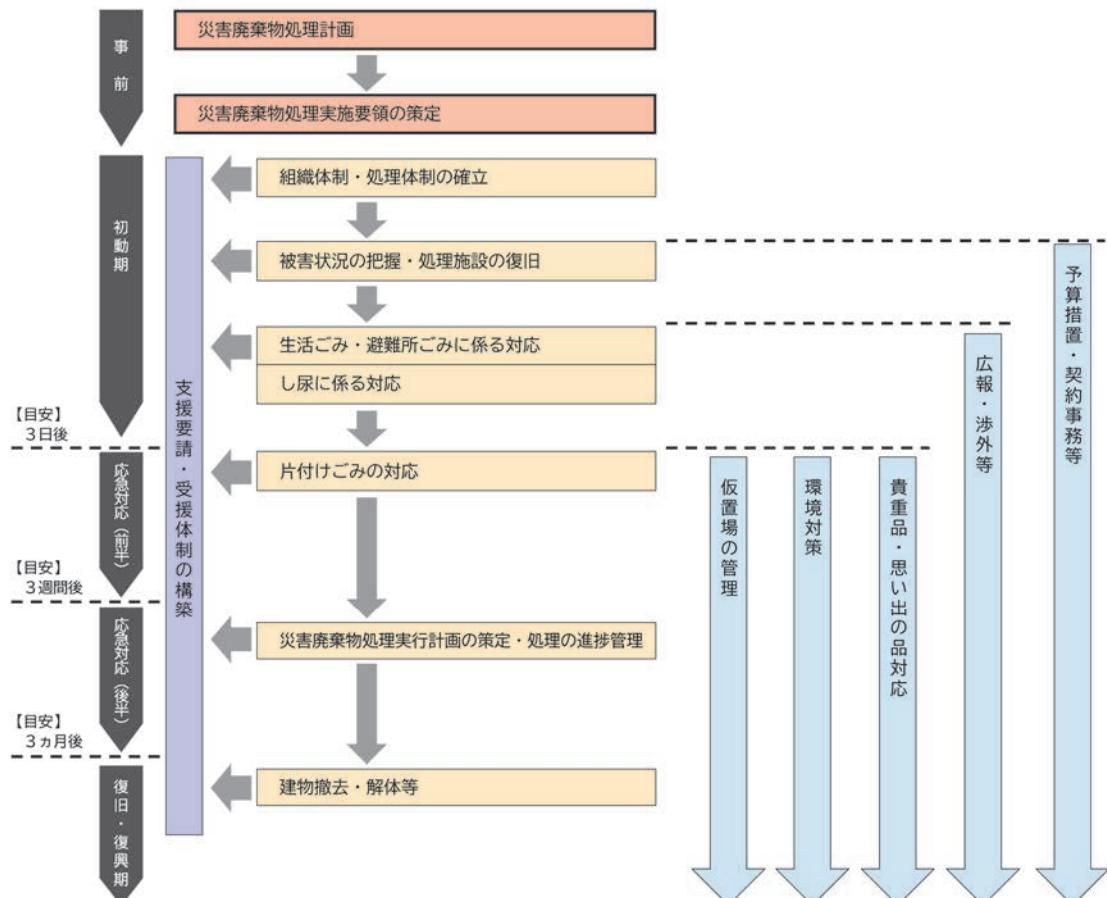


図5-3 廃棄物対応の基本的な流れ

表5-10 発災後の時期区分と特徴

時期区分	時期区分の特徴	時間の目安
初動期	人命救助が優先される時期 (体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う。)	発災後数日間
応急対応 (前半)	避難所生活が本格化する時期 (主に優先的な処理が必要な災害時の廃棄物を処理する期間)	～3週間程度
応急対応 (後半)	人や物の流れが回復する時期 (災害廃棄物等の本格的な処理に向けた準備を行う期間)	～3ヶ月程度
復旧・復興	避難所生活が終了する時期 (一般廃棄物処理の通常業務が進み、災害廃棄物等を本格的に処理する期間)	～3年程度

出典：災害廃棄物対策指針(改定版)(平成30(2018)年3月 環境省)

(1) 組織体制・処理体制の確立

廃棄物部局が中心となり、廃棄物処理のための組織体制及び処理体制を確立します。庁内の組織体制の確立に当たっては、庁内で職員の応援を受けることも含め、災害対策本部や建設・土木部局等の関係部局と連携します。

(2) 被害状況の把握・処理施設の復旧

災害対策本部が集約する損壊家屋の被害棟数(全壊、半壊、床上浸水、床下浸水)を把握します。

また一部事務組合等の廃棄物処理施設の管理者へ連絡し、廃棄物処理施設の被災状況を確認します。廃棄物処理施設が被災している場合には、復旧作業を実施又は依頼します。

(3) 生活ごみ・避難所ごみに係る対応、し尿に係る対応

平時と同様に生活ごみを収集し、焼却施設へ運搬して処理を行うとともに、避難所ごみについても同様の対応を行います。また使用済みの携帯トイレへの対応や、仮設トイレが設置された場合にはその設置場所を把握し、し尿の汲み取り・処理を行います。

(4) 片付けごみへの対応

市民が自宅を後片付けすることによって生じる家具・家財や廃家電等の廃棄物を仮置場で保管し、処理先へ搬出します。片付けごみが道路上に排出された場合には、パッカー車や平ボディ車により収集し、一次仮置場まで運搬します。

(5) 災害廃棄物処理実施要領の策定・処理の進捗管理

災害発生時に被害の状況を速やかに把握して対応できるよう、あらかじめ、災害廃棄物処理実施要領を策定し、必要に応じて見直しを行います。

(6) 公費による損壊した家屋の撤去(必要に応じて解体)

本市が主体となって、災害によって損壊した家屋の撤去(必要に応じて解体)を行う場合は、建設・土木部局や建設事業者等と連携し、倒壊のおそれのある家屋を優先する等、優先順位をつけて作業を進めます。

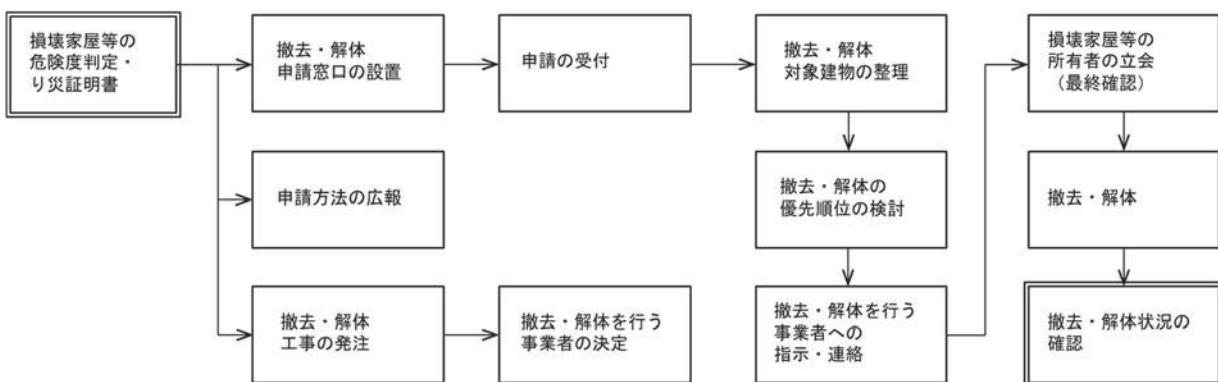


図5-4 本市が対応する場合の損壊家屋等の撤去等の流れ

(7) 支援要請・受援体制の構築

人員や必要な資機材が不足する場合には、協定等を活用して大阪府や他市町村、民間事業者等へ支援を要請します。被災自治体の廃棄物部局では支援を受け入れるための体制(受援体制)を構築します。

(8) 仮置場の管理

被災現場から搬出されてくる災害廃棄物は、ごみの種類に応じて仮置きし、焼却処理・リサイクル・最終処分ができるよう選別や破碎等を行います。

(9) 環境対策

災害廃棄物の積み上げに伴う蓄熱火災の発生防止や粉じん・騒音・振動、悪臭・害虫対策等、必要な環境対策を行います。

(10) 貴重品・思い出の品対応

廃棄物の中から貴重品が出てきた場合には警察に届け出ます。思い出の品は適切に保管し、持ち主に返却します。

(11) 広報・渉外等

災害廃棄物の排出方法や分別に関して、市民や事業者へ広報を行います。また支援を受け入れたり、処理を依頼したりするため、支援者や処理先との交渉を行います。

(12) 予算措置・契約事務

災害廃棄物処理のための事業費を確保します。また災害廃棄物等の処理処分に必要な処理事業者との契約事務を行います。

【参考2 仮置場の確保】

(1) 災害時の生活ごみ・避難所ごみの処理の流れ

被災地域における生活ごみ及び避難所ごみは、平時と同様の区分で収集し、パッカート車等で処理施設へ搬入して処理します。焼却施設や破碎処理施設から生じる焼却残渣や不燃残渣等は最終処分します。焼却施設や収集運搬車両の被災状況によっては、生活ごみの収集頻度を一時的に変更する等の対応を行います。

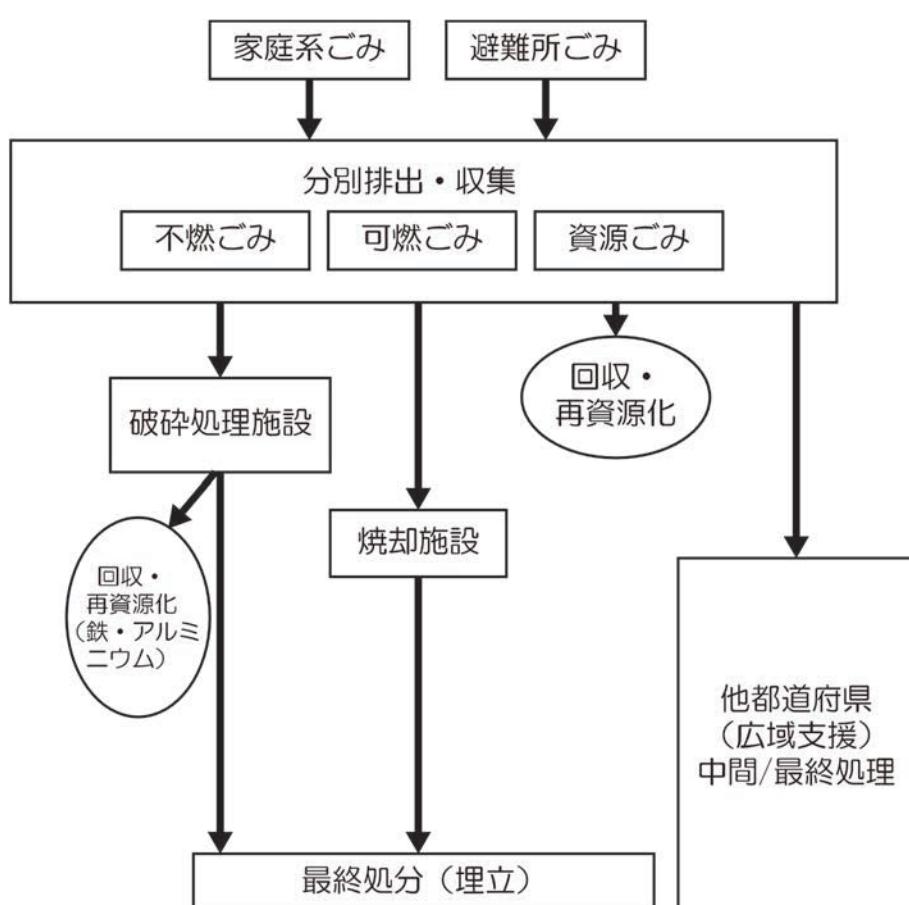


図5-5 災害時の生活ごみ・避難所ごみの処理の流れ

(2) 災害時のし尿処理の流れ

くみ取りし尿はバキューム車で収集し、し尿処理施設や下水処理施設へ運搬して処理するほか、災害用マンホールトイレや下水道へ直接投入します。

携帯トイレ等は、ビニール袋に入れて平ボディ車またはダンプ車で収集し、焼却施設へ搬入して焼却処理します。携帯トイレは含水率が高いことが想定され、偏って焼却施設に搬入された場合には処理に支障をきたす懸念があることから、施設管理者と適宜対応を協議し、受入体制を整備します。

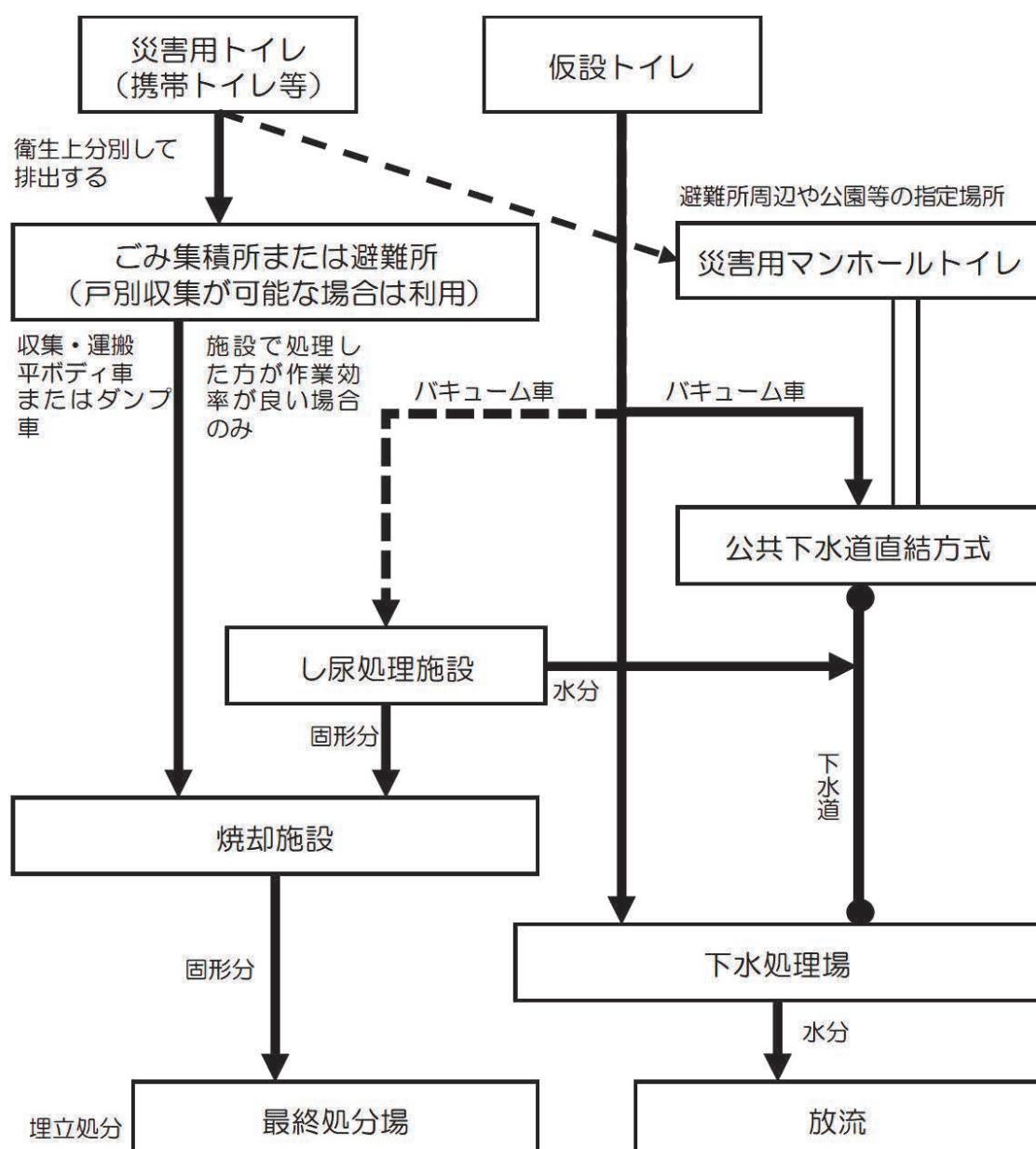


図5-6 災害時のし尿処理の流れ

(3) 災害に起因する廃棄物の処理の流れ

市民が被災した自宅の片付けを行った際に排出される片付けごみ及び損壊家屋等の撤去(必要に応じて解体)等で発生する廃棄物は、処理先への搬出までの間、一次仮置場で一時的に保管します。

また、必要に応じて二次仮置場、仮設処理施設、資源化物一時保管場所を設置し、管理します。二次仮置場に仮設処理施設を設置した場合は、一次仮置場等から搬入される廃棄物を破碎・選別し、資源化や焼却等を行います。なお、損壊家屋等の撤去等で発生する廃棄物は、災害規模によっては、一次仮置場を経由せずに二次仮置場に直接搬入します。

廃棄物は極力資源化し復興資材として活用する事としますが、再資源化できない廃棄物については、焼却等の処理により減容化した後、適切に最終処分します。

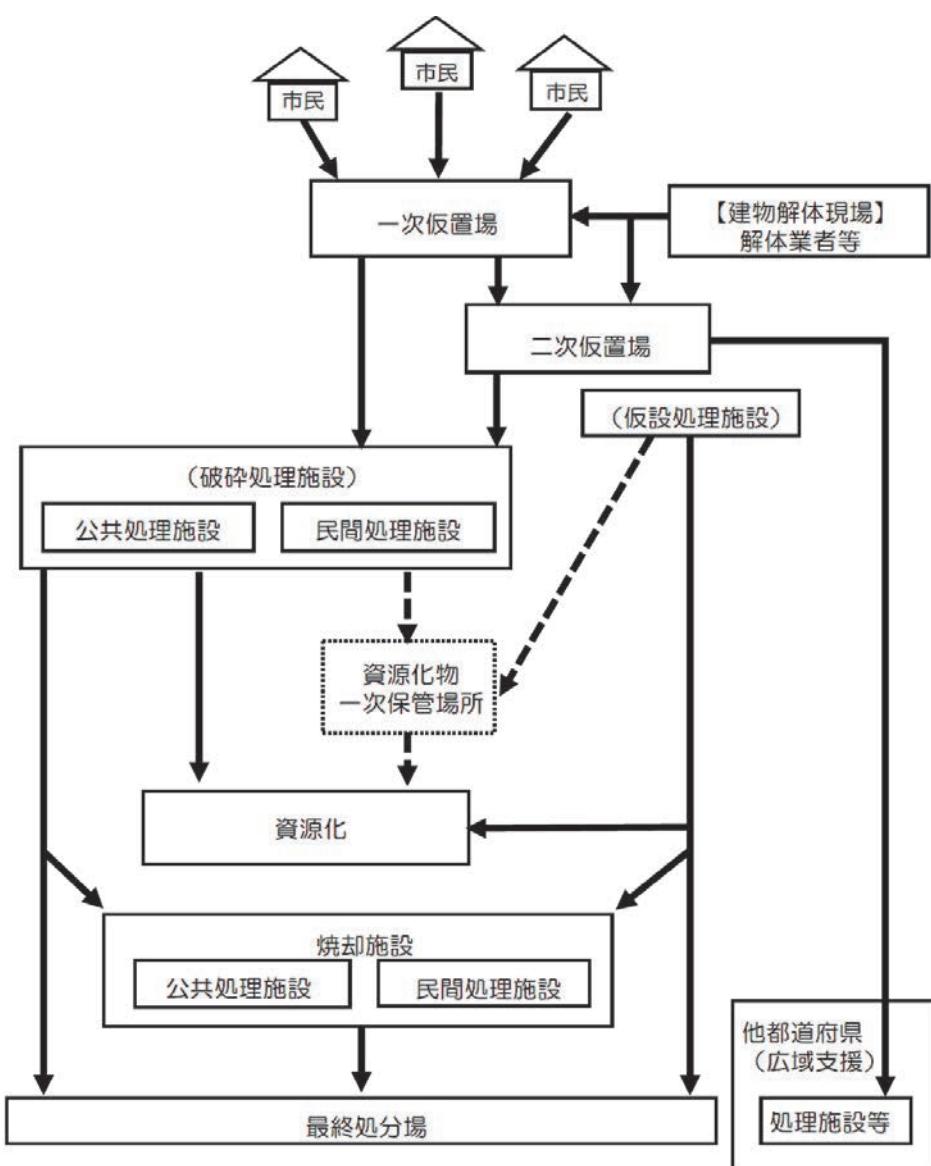


図5-7 災害に起因する廃棄物の処理の流れ

表5-11 仮置場等の説明

用語	説明
一次仮置場	市民が直接持ち込みした災害廃棄物を集積し、分別後、処理施設又は二次仮置場まで搬出するまでの間、保管するため市が設置する仮置場。
二次仮置場	一次仮置場の災害廃棄物を、再度分別した後、破碎又は焼却等の処理をするまでの間保管する仮置場で仮設の破碎処理施設や資源物の一時保管場所を併設することもある。

a. 道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物

土木班は、緊急交通路を確保するため、民間事業者等の協力を得て市道の道路啓開作業を行います。道路啓開に必要なショベル、ブルドーザー等については、民間事業者等から調達します。

道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物については、各主体と協議の上、対応を検討します。

b. 損壊家屋等から排出される家財道具(片付けごみ)

片付けごみは発災後の初期段階から排出されます。特に水害の場合は、片付けごみが発災翌日から排出されることもあり、水分を多く含んでいるため、腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生することを考慮しつつ、迅速に対応します。

原則として、片付けごみは市民が一次仮置場に搬入することとしますが、意図していない場所に片付けごみ等が集積されている状況が見られる場合には、適宜、巡回して場所を把握・確認し、対応を検討します。

市が対応できず市民の生活環境保全上の支障が生じうる場合は、府を含めた他自治体、環境省、自衛隊、ボランティア、民間事業者等に協力を要請し、連携して対応します。

c. 損壊家屋等の撤去等で発生する廃棄物

損壊家屋等の撤去等は原則として損壊家屋等の所有者が実施するものとします。ただし、倒壊の恐れがあるなど二次災害の起因となる損壊家屋等については、本市と損壊家屋等の所有者が協議・調整の上、本市が撤去等を実施する場合があります。また、災害の規模により国が特例措置を講じた場合は、本市が主体となって撤去等(解体については必要な場合のみ)を行います。

なお、公共施設や大企業の建物の撤去についてはそれぞれの管理者の責任で実施するものとします。

適正処理や処理期間の短縮等に有効であるため、損壊家屋等の撤去段階から分別を実施し、仮置場等への搬入は、撤去業者がダンプ車等で行うものとします。

d. その他

土砂、流木等の取り扱いについて、災害廃棄物対策指針で次のとおり示されています。

- ※ 道路、河川、港湾、海岸、農地に堆積している土砂、流木、火山噴出物については、基本的に各管理者が復旧事業の中で処理する。ただし、これらが民地等に堆積し損壊家屋等と混在している場合は、市区町村は環境省及び都道府県と相談した上で対応方法について検討する。
- ※ 災害後に事業活動を再開する際に発生する廃棄物等（被災した事業所の撤去に伴う廃棄物や敷地内に流入した土砂や流木等）については、原則として事業者責任で処理する。

出典：災害廃棄物対策指針(改定版)(平成30(2018)年3月 環境省)

e. 事業系一般廃棄物(被災した事業場からの廃棄物)

原則、排出事業者の責任において適正処理を行うものとします。

【参考3 仮置場の確保】

災害廃棄物の処理の準備が整うまでの間、仮置場で適正に廃棄物を保管します。仮置場での廃棄物の保管に当たっては、その後の処理に影響を来たさないよう、廃棄物の種類毎に分別し、仮置き・保管します。

(1) 一次仮置場の必要面積

「第1節（3）被害想定に基づく災害廃棄物の発生量」で示した災害廃棄物の発生量を基に、最大限必要となる一次仮置場の必要面積を推計すると、最も発生確率の高いとされる南海トラフ巨大地震の場合で約151千m³必要となります。

なお、詳細な必要面積等については今後検討するものとします。

【仮置場の必要面積の算定方法(最大で必要となる面積)】

$$\text{面積(m}^2\text{)} = \text{集積量} \div \text{見かけ比重} \div \text{積み上げ高さ} \times (1 + \text{作業スペース割合})$$

$$\text{本市必要面積(m}^2\text{)} = 377(\text{千m}^3) \div 5 \times 2 = 151(\text{m}^2)$$

$$\text{可燃物 (0.4 t / m}^3\text{)} : \text{可燃物} + \text{柱角材} = 63(\text{千t}) = 158(\text{千m}^3)$$

$$\text{不燃物 (1.1 t / m}^3\text{)} : \text{不燃物} + \text{コンクリートがら} + \text{金属くず} = 241(\text{千t}) = 219(\text{千m}^3)$$

$$\text{作業スペース割合 : 1}$$

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料【技18-2】仮置場の必要面積の算定方法(平成31(2019)年4月改定 環境省)

(2) 仮置場候補地の選定

仮置場の必要面積を考慮し、市内で偏りが生じないよう、可能な限り地域毎に一次仮置場の候補地を選定します。なお、二次仮置場については、一次仮置場よりも広い面積の候補地を選定します。

仮置場候補地は、以下の点を考慮して選定します。

[候補地の種類例]

- ①公有地(市区町村、都道府県、国等が管理者)である公園、グラウンド、公民館等の駐車場、廃棄物処理施設の空地(駐車場、最終処分場跡地等)、港湾の空地
 - ②未利用工場用地等で、今後の用途が見込まれておらず、長期にわたって仮置場として利用が可能な民有地(借り上げ)
 - ③二次災害のリスクや環境、地域の基幹産業への影響が小さい地域
- ※空地等は災害時に自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等としての利用が想定されている場合もあるが、調整によって仮置場として活用できる可能性もあるため、これらも含めて抽出しておく

[選定時の留意点]

- ・都市計画法第6条に基づく調査で整備された「土地利用現況図」を参考に仮置場の候補地となり得る場所の選定を行う方法も考えられる。
- ・候補地の合計面積が災害廃棄物処理計画上の必要面積に満たない場合は、「仮置場候補地の選定に当たってのチェック項目」に示す条件に適合しない場所であっても、利用可能となる条件を付して候補地とするとよい。(例:街中の公園…リサイクル対象家電(4品目)等、臭気発生の可能性の低いものに限定した集積場として使用する等)
- ・表1を参考に災害時の実効性を確保するため、事前に現地確認をしておくことが望ましい。
- ・仮置場の候補地の所有者に対して、災害時における仮置場としての利用について事前に理解を得ておくことが望ましい。

出典: 災害廃棄物対策指針 技術資料【技18-3】仮置場の確保と配置計画に当たっての留意事項
(令和5(2023)年1月改定 環境省)より、一部編集

卷末資料

1. 策定の経過
2. 諒問書及び答申書
 - 諒問書(中間見直し)
 - 答申書(中間見直し)
3. 門真市廃棄物減量等推進審議会について
 - 門真市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例(抜粋)
 - 門真市廃棄物減量等推進審議会規則
 - 門真市廃棄物減量等推進審議会委員名簿
4. もりぐち・かどまプラスチックごみゼロ宣言
5. 門真市プラスチック削減方針
6. 用語解説
7. ごみ量推計式について
8. ごみ量推計結果等
9. ごみの減量・リサイクル等に関する市民アンケート調査報告書

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

卷末資料

1. 策定の経過

年 度	項目	日程	主な議事次第
令和5 (2023)年度	第1回 審議会	令和5(2023)年 8月2日	① 会長、副会長の選出 ② 一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて(諮問) ③ 会議の公開、非公開について ④ 一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて ⑤ 市民アンケートの実施について
	市民 アンケート	令和5(2023)年 9月14日 ～ 9月29日	市民アンケートの実施 (市内在住1,500人を対象)
	第2回 審議会	令和6(2024)年 2月1日	① 第1回審議会における検討内容と意見等の整理 ② ごみの減量・リサイクル等に関する市民アンケート調査結果について ③ 一般廃棄物処理基本計画の中間見直しにおける主な変更点について
令和6 (2024)年度	第1回 審議会	令和6(2024)年 11月8日	① 令和5(2023)年度第2回審議会における検討内容と意見等の整理 ② 一般廃棄物処理基本計画中間見直し(案)について ③ 答申(素案)について
	パブリック コメント	令和6(2024)年 12月6日 ～ 令和7(2025)年 1月6日	パブリックコメント
	第2回 審議会	令和7(2025)年 2月 日	① 基本計画(答申案)について ② 答申

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

卷末資料



2. 諒問書及び答申書

■ 諒問書

門環環第707号
令和5年8月2日

門真市廃棄物減量等推進審議会

会長 水谷聰様

門真市長 宮本一孝



門真市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて（諒問）

門真市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しに必要な事項について、貴審議会の意見を求める。



■答申書

答申書

3. 門真市廃棄物減量等推進審議会について

■門真市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例(平成5年門真市条例第23号)(抜粋)

(門真市廃棄物減量等推進審議会)

第19条 一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する事項を調査し、審議するため、門真市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

3 審議会の委員は、規則で定める者のうちから市長が委嘱する。

4 審議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

■門真市廃棄物減量等推進審議会規則(平成12年門真市規則第7号)

(趣旨)

第1条 この規則は、門真市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例(平成5年門真市条例第23号)第19条第5項の規定に基づき、門真市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量及び適正処理等に関する事項について調査し、審議するものとする。

(組織)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係市民団体を代表する者
- (3) 関係業者団体を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が適當と認める者

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、その会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 審議会は、その担当する事務を処理するため、必要があるときは、関係者に対し、審議会への出席、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(答申)

第7条 会長は、審議会の調査及び審議結果を取りまとめ、市長に答申しなければならない。

(秘密の保持)

第8条 委員及び第6条の規定により審議会に出席した関係者は、会議において知り得た事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、環境水道部環境政策課で行う。

(委任)

第10条 この規則で定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って別に定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

■門真市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

委員の構成	氏 名	所 属
第1号 学識経験者	内海 秀樹	近畿大学
	○ 島田 洋子	京都大学
	◎ 水谷 聰	大阪公立大学
第2号 関係市民団体代表者	長谷川 忠秋	門真市自治連合会
	西口 真弓	門真市子ども会育成会
第3号 関係業者団体代表者	合田 征一郎	パナソニックオペレーション エクセレンス株式会社
	有馬 直人	株式会社天辻鋼球製作所
	辰巳 秀司	門真市清掃協議会
	三ツ川 浩一	大阪府衛生管理協同組合 門真支部

◎…会長・○…副会長

4. もりぐち・かどまプラスチックごみゼロ宣言【P49関連】

もりぐち・かどまプラスチックごみゼロ宣言

プラスチックは、安価で便利であることから、私たちの生活に欠かせないものとなっています。その一方で、ポイ捨てなどにより適正に処理されず、河川などから海に流出したプラスチックによる海洋汚染が地球規模で広がっており、生態系へ深刻な影響を与えることが懸念されています。

こうした問題の解決に向けては、私たち一人ひとりが身近な問題として受け止め、日常生活の中でできることから取り組み、プラスチックとうまく付き合っていくことが重要です。

このため、守口市、門真市、守口門真商工会議所では、市民、事業者、団体と協働し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進や使い捨てプラスチック製品の使用削減、ごみのポイ捨て防止などに取り組むことで、プラスチックごみゼロを目指します。

令和元年6月10日

守 口 市 長 西端 勝樹

門 真 市 長 宮本 一孝

守口門真商工会議所会頭 土居 正明

守口市・門真市・守口門真商工会議所による プラスチックごみゼロ宣言に伴うアジェンダ（行動内容）

守口市、門真市、守口門真商工会議所は、プラスチックごみゼロ宣言を踏まえ、以下に掲げる具体的な行動を実施します。

■守口市、門真市、守口門真商工会議所共通

- ・ 庁舎等における使い捨てプラスチック製品の使用削減及びプラスチックごみの適正処理の推進
- ・ 環境イベントでの啓発、ホームページ・チラシなどでの情報発信
- ・ 河川、道路、公園等の清掃活動の推進

■守口市

- ・ 庁舎内コンビニにおいて、不要なレジ袋をもらわないよう呼びかけるチラシの掲示
- ・ 本庁舎において、雨の日のプラスチック製傘袋の配布をやめ、「傘のしずく取り機」を導入予定
- ・ 認定こども園において、ビニール袋によるおやつ配膳をやめ、配膳食缶による配膳に変更
- ・ 職員へのマイボトル持参の呼びかけ
- ・ 「美化キャンペーン」（清掃活動）の実施
- ・ 市民まつりでの3Rやポイ捨て防止等の啓発
- ・ マイバッグの利用によるレジ袋削減運動の実施
- ・ 「もりぐち情報アプリ」を活用したごみの分別方法・収集日の周知

■門真市

- ・ 「キラッと！かどま市内統一清掃」の実施による清掃・啓発活動の推進
- ・ 市主催講演会等における下足用ビニール袋の使用削減
- ・ 庁内で開催する各種会議等におけるペットボトル飲料の使用制限
- ・ 指定管理者との協働による市内公共施設におけるペットボトル飲料の販売削減
- ・ 市道の一定区間の清掃及び緑化等の活動を自治会等と協定を交わして行う、門真市美化サポートプログラム「さわやかロード」の実施
- ・ 清掃活動を実施する美化活動団体への清掃用具の貸与
- ・ 「かどまエコフェスティバル」の開催による3Rの更なる推進と海洋プラスチック問題等の諸課題についての周知・啓発

■守口門真商工会議所

- ・ 商工会議所事業を通じたプラスチックごみ削減についての周知・啓発
- ・ 事業所に対するプラスチックごみ削減についての周知・啓発

5. 門真市プラスチック削減方針

門真市プラスチック削減方針

1 目的

海洋プラスチックごみ問題については、2019年6月に開催されたG20大阪サミットにおいて、2050年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロにする「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が各国で共有されました。これを踏まえ、国内においても「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」等に基づき、海洋プラスチックごみ対策が推進されています。

今後より一層対策を進めていくためには、企業等が持つ先進的な技術や創意工夫を活かすことが重要であり、また、本市と企業等の協働によるプラスチックごみの使用量削減、流出防止、清掃・回収に関する取組みや情報の収集・発信・共有等を積極的に行っていく必要があります。

本市と企業等の協働によるプラスチックごみ対策の取組みについて、意見交換・協議・連携を実施することで、大阪湾に流入する新たなプラスチックごみをゼロにすることを目指します。

2 取組内容

目的を達成するため、本市と企業等の協働により次の取組みを行う。

- (1) リターナブル食器等の普及を促進し、ワンウェイプラスチックの使用量削減に繋げる。
- (2) マイボトルの普及を促進する。
- (3) 使用済みステンレス製ボトルの回収を行う等、資源の有効利用を促進する。
- (4) パソコン、小型家電の回収を行う等、資源の有効利用を促進する。
- (5) 市民・事業者等へ本事業の取組内容を紹介することで、プラスチックごみ対策に係る普及啓発を図る。
- (6) その他、プラスチックごみ対策や市民の行動変容に繋がる取組み等について検討する。

附 則

この方針は、令和5年1月10日から施行する。

環境省 ローカル・ブルー・オーシャン・ビジョン(LBOV)推進事業



「門真市プラスチック削減プラットフォーム」を設立し、参加企業とそれぞれが持つ「技術やノウハウ等の強み」を掛け合わせ、持続可能な取り組みにチャレンジします。

– 参加企業様 –

・パナソニック ホールディングス株式会社

間伐材などの木材から精製したパルプを主原料としている
リターナブル食器の普及への取り組み

・タイガー魔法瓶株式会社

「NO・プラスチックごみ」をスローガンに掲げ、
マイボトル普及と使用済みステンレス製ボトル回収の取り組み

・リネットジャパンリサイクル株式会社

環境省認定の法律に基づく宅配回収を活用した
パソコン・小型家電リサイクルの普及への取り組み

・ウォータースタンド株式会社

マイボトル用給水機を活用したプラスチックごみ削減への取り組み

門真市は
市民・事業者・団体と協働し、
資源をごみにしない
循環型社会の構築と
海洋プラスチックごみゼロを
目指します。

プラスチックごみの削減について皆さんも一緒に考えませんか？

一人一人が身近な問題として向き合い、行動することで未来が変わる！

「何ができる」を考え、発信していく取り組みの輪を繋げ、広げていく。

門真市は、始めたい気持ちを後押しします。

ご賛同いただける方は、環境政策課までご連絡ください！



門真市ローカル・ブルー・オーシャン・ビジョン推進事業



門真市環境水道部 環境政策課

6. 用語解説

用語			解説
あ 行	い	一般廃棄物	廃棄物処理法における「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥等の汚物又は不要な物であって、固形状又は液状のものとされている。このうち、事業活動に伴って生じた「産業廃棄物」以外の廃棄物を「一般廃棄物」という。一般家庭から排出される廃棄物、事業所から排出される産業廃棄物以外の廃棄物がこれにあたる。
	え	エコアクション21	「エコアクション21認証・登録制度」は、環境省がISO14001の規格をベースとして策定した「エコアクション21ガイドライン」に基づき、環境への取り組みを効果的・効率的に行うシステムを構築し、行動する中小企業、学校、公共機関などに対して、第3者機関が評価し、認証・登録を行う制度。(1)環境経営システム、(2)必要な環境への取り組み、(3)環境活動報告の3つの項目がひとつにまとめられており、認証・登録のための「審査費用、認証・登録費」がISO14001と比べて10分の1程度と、比較的取り組みやすい制度ということで注目を集めている。
		S D G s (エス・ディー・ジーズ)	持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)のこと。2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。
お	お	大阪府循環型社会推進計画	大阪府が令和3(2021)年3月に策定した、府民、事業者、行政が連携・協働し、めざすべき循環型社会を構築するための計画をいう。計画期間は令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とし、一般廃棄物及び産業廃棄物について、排出量、再生利用率、最終処分量、1人1日当たり生活系ごみ排出量の目標値を設定している。
		大阪湾広域臨海環境整備センター(フェニックス)	一般廃棄物と産業廃棄物を海面埋立により最終処分することを目的とし、広域臨海環境整備センター法(昭和56年法律第76号)に基づく組織であり、尼崎沖埋立処分場、泉大津沖埋立処分場、神戸沖埋立処分場、大阪沖埋立処分場の4つを有している。近畿2府4県169市町村からの廃棄物を受け入れている。
か 行	か	カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの、人為的な「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いた合計の、実質的な温室効果ガス排出量がゼロになった状態を示している。
		過剰除去	過剰除去とは、厚くむき過ぎた野菜の皮など、本来であれば食べる事ができるのに、見た目の悪さや調理の手間を省くために、不可食部分として過剰に除去する事や、除去された部分をいう。
		合併処理浄化槽	BODを除去する目的の浄化槽で、家庭などから排出されるトイレの污水(し尿)、台所や風呂等の排水(生活雑排水)をすべて処理できる。公共用水域の水質保全の観点から、下水道整備区域以外の家庭等に設置されている。

用語			解説
か 行	か	家電リサイクル法	「特定家庭用機器再商品化法」のこと。一般家庭や事務所から排出された家庭用電化製品(エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機)から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律。
		門真市第6次総合計画	総合計画は、総合的かつ計画的に市政の運営を行うための最上位計画として位置付けられた計画であり、各種施策の実施や計画策定等においては、第6次総合計画との整合を図る必要がある。門真市第6次総合計画は、令和2(2020)年3月に策定され、令和2(2020)年度から令和11(2029)年度までの10年間を計画期間とした基本構想及び基本計画により構成されている。
		環境基準水域類型指定	環境基本法に基づいて、大気、水質、土壌、騒音について望ましい基準(環境基準)を定めており、水質に係る環境基準には、生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)や、人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)がある。このうち河川(湖沼を除く。)に係る生活環境項目については、AA～E類型の7区分でそれぞれの基準が定められている。(AA類型=最もきれいな水、E類型=最も汚れた水)
		感染性一般廃棄物	廃棄物処理法に基づく「感染性廃棄物処理マニュアル」において定義されている感染性廃棄物のうち、一般廃棄物に該当するもの。同マニュアルによる「感染性廃棄物の判断フロー(本計画P16参照)」により形状、排出場所、感染症の種類により判断される。
さ 行	き	魚腸骨	魚介類から可食部分を取り除いた頭や骨、内臓などの総称。「魚アラ」とも呼ばれる。資源の有効利用と環境保全の観点からその処理が重要な課題となっており、魚粉に加工する等、適正な処理により飼料・肥料等として利用できる。
	こ	ごみ総排出量	門真市一般廃棄物処理基本計画におけるごみ総排出量は、本市から排出される家庭系ごみ、事業系ごみ及び資源の集団回収の量の合計を指す。
さ 行	さ	最終処分率	ごみの総排出量に対する最終処分されるものの量の割合をいう。
		最終処分量	排出されたごみのうち、中間処理後の残さや、直接埋め立てられるもの等、最終処分されるものの量をいう。本市では、焼却施設からの焼却残さのみが最終処分の対象となっている。
	さ	在宅医療廃棄物	個人の家庭から排出される医療廃棄物をいう。本市では、注射針等の鋭利な物や血液が付着し感染症の恐れがある物は医療機関等における引き取りを原則とし、それ以外の可燃性ごみは、丈夫な半透明性の袋に入れ、密閉して普通ごみへの排出が可能である。ただし、ビニールバッグ類、紙おむつ等の内容物や付着物を事前に除去することをルールとしている。
		サステナブルフード	サステナブルフードとは、環境に配慮し、持続可能な生産方法で作られた食品の総称で、農業や漁業の方法、食料の輸送や保存、消費者による選択などが含まれ、地産地消やオーガニック食品、フェアトレード食品などが該当する。
		産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物をいう。

用語		解説
さ 行	し	資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を促すことを目的として、平成12(2000)年に制定された、廃棄物処理やりサイクルを総合的・計画的に推進するための基本方針を定めた法律である。「循環型社会」とは、廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。
		浄化槽汚泥
		「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」のこと。食品の製造や販売業者、レストランなど食品関連産業から排出される生ごみや残飯などの食品廃棄物について、飼料や肥料などの再資源化を義務づけている。
		「食品ロス」とは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品をいう。各家庭から発生する「家庭系食品ロス」と事業活動に伴つて発生する「事業系食品ロス」に分けられる。食品ロス削減のためには、家庭で食品ロスが出ないようにするだけでなく、食べ物を買う店、食べる店でも食品ロスを減らす必要がある。
		「食品ロスの削減の推進に関する法律」のこと。食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としている。
	す	「ストックマネジメント」とは、もともと金融界の用語で、銀行貯蓄、株、不動産など資産の管理・運用において資産の最適化や最大化を図る手法のことであるが、この概念や手法が近年の公共工事やインフラ資産にも適用されるようになってきた。
た 行	た	脱炭素社会
		カーボンニュートラル(二酸化炭素などの温室効果ガス排出量が実質ゼロのこと)が実現できた社会のこと。
	ち	単独処理浄化槽
		家庭などに設置され、トイレの汚水のみを処理し、浄化する浄化槽のこと。浄化槽法により、平成13(2001)年4月1日から製造・販売が禁止され、単独処理浄化槽は設置することが不可能になった。
	て	厨芥類
		生ごみ、食べ物のくずのこと。
	中間処理量	排出されたごみのうち、中間処理施設(焼却施設、粗大ごみ処理施設、リサイクルプラザ)で処理されたものの量をいう。
		低炭素社会
	DBO	Design Build Opereteの略。PFIに類似した事業方式の一つで、公共が資金調達を負担し、設計・建設、運営を民間に委託する方式のこと。

用語			解説
た 行	と	特別管理産業廃棄物	廃棄物処理法において「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物」を「特別管理廃棄物」として定義しており、通常の廃棄物よりも厳しい規制を受ける。「特別管理産業廃棄物」は、廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物、廃水銀等、特定有害産業廃棄物(廃PCB等)に分類される。
は 行	は	廃棄物処理法	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」のこと。 廃棄物の排出の抑制、廃棄物の適正な分別、保管、収集、再生、処分等の処理及び生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律である。
	ひ	非感染性一般廃棄物	「感染性廃棄物の判断フロー」(「感染性一般廃棄物」の項参照)により感染性廃棄物でないと判断された一般廃棄物。
	ふ	プラスチック資源循環法	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」のこと。海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を強化する必要性から、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取り組みを促進するための措置を講じている。
		フードドライブ	一般家庭で、購入したが好みが合わなかったり、たくさんもらって食べきれないなど、家庭に眠っている未開封で賞味期限前の食品を、福祉団体や生活支援を必要とする個人等に無償譲渡する活動のこと。
		フードバンク	安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などから寄贈を受け、必要としている施設や団体、困窮世帯等に無償で提供する活動・団体のこと。
ら 行	ら	ライフサイクルコスト	製品や構造物を取得・使用するために必要な費用の総額。企画・設計から維持・管理・廃棄に至る過程(ライフサイクル)で必要な経費の合計額をいう。 ごみ処理施設においては建設費・整備費等のイニシャルコストと、用役費(燃料、電気、水道、薬品等)、人件費等のランニングコストにより構成される。
	り	リサイクル率	ごみの総排出量に対する資源化されるものの割合。資源化されるものとは、破碎・選別処理後の資源、分別収集した資源、集団回収により回収される資源の量の合計を指す。
や 行	よ	容器包装リサイクル法	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」のこと。市町村が全面的に容器包装ごみの処理責任を担う従来の形から、消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化という新たな役割分担によりリサイクルを推進しようとするもの。 平成9(1997)年度にガラス製容器とペットボトル、飲料用紙パック等を対象として施行され、平成12(2000)年度からはプラスチック製容器包装及び飲料用以外の紙製容器包装を新たに対象としている。

用語		解説
や 行	よ	容器包装リサイクル法に基づく分別収集計画 容器包装リサイクル法の対象品目について、その発生量、回収量、分別方法、収集方法等に関する計画であり、法により3年に1回の策定が求められている計画。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

卷末資料



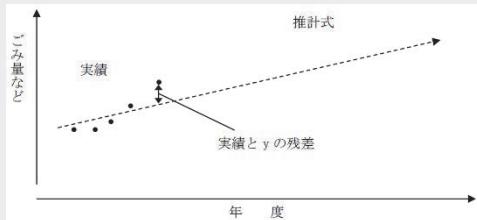
7. ごみ量推計式について

①一次回帰(線形近似、直線式、一次傾向線)

一次回帰の推計式は、以下の式によって表される。過去の実績とその年度におけるyの残差が最小二乗法によってもっとも最小となるa、bを求めることにより推計式が導かれる。傾き(a)が一定のため、増加(減少)の割合が将来にわたって一定となる。過去の実績が近年急激に変化している場合には、少し穏やかな推計となる傾向がある。

$$y = ax + b$$

y : 計画年度におけるごみ量等
x : 計画年度
a, b : 変数



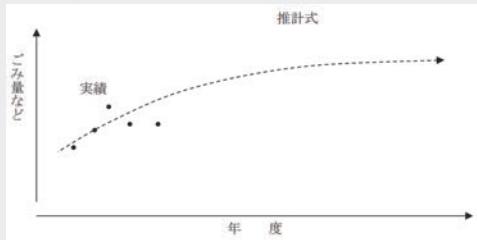
②対数回帰

対数回帰の推計式は、以下の式によって表される。一時回帰と同様、過去の実績とその年度におけるyの残差が最小二乗法によってもっとも最小となるa、bを求めることにより推計式が導かれる。

この推計式は、計画年数が経つにつれて次第にその変化が緩和されてくる。

$$y = a \log_e x + b$$

y : 計画年度におけるごみ量等
x : 計画年度
a, b : 変数



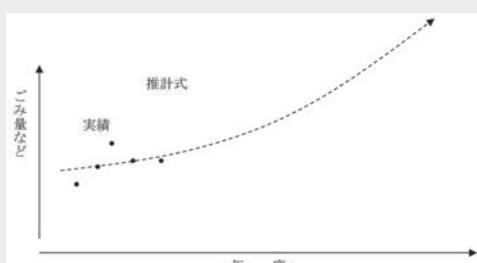
③指數回帰

指數回帰の推計式は、以下の式によって表される。一時回帰と同様、過去の実績とその年度におけるyの残差が最小二乗法によってもっとも最小となるa、bを求めることにより推計式が導かれる。

この推計式は、過去の実績が増加傾向の場合は計画年数が進むにつれて次第にその増加傾向が強調され、反対に減少傾向にあるときは計画年数が進むにつれて次第にその減少傾向が緩和される傾向がある。

$$y = ae^{bx}$$

y : 計画年度におけるごみ量等
x : 計画年度
a, b : 変数



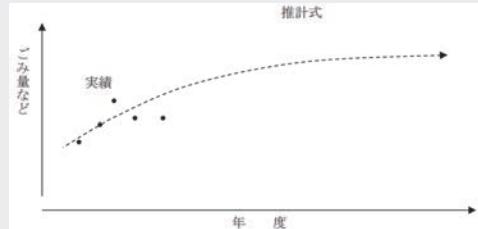
④べき乗回帰(累乗近似)

べき乗回帰の推計式は、以下の式によって表される。線形近似と同様、過去の実績とその年度におけるyの残差が最小二乗法によってもっとも最小となるa、bを求めることにより推計式が導かれる。

この推計式は計画年数が経つにつれて次第にその変化が緩和されてくる。

$$y = ax^b$$

y : 計画年度におけるごみ量等
x : 計画年度
a, b : 変数



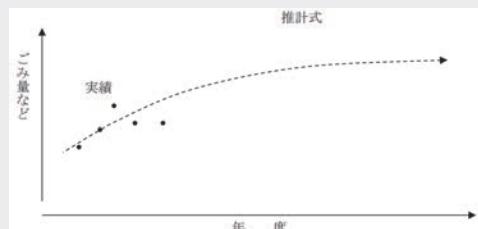
⑤逆数回帰式

逆数回帰の推計式は、以下の式によって表される。過去の実績とその年度におけるyの残差が最小二乗法によってもっとも最小となるa、bを求めることにより推計式が導かれる。

この推計式は、計画年数が経つにつれて次第にその変化が緩和されてくる。

$$y = a + b/x$$

y : 計画年度におけるごみ量等
x : 計画年度
a, b : 変数



8. ごみ量推計結果等

①家庭系・事業系別ごみ排出量(現状趨勢の場合)

	単位	実績値										推計値
		2014年度 H26年度	2015年度 H27年度	2016年度 H28年度	2017年度 H29年度	2018年度 H30年度	2019年度 R1年度	2020年度 R2年度	2021年度 R3年度	2022年度 R4年度	2023年度 R5年度	
総人口	(人)	126,756	125,612	124,952	123,972	122,299	121,728	120,701	119,611	118,158	117,147	115,554
1人1日当たり総排出量(集団回収含む)	(g/人・日)	1,032	1,043	1,008	1,014	1,022	991	957	965	937	919	934
1人1日当たり総排出量(集団回収含まない)	(g/人・日)	967	961	952	964	973	946	919	929	903	889	901
総排出量(集団回収含む)	(t/年)	47,785	47,908	45,981	45,890	45,629	44,135	42,175	42,118	40,418	39,418	39,376
総排出量(集団回収含まない)	(t/年)	44,741	44,137	43,440	43,608	43,437	42,143	40,502	40,552	38,959	38,114	37,991
1人1日当たり家庭系ごみ排出量(集団回収含む)	(g/人・日)	611	623	591	585	589	575	576	579	561	541	553
1人1日当たり家庭系ごみ排出量(集団回収含まない)	(g/人・日)	546	541	535	534	540	530	538	543	527	511	520
家庭系ごみ(集団回収含む)	(t/年)	28,289	28,621	26,974	26,457	26,289	25,604	25,391	25,258	24,185	23,230	23,332
家庭系ごみ(集団回収含まない)	(t/年)	25,245	24,850	24,433	24,175	24,097	23,612	23,718	23,692	22,726	21,926	21,947
可燃ごみ	(t/年)	20,493	19,995	19,446	19,229	19,176	18,734	18,818	18,749	18,157	17,380	17,387
不燃ごみ	(t/年)	654	690	646	655	832	719	701	640	541	531	584
資源ごみ	(t/年)	3,175	3,541	3,740	3,709	3,640	3,649	3,800	3,862	3,678	3,661	3,637
びん・缶類	(t/年)	1,240	1,229	1,149	1,116	1,069	1,037	1,034	1,004	928	882	924
ペットボトル	(t/年)	340	381	403	418	445	446	469	497	515	531	501
プラスチック製容器包装	(t/年)	1,093	1,127	1,082	1,079	1,094	1,187	1,208	1,216	1,139	1,141	1,137
古紙・古布	(t/年)	502	804	1,106	1,096	1,032	979	1,089	1,145	1,096	1,107	1,075
粗大ごみ	(t/年)	923	624	601	582	449	510	399	441	350	354	339
集団回収	(t/年)	3,044	3,771	2,541	2,282	2,192	1,992	1,673	1,566	1,459	1,304	1,385
紙類(段ボールを除く)	(t/年)	2,510	3,272	2,070	1,831	1,737	1,530	1,260	1,155	1,060	926	984
段ボール	(t/年)	375	341	320	311	315	322	316	300	299	289	307
古布	(t/年)	158	157	150	139	139	139	96	110	99	88	93
廃食用油	(t/年)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1人1日当たり事業系ごみ排出量	(g/人・日)	421	420	417	429	433	416	381	386	376	378	380
事業系ごみ	(t/年)	19,496	19,287	19,007	19,433	19,340	18,531	16,784	16,860	16,233	16,188	16,044
可燃ごみ	(t/年)	18,476	18,452	18,235	18,597	18,654	17,642	15,989	16,126	15,673	15,773	15,508
不燃ごみ	(t/年)	358	358	358	364	364	547	582	633	477	330	457
資源ごみ	(t/年)	229	210	173	187	166	160	173	50	51	64	59
びん・缶類	(t/年)	156	136	117	122	118	44	45	12	15	15	16
ペットボトル	(t/年)	34	32	31	31	30	19	21	6	7	9	10
プラスチック製容器包装	(t/年)	0	0	0	0	0	50	53	15	19	19	20
古紙・古布	(t/年)	39	42	25	34	18	47	54	17	21	15	14
粗大ごみ	(t/年)	433	267	241	285	156	182	40	51	32	21	20

②処理内訳(現状趨勢の場合)

	単位	実績値										推計値						
		2014年度 H26年度	2015年度 H27年度	2016年度 H28年度	2017年度 H29年度	2018年度 R1年度	2019年度 R2年度	2020年度 R3年度	2021年度 R4年度	2022年度 R5年度	2023年度 R6年度	2024年度 R7年度	2025年度 R8年度	2026年度 R9年度	2027年度 R10年度	2028年度 R11年度	2029年度 R12年度	
焼却処理量	(t/年)	41,647	40,706	39,819	40,175	40,093	38,874	37,229	37,140	35,681	34,704	34,573	34,098	33,689	33,366	32,856	32,430	32,003
直接焼却量	(t/年)	39,222	38,715	37,951	38,089	38,151	36,778	34,857	34,938	33,882	33,207	32,956	32,510	32,124	31,820	31,337	30,934	30,528
處理効率	(%)	2,425	1,991	1,868	2,086	1,942	2,096	2,372	2,202	1,799	1,497	1,617	1,588	1,565	1,546	1,519	1,496	1,475
破碎処理施設	(t/年)	1,765	1,311	1,172	1,292	1,099	1,145	1,289	1,324	1,031	875	994	972	953	936	916	898	881
リサイクルプラザ及び外部委託	(t/年)	660	680	696	794	843	951	1,083	878	768	622	623	616	612	610	603	598	594
焼却以外の中間処理量	(t/年)	5,519	5,422	5,489	5,519	5,284	5,364	5,644	5,614	5,077	4,904	5,035	4,968	4,916	4,880	4,818	4,765	4,715
破碎処理施設	(t/年)	2,101	1,661	1,568	1,615	1,470	1,555	1,671	1,702	1,348	1,179	1,339	1,310	1,283	1,261	1,235	1,210	1,187
リサイクルプラザ及び外部委託	(t/年)	3,418	3,761	3,921	3,904	3,814	3,809	3,973	3,912	3,729	3,725	3,696	3,658	3,633	3,619	3,583	3,555	3,528
最終処分量	(t/年)	7,075	6,950	6,181	6,572	6,485	6,538	6,275	6,232	6,033	5,514	5,493	5,418	5,353	5,301	5,220	5,153	5,085
資源化量	(t/年)	6,138	7,202	6,162	5,715	5,534	5,260	4,945	4,978	4,737	4,711	4,803	4,713	4,643	4,593	4,519	4,460	4,404
中間処理後資源化量	(t/年)	3,094	3,431	3,621	3,433	3,342	3,268	3,272	3,412	3,278	3,407	3,418	3,380	3,352	3,335	3,298	3,269	3,240
破碎鉄	(t/年)	522	561	610	534	572	410	382	378	317	304	305	302	299	298	294	292	289
スチール(H26～H30は破碎鉄に含む)	(t/年)	-	-	-	-	-	-	154	160	145	130	131	130	129	128	127	126	125
アルミ(H26～H30は破碎鉄に含む)	(t/年)	-	-	-	-	-	-	42	50	51	41	41	41	40	40	40	39	39
ガラス	(t/年)	923	900	866	823	758	773	740	746	697	641	643	636	631	627	621	615	610
ペットボトル	(t/年)	291	296	276	280	286	301	315	329	339	426	427	423	419	417	412	409	405
プラ容器	(t/年)	863	840	821	831	790	701	676	703	713	765	768	759	753	749	741	734	728
非鉄金属(H26～H30は破碎鉄に含む)	(t/年)	-	-	-	-	0	1	1	0	1	0	7	7	7	7	7	7	
古紙・古布	(t/年)	495	834	1,048	965	936	887	948	1,059	1,041	1,092	1,096	1,082	1,074	1,069	1,056	1,047	1,037
集団回収量	(t/年)	3,044	3,771	2,541	2,282	1,992	1,673	1,566	1,459	1,304	1,385	1,333	1,291	1,258	1,221	1,191	1,164	
紙類(段ボールを除く)	(t/年)	2,510	3,272	2,070	1,831	1,737	1,530	1,260	1,155	1,060	926	984	947	917	893	867	846	826
段ボール	(t/年)	375	341	320	311	315	322	316	300	299	289	307	295	286	279	271	264	258
古布	(t/年)	158	157	150	139	139	139	96	110	99	88	93	90	87	85	82	80	79
廃食用油	(t/年)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
1人1日当たり資源化量	(g/人・日)	133	157	126	118	112	110	109	114	113	109	114	113	112	113	112	111	
中間処理後資源化量	(g/人・日)	67	75	79	75	73	74	78	76	79	81	81	82	82	82	82	82	
集団回収	(g/人・日)	66	82	56	50	49	45	38	36	34	30	33	32	31	31	30	30	

③ 家庭系・事業系別ごみ排出量(施策実施後)

		実績値												推計値					
		単位	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
			H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
総人口	(人)	126,756	125,612	124,952	123,972	122,299	121,728	120,701	119,611	118,158	117,147	115,554	113,983	112,861	111,750	110,649	109,559	108,480	
1人1日当たり総排出量 (集団回収含む)	(g/人・日)	1,032	1,043	1,008	1,014	1,022	991	957	965	937	919	911	899	887	875	864	853	841	
1人1日当たり総排出量 (集団回収含まない)	(g/人・日)	967	961	952	964	973	946	919	929	903	889	878	867	856	845	834	823	811	
総排出量 (集団回収含む)	(t/年)	47,785	47,908	45,981	45,890	45,629	44,135	42,175	42,118	40,418	39,418	38,418	37,405	36,535	35,797	34,885	34,101	33,310	
総排出量 (集団回収含まない)	(t/年)	44,741	44,137	43,440	43,608	43,437	42,143	40,502	40,552	38,959	38,114	37,033	36,072	35,244	34,539	33,664	32,910	32,146	
1人1日当たり家庭系ごみ排出量(集団回収含む)	(g/人・日)	611	623	591	585	589	575	576	579	561	541	543	542	541	540	539	538	537	
1人1日当たり家庭系ごみ排出量(集団回収含まない)	(g/人・日)	546	541	535	534	540	530	538	543	527	511	510	510	509	509	508	507		
家庭系ごみ (集団回収含む)	(t/年)	28,289	28,621	26,974	26,457	26,289	25,604	25,391	25,258	24,185	23,230	22,925	22,558	22,289	22,091	21,775	21,525	21,253	
家庭系ごみ (集団回収含まない)	(t/年)	25,245	24,850	24,433	24,175	24,097	23,612	23,718	23,692	22,726	21,926	21,540	21,225	20,998	20,833	20,554	20,334	20,089	
可燃ごみ	(t/年)	20,493	19,995	19,446	19,229	19,176	18,734	18,818	18,749	18,157	17,380	17,042	16,757	16,538	16,368	16,110	15,901	15,659	
不燃ごみ	(t/年)	654	690	646	655	832	719	701	640	541	531	525	520	517	516	512	509	507	
資源ごみ	(t/年)	3,175	3,541	3,740	3,709	3,640	3,649	3,800	3,862	3,678	3,661	3,636	3,619	3,617	3,627	3,615	3,612	3,614	
びん・缶類	(t/年)	1,240	1,229	1,149	1,116	1,069	1,037	1,034	1,004	928	882	878	875	877	881	880	881	883	
ペットボトル	(t/年)	340	381	403	418	445	446	469	497	515	531	525	520	517	516	512	508	506	
プラスチック製容器包装	(t/年)	1,093	1,127	1,082	1,079	1,094	1,187	1,208	1,216	1,139	1,141	1,135	1,131	1,132	1,136	1,134	1,135	1,138	
古紙・古布	(t/年)	502	804	1,106	1,096	1,032	979	1,089	1,145	1,096	1,107	1,098	1,093	1,091	1,094	1,089	1,088	1,087	
粗大ごみ	(t/年)	923	624	601	582	449	510	399	441	350	354	337	329	326	322	317	312	309	
集團回収	(t/年)	3,044	3,771	2,541	2,282	2,192	1,992	1,673	1,566	1,459	1,304	1,385	1,333	1,291	1,258	1,221	1,191	1,164	
紙類(段ボールを除く)	(t/年)	2,510	3,272	2,070	1,831	1,737	1,530	1,260	1,155	1,060	926	984	947	917	893	867	846	826	
段ボール	(t/年)	375	341	320	311	315	322	316	300	299	289	307	295	286	279	271	264	258	
古布	(t/年)	158	157	150	139	139	139	96	110	99	88	93	90	87	85	82	80	79	
廃食用油	(t/年)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
1人1日当たり事業系ごみ排出量	(g/人・日)	421	420	417	429	433	416	381	386	376	378	367	357	346	335	325	314	305	
事業系ごみ	(t/年)	19,496	19,287	19,007	19,433	19,340	18,531	16,784	16,860	16,233	16,188	15,493	14,847	14,246	13,706	13,110	12,576	12,057	
可燃ごみ	(t/年)	18,476	18,452	18,235	18,597	18,654	17,642	15,989	16,126	15,673	15,773	15,091	14,473	13,875	13,333	12,738	12,198	11,675	
不燃ごみ	(t/年)	358	358	358	364	364	547	582	633	477	330	323	317	310	305	298	292	285	
資源ごみ	(t/年)	229	210	173	187	166	160	173	50	51	64	60	41	46	54	61	73	85	
びん・缶類	(t/年)	156	136	117	122	118	44	45	12	12	15	15	7	7	7	6	6	6	
ペットボトル	(t/年)	34	32	31	30	19	21	6	7	9	10	5	5	5	4	4	4	4	
プラスチック製容器包装	(t/年)	0	0	0	0	0	50	53	15	15	19	19	9	9	8	8	8	8	
古紙・古布	(t/年)	39	42	25	34	18	47	54	17	21	16	20	26	34	42	54	57	67	
粗大ごみ	(t/年)	433	267	241	285	156	182	40	51	32	21	19	16	15	14	13	12	12	

④ 处理内訳(施策実施後)

	単位	実績値										推計値						
		2014年度 H26年度	2015年度 H27年度	2016年度 H28年度	2017年度 H29年度	2018年度 H30年度	2019年度 R1年度	2020年度 R2年度	2021年度 R3年度	2022年度 R4年度	2023年度 R5年度		2024年度 R6年度	2025年度 R7年度	2026年度 R8年度	2027年度 R9年度	2028年度 R10年度	2029年度 R11年度
焼却処理量	(t/年)	41,647	40,706	39,819	40,175	40,093	38,874	37,229	37,140	35,681	34,704	33,659	32,731	31,903	31,185	30,317	29,557	28,784
直接焼却量	(t/年)	39,222	38,715	37,951	38,089	38,151	36,778	34,857	34,938	33,882	33,207	32,186	31,282	30,464	29,752	28,898	28,148	27,383
處理効率	(t/年)	2,425	1,991	1,868	2,086	1,942	2,096	2,372	2,202	1,799	1,497	1,449	1,439	1,433	1,419	1,409	1,401	
破碎処理施設	(t/年)	1,765	1,311	1,172	1,292	1,099	1,145	1,289	1,324	1,031	875	855	839	829	821	809	799	790
リサイクルプラザ及び外部委託	(t/年)	660	680	696	794	843	951	1,083	878	768	622	618	610	610	612	610	610	611
焼却以外の中間処理量	(t/年)	5,519	5,422	5,489	5,519	5,284	5,364	5,644	5,614	5,077	4,904	4,847	4,790	4,780	4,787	4,766	4,762	4,763
破碎処理施設	(t/年)	2,101	1,661	1,568	1,615	1,470	1,555	1,671	1,702	1,348	1,179	1,151	1,130	1,117	1,106	1,090	1,077	1,064
リサイクルプラザ及び外部委託	(t/年)	3,418	3,761	3,921	3,904	3,814	3,809	3,973	3,912	3,729	3,725	3,696	3,660	3,663	3,681	3,676	3,685	3,699
最終処分量	(t/年)	7,075	6,950	6,181	6,572	6,485	6,538	6,275	6,232	6,033	5,514	5,348	5,200	5,069	4,955	4,817	4,696	4,573
資源化量	(t/年)	6,138	7,202	6,162	5,715	5,534	5,260	4,945	4,978	4,737	4,711	4,760	4,674	4,632	4,612	4,568	4,543	4,526
中間処理後資源化量	(t/年)	3,094	3,431	3,621	3,433	3,342	3,268	3,272	3,412	3,278	3,407	3,375	3,341	3,341	3,354	3,347	3,352	3,362
破碎鉄	(t/年)	522	561	610	534	572	410	382	378	317	304	301	298	298	299	299	300	
スチール(H26～H30は破碎鉄に含む)	(t/年)	-	-	-	-	-	-	154	160	145	130	131	130	128	128	129	129	
アルミ(H26～H30は破碎鉄に含む)	(t/年)	-	-	-	-	-	-	42	50	51	41	41	40	40	40	40	40	
ガラス	(t/年)	923	900	866	823	758	773	740	746	697	641	635	629	629	631	631	633	
ペットボトル	(t/年)	291	296	276	280	286	301	315	329	339	426	422	418	418	419	419	420	
プラ容器	(t/年)	863	840	821	831	790	701	676	703	713	765	758	750	750	753	753	755	
非鉄金属(H26～H30は破碎鉄に含む)	(t/年)	-	-	-	-	0	1	1	0	1	0	7	7	7	7	7	7	
古紙・古布	(t/年)	495	834	1,048	965	936	887	948	1,059	1,041	1,092	1,081	1,071	1,071	1,076	1,072	1,074	1,078
集団回収量	(t/年)	3,044	3,771	2,541	2,282	2,192	1,992	1,673	1,566	1,459	1,304	1,385	1,333	1,291	1,258	1,221	1,191	1,164
紙類(段ボールを除く)	(t/年)	2,510	3,272	2,070	1,831	1,737	1,530	1,260	1,155	1,060	926	984	947	917	893	867	846	826
段ボール	(t/年)	375	341	320	311	315	322	316	300	299	289	307	295	286	279	271	264	258
古布	(t/年)	158	157	150	139	139	139	96	110	99	88	93	90	87	85	82	80	79
廃食用油	(g/人・日)	133	157	126	124	118	112	114	110	109	113	112	113	113	114	114	114	
1人1日当たり資源化量	(g/人・日)	67	75	79	76	75	73	74	78	76	79	80	80	81	82	83	84	85
中間処理後資源化量	(g/人・日)	66	82	56	50	49	45	38	36	34	30	33	32	31	31	30	30	29
集団回収	(g/人・日)																	

⑤他都市との比較

全国類似都市順位(1人1日当たりごみ総排出量・リサイクル率・最終処分率)

順位	都道府県	市町村名	人口 (人)	1人1日当たり ごみ総排出量 (g/人・日)
1	東京都	小金井市	124,846	620
2	東京都	国分寺市	128,435	667
3	神奈川県	座間市	132,182	678
4	埼玉県	富士見市	112,847	689
5	神奈川県	海老名市	139,387	714
6	埼玉県	朝霞市	144,280	718
7	埼玉県	ふじみ野市	114,126	731
8	東京都	多摩市	147,770	731
9	東京都	昭島市	114,228	733
10	福岡県	春日市	112,932	733
11	大阪府	守口市	142,225	736
12	沖縄県	宜野湾市	100,282	748
13	千葉県	鎌ヶ谷市	109,696	756
14	愛知県	稻沢市	134,556	759
15	東京都	東久留米市	116,942	773
16	埼玉県	狹山市	149,491	781
17	東京都	武蔵野市	148,260	791
18	福岡県	筑紫野市	106,256	793
19	大阪府	松原市	117,100	795
20	埼玉県	鴻巣市	117,879	799
21	神奈川県	伊勢原市	138,139	800
22	滋賀県	草津市	100,042	800
23	千葉県	我孫子市	131,105	801
24	大阪府	池田市	103,378	804
25	茨城県	取手市	106,071	807
26	福岡県	大野城市	102,585	807
27	兵庫県	三田市	108,577	811
28	東京都	青梅市	130,492	814
29	愛知県	瀬戸市	128,343	816
30	静岡県	三島市	107,466	817
31	埼玉県	入間市	145,830	820
32	大阪府	河内長野市	117,629	821
33	奈良県	生駒市	100,792	821
34	広島県	廿日市市	116,360	821
35	沖縄県	浦添市	115,590	822
36	沖縄県	沖縄市	142,374	825
37	大阪府	大東市	117,551	838
38	大阪府	羽曳野市	109,151	839
39	香川県	丸亀市	111,666	841
40	沖縄県	うるま市	125,887	849
41	埼玉県	戸田市	141,725	853
42	千葉県	印西市	109,332	858
43	北海道	江別市	119,333	860
44	岐阜県	各務原市	143,010	864
45	山口県	周南市	138,504	875
46	大阪府	箕面市	139,019	884
47	埼玉県	三郷市	142,624	886
48	福岡県	大牟田市	108,801	888
49	大阪府	富田林市	107,716	904
50	奈良県	橿原市	120,165	906
51	福岡県	飯塚市	125,912	914
52	山口県	防府市	113,816	917
53	鹿児島県	霧島市	124,673	919
54	山口県	岩国市	129,041	922
55	大阪府	門真市	118,158	937
56	埼玉県	加須市	112,186	981
57	岐阜県	多治見市	104,348	984
58	千葉県	成田市	130,567	1,018
59	茨城県	土浦市	141,233	1,020
60	愛媛県	新居浜市	115,576	1,046
61	鳥取県	米子市	146,289	1,072
62	三重県	伊勢市	122,137	1,083
63	福岡県	会津若松市	114,520	1,098
64	千葉県	木更津市	136,288	1,106
65	北海道	小樽市	107,908	1,127
66	大分県	別府市	112,991	1,161
類似都市平均				851
最大				1,161
最小				620
標準偏差				117
該当市町村実績				937

順位	都道府県	市町村名	人口 (人)	廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメント 原料化等除く)
1	東京都	国分寺市	128,435	45.0%
2	東京都	小金井市	124,846	44.6%
3	埼玉県	加須市	112,186	37.7%
4	東京都	武蔵野市	148,260	30.7%
5	東京都	昭島市	114,228	30.6%
6	埼玉県	朝霞市	144,280	29.8%
7	神奈川県	海老名市	139,387	29.5%
8	東京都	東久留米市	116,942	29.0%
9	神奈川県	座間市	132,182	28.5%
10	東京都	多摩市	147,770	27.9%
11	東京都	青梅市	130,492	27.2%
12	埼玉県	狭山市	149,491	27.1%
13	茨城県	土浦市	141,233	27.1%
14	埼玉県	富士見市	112,847	25.3%
15	千葉県	我孫子市	131,105	25.2%
16	岐阜県	各務原市	143,010	24.2%
17	神奈川県	伊勢原市	100,042	23.6%
18	埼玉県	入間市	145,830	22.6%
19	三重県	伊勢市	122,137	22.4%
20	鳥取県	米子市	146,289	21.9%
21	埼玉県	ふじみ野市	114,126	21.8%
22	千葉県	木更津市	136,288	21.8%
23	大阪府	守口市	142,225	20.5%
24	北海道	江別市	119,333	20.5%
25	福岡県	筑紫野市	106,256	20.4%
26	福岡県	大野城市	102,585	20.4%
27	茨城県	取手市	106,071	20.3%
28	大阪府	河内長野市	100,792	20.1%
29	千葉県	鎌ヶ谷市	109,696	19.9%
30	埼玉県	戸田市	141,725	19.8%
31	奈良県	生駒市	117,629	18.7%
32	山口県	防府市	113,816	18.4%
33	千葉県	印西市	109,332	18.3%
34	千葉県	成田市	130,567	18.1%
35	岐阜県	多治見市	104,348	16.9%
36	埼玉県	鴻巣市	117,879	16.8%
37	埼玉県	三郷市	142,624	16.8%
38	山口県	周南市	138,504	16.5%
39	福岡県	飯塚市	125,912	16.0%
40	沖縄県	宜野湾市	100,282	15.7%
41	愛知県	稻沢市	134,556	15.6%
42	沖縄県	沖縄市	142,374	15.6%
43	北海道	小樽市	107,908	15.4%
44	福岡県	春日市	112,932	15.1%
45	滋賀県	草津市	138,139	15.1%
46	愛知県	瀬戸市	128,343	14.7%
47	鹿児島県	霧島市	124,673	14.4%
48	大阪府	松原市	117,100	14.3%
49	山口県	岩国市	129,041	13.8%
50	静岡県	三島市	107,466	13.7%
51	沖縄県	うるま市	125,887	13.5%
52	福島県	会津若松市	114,520	13.2%
53	大阪府	富田林市	107,716	13.0%
54	兵庫県	三田市	108,577	12.8%
55	大阪府	池田市	103,378	12.7%
56	大阪府	大東市	117,551	12.1%
57	愛媛県	新居浜市	115,576	12.0%
58	沖縄県	浦添市	115,590	11.9%
59	大阪府	箕面市	139,019	11.8%
60	大阪府	門真市	118,158	11.7%
61	福岡県	大牟田市	108,801	11.6%
62	広島県	廿日市市	116,360	11.5%
63	香川県	丸亀市	111,666	11.0%
64	奈良県	橿原市	120,165	10.1%
65	大分県	別府市	112,991	8.2%
66	大阪府	羽曳野市	109,151	7.7%
類似都市平均				19.4%
最大				45.0%
最小				7.7%
標準偏差				7.8%
該当市町村実績				11.7%

順位	都道府県	市町村名	人口 (人)	廃棄物のうち 最終処分される 割合
1	東京都	国分寺市	128,435	0.0%
2	東京都	武蔵野市	148,260	0.0%
3	東京都	昭島市	114,228	0.0%
4	東京都	東久留米市	116,942	0.0%
5	東京都	多摩市	147,770	0.0%
6	東京都	青梅市	130,492	0.0%
7	福岡県	筑紫野市	106,256	0.0%
8	沖縄県	浦添市	115,590	0.0%
9	東京都	小金井市	124,846	0.2%
10	三重県	伊勢市	122,137	0.2%
11	埼玉県	鴻巣市	117,879	0.2%
12	埼玉県	狹山市	149,491	0.6%
13	神奈川県	海老名市	139,387	0.7%
14	神奈川県	座間市	132,182	0.7%
15	福岡県	飯塚市	125,912	0.7%
16	岐阜県	各務原市	143,010	0.8%
17	埼玉県	ふじみ野市	114,126	1.3%
18	鹿児島県	霧島市	124,673	2.0%
19	千葉県	成田市	130,567	2.7%
20	茨城県	取手市	106,071	2.8%
21	埼玉県	朝霞市	144,280	2.9%
22	埼玉県	加須市	112,186	3.0%
23	鳥取県	米子市	146,289	3.1%
24	沖縄県	うるま市	125,887	3.1%
25	千葉県	木更津市	136,288	3.2%
26	埼玉県	富士見市	112,847	3.4%
27	山口県	防府市	113,816	3.4%
28	大分県	別府市	112,991	3.8%
29	山口県	岩国市	129,041	4.2%
30	香川県	丸亀市	111,666	4.2%
31	山口県	周南市	138,504	4.3%
32	福岡県	大牟田市	108,801	4.3%
33	埼玉県	戸田市	141,725	4.4%
34	神奈川県	伊勢原市	100,042	5.1%
35	北海道	江別市	119,333	5.4%
36	沖縄県	沖縄市	142,374	5.7%
37	沖縄県	宜野湾市	100,282	5.8%
38	愛媛県	新居浜市	115,576	6.3%
39	埼玉県	入間市	145,830	6.8%
40	千葉県	我孫子市	131,105	6.9%
41	千葉県	鎌ヶ谷市	109,696	7.4%
42	静岡県	三島市	107,466	8.3%
43	奈良県	生駒市	117,629	8.5%
44	埼玉県	三郷市	142,624	8.5%
45	広島県	廿日市市	116,360	8.5%
46	愛知県	稻沢市	134,556	9.1%
47	大阪府	箕面市	139,019	9.4%
48	滋賀県	草津市	138,139	9.5%
49	福岡県	大野城市	102,585	9.9%
50	岐阜県	多治見市	104,348	10.0%
51	茨城県	土浦市	141,233	10.3%
52	千葉県	印西市	109,332	10.3%
53	大阪府	河内長野市	100,792	10.5%
54	福岡県	春日市	112,932	10.5%
55	愛知県	瀬戸市	128,343	10.5%
56	奈良県	橿原市	120,165	11.0%
57	大阪府	富田林市	107,716	11.1%
58	兵庫県	三田市	108,577	11.2%
59	大阪府	守口市	142,225	12.4%
60	福岡県	会津若松市	114,520	12.4%
61	大阪府	松原市	117,100	12.9%
62	大阪府	池田市	103,378	13.5%

全国類似都市順位(1人1日当たりごみ総排出量(家庭系・事業系別))

順位	都道府県	市町村名	人口 (人)	1人1日当たり ごみ総排出量 (家庭系) (g/人・日)	順位	都道府県	市町村名	人口 (人)	1人1日当たり ごみ総排出量 (事業系) (g/人・日)
1	大阪府	守口市	142,225	493	1	東京都	小金井市	124,846	39
2	広島県	廿日市市	116,360	534	2	東京都	国分寺市	128,435	59
3	沖縄県	宜野湾市	100,282	541	3	神奈川県	座間市	132,182	101
4	沖縄県	浦添市	115,590	541	4	東京都	武蔵野市	148,260	110
5	滋賀県	草津市	138,139	546	5	大阪府	富田林市	107,716	112
6	神奈川県	海老名市	139,387	550	6	埼玉県	富士見市	112,847	112
7	沖縄県	沖縄市	142,374	557	7	東京都	青梅市	130,492	119
8	沖縄県	うるま市	125,887	560	8	東京都	昭島市	114,228	120
9	大阪府	門真市	118,158	561	9	茨城県	取手市	106,071	122
10	鳥取県	米子市	146,289	570	10	東京都	多摩市	147,770	123
11	福岡県	春日市	112,932	575	11	愛知県	稻沢市	134,556	131
12	大阪府	箕面市	139,019	575	12	神奈川県	伊勢原市	100,042	133
13	埼玉県	戸田市	141,725	576	13	埼玉県	朝霞市	144,280	140
14	埼玉県	富士見市	112,847	576	14	東京都	東久留米市	116,942	143
15	神奈川県	座間市	132,182	577	15	埼玉県	入間市	145,830	150
16	埼玉県	朝霞市	144,280	578	16	埼玉県	ふじみ野市	114,126	152
17	埼玉県	ふじみ野市	114,126	579	17	埼玉県	鴻巣市	117,879	158
18	大阪府	池田市	103,378	579	18	福岡県	春日市	112,932	159
19	東京都	小金井市	124,846	580	19	福岡県	飯塚市	125,912	159
20	福岡県	筑紫野市	106,256	582	20	埼玉県	狹山市	149,491	160
21	香川県	丸亀市	111,666	586	21	神奈川県	海老名市	139,387	164
22	福岡県	大野城市	102,585	586	22	千葉県	鎌ヶ谷市	109,696	165
23	千葉県	鎌ヶ谷市	109,696	591	23	千葉県	我孫子市	131,105	165
24	大阪府	松原市	117,100	599	24	大阪府	羽曳野市	109,151	170
25	東京都	国分寺市	128,435	607	25	大阪府	河内長野市	100,792	183
26	東京都	多摩市	147,770	608	26	愛知県	瀬戸市	128,343	185
27	東京都	昭島市	114,228	613	27	千葉県	印西市	109,332	193
28	奈良県	橿原市	120,165	613	28	大阪府	松原市	117,100	195
29	兵庫県	三田市	108,577	615	29	兵庫県	三田市	108,577	196
30	静岡県	三島市	107,466	620	30	奈良県	生駒市	117,629	196
31	山口県	防府市	113,816	620	31	大阪府	大東市	117,551	196
32	埼玉県	狭山市	149,491	621	32	静岡県	三島市	107,466	197
33	岐阜県	多治見市	104,348	624	33	沖縄県	宜野湾市	100,282	207
34	奈良県	生駒市	117,629	625	34	福岡県	筑紫野市	106,256	211
35	愛知県	稻沢市	134,556	628	35	福岡県	大牟田市	108,801	217
36	北海道	江別市	119,333	628	36	岐阜県	各務原市	143,010	218
37	山口県	岩国市	129,041	629	37	埼玉県	三郷市	142,624	220
38	東京都	東久留米市	116,942	630	38	山口県	周南市	138,504	221
39	愛知県	瀬戸市	128,343	632	39	福岡県	大野城市	102,585	221
40	千葉県	我孫子市	131,105	636	40	大阪府	池田市	103,378	224
41	大阪府	河内長野市	100,792	638	41	埼玉県	加須市	112,186	226
42	鹿児島県	霧島市	124,673	639	42	北海道	江別市	119,333	232
43	埼玉県	鴻巣市	117,879	641	43	大阪府	守口市	142,225	243
44	大阪府	大東市	117,551	641	44	滋賀県	草津市	138,139	254
45	茨城県	土浦市	141,233	644	45	香川県	丸亀市	111,666	256
46	岐阜県	各務原市	143,010	646	46	沖縄県	沖縄市	142,374	268
47	千葉県	木更津市	136,288	646	47	埼玉県	戸田市	141,725	277
48	山口県	周南市	138,504	654	48	鹿児島県	霧島市	124,673	280
49	大分県	別府市	112,991	656	49	沖縄県	浦添市	115,590	281
50	北海道	小樽市	107,908	665	50	広島県	廿日市市	116,360	288
51	千葉県	印西市	109,332	665	51	沖縄県	うるま市	125,887	289
52	埼玉県	三郷市	142,624	665	52	奈良県	橿原市	120,165	293
53	神奈川県	伊勢原市	100,042	667	53	山口県	岩国市	129,041	293
54	大阪府	羽曳野市	109,151	669	54	愛媛県	新居浜市	115,576	296
55	埼玉県	入間市	145,830	670	55	山口県	防府市	113,816	296
56	福岡県	大牟田市	108,801	671	56	大阪府	箕面市	139,019	308
57	東京都	武蔵野市	148,260	682	57	千葉県	成田市	130,567	312
58	茨城県	取手市	106,071	685	58	福島県	会津若松市	114,520	314
59	東京都	青梅市	130,492	695	59	三重県	伊勢市	122,137	342
60	千葉県	成田市	130,567	705	60	岐阜県	多治見市	104,348	360
61	三重県	伊勢市	122,137	741	61	茨城県	土浦市	141,233	376
62	愛媛県	新居浜市	115,576	749	62	大阪府	門真市	118,158	376
63	福岡県	飯塚市	125,912	754	63	千葉県	木更津市	136,288	460
64	埼玉県	加須市	112,186	755	64	北海道	小樽市	107,908	463
65	福島県	会津若松市	114,520	784	65	鳥取県	米子市	146,289	503
66	大阪府	富田林市	107,716	793	66	大分県	別府市	112,991	505
類似都市平均				626	類似都市平均				225
最大				793	最大				505
最小				493	最小				39
標準偏差				117	標準偏差				149
該当市町村実績				561	該当市町村実績				376

※家庭系ごみには集団回収量を含む

大阪府順位(1人1日当たりごみ総排出量・リサイクル率・最終処分率)

順位	市町村名	人口 (人)	1人1日当たり ごみ総排出量 (g/人・日)
1	島本町	31,734	686
2	交野市	77,448	693
3	守口市	142,225	736
4	高石市	57,107	749
5	太子町	12,975	756
6	枚方市	396,954	762
7	四條畷市	54,842	770
8	八尾市	262,371	792
9	豊中市	407,692	792
10	松原市	117,100	795
11	吹田市	381,238	796
12	熊取町	43,041	799
13	池田市	103,378	804
14	大阪狭山市	58,322	805
15	寝屋川市	226,693	806
16	河内長野市	100,792	821
17	忠岡町	16,661	822
18	和泉市	183,214	829
19	大東市	117,551	838
20	羽曳野市	109,151	839
21	豊能町	18,596	846
22	柏原市	67,314	848
23	高槻市	348,657	856
24	阪南市	51,695	881
25	箕面市	139,019	884
26	泉大津市	73,372	885
27	千早赤阪村	4,912	890
28	堺市	822,752	903
29	富田林市	107,716	904
30	田尻町	8,382	915
31	河南町	15,053	936
32	門真市	118,158	937
33	摂津市	86,494	938
34	泉南市	59,790	959
35	大阪市	2,756,807	962
36	能勢町	9,323	966
37	東大阪市	487,999	974
38	岸和田市	189,684	994
39	茨木市	284,536	1,000
40	藤井寺市	63,427	1,001
41	岬町	14,821	1,023
42	貝塚市	83,378	1,075
43	泉佐野市	98,621	1,351
大阪府平均		899	
最大		1,351	
最小		686	
標準偏差		117	
該当市町村実績		937	

※燈色は門真市を除く北河内6市

順位	市町村名	人口 (人)	廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメント 原料化等除く)
1	豊能町	18,596	25.7%
2	寝屋川市	226,693	20.8%
3	守口市	142,225	20.5%
4	河内長野市	100,792	20.1%
5	茨木市	284,536	19.6%
6	枚方市	396,954	18.4%
7	千早赤阪村	4,912	17.7%
8	堺市	822,752	17.3%
9	阪南市	51,695	17.3%
10	高石市	57,107	16.9%
11	泉大津市	73,372	16.7%
12	吹田市	381,238	16.6%
13	忠岡町	16,661	16.0%
14	能勢町	9,323	15.9%
15	島本町	31,734	15.7%
16	豊中市	407,692	15.5%
17	交野市	77,448	15.4%
18	松原市	117,100	14.3%
19	四條畷市	54,842	14.0%
20	大阪狭山市	58,322	13.4%
21	高槻市	348,657	13.2%
22	八尾市	262,371	13.2%
23	熊取町	43,041	13.1%
24	富田林市	107,716	13.0%
25	河南町	15,053	12.8%
26	池田市	103,378	12.7%
27	太子町	12,975	12.7%
28	泉南市	59,790	12.7%
29	和泉市	183,214	12.2%
30	大東市	117,551	12.1%
31	箕面市	139,019	11.8%
32	門真市	118,158	11.7%
33	摂津市	86,494	11.6%
34	岸和田市	189,684	11.6%
35	大阪市	2,756,807	10.0%
36	貝塚市	83,378	9.8%
37	田尻町	8,382	9.2%
38	東大阪市	487,999	8.9%
39	柏原市	67,314	8.1%
40	藤井寺市	63,427	7.9%
41	羽曳野市	109,151	7.7%
42	泉佐野市	98,621	6.8%
43	岬町	14,821	6.4%
大阪府平均		13.0%	
最大		0.3%	
最小		0.1%	
標準偏差		0.0%	
該当市町村実績		0.1%	

順位	市町村名	人口 (人)	廃棄物のうち 最終処分される 割合
1	能勢町	9,323	1.9%
2	吹田市	381,238	5.2%
3	茨木市	284,536	5.3%
4	豊能町	18,596	6.2%
5	堺市	822,752	7.3%
6	岬町	14,821	8.7%
7	枚方市	396,954	8.9%
8	箕面市	139,019	9.4%
9	摂津市	86,494	9.8%
10	高槻市	348,657	10.0%
11	島本町	31,734	10.3%
12	高石市	57,107	10.3%
13	泉大津市	73,372	10.4%
14	河内長野市	100,792	10.5%
15	和泉市	183,214	10.7%
16	河南町	15,053	10.7%
17	忠岡町	16,661	10.7%
18	太子町	12,975	10.9%
19	千早赤阪村	4,912	11.0%
20	交野市	77,448	11.0%
21	豊中市	407,692	11.1%
22	富田林市	107,716	11.1%
23	大阪狭山市	58,322	11.2%
24	四條畷市	54,842	11.3%
25	寝屋川市	226,693	11.4%
26	阪南市	51,695	11.8%
27	岸和田市	189,684	12.0%
28	貝塚市	83,378	12.2%
29	泉南市	59,790	12.3%
30	守口市	142,225	12.4%
31	松原市	117,100	12.9%
32	熊取町	43,041	12.9%
33	田尻町	8,382	13.4%
34	池田市	103,378	13.5%
35	泉佐野市	98,621	13.7%
36	大阪市	2,756,807	13.7%
37	大東市	117,551	13.8%
38	東大阪市	487,999	14.3%
39	羽曳野市	109,151	14.5%
40	藤井寺市	63,427	14.6%
41	柏原市	67,314	14.6%
42	八尾市	262,371	14.6%
43	門真市	118,158	14.9%
大阪府平均		11.6%	
最大		14.9%	
最小		1.9%	
標準偏差		2.8%	
該当市町村実績		14.9%	

大阪府順位(1人1日当たりごみ総排出量(家庭系・事業系別))

順位	市町村名	人口 (人)	1人1日当たり ごみ総排出量 (家庭系) (g/人・日)	順位	市町村名	人口 (人)	1人1日当たり ごみ総排出量 (事業系) (g/人・日)
1	大阪市	2,756,807	428	1	千早赤阪村	4,912	69
2	泉佐野市	98,621	457	2	太子町	12,975	75
3	守口市	142,225	493	3	島本町	31,734	80
4	高石市	57,107	526	4	富田林市	107,716	112
5	茨木市	284,536	531	5	豊能町	18,596	120
6	豊中市	407,692	531	6	忠岡町	16,661	135
7	摂津市	86,494	549	7	交野市	77,448	143
8	交野市	77,448	550	8	河南町	15,053	158
9	岸和田市	189,684	552	9	羽曳野市	109,151	170
10	和泉市	183,214	554	10	大阪狭山市	58,322	172
11	泉南市	59,790	555	11	河内長野市	100,792	183
12	門真市	118,158	561	12	四條畷市	54,842	187
13	枚方市	396,954	561	13	柏原市	67,314	188
14	吹田市	381,238	562	14	松原市	117,100	195
15	泉大津市	73,372	567	15	寝屋川市	226,693	196
16	箕面市	139,019	575	16	大東市	117,551	196
17	東大阪市	487,999	576	17	枚方市	396,954	201
18	熊取町	43,041	576	18	岬町	14,821	213
19	八尾市	262,371	578	19	八尾市	262,371	214
20	池田市	103,378	579	20	高石市	57,107	223
21	能勢町	9,323	582	21	熊取町	43,041	223
22	四條畷市	54,842	583	22	池田市	103,378	224
23	高槻市	348,657	595	23	吹田市	381,238	234
24	松原市	117,100	599	24	守口市	142,225	243
25	貝塚市	83,378	604	25	阪南市	51,695	245
26	島本町	31,734	606	26	豊中市	407,692	261
27	寝屋川市	226,693	610	27	高槻市	348,657	261
28	田尻町	8,382	616	28	和泉市	183,214	276
29	堺市	822,752	617	29	堺市	822,752	286
30	藤井寺市	63,427	627	30	田尻町	8,382	299
31	大阪狭山市	58,322	632	31	箕面市	139,019	308
32	阪南市	51,695	636	32	泉大津市	73,372	318
33	河内長野市	100,792	638	33	藤井寺市	63,427	374
34	大東市	117,551	641	34	門真市	118,158	376
35	柏原市	67,314	660	35	能勢町	9,323	384
36	羽曳野市	109,151	669	36	摂津市	86,494	388
37	太子町	12,975	680	37	東大阪市	487,999	398
38	忠岡町	16,661	686	38	泉南市	59,790	404
39	豊能町	18,596	726	39	岸和田市	189,684	442
40	河南町	15,053	778	40	茨木市	284,536	469
41	富田林市	107,716	793	41	貝塚市	83,378	472
42	岬町	14,821	810	42	大阪市	2,756,807	534
43	千早赤阪村	4,912	821	43	泉佐野市	98,621	894
大阪府平均			535	大阪府平均			364
最大			821	最大			894
最小			428	最小			69
標準偏差			81	標準偏差			150
該当市町村実績			561	該当市町村実績			376

※家庭系ごみには集団回収量を含む
　　燈色は門真市を除く北河内6市

1人1日当たり事業系ごみ排出量と昼夜間人口比率(大阪府内)

順位	市町村名	人口 (人)	1人1日当たり 事業系ごみ排出量 (g/人・日)	昼夜人口 (人)	昼夜間人口比率 (昼間人口/夜間人口) (%)
1	千早赤阪村	4,912	69	4,534	92.4
2	太子町	12,975	75	10,170	78.2
3	島本町	31,734	80	24,496	79.2
4	富田林市	107,716	112	96,962	89.2
5	豊能町	18,596	120	13,636	74.6
6	忠岡町	16,661	135	15,048	90.8
7	交野市	77,448	143	59,183	78.9
8	河南町	15,053	158	15,410	98.2
9	羽曳野市	109,151	170	94,505	86.9
10	大阪狭山市	58,322	172	52,958	90.6
11	河内長野市	100,792	183	86,977	85.5
12	四條畷市	54,842	187	47,508	86.1
13	柏原市	67,314	188	64,371	93.6
14	松原市	117,100	195	107,303	91.2
15	寝屋川市	226,693	196	203,414	88.5
16	大東市	117,551	196	114,850	96.2
17	枚方市	396,954	201	355,804	89.6
18	岬町	14,821	213	12,600	85.5
19	八尾市	262,371	214	250,399	94.6
20	高石市	57,107	223	51,835	93.2
21	熊取町	43,041	223	36,092	82.5
22	池田市	103,378	224	95,726	91.2
23	吹田市	381,238	234	371,024	96.2
24	守口市	142,225	243	134,095	93.7
25	阪南市	51,695	245	41,684	81.3
26	豊中市	407,692	261	357,171	88.9
27	高槻市	348,657	261	309,698	87.8
28	和泉市	183,214	276	162,169	87.9
29	堺市	822,752	286	777,430	94.1
30	田尻町	8,382	299	9,072	107.6
31	箕面市	139,019	308	120,336	87.9
32	泉大津市	73,372	318	67,350	90.5
33	藤井寺市	63,427	374	55,102	86.5
34	門真市	118,158	376	129,495	108.1
35	能勢町	9,323	384	8,528	93.9
36	摂津市	86,494	388	95,603	109.3
37	東大阪市	487,999	398	512,261	103.7
38	泉南市	59,790	404	56,726	94.4
39	岸和田市	189,684	442	174,784	91.7
40	茨木市	284,536	469	270,079	93.9
41	貝塚市	83,378	472	75,009	88.8
42	大阪市	2,756,807	534	3,534,521	128.4
43	泉佐野市	98,621	894	106,183	106.0
大阪府平均		204,907	364	213,537	92.0
最大		2,756,807	894	3,534,521	128.4
最小		4,912	69	4,534	74.6
標準偏差		429,860	150	534,539	9.5
当該市町村実績		118,158	376	129,495	108.1

※総人口は令和4(2022)(廃棄物処理事業実態調査)、昼間人口及び昼夜間人口比率は令和4(2022)(国勢調査)による。
燈色は門真市を除く北河内6市

⑥ <参考1>大阪広域環境施設組合のごみ焼却工場の概要

ごみ焼却工場に搬入されたごみの組成の推移

(単位:%)

年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
可燃物	厨芥類	10.4	7.7	10.2	8.8	7.5	8.0	8.3	8.6	7.6	9.1
	紙類	45.7	48.1	45.9	44.1	44.4	43.5	41.9	41.8	43.9	41.3
	繊維類	6.6	6.7	7.1	8.4	8.2	9.3	8.6	10.1	10.0	10.9
	木草類	6.5	5.6	6.8	7.4	8.6	7.7	9.1	8.3	6.9	5.6
	プラスチック類	19.5	22.7	19.9	21.9	21.4	22.1	23.4	22.4	23.1	24.7
	雑物	5.2	4.0	3.6	3.6	4.0	4.2	4.2	4.0	4.2	4.3
計		93.9	94.8	93.5	94.2	94.1	94.8	95.5	95.2	95.7	95.9
不燃物	ガラス	1.4	0.8	1.8	1.3	1.8	1.3	1.0	1.2	1.3	0.9
	石・陶器	0.7	0.8	1.5	1.0	1.2	1.0	1.8	1.5	1.0	1.7
	鉄	1.6	1.7	1.6	1.4	1.3	1.1	1.0	1.3	1.4	0.7
	非鉄金属	2.4	1.9	1.6	2.1	1.6	1.8	0.7	0.8	0.6	0.8
	計	6.1	5.2	6.5	5.8	5.9	5.2	4.5	4.8	4.3	4.1

第1部

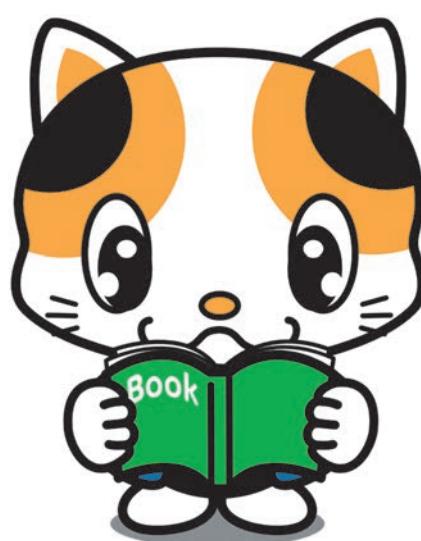
第2部

第3部

第4部

第5部

卷末資料



9. ごみの減量・リサイクル等に関する市民アンケート調査報告書

門真市

ごみの減量・リサイクル等に関する
市民アンケート調査報告書



令和6(2024)年2月

市民アンケートへご協力いただき、
ありがとうございました。

目 次

第1部 概要	p 1
第1章 調査の目的	p 1
第2章 調査の概要	p 1
第3章 この報告書の見方	p 1
第2部 市民アンケート	p 3
第1章 回答者属性	p 3
第2章 集計結果	p 6
1 ごみの減量やリサイクルなどに関する 現在の意識と行動について	p 6
2 食品ロス削減に関する現在の意識と行動について	p 12
3 プラスチック使用製品廃棄物の分別について	p 17
4 家庭ごみの有料化について	p 19
5 ごみの減量・リサイクルなどに関する 広報活動などについて	p 24

第1部 概要

第1章 調査の目的

本調査は、門真市のごみの減量・リサイクルに関する意識や取り組み状況などについて、市民の意見等を把握し、現在見直し作業中の「門真市一般廃棄物処理基本計画」における基礎資料とすることを目的とする。

第2章 調査の概要

(1) 調査方法

- ・門真市内在住で20歳以上の方から、本市における年代別構成比を考慮するほか、性別及び居住地区に偏りがないよう配慮した上で、1,500人を無作為抽出し、調査票を郵送による調査。
- ・広報誌へQRコードを記載し、インターネット回答による調査。

(2) 回答期間

令和5(2023)年9月14日(木)～9月29日(金)

(3) 調査項目

- 1 ごみの減量やリサイクルなどに関する現在の意識と行動について
- 2 食品ロス削減に関する現在の意識と行動について
- 3 プラスチック使用製品廃棄物の分別について
- 4 家庭ごみの有料化について
- 5 ごみの減量・リサイクルなどに関する広報活動などについて

(4) 回答数

有効回答数 443件

年代	送付件数	回答件数
20代	113件	9件
30代	143件	17件
40代	203件	54件
50代	301件	87件
60代	196件	81件
70代	544件	177件
無回答	—	18件
合計	1,500件	443件

第3章 この報告書の見方

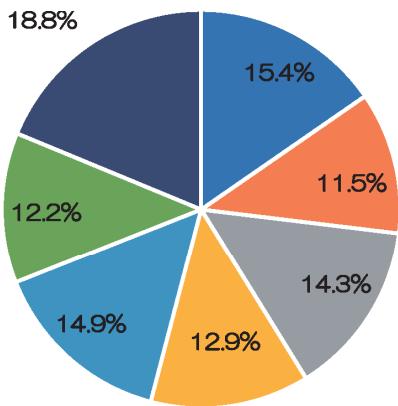
- (1) 表中の割合は、各設問の回答数を基数とした百分率(%)で示しています。小数点第2位を四捨五入しているため、構成比の合計が100.0%にならない場合があります。また、複数回答の場合、当該設問の回答数における各選択項目の回答数の割合を表示しているため、割合の合計が100.0%を超えます。

(2) 自由記述欄（選択肢「その他」の回答内容、意見・提案など）への回答内容は、可能な範囲で項目別に分類整理し、趣旨を損なわない範囲で一部文言の整理を行っています。

第2部 市民アンケート

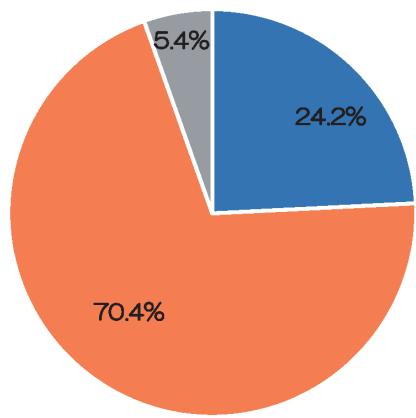
第1章 回答者属性

(1)居住地区（中学校区）



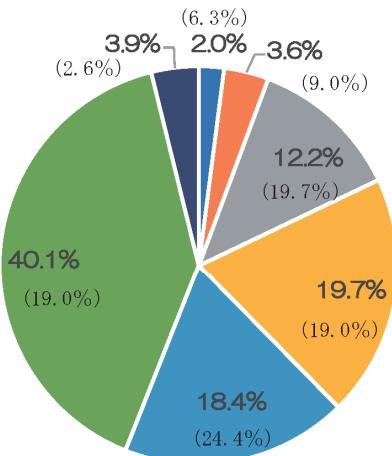
- 1. 第二中学校区
- 2. 第三中学校区
- 3. 第四中学校区
- 4. 第五中学校区
- 5. 第七中学校区
- 6. 門真はすはな中学校区
- 無回答

(2) 性別



- 1. 男性
- 2. 女性
- 3. 無回答

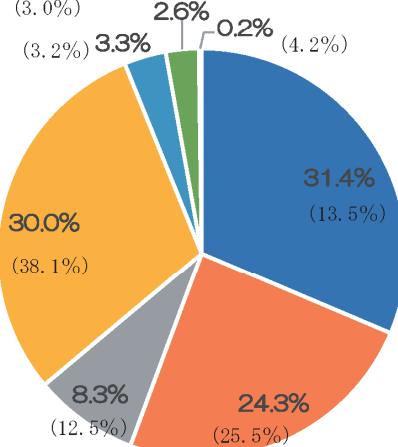
(3) 年齢



- 1. 20代
- 2. 30代
- 3. 40代
- 4. 50代
- 5. 60代
- 6. 70代以上
- 無回答

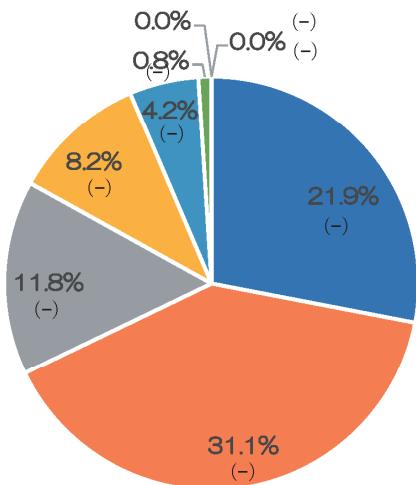
3

(4) 家族構成



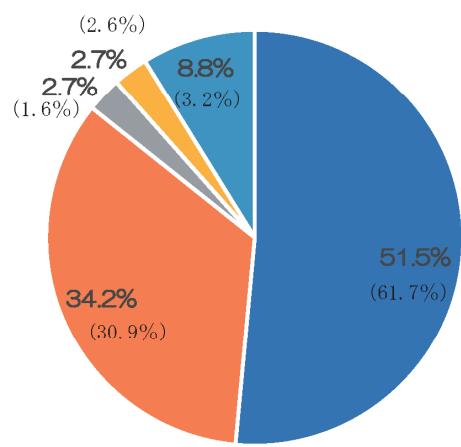
- 1. 単身（ひとり暮らし）
- 2. 夫婦のみ
- 3. 二世帯（親と同居）
- 4. 二世帯（子と同居）
- 6. その他
- 無回答

(5) 家族人数



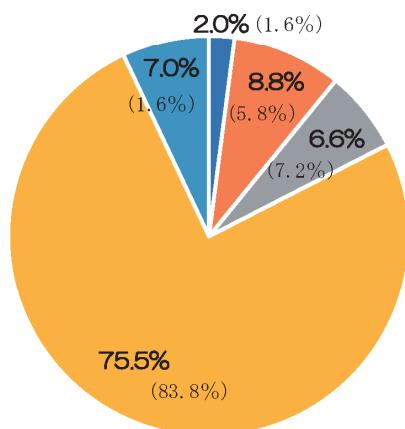
- 1. 1人
- 2. 2人
- 3. 3人
- 4. 4人
- 5. 5人
- 6. 6人
- 7. 7人
- 8. 8人以上

(6) 居住形態



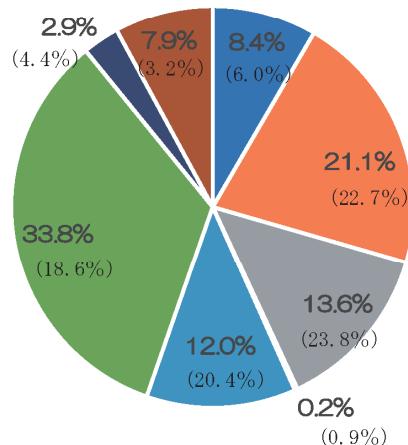
- 1. 戸建て住宅
- 2. 集合住宅
- 3. 店舗又は事務所併設の戸建て住宅
- 4. その他
- 無回答

(7) 居住年数



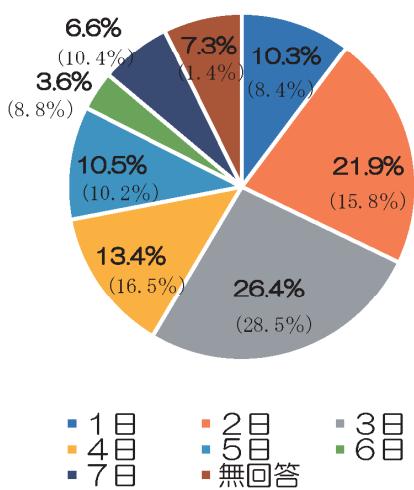
- 1. 1年未満
- 2. 1年～5年未満
- 3. 5年～10年未満
- 4. 10年以上
- 無回答

(8) 職業



- 1. 自営業（農業含む）
- 2. 会社員
- 3. パート・アルバイト
- 4. 学生
- 5. 家事専業
- 6. 無職
- 7. その他
- 無回答

(9) 1週間の食品買い物
日数



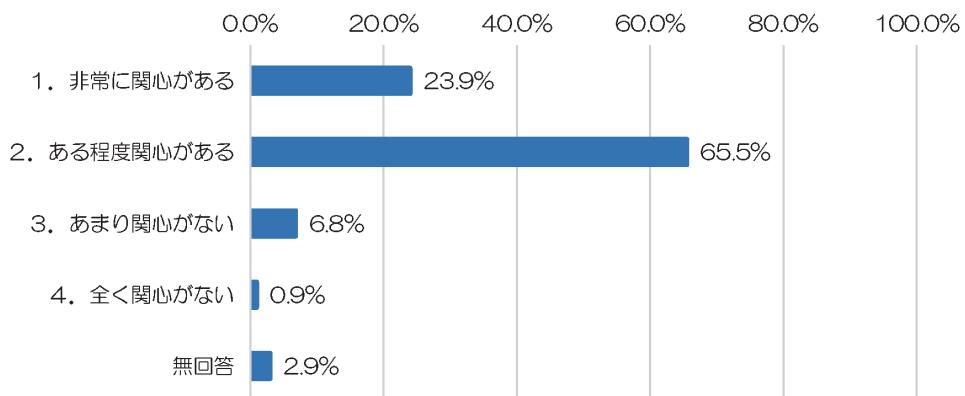
第2章 集計結果

1 ごみの減量やリサイクルなどに関する現在の意識と行動について

(1)あなたは、ごみの減量やリサイクルについて、どの程度関心がありますか。

1～4の中から、最も当てはまる番号に○をつけてください。

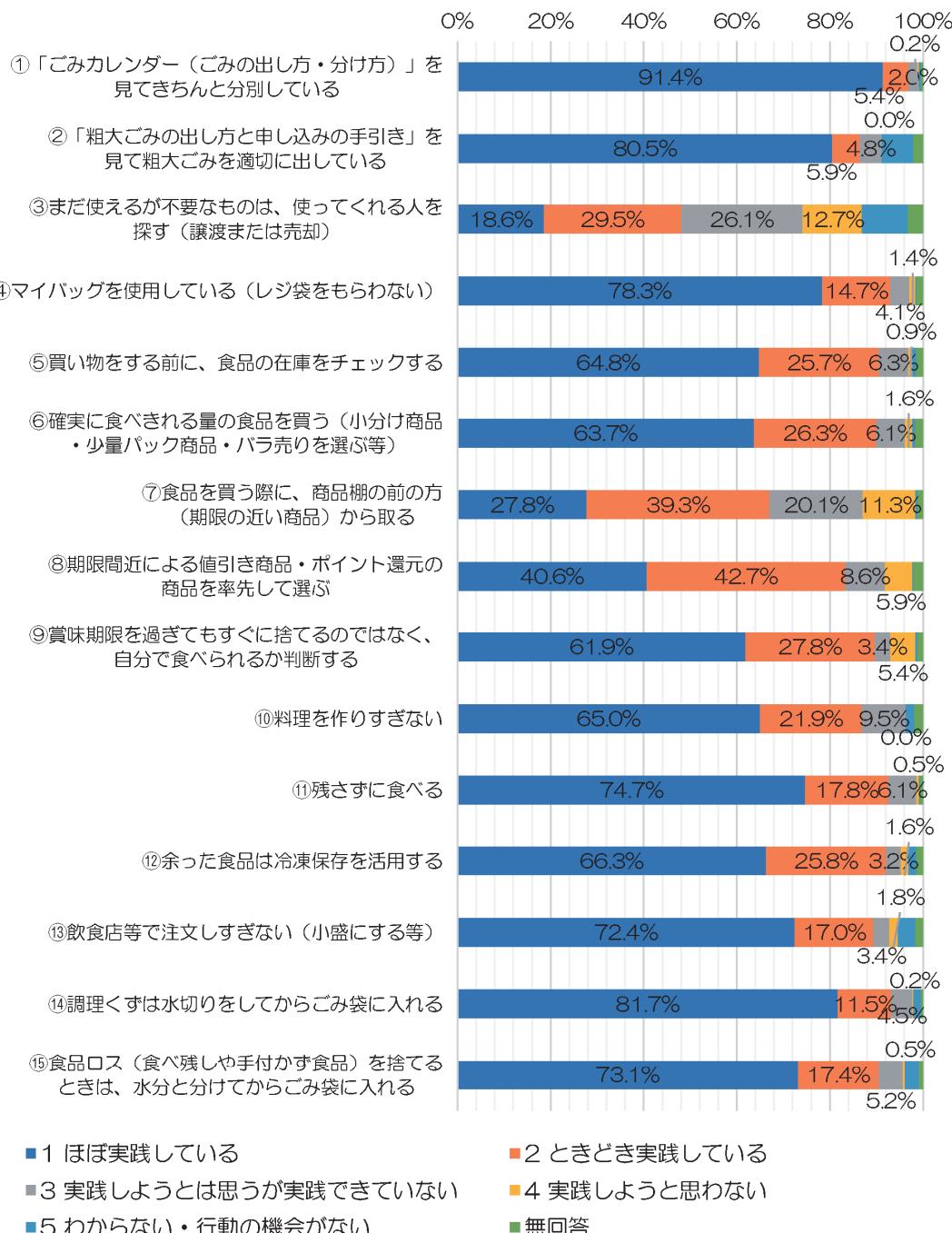
回答	割合	回答数
1. 非常に関心がある	23.9%	106
2. ある程度関心がある	65.5%	290
3. あまり関心がない	6.8%	30
4. 全く関心がない	0.9%	4
無回答	2.9%	13
合計	100.0%	443
有効回答数（合計から無回答を除いたもの）		430



(2) あなたは、以下の①～⑯の行動をどの程度実践していますか。1～5の中から、最も当てはまる番号に○をつけてください。(それぞれの行動につき、○はひとつ)

回答(回答数)		1 ほぼ実践している	2 ときどき実践している	3 実践しようとは思うが実践できていない	4 実践しようと思わない	5 わからぬい・行動の機会がない	無回答
R	①「ごみカレンダー（ごみの出し方・分け方）」を見てきちんと分別している	405	24	9	1	2	2
	②「粗大ごみの出し方と申し込みの手引き」を見て粗大ごみを適切に出している	356	26	21	0	30	9
	③まだ使えるが不要なものは、使ってくれる人を探す（譲渡または売却）	82	130	115	56	44	14
	④マイバッグを使用している（レジ袋をもらわない）	347	65	18	6	1	6
	⑤買い物をする前に、食品の在庫をチェックする	287	114	28	4	4	6
	⑥確実に食べきれる量の食品を買う（小分け商品・少量パック商品・バラ売りを選ぶ等）	281	116	27	7	3	7
	⑦食品を買う際に、商品棚の前方（期限の近い商品）から取る	123	174	89	50	2	5
	⑧期限間近による値引き商品・ポイント還元の商品を率先して選ぶ	180	189	38	26	1	9
	⑨賞味期限を過ぎてもすぐに捨てるのではなく、自分で食べられるか判断する	274	123	15	24	2	5
	⑩料理を作りすぎない	288	97	42	0	8	8
	⑪残さずに食べる	331	79	27	2	1	3
	⑫余った食品は冷凍保存を活用する	293	114	14	7	8	6
	⑬飲食店等で注文しすぎない（小盛にする等）	320	75	15	8	17	7
	⑭調理くずは水切りをしてからごみ袋に入れる	362	51	20	1	7	2
	⑮食品ロス（食べ残しや手付かず食品）を捨てるとときは、水分と分けてからごみ袋に入れる	324	77	23	2	13	4
食品ロス	⑯減量						

回答(回答割合)		1 ほぼ実践している	2 ときどき実践している	3 実践しようとは思うが実践できていない	4 実践しようと思わない	5 わからぬい・行動の機会がない	無回答
R	①「ごみカレンダー（ごみの出し方・分け方）」を見てきちんと分別している	91.4%	5.4%	2.0%	0.2%	0.5%	0.5%
	②「粗大ごみの出し方と申し込みの手引き」を見て粗大ごみを適切に出している	80.5%	5.9%	4.8%	0.0%	6.8%	2.0%
	③まだ使えるが不要なものは、使ってくれる人を探す（譲渡または売却）	18.6%	29.5%	26.1%	12.7%	10.0%	3.2%
	④マイバッグを使用している（レジ袋をもらわない）	78.3%	14.7%	4.1%	1.4%	0.2%	1.4%
	⑤買い物をする前に、食品の在庫をチェックする	64.8%	25.7%	6.3%	0.9%	0.9%	1.4%
	⑥確実に食べきれる量の食品を買う（小分け商品・少量パック商品・バラ売りを選ぶ等）	63.7%	26.3%	6.1%	1.6%	0.7%	1.6%
	⑦食品を買う際に、商品棚の前方（期限の近い商品）から取る	27.8%	39.3%	20.1%	11.3%	0.5%	1.1%
	⑧期限間近による値引き商品・ポイント還元の商品を率先して選ぶ	40.6%	42.7%	8.6%	5.9%	0.2%	2.0%
	⑨賞味期限を過ぎてもすぐに捨てるのではなく、自分で食べられるか判断する	61.9%	27.8%	3.4%	5.4%	0.5%	1.1%
	⑩料理を作りすぎない	65.0%	21.9%	9.5%	0.0%	1.8%	1.8%
	⑪残さずに食べる	74.7%	17.8%	6.1%	0.5%	0.2%	0.7%
	⑫余った食品は冷凍保存を活用する	66.3%	25.8%	3.2%	1.6%	1.8%	1.4%
	⑬飲食店等で注文しすぎない（小盛にする等）	72.4%	17.0%	3.4%	1.8%	3.8%	1.6%
	⑭調理くずは水切りをしてからごみ袋に入れる	81.7%	11.5%	4.5%	0.2%	1.6%	0.5%
	⑮食品ロス（食べ残しや手付かず食品）を捨てるとときは、水分と分けてからごみ袋に入れる	73.1%	17.4%	5.2%	0.5%	2.9%	0.9%

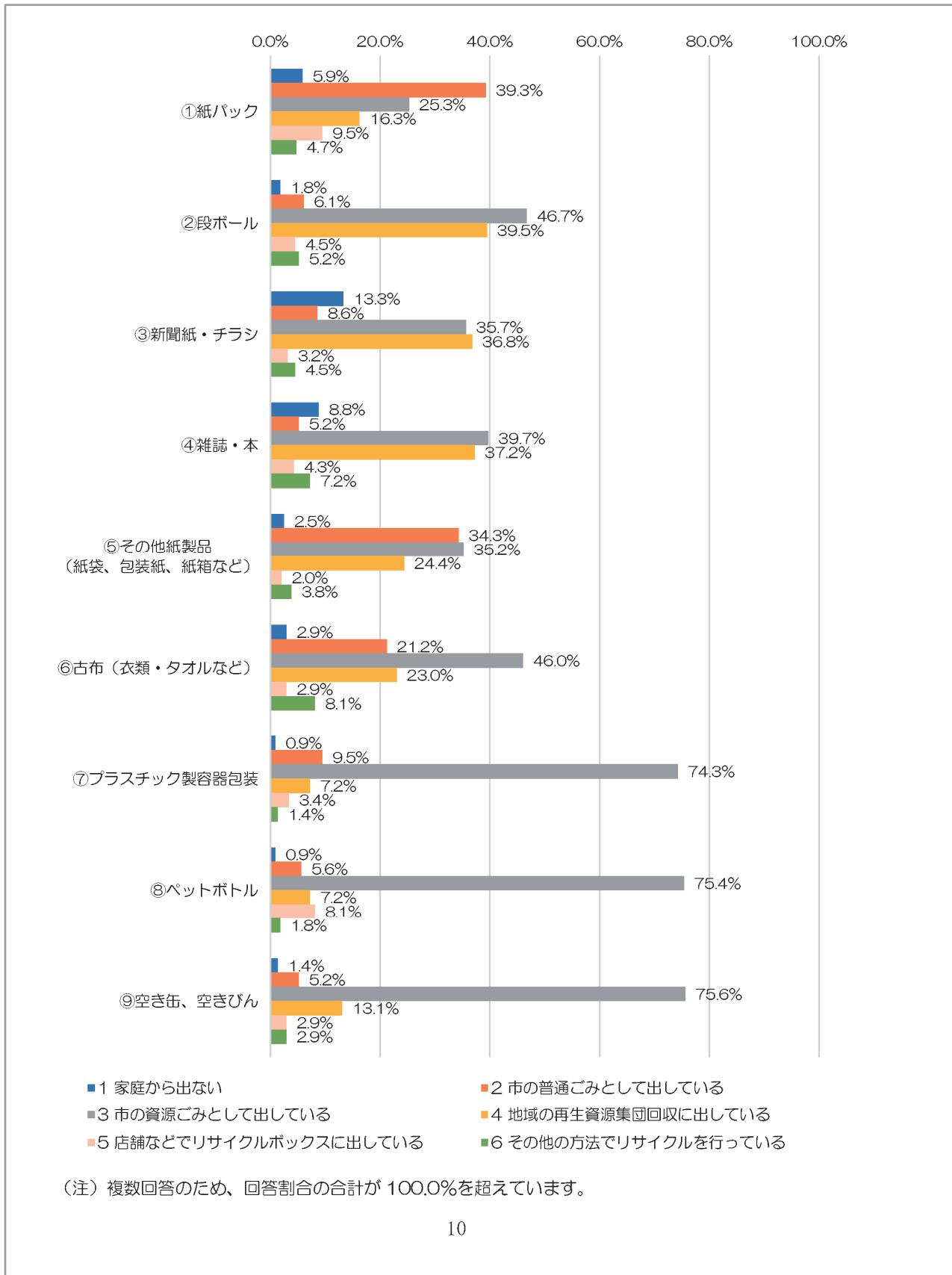


(注) ⑤から⑯の項目が食品ロス削減の取り組み

(3) あなたのご家庭では、以下の①～⑨の品目をどのように処分されていますか。
1～6の中から、主な出し方に○をつけてください。(それぞれの品目につき、複数回答可)

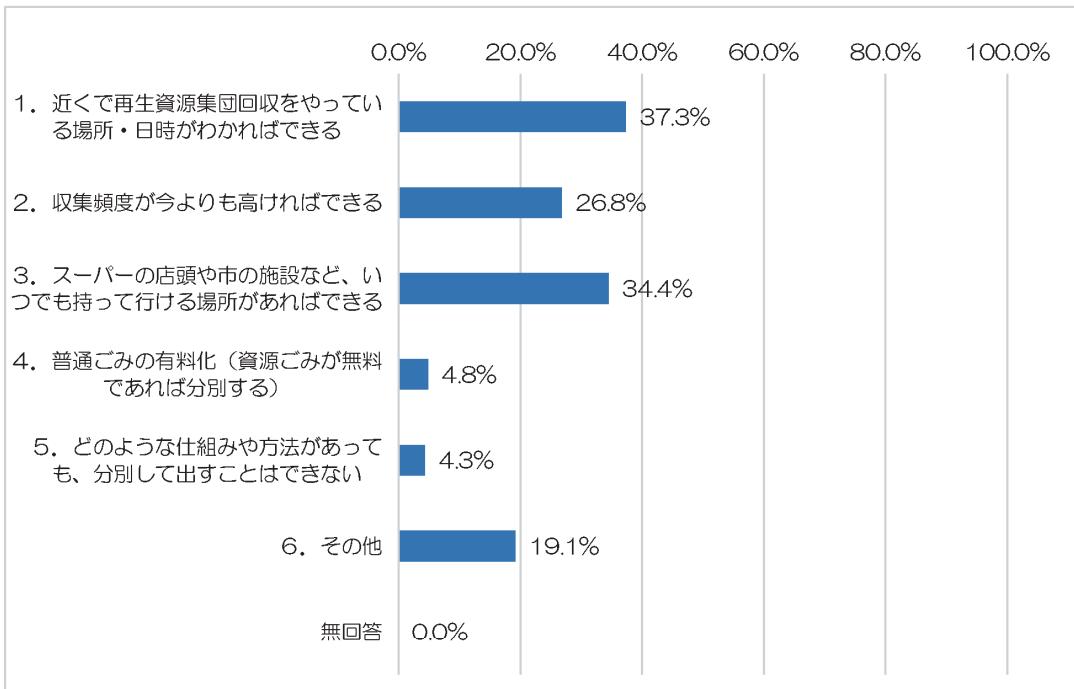
回答(回答数)	1 家庭から出ない	2 市の普通ごみとして出している	3 市の資源ごみとして出している	4 地域の再生資源集団回収に出している	5 店舗等でリサイクルボックスに出している	6 その他の方法でリサイクルを行っている
①紙パック	26	174	112	72	42	21
②段ボール	8	27	207	175	20	23
③新聞紙・チラシ	59	38	158	163	14	20
④雑誌・本	39	23	176	165	19	32
⑤その他紙製品（紙袋、包装紙、紙箱など）	11	152	156	108	9	17
⑥古布（衣類・タオルなど）	13	94	204	102	13	36
⑦プラスチック製容器包装	4	42	329	32	15	6
⑧ペットボトル	4	25	334	32	36	8
⑨空き缶、空きびん	6	23	335	58	13	13

回答(回答割合)	1 家庭から出ない	2 市の普通ごみとして出している	3 市の資源ごみとして出している	4 地域の再生資源集団回収に出している	5 店舗等でリサイクルボックスに出している	6 その他の方法でリサイクルを行っている
①紙パック	5.9%	39.3%	25.3%	16.3%	9.5%	4.7%
②段ボール	1.8%	6.1%	46.7%	39.5%	4.5%	5.2%
③新聞紙・チラシ	13.3%	8.6%	35.7%	36.8%	3.2%	4.5%
④雑誌・本	8.8%	5.2%	39.7%	37.2%	4.3%	7.2%
⑤その他紙製品（紙袋、包装紙、紙箱など）	2.5%	34.3%	35.2%	24.4%	2.0%	3.8%
⑥古布（衣類・タオルなど）	2.9%	21.2%	46.0%	23.0%	2.9%	8.1%
⑦プラスチック製容器包装	0.9%	9.5%	74.3%	7.2%	3.4%	1.4%
⑧ペットボトル	0.9%	5.6%	75.4%	7.2%	8.1%	1.8%
⑨空き缶、空きびん	1.4%	5.2%	75.6%	13.1%	2.9%	2.9%



(3)補足質問 (3)の①～⑨のいずれかで「2：市の普通ごみとして出している」を選ばれた方にお尋ねします。
どのような仕組みや方法があれば、分別できると思いますか。(複数回答可)

回答	割合	回答数
1. 近くで再生資源集団回収をやっている場所・日時がわかれればできる	37.3%	78
2. 収集頻度が今よりも高ければできる	26.8%	56
3. スーパーの店頭や市の施設など、いつでも持って行ける場所があればできる	34.4%	72
4. 普通ごみの有料化（資源ごみが無料であれば分別する）	4.8%	10
5. どのような仕組みや方法があっても、分別して出すことはできない	4.3%	9
6. その他	19.1%	40
無回答	0.0%	0
合計（不要回答を含まない）	126.8%	265
不要回答（「2：市の普通ごみとして出している」を選択していないのに回答しているもの）		14



(注) 複数回答のため、回答割合の合計が100.0%を超えています。

2 食品ロス削減に関する現在の意識と行動について

(1)食品には、「消費期限※1」と「賞味期限※2」という2つの期限があります。

※1 消費期限：袋や容器を開けない今まで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで、「安全に食べられる期限」（過ぎたら食べない方がよい）のこと。傷みやすい食品に表示されています。

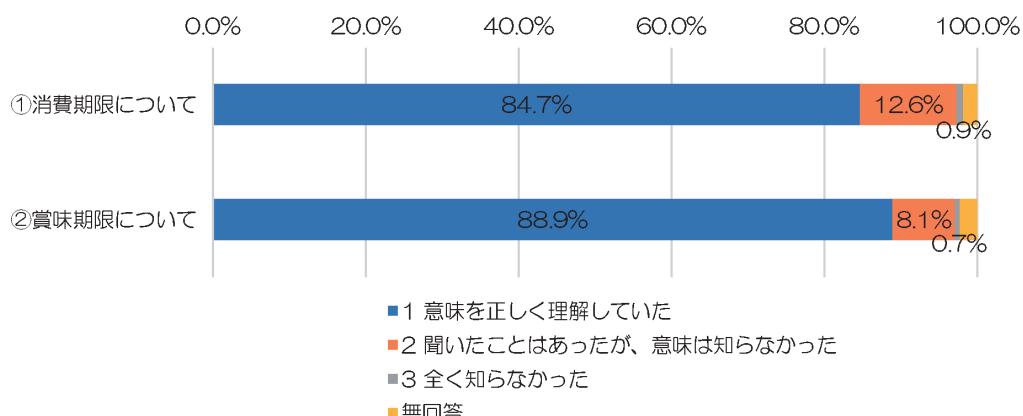
※2 賞味期限：袋や容器を開けない今まで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで、「品質が変わらずにおいしく食べられる期限」（過ぎてもすぐに食べられなくなるわけではない）のこと。比較的傷みにくい食品に表示されています。

①消費期限についてご存知でしたか。(○はひとつ)

②賞味期限についてご存知でしたか。(○はひとつ)

回答(回答数)	1 意味を正しく理解していた	2 聞いたことはあったが、意味は知らなかった	3 全く知らなかった	無回答	合計
①消費期限について	375	56	4	8	443
②賞味期限について	394	36	3	10	443

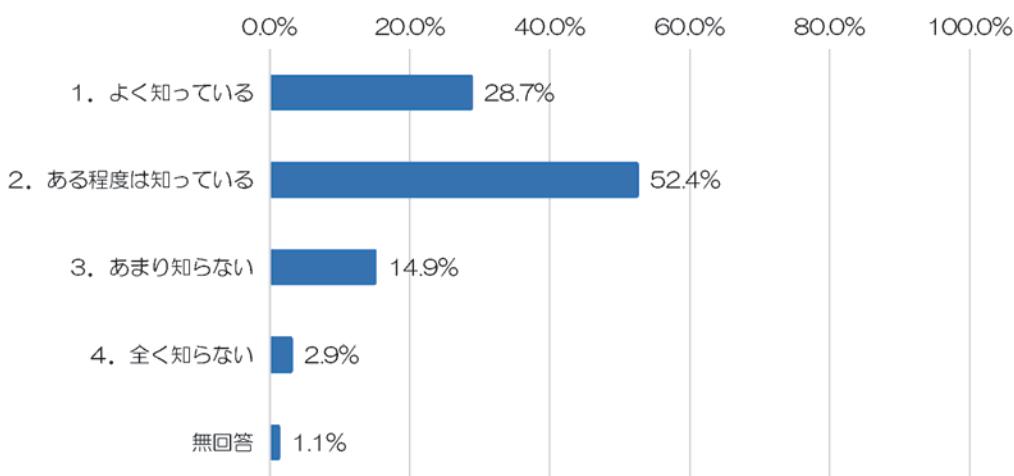
回答(回答割合)	1 意味を正しく理解していた	2 聞いたことはあったが、意味は知らなかった	3 全く知らなかった	無回答	合計
①消費期限について	84.7%	12.6%	0.9%	1.8%	100%
②賞味期限について	88.9%	8.1%	0.7%	2.3%	100%



(2)あなたは、「食品ロス」がSDGsのターゲットのひとつとなるなど、国際的にも問題になっていることを知っていますか。

1～4の中から、最も当てはまる番号に○をつけてください。(それぞれの行動につき、○はひとつ)

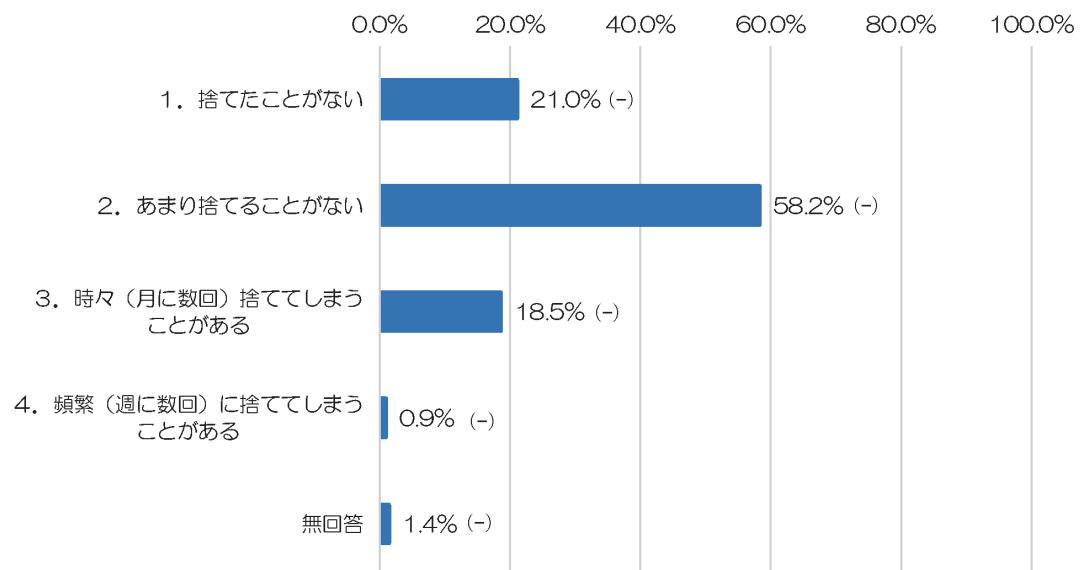
回答	割合	回答数
1. よく知っている	28.7%	127
2. ある程度は知っている	52.4%	232
3. あまり知らない	14.9%	66
4. 全く知らない	2.9%	13
無回答	1.1%	5
合計	100.0%	443



(3)あなたは、普段の生活の中でまだ食べることができる食品を捨ててしまうことがありますか。

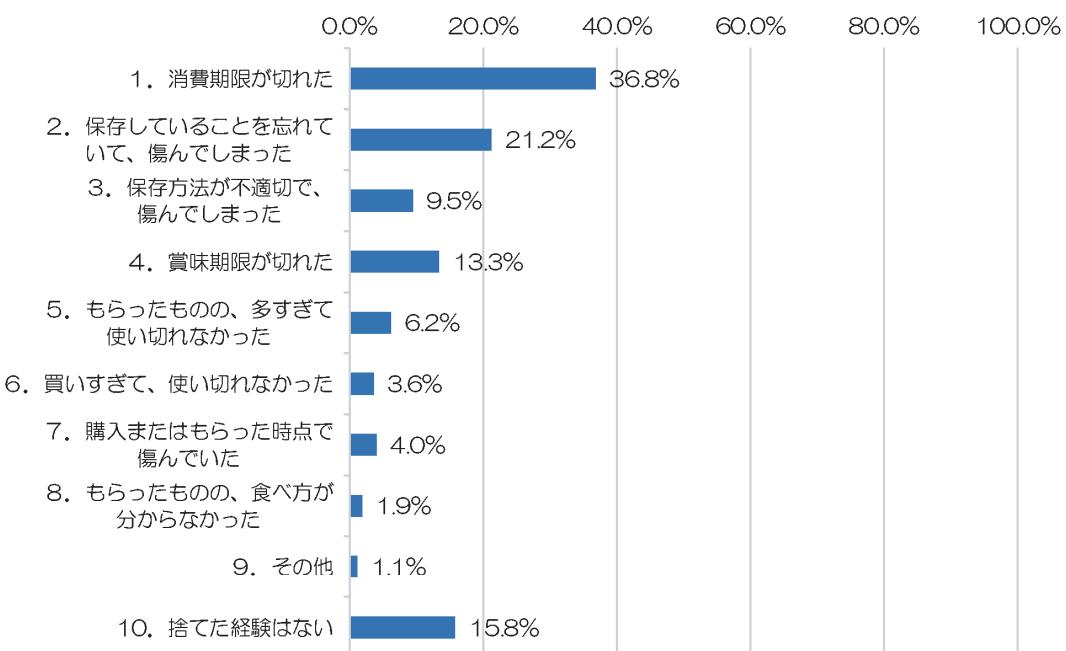
1～4の中から、最も当てはまる番号に○をつけてください。(それぞれの行動につき、○はひとつ)

回答	割合	回答数
1. 捨てたことがない	21.0%	93
2. あまり捨てることがない	58.2%	258
3. 時々（月に数回）捨ててしまうことがある	18.5%	82
4. 頻繁（週に数回）に捨ててしまうことがある	0.9%	4
無回答	1.4%	6
合計	100.0%	443



(4)あなたは、1年以内で未開封・未使用的食材・食品を捨ててしまったことはありますか。捨ててしまった際の理由として、当てはまるものを全てお選びください。(複数回答可)

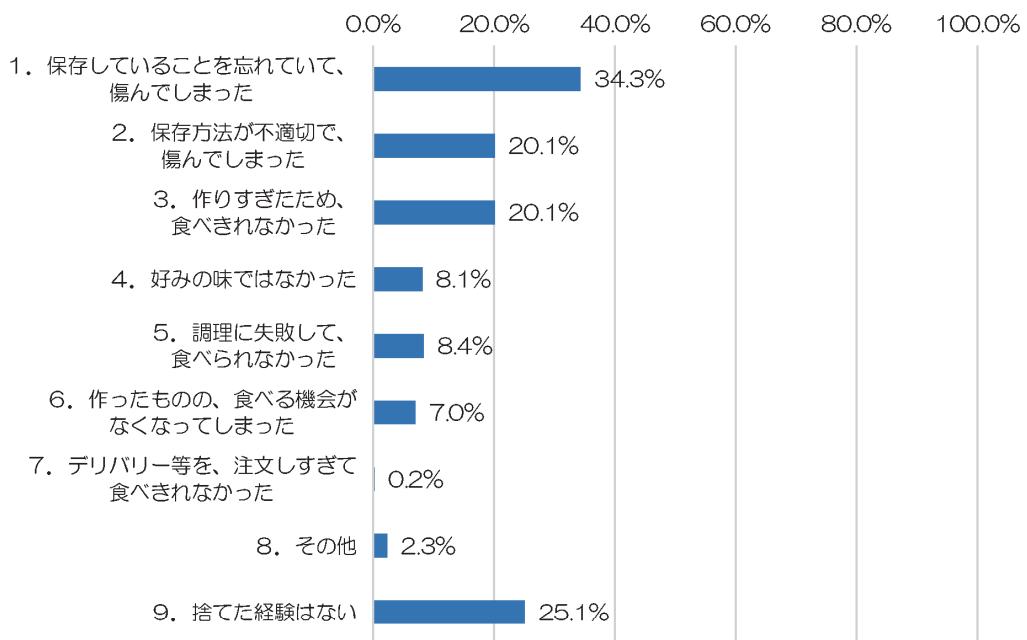
回答	割合	回答数
1. 消費期限が切れた	36.8%	163
2. 保存していることを忘れていて、傷んでしまった	21.2%	148
3. 保存方法が不適切で、傷んでしまった	9.5%	66
4. 賞味期限が切れた	13.3%	93
5. もらったものの、多すぎて使い切れなかった	6.2%	43
6. 買いすぎて、使い切れなかった	3.6%	25
7. 購入またはもらった時点で傷んでいた	4.0%	28
8. もらったものの、食べ方が分からなかった	1.9%	13
9. その他	1.1%	8
10. 捨てた経験はない	15.8%	110
合計	113.4%	697



(注) 複数回答のため、回答割合の合計が100.0%を超えています。

(5)あなたは、1年以内で料理を食べ残して捨ててしまったことはありますか。捨ててしまった際の理由として、当てはまるものを全てお選びください。(複数回答可)

回答	割合	回答数
1. 保存していることを忘れていて、傷んでしまった	34.3%	152
2. 保存方法が不適切で、傷んでしまった	20.1%	89
3. 作りすぎたため、食べきれなかった	20.1%	89
4. 好みの味ではなかった	8.1%	36
5. 調理に失敗して、食べられなかった	8.4%	37
6. 作ったものの、食べる機会がなくなってしまった	7.0%	31
7. デリバリー等を、注文しすぎて食べきれなかった	0.2%	1
8. その他	2.3%	10
9. 捨てた経験はない	25.1%	111
合計	125.5%	556

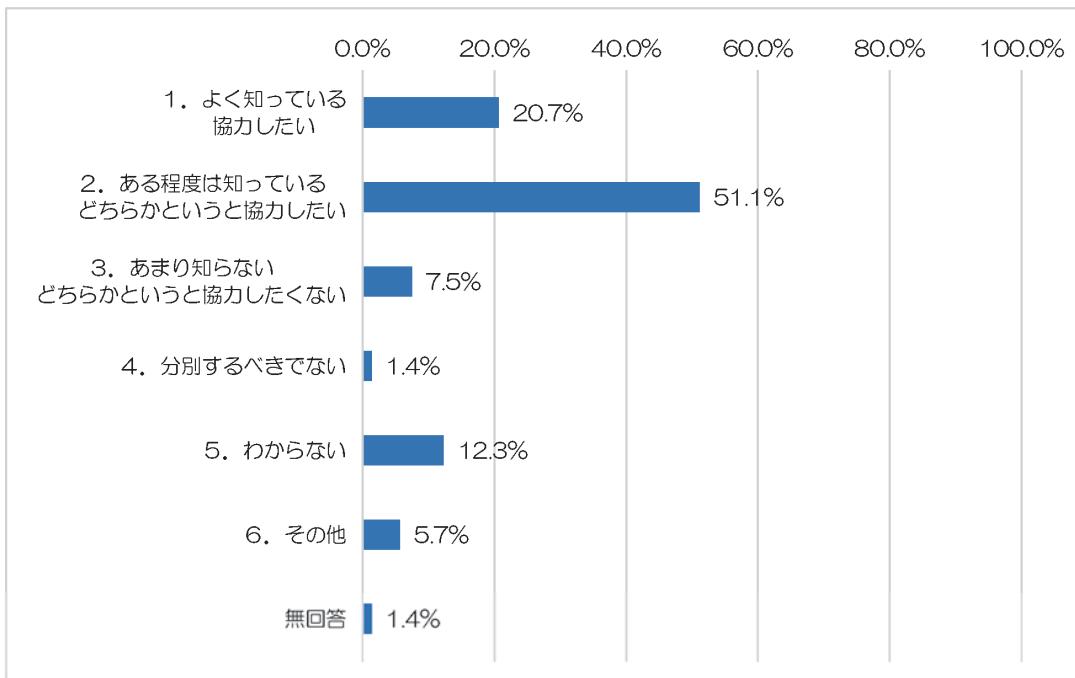


(注) 複数回答のため、回答割合の合計が100.0%を超えています。

3 プラスチック使用製品廃棄物の分別について

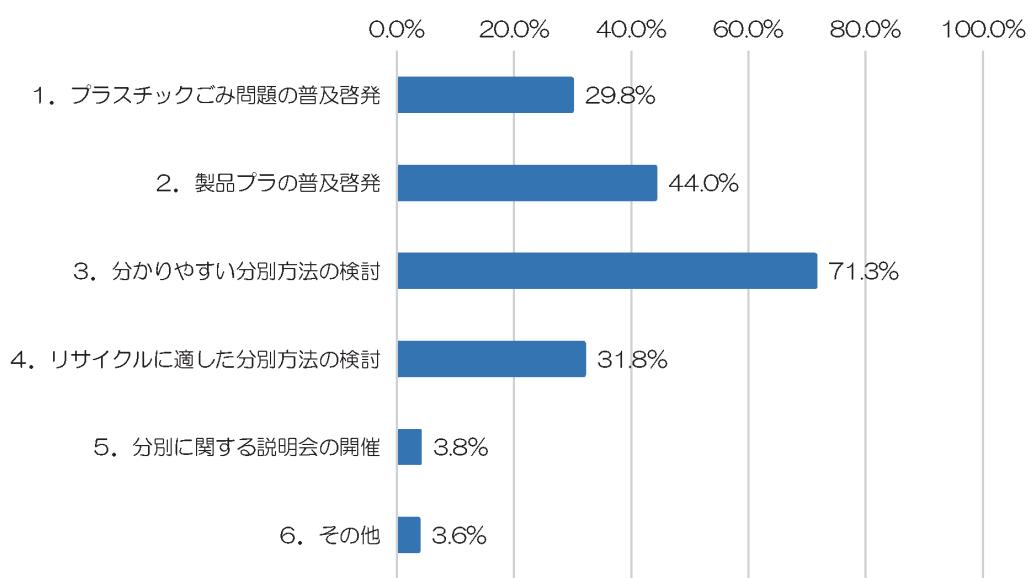
(1)本市では、新たに「製品プラ」を分別回収することについて検討していますが、あなたは、「製品プラ」の分別回収を実施することについて、どのように思いますか。1~6の中から、最も当てはまる番号に○をつけてください。(○はひとつ)

回答	割合	回答数
1. よく知っている 協力したい	20.7%	91
2. ある程度は知っている どちらかというと協力したい	51.1%	225
3. あまり知らない どちらかというと協力したくない	7.5%	33
4. 分別するべきでない	1.4%	6
5. わからない	12.3%	54
6. その他	5.7%	25
無回答	1.4%	6
合計	100.0%	440



(2)あなたは、製品プラの分別回収を推進するために、市はどのような取り組みを行うべきだと思いますか。当てはまるものを全てお選びください。(複数回答可)

回答	割合	回答数
1. プラスチックごみ問題の普及啓発	29.8%	132
2. 製品プラの普及啓発	44.0%	195
3. 分かりやすい分別方法の検討	71.3%	316
4. リサイクルに適した分別方法の検討	31.8%	141
5. 分別に関する説明会の開催	3.8%	17
6. その他	3.6%	16
合計	184.4%	817



(注) 複数回答のため、回答割合の合計が100.0%を超えています。

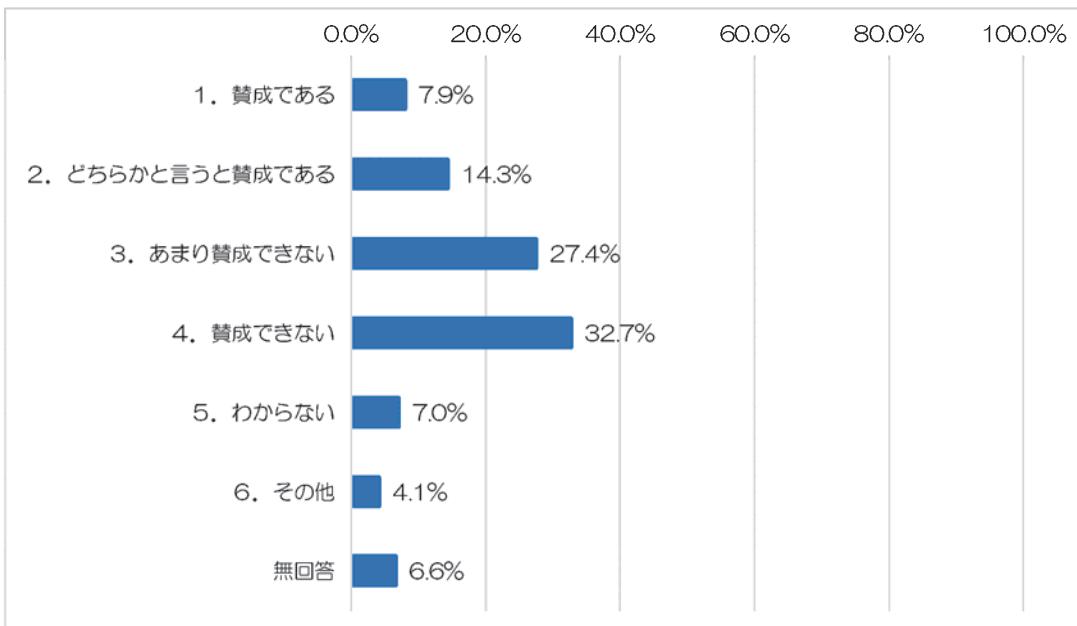
4 家庭ごみの有料化について

(1)あなたは、家庭ごみ(普通ごみ)の有料化の導入についてどのように思いますか。

1~6の中から、最も当てはまる番号に○をつけてください。(○はひとつ)

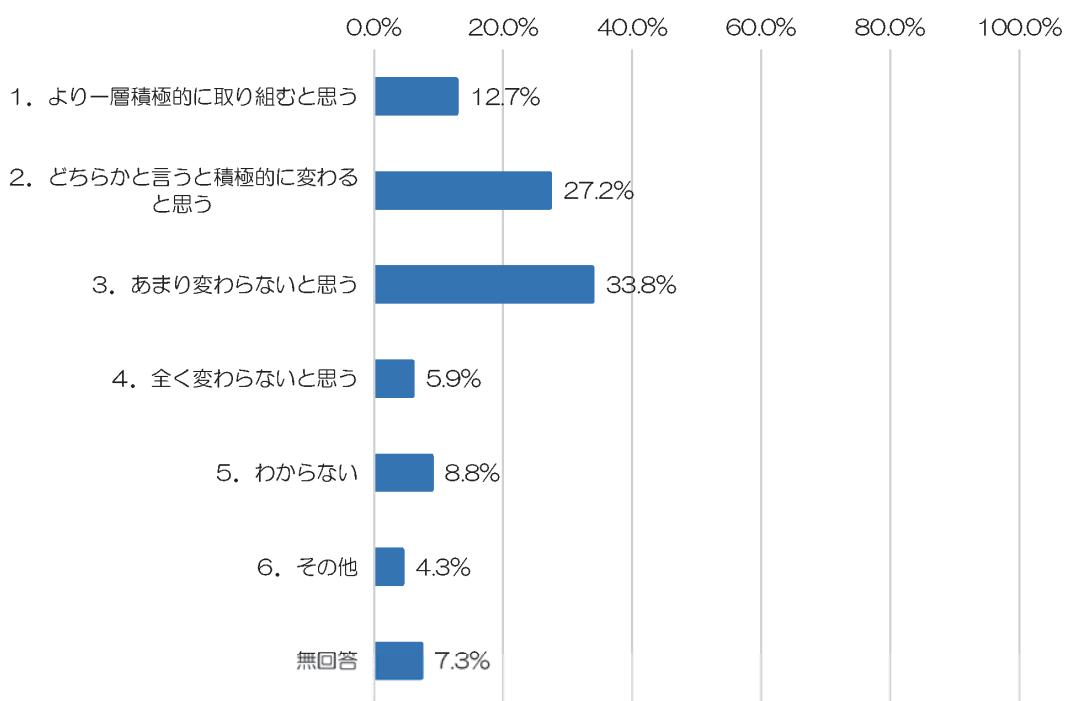
※家庭ごみ(普通ごみ)の有料化を導入している市町村では、指定ごみ袋制やごみ袋へのシール貼付制を導入する一方、資源ごみは無料とすることで、ごみの減量とリサイクルの推進を目指しています。

回答	割合	回答数
1. 賛成である	7.9%	35
2. どちらかと言うと賛成である	14.3%	63
3. あまり賛成できない	27.4%	121
4. 賛成できない	32.7%	144
5. わからない	7.0%	31
6. その他	4.1%	18
無回答	6.6%	29
合計	100.0%	441
有効回答数(合計から無回答を除いたもの)		412



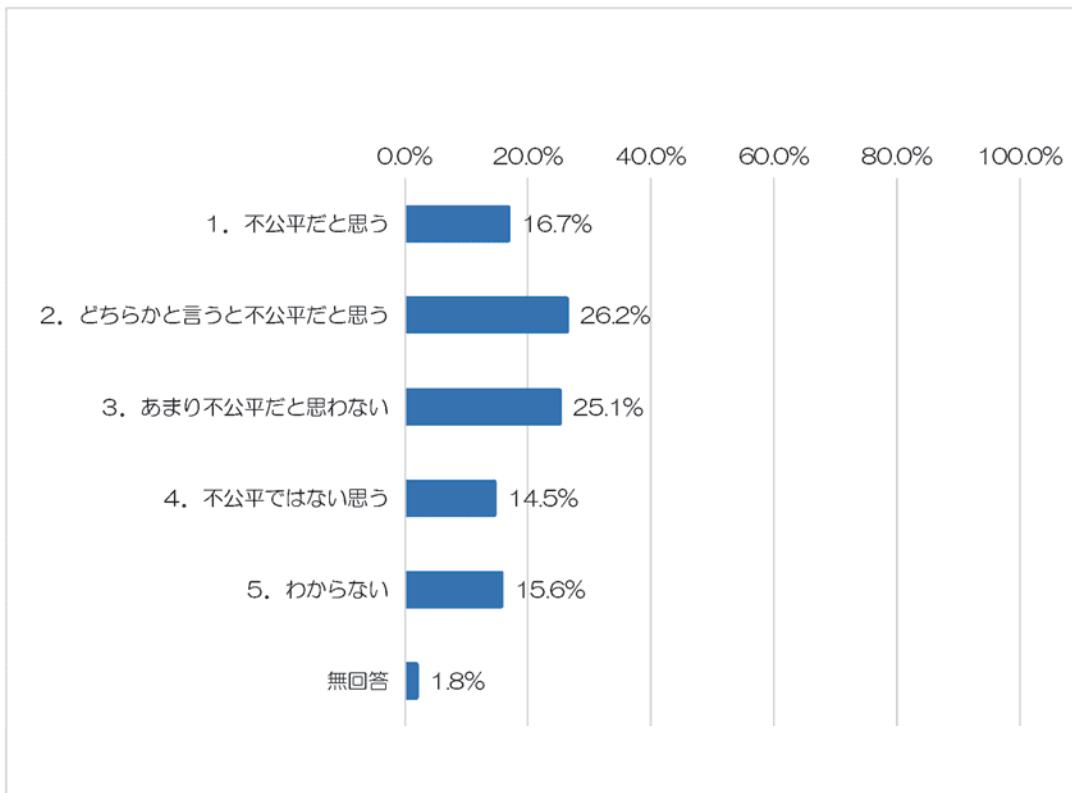
(2)あなたは、家庭ごみ（普通ごみ）の有料化が実施された場合、ごみの減量やリサイクルに対する取り組み方が変わると思いますか。
1～6の中から、最も当てはまる番号に○をつけてください。（○はひとつ）

回答	割合	回答数
1. より一層積極的に取り組むと思う	12.7%	56
2. どちらかと言うと積極的に変わると思う	27.2%	120
3. あまり変わらないと思う	33.8%	149
4. 全く変わらないと思う	5.9%	26
5. わからない	8.8%	39
6. その他	4.3%	19
無回答	7.3%	32
合計	100.0%	441
有効回答数（合計から無回答を除いたもの）		409



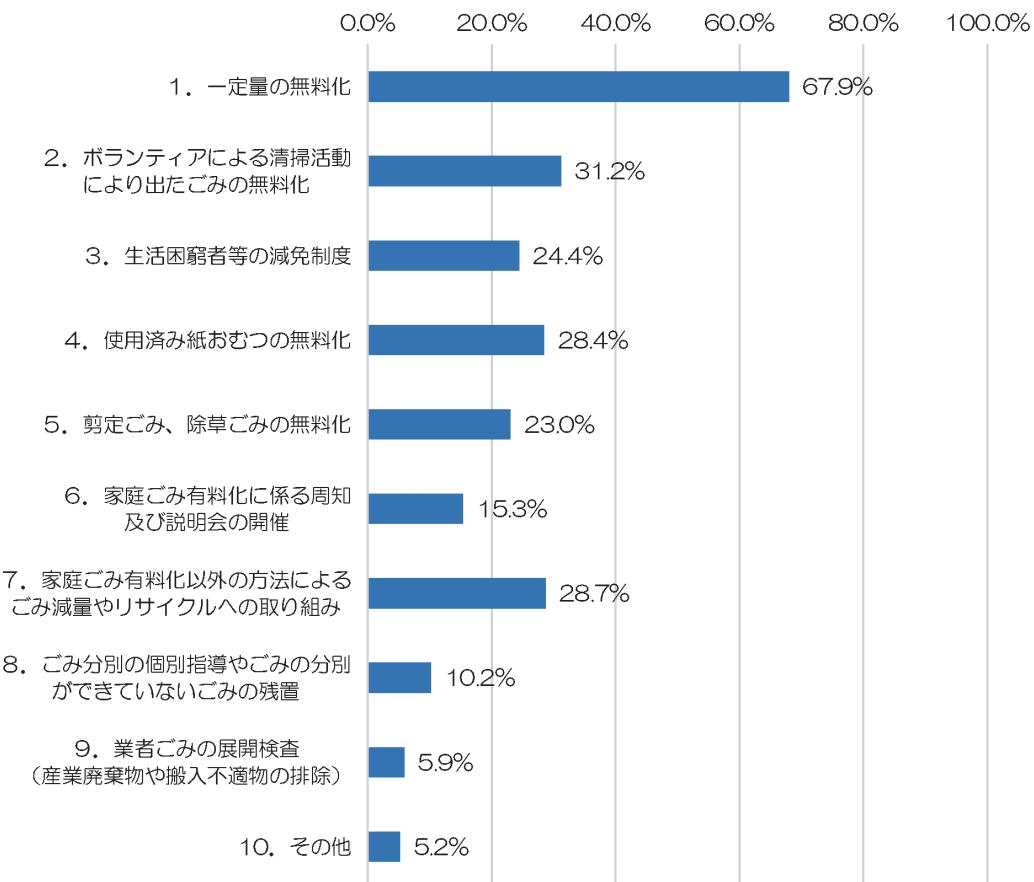
(3)あなたは、ごみを出す量の多い・少ないに関わらず、金銭的負担に差がないことについてどのように思いますか。1～5の中から、最も当てはまる番号に○をつけてください。(○はひとつ)

回答	割合	回答数
1. 不公平だと思う	16.7%	74
2. どちらかと言うと不公平だと思う	26.2%	116
3. あまり不公平だと思わない	25.1%	111
4. 不公平ではないと思う	14.5%	64
5. わからない	15.6%	69
無回答	1.8%	8
合計	100.0%	442
有効回答数（合計から無回答を除いたもの）		434



(4)あなたは、家庭ごみ（普通ごみ）の有料化を行う場合、市はどのような取り組みを行なうべきだと思いますか。当てはまるものを全てお選びください。（複数回答可）

回答	割合	回答数
1. 一定量の無料化	67.9%	301
2. ボランティアによる清掃活動 により出たごみの無料化	31.2%	138
3. 生活困窮者等の減免制度	24.4%	108
4. 使用済み紙おむつの無料化	28.4%	126
5. 剪定ごみ、除草ごみの無料化	23.0%	102
6. 家庭ごみ有料化に係る周知 及び説明会の開催	15.3%	68
7. 家庭ごみ有料化以外の方法による ごみ減量やリサイクルへの取り組み	28.7%	127
8. ごみ分別の個別指導やごみの分別 ができないごみの残置	10.2%	45
9. 業者ごみの展開検査 (産業廃棄物や搬入不適物の排除)	5.9%	26
10. その他	5.2%	23
合計	240.2%	1064

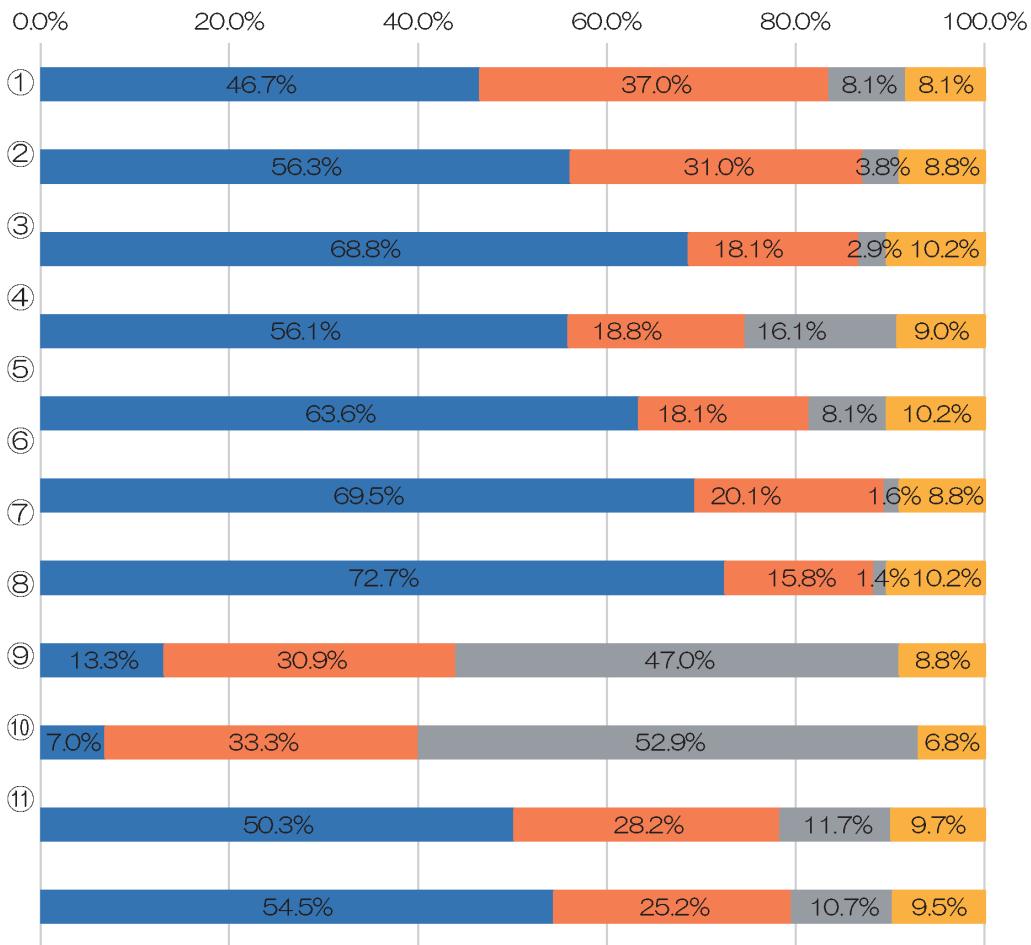


(注) 複数回答のため、回答割合の合計が100.0%を越えています。

5 ごみの減量・リサイクルなどに関する広報活動などについて

(1)あなたは、次の門真市の取り組みについて、聞いたり、利用したりしたことがありますか。最も当てはまるものに○をつけてください（それぞれの項目につき、○はひとつ）

回答(回答割合)	1 聞いたことがない	2 知っているが、参加(利用)したことはない	3 参加(利用)したことがある	無回答
①リサイクルプラザの見学	46.7%	37.0%	8.1%	8.1%
②かどまエコフェスティバル※ ※門真市リサイクルプラザで開催しているごみの減量・リサイクルに関するイベント	56.3%	31.0%	3.8%	8.8%
③もりぐち・かどまプラスチックごみゼロ宣言※ ※使い捨てプラスチック削減のため、マイボトルの普及啓発や給水スポットの設置等に取り組んでいる	68.8%	18.1%	2.9%	10.2%
④再生資源集団回収実施団体への奨励金制度※ ※自治会や子ども会等が自主的に行う古紙や紙パック等の集団回収に対し、門真市が奨励金を交付する制度	56.1%	18.8%	16.1%	9.0%
⑤地域清掃活動を行う団体への支援	63.6%	18.1%	8.1%	10.2%
⑥さわやか訪問収集 ※粗大ごみについて、ごみ出しが困難な世帯を対象に、市職員が屋内からの「持ち出し収集」を行う制度	69.5%	20.1%	1.6%	8.8%
⑦ふれあいサポート収集 ※普通ごみ・小型ごみ・資源ごみについて、ごみ出しが困難な世帯を対象に、市職員が週1回、無料で家庭ごみを玄関先まで戸別に収集に伺う制度	72.7%	15.8%	1.4%	10.2%
⑧クリーンセンターへのごみ持込の予約制	13.3%	30.9%	47.0%	8.8%
⑨粗大ごみの処理券購入制度（有料化）	7.0%	33.3%	52.9%	6.8%
⑩小型家電の回収ボックス設置	50.3%	28.2%	11.7%	9.7%
⑪水銀使用廃棄物の回収ボックス設置	54.5%	25.2%	10.7%	9.5%



■1 聞いたことがない

■2 知っているが、参加(利用)したことはない

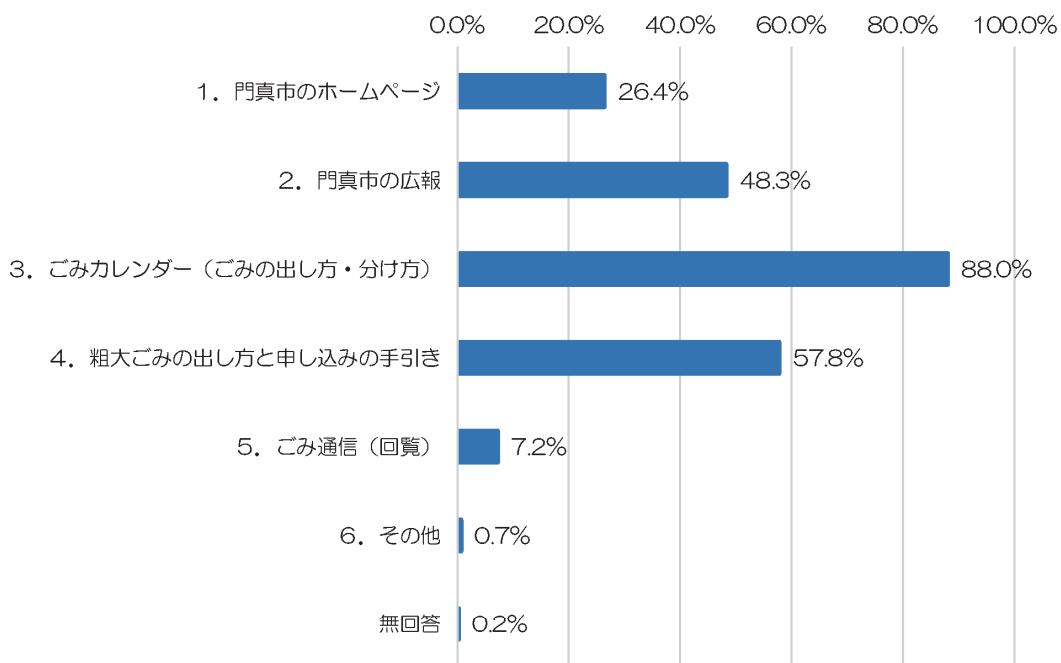
■3 参加(利用)したことがある

■無回答

- ① リサイクルプラザの見学
- ② かどまエコフェスティバル
- ③ もりぐち・かどまプラスチックごみゼロ宣言
- ④ 再生資源集団回収実施団体への奨励金制度
- ⑤ 地域清掃活動を行う団体への支援
- ⑥ さわやか訪問収集
- ⑦ ふれあいサポート収集
- ⑧ クリーンセンターへのごみ持込の予約制
- ⑨ 粗大ごみの処理券購入制度(有料化)
- ⑩ 小型家電の回収ボックス設置
- ⑪ 水銀使用廃棄物の回収ボックス設置

(2)門真市がごみの出し方や取り組みについて情報提供を行っているもののうち、あなたが利用したことのあるもの、または知っているものに○を付けてください。(複数回答可)

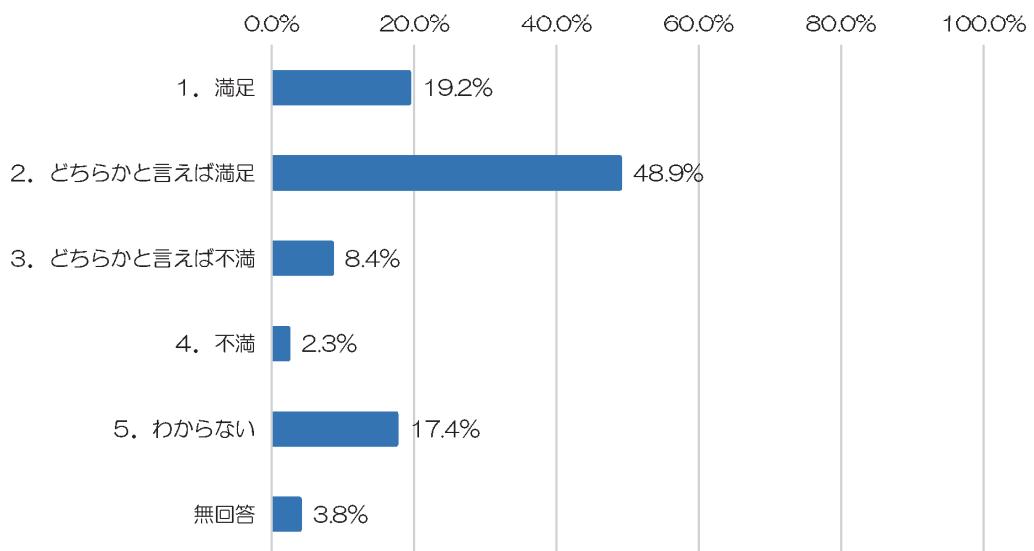
回答	割合	回答数
1. 門真市のホームページ	26.4%	117
2. 門真市の広報	48.3%	214
3. ごみカレンダー（ごみの出し方・分け方）	88.0%	390
4. 粗大ごみの出し方と申し込みの手引き	57.8%	256
5. ごみ通信（回覧）	7.2%	32
6. その他	0.7%	3
無回答	0.2%	1
合計	228.7%	1013
アンケート回答者数		443



(注) 複数回答のため、回答割合の合計が100.0%を超えています。

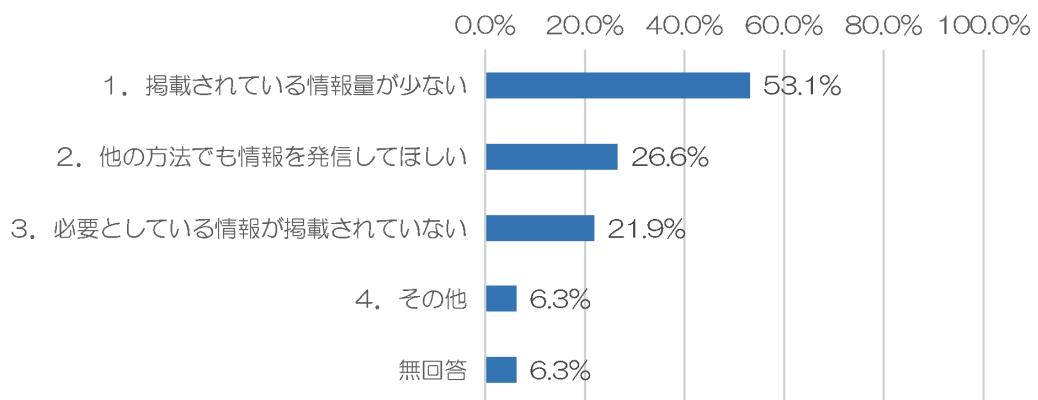
(3)門真市がごみの出し方や取り組みについて行っている情報提供について、あなたはどう感じていますか。いずれかの番号に○を付けてください。(○はひとつ)

回答	割合	回答数
1. 満足	19.2%	85
2. どちらかと言えば満足	48.9%	216
3. どちらかと言えば不満	8.4%	37
4. 不満	2.3%	10
5. わからない	17.4%	77
無回答	3.8%	17
合計	100.0%	442



補足質問 (3)で「3：どちらかといえば不満」または「4：不満」と感じている理由について〇を付けてください。(複数回答可)

回答	割合	回答数
1. 掲載されている情報量が少ない	53.1%	34
2. 他の方法でも情報を発信してほしい	26.6%	17
3. 必要としている情報が掲載されていない	21.9%	14
4. その他	6.3%	4
無回答	6.3%	4
合計	114.1%	73
アンケート回答者数		64
不要回答（「3・4」を選んでいないが回答しているもの）		17



(注) 複数回答のため、回答割合の合計が100.0%を超えています。

ご意見・ご提案等

アンケートのご意見・ご提案を記載いただく欄には、多くのご意見をいただいた。主なご意見等は、次のとおり。

- ごみの有料化に反対、有料化した場合の不法投棄を懸念する。
- 資源ごみの持ち去りに対応してほしい。
- ごみの分別方法が判りにくい、ごみの出し方・分け方、ごみ出しカレンダーを改善して欲しい。
- ごみの分別ができない人の苦情、ルールを守らない人への指導・啓発等をして欲しい。
- カラスがごみを荒らすことに対応して欲しい。
- 資源ごみの回収回数を増やしてほしい、拠点回収を行うなど回収方法を改善して欲しい。
- 粗大ごみ等のごみ出しへの手伝いや協力依頼先を教えて欲しい。
- 粗大ごみ、持ち込みごみの予約方法を改善して欲しい。

第1部

第2部

第3部

第4部

第5部

卷末資料



門真市一般廃棄物処理基本計画

発行・編集： 門真市 環境水道部 環境政策課

〒571-8585

門真市中町1番1号

電話：06-6902-6490

ホームページ：<https://www.city.kadoma.osaka.jp/>